平成30年 第3回定例会

摂津市議会会議録

平成30年9月 4日 開会 平成30年9月27日 閉会

摂 津 市 議 会

開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
松本暁彦議員	2- 3
楢村一臣議員	
村上英明議員	2 25
光好博幸議員	
水谷毅議員	
福住礼子議員	
中川嘉彦議員	
安藤薫議員	
延会の宣告	2 75
○9月25日 (第3日) 川麻詳号 - 地大白沙洪第101名 / 大大川麻老 (説明号) - 川麻 / 大	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した 議会事務局職員	0 1
議会事務同職員	
職争り住、本りの会議に付した事件	
ー	
- 日程 1 一般質問	J J
ロ 住 I	3 3
增永和起議員	
森西正議員	
渡辺慎吾議員	
日程2 議案第53号~議案第56号、議案第60号~議案第66号	
委員長報告(総務建設常任委員長・文教上下水道常任委員長・民生常任	
討論(増永和起議員)	LAAK
採決	
日程3 議案第67号	3 47
提案理由の説明(総務部長)	0 11
質疑(野口博議員、三好義治議員、森西正議員)	
採決	
日程4 議会議案第10号~議会議案第15号	3 52
討論(安藤薫議員)	0 02
採決	
散会の官告	3 53

○9月26日(第4日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席し	た
議会事務局職員	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 議長辞職許可の件	4- 3
採決	
議長辞職の挨拶(藤浦雅彦議員)	
日程2 議選第1号	4- 3
選挙	
議長就任の挨拶(嶋野浩一朗議長)	
日程3 副議長辞職許可の件	4- 4
採決	
副議長辞職の挨拶(弘豊議員)	
日程4 議選第2号	4- 5
選挙	
副議長就任の挨拶(福住礼子議員)	
日程 5 議案第 6 8 号	4- 5
提案理由の説明(市長)	
採決	
延会の宣告	4- 6
○9月27日(第5日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席し	た
議会事務局職員	5- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5- 2
開議の宣告	
会議録署名議員の指名	
日程1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	
選任	
日程 2 特別委員会委員選任の件	5 3
選任	0 0
日程3 議選第3号	5 — 3
選挙	<i>5 5</i>
選手	5 9
日任4 - 職云連呂安貞云の所官事項に関する調査の件	$\mathfrak{d}-\mathfrak{d}$
オ会中の調査に伏足 閉会の官告	F 0
IAI マソ 目 ロ	

☆添付資料

審議日程	資料-	1
議案付託表	資料-	2
一般質問要旨	資料-	3
選任名簿	資料-	6
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料-	7
議決結果一覧	資料-	8

摂 津 市 議 会 会 議 録

平成30年9月4日

(第1日)

平成30年第3回摂津市議会定例会会議録

平成30年9月 4日(火曜日) 会場 午前10時 津 市 議 会 議

1 出席議員 (19名)

福 住 礼 子 1 番 藤 薫 3 番 安 5 上 英 明 村 7 番 南 野 直 司 番 弘 豊 9 三 11番 好 義 治 慎 1 3 番 渡 辺 吾 Ш 平 15番 香 良

本

野

松

嶋

暁

浩一朗

彦

浦 雅 彦 2 番 藤 博 4 番 野 \Box 6 番 水 谷 毅 8 番 中 Ш 嘉 彦 10番 増 起 永 和 12番 楢 村 臣 14番 森 西 正 三 16番 好 俊 範 博 幸 光

好

18番

1 欠席議員 (0名)

1 7

19番

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 Ш 正 教 育 長 箸尾谷 也 知 総 務 部 長 井 П 久 和 環 境 部 長 田 雅 Щ 也 保健福祉部理事 平 井 貴 志 上下水道部長 Ш П 猛

教育委員会 林 弘 小 寿 次世代育成部長

消 防 明 修 長 原

副 市 長 奥 村 良 夫 市長公室長 和 憲 Щ 本 市民生活部長 野 村 眞 守 保健福祉部長 堤 設 部 長 土 井 正 治 育 委 会 教 員 野 教 育 次 長 北 人 士 教育総務部長 監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 田 拓 夫 会・固定資産評価審 查委員会事務局長 会計管理者 牛 渡 子 長

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉

岩見賢一郎 事務局参事兼局次長

1	議	事	日程		
	1,				会期決定の件
	2,	議	案 第	5 7 号	教育長の任命について同意を求める件
		議	案 第	5 8 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件
	3,	認	定 第	1号	平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
		認	定 第	2号	平成29年度摂津市水道事業会計決算認定の件
		認	定 第	3号	平成29年度摂津市下水道事業会計決算認定の件
		認	定 第	4号	平成29年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定 第	5号	平成29年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定第	6号	平成29年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定 第	7号	平成29年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定第	8号	平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の 件
		議	案 第	5 3 号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)
		議	案 第	5 4 号	平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)
		議	案 第	5 5 号	平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	5 6 号	平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	6 0 号	摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件
		議	案 第	6 1 号	摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	6 2 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	6 3 号	摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	6 4 号	摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例制定の件
		議	案第	6 5 号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	6 6 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
	4,	報	告第	7号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の 件
	5,	報	告第	8号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
	6,	議	案 第	5 9 号	損害賠償の額を定める件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程6まで

(午前10時 開会)

○藤浦雅彦議長 ただいまから平成30年第 3回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

連日の猛暑が少し和らいだと思っておりましたけれども、今度は大きな台風が摂津市に近付いてきておりますが、そんな慌ただしい中、議員各位にはご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、第3回定例議会におきましては、 報告案件といたしまして、平成30年度摂 津市一般会計補正予算(第2号)専決処分 報告の件ほか1件、認定案件といたしまし て、平成29年度摂津市一般会計歳入歳出 決算認定の件ほか7件、予算案件といたし まして、平成30年度摂津市一般会計補正 予算(第3号)ほか3件、人事案件といた しまして、教育長の任命について同意を求 める件ほか1件、条例案件といたしまし て、摂津市国民健康保険財政調整基金条例 制定の件ほか6件、その他案件といたしま して、損害賠償の額を定める件1件、合計 24件のご審議をお願いいたすものでござ います。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご 可決賜りますよう、よろしくお願い申し上 げます。

簡単ではございますが、開会に当たって のご挨拶とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 挨拶が終わり、本日の会議 を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び 香川議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。 お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

日程2、議案第57号及び議案第58号 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 ただいま上程となりました議案 第57号及び議案第58号の提案理由の説 明を申し上げます。

議案第57号、教育長の任命について同意を求める件でございますが、本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、市長が議会の同意を得て教育長を直接任命することとなりましたが、今般、箸尾谷知也氏が平成26年10月1日から平成30年9月30日までの旧法での4年の任期を満了することとなりますことから、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、改正法第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

新教育長の任期につきましては、改正法第5条第1項の規定によりまして、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年を予定いたしております。

なお、履歴書等につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第58号、公平委員会 委員の選任についてご説明申し上げます。

本件につきましては、藤本惠子氏が平成 30年度11月12日をもって任期満了と なりますことから、引き続き同氏を公平委 員会委員に選任いたしたく、地方公務員法 第9条の2第2項の規定により議会の同意 を求めるものでございます。

委員の任期につきましては、平成30年 11月13日から平成34年11月12日 までの4年を予定いたしております。

履歴書等につきましては、ご参照賜りま すようお願い申し上げます。

以上で議案第57号及び議案第58号の 提案理由の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

議案第57号及び議案第58号を一括採 決します。

本2件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本2件は 同意されました。

ただいま任命に同意しました箸尾谷教育 長から挨拶を受けます。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 おはようございます。

一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、引き続き教育長にご同意いただきまして、まこと

にありがとうございます。これまで5年 半、旧制度の教育長として教育行政に携わってまいりましたが、来る10月1日より、改正法令によります新教育長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、教育界では戦後最大規模の教育改革が進められております。その背景といたしましては、グローバル化や、いわゆるAIなどの科学技術の進化によりまして、21世紀の社会を生きていく子どもたちにと要とされる資質や能力が変化してきたたちにます。そのため、学校のはいます。そのため、学校のは取り組むことのできる授業へと改善するに取り組むことで、方がこれまでのようにとで、子どもたちがこれまでのようにというとで、それらのときを生きていくのに役に立つ力を育るとい求められていると考えております。

私は、もとより、この改革には賛成でございますが、それをさらに一歩進めて、子どもたちが学校行事や生徒会活動、児童会活動などにより主体的に参加することで、もっと学校生活全体を能動的に生活できるようにしておりますとをであるということを対してきる取り組みを学校にはぜひ進めておけできる取り組みを学校にはぜひ進めておけできるないと考えているわけです。それはり子どもたちが、不登校の減少や学力向上も含めた子どもたち自身の成長につながるものと期待できるからです。ぜひ、これからは、そういう力を育てていくうまず

教育改革では、ほかにも、小学校での英 語教育の充実や高等学校の新しい社会科科 目の新設など、学習内容の改定も行われることとなっております。さらに、2020年度には、新聞等の報道にもございますが、大学入試制度の改革も予定されております。これらは、高等学校教育のみならず、中学校教育、小学校教育にも少なからず影響を与えるものと考えております。本市においても、これからの教育改革に乗りおくれることのないように、一歩先、二歩先を進めた教育行政のかじ取りをしてまいりたいと思っております。

また、本市におきましては、学校教育や社会教育の環境整備はもとより、子育ての環境整備や子どもの安心・安全を守るための体制構築など、課題はたくさんございますが、子どもたちのためにを第一に考え、それらを一つ一つしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

10月からは教育委員会も新制度となります。私自身も気持ちを新たにして、これからも、議員の皆様のご理解もいただきながら、森山市長とともに、教育を受けるなら摂津市と評価していただけるような教育行政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤浦雅彦議長 挨拶が終わりました。

日程3、認定第1号など19件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。 (井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 おはようございます。

認定第1号、平成29年度摂津市一般会 計歳入歳出決算認定の件について、その内 容をご説明いたします。

初めに、本市の平成29年度決算の概要

について申し上げます。

歳入につきましては、市税収入において、法人市民税及び固定資産税が増加したものの、市たばこ税の減少により、市税全体として前年度収入を下回りました。

一方、歳出につきましては、挟助費など 社会保障関連経費が前年度に引き続き増加 いたしております。

財政指標につきましては、経常収支比率が5.6ポイント悪化し、100.4%となっております。

次に、平成29年度一般会計決算についてご説明いたします。

決算概要4ページをご覧ください。

当初予算額339億2,700万円に対し、4億6,761万2,000円を増額補正し、前年度繰越事業費6億759万2,663円を合わせまして、予算現額は350億220万4,663円となりました。

まず、歳入決算につきましては、調定額337億7,977万4,178円に対し、収入済額332億4,281万2,815円で、収入率は98.4%となっております。

次に、6ページをご覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額35 0億220万4,663円に対し、支出済額330億166万3,255円で、執行率は94.3%となっております。形式収支は2億4,114万9,560円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は2億1,417万9,560円でございます。

次に、11ページをご覧ください。

歳入といたしまして、自主財源は217 億1,808万3,258円で65. 3%、依存財源は115億2,472万 9,557円で34.7%となっております。構成比率の上位につきましては、市税が55.4%、国庫支出金が18.2%、府支出金が6.5%などとなっております。

次に、歳出についてでございますが、1 5ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費は171億2,955万3,886円で、歳出全体に占める割合は51.9%でございます。

物件費は64億3,613万5,327 円で19.5%となっており、その他の経 費では、普通建設事業費が18億3,96 6万7,117円で5.6%などとなって おります。

それでは、決算書に従いまして、その主 な内容についてご説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、各 歳入金額につきましては、収入済額でご説 明いたします。

10ページ、款1市税は184億2,9 96万8,365円で、前年度に比べ1. 4%、2億5,963万9,139円の減額となっております。

項1市民税は70億5,683万5,708円、項2固定資産税は88億9,081万2,370円、項3軽自動車税は1億1,906万2,027円、項4市たばこ税は7億2,445万6,371円、項5都市計画税は16億3,880万1,889円でございます。

なお、市税の徴収率は97.6%で、前年度に比べ0.1ポイント改善しております。また、不納欠損額については3,183万9,101円となっております。

款2地方譲与税は1億5,116万6,000円で、前年度に比べ1.5%、22

1万2,000円の増額となっております。

項1地方揮発油譲与税は4,380万 2,000円、項2自動車重量譲与税は1 億736万4,000円。

款3利子割交付金は2,820万7,000円で、前年度に比べ79.3%、1,247万2,000円の増額となっております。

款4配当割交付金は8,009万6,0 00円で、前年度に比べ39.6%、2, 272万4,000円の増額となっております。

款 5 株式等譲渡所得割交付金は8,12 8万2,000円で、前年度に比べ13 9.9%、4,740万5,000円の増額となっております。

款 6 地方消費税交付金は 1 6 億 9 , 4 6 0 万円で、前年度に比べ 1 . 7 % 、 2 , 8 6 1 万円の増額となっております。

款7ゴルフ場利用税交付金は186万6 49円で、前年度に比べ11.4%、19 万533円の増額となっております。

款8自動車取得税交付金は7,458万4,000円で、前年度に比べ25.6%、1,520万9,000円の増額となっております。

款9地方特例交付金は7,091万8,000円で、前年度に比べ1.5%、104万6,000円の減額となっております。

款10地方交付税は8,414万5,0 00円で、前年度に比べ81.8%、3億 7,754万円の減額となっております。

款11交通安全対策特別交付金は1,3 90万1,000円で、前年度に比べ1. 0%、14万5,000円の減額となって おります。 款12分担金及び負担金は7億93万6,327円で、前年度に比べ1.1%、734万7,894円の増額となっております。

12ページ、款13使用料及び手数料は 6億15万769円で、前年度に比べ0. 4%、267万4,404円の減額となっ ております。

項1使用料は4億7,511万3,107円、項2手数料は1億2,503万7,662円でございます。

款14国庫支出金は60億6,319万6,137円で、前年度に比べ3.9%、2億2,657万3円の増額となっております。

項1国庫負担金は51億3,527万5,127円、項2国庫補助金は8億7,741万9,000円、項3委託金は5,050万2,010円でございます。

款15府支出金は21億6,327万 3,771円で、前年度に比べ2.9%、 6,018万2,014円の増額となって おります。

項1府負担金は16億580万7,233円、項2府補助金は4億623万3,689円、項3委託金は1億5,123万2,849円でございます。

款16財産収入は3,175万4,917円で、前年度に比べ67.5%、6,589万818円の減額となっております。

項1財産運用収入は3,118万2,1 60円、項2財産売払収入は57万2,7 57円でございます。

款17寄附金は1,275万3,835 円で、前年度に比べ66.8%、2,57 0万5,481円の減額となっております。

款18繰入金は7億4,025万6,2

91円で、前年度に比べ51.8%、2億 5,261万6,906円の増額となって おります。

項1特別会計繰入金は7,894万8, 150円、項2基金繰入金は6億6,13 0万8,141円でございます。

款19諸収入は8億6,166万9,3 25円で、前年度に比べ4.5%、4,0 37万7,119円の減額となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は4,75 9万3,424円、項2市預金利子は1, 668円、項3貸付金元利収入は2億7, 143万6,122円、項4雑入は5億 4,263万8,111円でございます。

款20市債は10億1,750万円で、 前年度に比べ27.3%、3億8,190 万円の減額となっております。

款21繰越金は3億4,059万3,4 29円で、前年度に比べ38.3%、2億 1,176万505円の減額となっております。

続きまして、歳出についてでございますが、各歳出金額につきましては、支出済額でご説明いたします。

16ページ、款1議会費は3億230万 5,258円で、執行率98.5%となっ ております。

款2総務費は37億5,653万9,779円で、執行率93.1%となっており、その内訳として、項1総務管理費は26億7,761万2,194円、項2徴税費は6億401万3,670円、項3戸籍住民基本台帳費は1億6,446万6,364円、項4選挙費は7,933万6,458円、項5統計調査費は2,038万3,850円、項6監査委員費は3,313万6,815円、項7保健体育費は1億

7, 759万428円でございます。

款3民生費は149億3,986万4,587円で、執行率95.4%となっており、その内訳として、項1社会福祉費は60億9,254万3,158円、項2児童福祉費は58億6,782万8,191円、項3生活保護費は29億7,949万3,238円、項4災害救助費につきましては執行をいたしておりません。

款4衛生費は22億2,013万2,373円で、執行率93.7%となっており、その内訳として、項1保健衛生費は8億7,626万3,633円、項2清掃費は13億4,386万8,740円でございます。

款5農林水産業費は9,153万8,6 49円で、執行率97.3%となっております。

款6商工費は5億1,405万3,13 0円で、執行率92.4%となっております。

款7土木費は38億5,392万6,7 08円で、執行率93.6%となっており、その内訳として、項1土木管理費は2 4億8,646万1,716円、項2道路橋りよう費は5億2,987万7,843 円、項3水路費は2億9,987万5,3 16円、項4都市計画費は4億2,459 万1,774円、項5住宅費は1億1,3 12万59円でございます。

款 8 消防費は 1 1 億 5 , 6 8 3 万 1 , 6 7 6 円で、執行率 9 2 . 9 % となっております。

18ページ、款9教育費は34億4,7 07万8,042円で、執行率89.0% となっており、その内訳として、項1教育 総務費は5億7,276万1,171円、 項2小学校費は18億9,865万9,3 96円、項3中学校費は2億3,349万 885円、項4幼稚園費は2億2,432 万1,821円、項5社会教育費は3億 7,411万8,953円、項6図書館費 は1億4,372万5,816円でございます。

款10公債費は27億1,939万3, 053円で、執行率99.9%となっております。

款11諸支出金につきましては執行いた しておりません。

款12予備費につきましては、当初予算 3,000万円のうち37万9,400円 を賠償金に充当しております。

以上、平成29年度摂津市一般会計歳入 歳出決算の内容説明とさせていただきま す。

続きまして、認定第5号、平成29年度 摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認 定の件につきまして、その内容をご説明い たします。

特別会計歳入歳出決算書46ページをご 参照ください。

まず、平成29年度決算の概要といたしまして、歳入決算額は15億5,361万6,018円、歳出決算額は1億3,664万2,024円で、歳入歳出差引額は14億1,697万3,994円となっております。なお、この剰余金につきましては、全額、平成30年度の同会計の歳入といたすものでございます。

次に、決算の内容につきましてご説明い たします。

52ページをご覧ください。

歳入の款1財産収入、項1財産運用収入 6,463万2,000円は、前年度に比 べ0.7%、42万円の増額となっており ます。 款2繰越金、項1繰越金14億8,86 3万8,115円は、前年度に比べ0. 4%、643万1,697円の増額となっております。

款3諸収入、項1預金利子等34万5, 903円は、前年度に比べ50.2%、3 4万8,750円の減額となっておりま

次に、54ページをご覧ください。

歳出の款1繰出金、項1繰出金1,29 2万6,400円は、前年度に比べ0. 7%、8万4,000円の増額となっております。これは味舌上財産区及び鶴野財産 区の土地貸付収入の2割相当を一般会計へ 繰り出したものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費1億2,371万5,624円は、各財産区への事業交付金で、前年度に比べ171.1%、7,808万3,068円の増額となっております。

なお、この内容につきましては、決算概要の221ページから227ページに記載いたしております。

以上、平成29年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件についての内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、平成30年 度摂津市一般会計補正予算(第3号)につ きまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、歳入では、普通交付税のほか、これに伴う臨時財政対策債などを計上いたしております。

歳出につきましては、大阪北部地震に起 因する公共施設等の修繕費用のほか、被災 住宅修繕支援金、母子生活支援施設運営費 負担金などの追加補正となっております。

初めに、補正予算の第1条といたしまし

て、既定による歳入歳出予算の総額に歳入 歳出それぞれ2億5,576万6,000 円を追加し、その総額を341億4,89 0万9,000円とするものでございま す。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 2ページからの第1表歳入歳出予算補正に 記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 9地方特例交付金、項1地方特例交付金 は、822万1,000円を減額するもの でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税8, 876万6,000円の増額は、普通交付 税でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金1, 489万円の増額は、災害復旧費国庫負担 金などでございます。

項2国庫補助金619万円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金などでございます。

款15府支出金、項1府負担金142万 2,000円の増額は、母子生活支援施設 負担金でございます。

款18繰入金、項1特別会計繰入金8, 271万6,000円の増額は、介護保険 特別会計の決算に伴う精算によるものでご ざいます。

項2基金繰入金3億7,245万7,0 00円の減額は、今回の補正財源を調整す るための財政調整基金繰入金でございま す。

款20市債、項1市債2億2,828万 1,000円の増額は、地震に起因する公 共施設の修繕に係る災害復旧事業債の増額 及び普通交付税の交付額確定に伴う臨時財 政対策債の計上によるものでございます。 款21繰越金、項1繰越金は、平成29年度一般会計決算に伴う実質収支額2億 1,417万9,000円を計上するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款2総務費、項1総務管理費1億786万円の増額は、せつつNPOセンター用地境界確定測量業務委託料のほか、地方財政法第7条の規定による財政調整基金積立金などでございます。

項3戸籍住民基本台帳費475万2,000円の増額は、マイナンバーカード等への旧姓併記に伴う住民基本台帳システム改修委託料でございます。

項7保健体育費321万9,000円の 増額は、地震に起因する体育施設の修繕費 用でございます。

款3民生費、項1社会福祉費2,949 万7,000円の増額は、臨時福祉給付金 等給付事業に係る過年度分国庫返還金でご ざいます。

項2児童福祉費780万9,000円の 増額は、保育所等の修繕費用のほか、母子 生活支援施設運営費負担金を計上いたして おります。

款 8 消防費、項 1 消防費 7, 0 7 4 万 4, 0 0 0 円の増額は、被災住宅修繕支援 金などでございます。

款9教育費、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費、項4幼稚園費における総額3,188万5,000円の増額は、教育施設等に係る修繕料でございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につき まして、4ページの第2表債務負担行為の 補正に記載のとおりでございます。

債務負担行為の追加につきましては、指 定管理者制度の指定期間満了に伴う更新の ため、限度額を設定するものでございます。設定期間につきましては、平成31年度から平成35年度までの期間で限度額を設定しており、限度額総額は7億5,677円となっております。

次に、第3条地方債の補正につきましては、5ページからの第3表地方債の補正に記載のとおりでございます。新たに起債同意が見込まれるものとして、臨時財政対策債を計上しております。

6ページ、変更分につきましては、地震 を起因とする公共施設修繕に係る災害復旧 事業債の起債限度額を変更するものでござ います。

以上、議案第53号、平成30年度摂津 市一般会計補正予算(第3号)の内容説明 とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明いたします。

今回の改正の主な内容は、寄附金控除の 対象の拡大や、たばこ税の税率等の変更な どに伴い、所要の改正を行うものでござい ます。

議案参考資料(条例関係)の1ページから17ページの新旧対照表も併せてご参照ください。

それでは、議案書の条文に従いまして改 正内容をご説明いたします。

第1条では、まず、市税条例第15条、 第19条及び附則第5条第1項について、 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」 に名称変更するものでございます。

第24条の2第1項は、寄附金税額控除 について、認定NPO法人、社会福祉法 人、公益社団法人等に対する寄附金のう ち、規則で定めるものを寄附金控除の対象 とするものでございます。 第29条第1項は、公的年金等支払報告 書により源泉控除対象配偶者の情報が把握 できますことから、公的年金等に係る所得 以外の所得を有しなかった者、つまり年金 のみの所得を有する者で、配偶者特別控除 を受けようとする場合の申告書の提出を不 要とするものでございます。

第46条第2項は、第24条の2第1項 の改正に伴う条文の整備を行うものでござ います。

第99条は、これまでパイプたばこに分類されていた加熱式たばこについて、新たに製造たばこの区分として設けるものでございます。

第100条の2は、加熱式たばこの喫煙 器具でグリセリン等の加熱により蒸気とな る溶液が充填されているものについても製 造たばことみなして、区分は加熱式たばこ とするものでございます。

第101条は、加熱式たばこの課税方式の見直しを図るもので、現在、パイプたばこに分類され、重量を紙巻たばこの本数に換算する方式で課税していたものを、新たに設けた加熱式たばこの区分により、重量と販売価格を紙巻たばこの本数に換算する方式に改めるものでございます。

第102条は、市たばこ税の税率を、平成30年10月1日から、現行1,000本につき5,262円から5,692円に改定するもので、今後、段階的な改定を予定しております。

第103条は、条文の整備でございます。

第105条は、第101条の改正に伴う 所要の改正でございます。

附則第5条第1項は、先にご説明いたしました第15条第2項と同様でございます。

附則第12条第2項は、都市再生特別措置法等の一部改正に係る都市計画税の特例が地方税法に設けられたことに伴うものでございます。

附則第20条第3項は、地方税法施行令 の改正に伴うものでございます。

附則第40条第3項は、租税特別措置法 の条ずれに伴うものでございます。

次に、第2条では、附則第12項について、平成28年の条例改正により紙巻たばこ3級品の特例税率が廃止されたことに伴う激変緩和の経過措置を、平成31年3月31日までから平成31年9月30日までに延長するものでございます。

第23項は、たばこ税の税率の引き上げ 時点において小売店等が所持する旧税率に 係るたばこに対する課税、いわゆる手持ち 品課税について、紙巻たばこ3級品の経過 措置期間の延長に伴い、手持ち品課税の期 間を平成31年9月30日に延期し、今回 のたばこ税の税率引き上げに伴い、1,2 62円の引き上げ額を1,692円に変更 するものでございます。

附則第24項は、手持ち品課税の納期の 改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例改正 の施行日を平成30年10月1日と定めて おりますが、一部の条項においては、公布 の日もしくは平成31年1月1日を施行日 といたしております。

以上、議案第61号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

- ○藤浦雅彦議長 次に、上下水道部長。
 - (山口上下水道部長 登壇)
- ○山口上下水道部長 認定第2号、平成29 年度摂津市水道事業会計決算認定の件につ きまして、決算書に基づき、その内容をご

説明申し上げます。

決算書の10ページから13ページにかけての平成29年度摂津市水道事業決算報告書につきましては、水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、10ページから11ページの収益 的収入及び支出でございますが、収入の第 1款水道事業収益は、決算額22億788万7, 282円で、前年度に比べ0. 7%、1, 547万1, 322円の増加と なっております。

第1項営業収益は20億1,047万8,800円で、前年度に比べ2.7%、5,678万3,300円の減少となっております。これは主に給水収益の減によるものでございます。

第2項営業外収益は1億9,740万8,482円で、前年度に比べ57.7%、7,225万4,622円の増加となっております。これは主に納付金の増によるものでございます。

次に、支出でございますが、第1款水道 事業費用は、決算額18億7,065万 1,698円で、前年度に比べ0.5%、 975万1,705円の減少となっており ます。

第1項営業費用は17億5,585万7,887円で、前年度に比べ1.2%、2,151万4,826円の減少となっております。これは主に減価償却費及び資産減耗費の減によるものでございます。

第2項営業外費用は1億1,479万 3,811円で、前年度に比べ11. 4%、1,176万3,121円の増加と なっております。これは消費税の増による ものでございます。

第3項予備費につきましては、予算現額 1,000万円を執行せず、全額不用額と いたしております。

続きまして、12ページから13ページ の資本的収入及び支出でございますが、収 入の第1款資本的収入は、決算額3億5, 684万円で、前年度に比べて89. 5%、1億6,853万4,000円の増 加となっております。

第1項企業債は3億1,860万円で、 前年度に比べ86.3%、1億4,760 万円の増加となっております。

第2項工事負担金は、前年度と同様、今 年度も収入はございませんでした。

第3項交付金は3,824万円で、前年度に比べ121.0%、2,093万4,000円の増加となっております。これは配水池の耐震化及び老朽管路の更新に対する交付金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本 的支出は、決算額5億8,376万6,5 31円で、前年度に比べ30.3%、2億 5,429万7,651円の減少となって おります。

第1項建設改良費は3億5,655万7 04円で、前年度に比べ40.6%、2億 4,360万8,906円の減少となって おります。これは主に施設改修費及び配水 管整備事業費の減によるものでございま す。

第2項企業債償還金は2億2,594万 3,711円で、前年度に比べ4.6%、 1,100万5,161円の減少となって おります。

第3項交付金返還金は127万2,11 6円で、これは前年度の交付金に対する返 還金でございます。 第4項予備費につきましては、予算現額 500万円を執行せず、全額不用額といた しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不 足する額3億8,692万6,531円に つきましては、過年度分損益勘定留保資金 1億1,214万830円、減債積立金1 億5,000万円、建設改良積立金1億円 及び平成29年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額2,478万5,701 円により補填したものでございます。

また、たな卸資産購入限度額は、2,867万1,000円に対して執行額は2,358万119円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税の相当額は174万6,632円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただき ます。

続きまして、認定第3号、平成29年度 摂津市下水道事業会計決算認定の件につき まして、決算書に基づき、その内容をご説 明申し上げます。

決算書の56ページから59ページにかけての平成29年度摂津市下水道事業決算報告書につきましては、下水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示いたしております。

まず、56ページから57ページの収益 的収入及び支出でございますが、収入の第 1款下水道収益は、決算額40億43万 5,593円となっております。

第1項営業収益は28億5,414万 8,585円となっており、これは主に下 水道使用料と一般会計からの雨水処理に係 る負担金でございます。

第2項営業外収益は11億4,628万

7,008円となっております。これは主に一般会計からの企業債利息などに係る負担金と補助金等の長期前受金につきまして、減価償却費見合いの収益化である長期前受金戻入でございます。

次に、支出でございますが、第1款下水 道事業費用は、決算額38億3,181万 4,860円となっております。

第1項営業費用は29億7,160万7,947円となっております。これは主に固定資産に係る減価償却費、安威川流域下水道の維持管理費及び公共下水道の維持管理を行う管渠費でございます。

第2項営業外費用は8億4,758万 4,695円となっております。これは主 に企業債利息でございます。

第3項特別損失は1,262万2,21 8円となっております。これは主に下水道 使用料の過年度調定分の不納欠損見込額で ございます。

第4項予備費につきましては、予算現額 600万円を執行せず、全額不用額といた しております。

続きまして、58ページから59ページ の資本的収入及び支出でございますが、収 入の第1款資本的収入は、決算額30億 6,413万6,930円となっております。

第1項企業債は19億8,530万円となっております。これは主に資本費平準化債でございます。

第2項負担金等は1億1,848万3,350円となっております。これは主に三 箇牧鳥飼雨水幹線建設に伴う高槻市からの 負担金でございます。

第3項国庫補助金は1億2,810万円 となっております。これは社会資本整備総 合交付金でございます。 第4項他会計負担金は4億6,402万 5,189円となっております。これは主 に一般会計からの元金償還に係る負担金で ございます。

第5項他会計補助金は3億6,735万 5,691円となっております。これは主 に元金償還金の汚水分に係る一般会計から の補助金でございます。

第6項長期貸付金償還金は87万2,700円となっております。これは水洗便所改造資金貸付に係る返還収入でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本 的支出は、決算額43億2,351万4, 239円となっております。

第1項建設改良費は4億296万5,6 38円となっております。これは主に公共 下水道整備費でございます。

第2項企業債償還金は39億2,054 万8,601円となっております。これは 元金償還金でございます。

第3項長期貸付金につきましては、予算 現額275万円を執行せず、全額不用額と いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不 足する額12億5,937万7,309円 につきましては、引継金1億5,937万 7,309円、当年度損益勘定留保資金1 1億円により補填したものでございます。

以上、決算内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、平成30年 度摂津市下水道事業会計補正予算(第1 号)につきまして、提案内容をご説明申し 上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容に つきましては、東別府雨水幹線建設工事に よります継続費の設定及び継続費設定に伴 う補正でございます。

補正予算書1ページをご覧いただきたい と存じます。

まず、第1条は、総則を定めたものでご ざいます。

第2条は、資本的収入及び支出の予定額 の補正を定めたもので、収入の第1款資本 的収入は2,000万円を増額するもので ございます。

第1項企業債は1,000万円を増額するものでございます。

第3項国庫補助金も同じく1,000万 円を増額するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本 的支出は2,000万円を増額するもので ございます。

第1項建設改良費も同じく2,000万円を増額するものでございます。

第3条は、継続費の総額及び年割額を定めるもので、公共下水道整備事業の東別府雨水幹線建設負担金を、平成30年度から平成33年度までの期間、総額18億円を設定するものでございます。

2ページ、第4条は、企業債の限度額を 定めるもので、1,000万円を増額する ものでございます。これらの補正は全て東 別府雨水幹線建設に伴う継続費の設定によ るものでございます。

以上、平成30年度摂津市下水道事業会 計補正予算(第1号)の提案説明とさせて いただきます。

- ○藤浦雅彦議長 次に、保健福祉部長。 (堤保健福祉部長 登壇)
- ○堤保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第4号、平成29年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させ ていただきます。

平成29年度国民健康保険事業は、都道 府県化に向けた準備を進めるとともに、財 政の健全化に向け、引き続き医療費の適正 化や収納率の向上等に取り組んでまいりま した。収支につきましては、高齢化の進展 等により、一人当たりの医療費が大きな伸 びを示したものの、経営努力に対する交付 金の獲得などもあり、前年度に引き続き黒 字となりました。

まず、予算額につきましては、当初予算 120億3,027万3,000円に対 し、8,130万4,000円を増額補正 し、最終予算額は121億1,157万 7,000円となりました。

歳入につきましては、調定額131億 2,756万2,175円に対し、収入済 額122億3,696万1,748円で、 収入率は93.2%となっております。

歳入の主な構成比率は、前期高齢者交付金が24%、共同事業交付金が21. 1%、国庫支出金が20.8%、国民健康保険料が16.4%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額1 21億1,157万7,000円に対しま して、支出済額117億84万8,147 円で、執行率は96.6%となっておりま す。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が60.5%、共同事業拠出金が23.3%、 後期高齢者支援金等が10.2%、介護納付金が3.8%となっております。

この結果、35ページ、実質収支に関する調書で表記のとおり、平成29年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引額は5億3,611万3,601円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳 出の各款別の主な内容につきましてご説明 申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額 につきましては、収入済額で説明をさせて いただきます。

12ページ、款1国民健康保険料は20億485万8,832円で、前年度に比べ6.2%、1億3,253万393円の減額となっております。

款2使用料及び手数料は46万4,26 6円で、前年度に比べ2.2%、1万43 0円の減額となっております。

款3国庫支出金は25億4,806万 2,251円で、前年度に比べ5.2%、 1億2,625万7,719円の増額となっております。

項1国庫負担金は18億7,886万2,251円で、前年度に比べ5.5%、9,738万2,719円の増額となっております。

項2国庫補助金は6億6,920万円で、前年度に比べ4.5%、2,887万5,000円の増額となっております。

款4療養給付費交付金は6,671万 4,707円で、前年度に比べ42%、 4,832万5,880円の減額となって おります。これは退職被保険者の減少に伴 うものでございます。

款5前期高齢者交付金は29億3,10 3万869円で、前年度に比べ3.5%、 1億536万3,962円の減額となって おります。

款6府支出金は6億2,845万4,470円で、前年度に比べ9.8%、6,829万2,085円の減額となっております。

項1府負担金は8,994万1,001

円で、前年度に比べ7. 1%、684万 3,520円の減額となっております。

項2府補助金は5億3,851万3,4 69円で、前年度に比べ10.2%、6, 144万8,565円の減額となっております。

款7共同事業交付金は25億7,747万9,623円で、前年度に比べ0.7%、1,942万9,320円の減額となっております。

款8繰入金は10億9,908万8,8 61円で、前年度に比べ2.6%、2,9 49万9,229円の減額となっております。

款9諸収入は1,983万2,023円で、前年度に比べ14.7%、340万4,135円の減額となっております。

項1雑入は1,827万8,713円で、前年度に比べ19.8%、451万7,095円の減額となっております。また、収入未済額531万4,958円は、保険給付費の返納金に係るものでございます。

項2延滞金、加算金及び過料は155万3,310円で、前年度に比べ252.7%、111万2,960円の増額となっております。

款10繰越金は3億6,097万5,8 46円で、前年度に比べ114.2%、1 億9,244万9,363円の増額となっ ております。

続きまして、歳出でございますが、各歳 出金額につきましては、支出済額で説明を させていただきます。

14ページ、款1総務費は1億4,49 1万8,220円で、前年度に比べ25. 4%、2,939万4,268円の増額となっております。 項1総務管理費は1億3,463万1,213円で、前年度に比べ31.7%、3,240万9,164円の増額となっております。これは国保広域化に伴うシステム改修等によるものでございます。

項2徴収費は1,011万4,407円で、前年度に比べ22.7%、297万8,656円の減額となっております。

項3運営協議会費は17万2,600円で、前年度に比べ17.4%、3万6,240円の減額となっております。

款2保険給付費は70億7,505万7,883円で、前年度に比べ0.6%、4,503万7,342円の減額となっております。

項1療養諸費は61億3,682万1,487円で、前年度に比べ0.8%、4,989万3,933円の減額となっております。

項2高額療養費は8億7,885万9,015円で、前年度に比べ1.3%、1,158万4,131円の増額となっております。

項3移送費は執行いたしておりません。 項4出産育児諸費は3,891万5,8 40円で、前年度に比べ16.2%、75 0万5,472円の減額となっております。

項5葬祭諸費は760万円で、前年度に 比べ9.4%、65万円の増額となってお ります。

項6精神・結核医療給付費は1,286万1,541円で、前年度に比べ1.0%、12万7,932円の増額となっております。

款3後期高齢者支援金等は11億9,518万5,642円で、前年度に比べ4.9%、6,100万3,270円の減額と

なっております。

款4前期高齢者納付金等は444万6, 201円で、前年度に比べ390.8%、 354万226円の増額となっております。

款5老人保健拠出金は2万2,257円で、前年度に比べ36.4%、1万2,7 18円の減額となっております。

款6介護納付金は4億3,870万7,965円で、前年度に比べ3.3%、1,499万6,909円の減額となっております。

款7共同事業拠出金は27億2,386 万3,458円で、前年度に比べ5. 4%、1億5,578万9,635円の減額となっております。

款8保健施設費は6,185万3,38 0円で、前年度に比べ3.7%、240万 1,811円の減額となっております。

款9諸支出金は5,679万3,141 円で、前年度に比べ23%、1,697万 8,916円の減額となっております。

款10予備費については執行いたしておりません。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書83ページ、認定第7号、平成29年度摂津市介護 保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、予算額につきましては、当初予算62億4,084万円に対し、2億8,122万9,000円を増額補正し、最終予算額は65億2,206万9,000円となりました。

歳入につきましては、調定額62億44

4万667円に対し、収入済額61億32 3万9,427円で、収入率は98.4% となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金23.8%、介護保険料22.2%、国庫支出金19.2%、繰入金17.4%、府支出金12.6%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額65億2,206万9,000円に対し、支 出済額57億3,349万4,412円で、執行率は87.9%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費8 8.4%、地域支援事業費3.4%、総務 費2.9%となっております。

この結果、115ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成29年度の介護保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引3億6,974万5,015円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳 出の各款別の主な内容につきましてご説明 申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額 につきましては、収入済額で説明をさせて いただきます。

90ページ、款1保険料は13億5,6 81万4,808円で、前年度に比べ1. 5%、2,022万3,929円の増額となっております。

款2使用料及び手数料は10万9,40 0円で、前年度に比べ6.5%、6,65 0円の増額となっております。

款3国庫支出金は11億7,460万2,595円で、前年度に比べ10.4%、1億1,027万74円の増額となっております。

項1国庫負担金は9億3,884万2,

770円で、前年度に比べ3.5%、3, 196万219円の増額となっております。

項2国庫補助金は2億3,575万9,825円で、前年度に比べ49.7%、7,830万9,855円の増額となっております。これは、平成29年度から総合事業を開始したことに伴い、介護予防事業に係る地域支援事業交付金が増加したことなどによるものでございます。

款4支払基金交付金は14億5,496 万210円で、前年度に比べ6.5%、 8,905万6,210円の増額となって おります。

款5府支出金は7億7,175万4,8 87円で、前年度に比べ6.7%、4,8 68万8,822円の増額となっております。

項1府負担金は7億2,532万4,680円で、前年度に比べ2.8%、1,990万8,100円と増額となっております。

項2府補助金は4,643万207円で、前年度に比べ163.1%、2,878万722円の増額となっております。これは、平成29年度から総合事業を開始したことに伴い、介護予防事業に係る地域支援事業交付金が増加したことなどによるものでございます。

款6繰入金は10億6,454万3,000円で、前年度に比べ18.6%、1億6,693万6,000円の増額となっております。

款7諸収入は130万3,450円で、 前年度に比べ473%、107万5,97 0円の増額となっております。これは、項 2雑入、目2返納金における介護給付費返 還金が増加したことなどによるものでござ います。

款8財産収入は3万1,000円で、前年度に比べ78.5%、11万3,110円の減額となっております。

款9繰越金は2億7,912万77円で、前年度に比べ128%、1億5,671万8,331円の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳 出金額につきましては、支出済額でご説明 させていただきます。

92ページ、款1総務費は1億6,75 5万4,695円で、前年度に比べ3 1%、3,967万4,331円の増額となっております。

項1総務管理費は1億523万9,81 1円で、前年度に比べ37.4%、2,8 65万1,622円の増額となっております。

項2徴収費は356万2,747円で、 前年度に比べ2.8%、9万7,133円 の増額となっております。

項3介護認定審査会費は5,875万2,137円で、前年度に比べ22.8%、1,092万5,576円の増額となっております。

款 2 保険給付費は50億6,978万4,107円で、前年度に比べ4%、1億9,521万2,516円の増額となっております。

項1介護サービス等諸費は45億959万8,357円で、前年度に比べ6.5%、2億7,631万1,821円の増額となっております。

項2介護予防サービス等諸費は2億5, 609万5,170円で、前年度に比べ2 5.1%、8,568万1,316円の減 額となっております。 項3その他諸費は450万9,058円で、前年度に比べ1.2%、5万4,60 2円の増額となっております。

項4高額介護サービス等費は1億1,4 90万6,217円で、前年度に比べ6. 1%、655万8,636円の増額となっております。

項5高額医療合算介護サービス等費は 1,618万1,435円で、前年度に比べ22.6%、298万1,868円の増額となっております。

項6特定入所者介護サービス等費は1億6,849万3,870円で、前年度に比べ2.9%、501万3,095円の減額となっております。

款3地域支援事業費は1億9,731万7,726円で、前年度に比べ127.8%、1億1,068万2,282円の増額となっております。

項1介護予防・生活支援サービス事業費は1億22万8,906円となっております。この事業は総合事業開始に伴う新規事業でございます。

項2一般介護予防事業費は674万8, 974円で、前年度に比べ76.7%、2 93万529円の増額となっております。

項3包括的支援事業・任意事業費は9, 033万9,846円で、前年度に比べ 9.1%、752万2,847円の増額と なっております。

款4基金積立金は1億9,833万1,881円で、前年度に比べ132.8%、1億1,312万7,136円の増額となっております。

款5諸支出金は1億50万6,003円 で、前年度に比べ76.4%、4,354 万1,673円の増額となっております。

項1償還金及び還付加算金は3,448

万4,253円で、前年度に比べ4. 9%、160万6,661円の増額となっ ております。

項2繰出金は6,602万1,750円で、前年度に比べ174.1%、4,193万5,012円の増額となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書119ページ、認定第8号、平成29年度摂津市後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきま して、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、予算額につきましては、当初予算 9億9,293万7,000円に対し、 7,051万円を増額補正し、最終予算額 は10億6,344万7,000円となり ました。

歳入につきましては、調定額11億48 6万8,315円に対し、収入済額は10 億9,024万336円で、収入率は9 8.7%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保 険料76.5%、繰入金17%となってお ります。

次に、歳出でございますが、予算現額10億6,344万7,000円に対しまして、支出済額は10億4,597万777円で、執行率は98.4%となっております。

この結果、137ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成29年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入歳出差引額は4,426万9,559円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳

出の各款別の主な内容につきましてご説明 申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入につ きましては、収入済額で説明をさせていた だきます。

126ページ、款1後期高齢者医療保険料は8億3,422万7,919円で、前年度に比べ7.4%、5,734万9,538円の増額となっております。

款2使用料及び手数料は5万318円で、前年度に比べ2%、968円の増額となっております。

款3繰入金は1億8,531万9,40 2円で、前年度に比べ9.1%、1,54 8万5,411円の増額となっております。

款4諸収入は2万2,500円で、前年 度に比べ40.2%、1万5,100円の 減額となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は2万1, 500円で、前年度に比べ26.6%、 7,800円の減額となっております。

項2雑入は1,000円で、前年度に比べ88.0%、7,300円の減額となっております。また、収入未済額2万6,600円は保険料還付返戻金に係るものでございます。

款5繰越金は7,062万197円で、 前年度に比べ84.8%、3,241万 4,198円の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳 入金額につきましては、支出済額で説明さ せていただきます。

128ページ、款1総務費481万95 円は、前年度に比べ24.9%、95万 9,368円の増額となっております。

項1総務管理費は382万6,219円で、前年度に比べ27.5%、82万5,

871円の増額となっております。

項2徴収費は98万3,876円で、前年度に比べ15.7%、13万3,497円の増額となっております。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は 1 0億4,001万6,855円で、前年度に比べ14.3%、1億3,043万4,855円の増額となっております。

款3諸支出金は114万3,827円で、前年度に比べ20.1%、19万1,430円の増額となっております。

款4予備費につきましては執行いたして おりません。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号、平成30年 度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) につきまして、その内容をご説 明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、退職者医療に係る平成29年度療養給付費交付金の精算返還によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,135万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億2,931万円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰越金、項1繰越金1,135万4,000円の増額は、今回の補正財源とさせていただくものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款6 諸支出金、項1償還金及び還付加算金1, 135万4,000円の増額は、平成29 年度事業実績の確定に伴う療養給付費交付 金の返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号、平成30年 度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1 号)につきまして、その内容をご説明申し 上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金の精算などでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,974万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億4,635万円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款9繰越金、項1繰越金3億6,974万5,000円は、平成29年度決算に伴う実質収支額を平成30年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款4基金積立金、項1基金積立金2億5,968万8,000円の増額は、平成29年度決算に伴う剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算 金2,734万1,000円は、平成29 年度決算に伴う国庫府費等への返還金でご ざいます。

項2繰出金8,271万6,000円 は、平成29年度決算に伴う一般会計への 返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第60号、摂津市国民 健康保険財政調整基金条例制定の件につき まして、提案内容をご説明申し上げます。

国民健康保険の広域化により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体を担うこととなり、市町村の保険給付費は全額賄われることとなりました。一方、独自の保険料激変緩和措置や収納率の低下等による不足財源等につきましては、当該市町村において財源を確保することが必要となりました。

本市におきましては、新制度への適切な 対応を行う中で、国保財政の安定化及び健 全な事業運営を目的とし、基金の設置を提 案させていただくものでございます。

それでは、各条文につきましてご説明申 し上げます。

まず、第1条は、基金の設置について規 定をいたしております。

第2条は、基金の積立金は予算に計上する旨、規定いたしております。

第3条は、基金に属する現金の管理について規定いたしております。

第4条は、基金の運用から生ずる収益の 処理について規定いたしております。

第5条は、基金に属する現金の繰替運用 について規定いたしております。

第6条は、基金の全部又は一部を処分で きる場合について規定いたしております。

第7条は、市長への委任規定でございます。

次に、今回の条例制定の附則といたしま しては、この条例は公布の日から施行する ものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第64号、摂津市指定 地域密着型サービス及び指定地域密着型介 護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例の一部を改 正する条例制定の件につきまして、提案内 容をご説明申し上げます。

本件は、介護保険法が改正され、新たに 共生型地域密着型サービスが創設されたこ とにより、障害福祉サービスの指定を受け る事業所が地域密着型サービスの指定を受 けることができることとなったため、共生 型地域密着型サービスに係る基準について 条例で定めることが必要となり、本条例の 一部を改正するものでございます。

議案参考資料(条例関係) 27ページの 新旧対照表を併せてご参照賜りますようお 願い申し上げます。

まず、改正条文につきましては、第1条中、「第4項第1号」の次に「第78条の2の2第1項各号」を加え、第4条第1項中、「法」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加え、同条第3項中、

「第36条第2項」の次に「(指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。)」を加えるもので、いずれも共生型地域密着型通所介護に係る基準について定めるものでございます。

また、今回の条例改正の附則といたしま して、この条例は公布の日から施行するも のでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第65号、摂津市指定

居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅 介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制 定の件につきまして、提案内容をご説明申 し上げます。

本件は、指定居宅介護支援等の事業の人 員及び運営に関する基準省令が改正された ことに伴い、本条例の一部を改正するもの でございます。

議案参考資料(条例関係)29ページの 新旧対照表を併せてご参照賜りますようお 願い申し上げます。

まず、改正条文につきましては、本条例 第2条中、「第38号」の次に「。以下 『指定居宅介護支援等基準』という。」を 加え、第16条第19号の次に19号の2 を加えるもので、介護支援専門員は、居宅 サービス計画に厚生労働大臣が定める回数 以上の訪問介護を位置付ける場合にあって は、当該居宅サービス計画を市町村に届け 出ることとする改正を行うものでございま す。

また、今回の条例改正の附則といたしましては、この条例は平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

- ○藤浦雅彦議長 次に、市民生活部長。 (野村市民生活部長 登壇)
- ○野村市民生活部長 特別会計決算書61ページ、認定第6号、平成29年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

平成30年3月末現在、加入事業所は3 0事業所、被共済者数192名でございます。また、平成29年度中の退職者は19 名であり、その退職給付金額は497万 2,386円でございます。

予算額は1,384万7,000円で、 決算額は、歳入については、調定額、収入 済額ともに946万1,814円で、歳出 については、支出済額946万1,814 円で、対予算額費68.3%の執行率でご ざいます。

この結果、79ページの実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも946万1, 814円でございます。

それでは、特別会計決算書に従い、歳入 歳出の各款別にその主な内容につきまして ご説明申し上げます。

決算書68ページの歳入について、収入 済額でご説明申し上げます。

款1共済掛金につきましては、被共済者 1名につき月額2,000円の掛金を納付 いただくもので、平成29年度中の掛金総 額は426万6,000円でございます。

款2繰入金は、退職給付金の支給の際に 積立金を取り崩し、歳入として受け入れる ものが主で、519万1,826円でござ います。

款3諸収入は、積立金等の預金利子で、 3,988円でございます。

続きまして、70ページの歳出について、支出済額でご説明申し上げます。

款1共済総務費は1万6,200円で、 当制度運営に関する事務費でございます。

款2共済金は、退職給付金、還付金、積立金等で、944万5,614円の支出となったものでございます。

款3予備費は支出がございませんでした。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第63号、摂津市立市 民ルーム条例の一部を改正する条例制定の 件につきまして、提案内容をご説明申し上 げます。

議案参考資料(条例関係)の20ページ から26ページも併せてご参照願います。

本件は、摂津市立市民ルームの指定管理者を平成31年度4月に再指定するに当たり、市民ルームの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため、本条例を制定するものであります。

併せて、条例全般において、文言を他の 施設設置条例の文言と整理をしておりま す。

改正の内容といたしましては、利用料金 を指定管理者の収入とするため、条文全般 において「使用料」を「利用料金」に改め ております。

第9条利用料金では、第2項で、利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、利用料金を変更しようとするときも同様としております。

第3項では、第2項を承認したときは、 その旨を告示することとしております。

第4項では、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとしております。

第10条利用料金の減免では、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるとしております。

第11条利用料金の不還付では、規則で 定める基準に従い、その全部又は一部を還 付することができるとしております。

別表第1及び別表第2(第9条関係)では、第9条において、利用料金は別表第1

及び別表第2に定める額の範囲内において 指定管理者が定めるとしておりますことか ら、上限額を記載しております。

なお、本条例は平成31年度4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市立市民ルーム条例の一部を 改正する条例制定の件の提案説明とさせて いただきます。

- ○藤浦雅彦議長 次に、次世代育成部長。
 - (小林次世代育成部長 登壇)
- ○小林次世代育成部長 議案第62号、摂津 市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例 制定の件につきまして、提案内容をご説明 申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)18ペ ージからの新旧対照表も併せてご参照願い ます。

このたび、国が定める家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する基準のうち、従う べき基準が改正されましたことを受け、当 該条例を制定するものでございます。

改正の内容でございますが、家庭的保育 事業者等による代替保育の提供に係る連携 施設の確保が著しく困難であると認める場 合で、家庭的保育事業者等と代替保育を提 供する者との間でそれぞれの役割分担と責 任の所在が明確化されていること、代替保 育を提供する者の本来業務の遂行に支障が 生じないようにするための措置が講じられ ていることを条件として、小規模保育事業 A型・B型、または事業所内保育事業を行 う者を確保することによって、代替保育の 提供に係る連携施設を確保することにかえ ることができるとするものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するも のでございます。

以上、議案第62号の提案内容の説明と

させていただきます。

- ○藤浦雅彦議長 消防長。
 - (明原消防長 登壇)
- ○明原消防長 議案第66号、摂津市火災予 防条例の一部を改正する条例制定の件につ きまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、重大な消防法令違反のある防火 対象物について、その法令違反内容を利用 者等に公表することにより、利用者等の防 火安全に対する認識を高め、火災被害の軽 減を図るとともに、当該防火対象物の防火 管理業務の適正化を促進するため、総務省 消防庁通知を受け、本条例の一部を改正い たすものでございます。

それでは、条文に沿いましてご説明を申 し上げます。

第47条の3は、新たに条を追加いたす ものでございます。

第1項は、新たな公表制度の目的と要件 を規定いたすものでございます。

第2項は、公表する場合の通知について 定めるものでございます。

第3項は、公表の対象となる防火対象 物、違反内容及び公表の手続については、 規則で定める旨を規定いたすものでござい ます。

附則といたしまして、この条例は平成3 1年度4月1日から施行する旨を規定いた すものでございます。

以上、議案第66号の提案説明とさせて いただきます。

- ○藤浦雅彦議長 説明が終わりました。質疑 に入ります。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本19件のうち、認定第1号の駅前等再

開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号の8件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

日程4、報告第7号を議題とします。 報告を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 報告第7号、平成30年度 摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処 分報告の件につきまして、その内容をご報 告いたします。

本件につきましては、6月18日に発生いたしました大阪北部地震に関し、緊急対応が必要な経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告させていただきます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,183万7,000円を追加し、その総額を338億9,314万3,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 2ページからの第1表歳入歳出予算補正に 記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 14国庫支出金、項1国庫負担金4,81 0万5,000円の増額は、災害復旧費国 庫負担金でございます。

項2国庫補助金874万2,000円の 増額は、耐震改修補助金などでございま す

款15府支出金、項1府負担金292万円の増額は、被災住宅応急修理事業負担金でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金7,81 7万円の増額は、今回の補正財源を調整するための財政調整基金繰入金でございます。

款20市債、項1市債4,390万円の 増額は、地震に起因する公共施設の修繕に 係る災害復旧事業債などでございます。

次に、歳出についてでございますが、款 2総務費、項1総務管理費996万2,0 00円の増額は、コミュニティプラザなど の緊急修繕費用でございます。

項7保健体育費720万円の増額は、市 立温水プールの緊急修繕費用でございま す。

款3民生費、項1社会福祉費1,604 万6,000円の増額は、地震により被害 を受けた市民の生活支援を目的とした災害 見舞金などでございます。

項2児童福祉費132万5,000円の 増額は、保育所等の緊急修繕費用でござい ます。

項4災害救助費386万円の増額は、災 害救助法に基づく住宅応急修繕費用などで ございます。

款7土木費、項4都市計画費3,560 万円の増額は、ブロック塀等撤去補助金な どでございます。 款 8 消防費、項 1 消防費 3, 1 9 5 万 6, 0 0 0 円の増額は、災害対応総合窓口業務委託料などでございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、項 3 中学校 費、項 4 幼稚園費における総額 7, 238 万 8, 000円の増額は、教育施設に係る 緊急修繕費用などでございます。

款12諸支出金、項1災害援護資金貸付 金350万円の増額は、地震被害に係る災 害援護資金貸付金でございます。

次に、第2条地方債の補正につきましては、4ページの第2表地方債の補正に記載のとおりでございます。追加分につきましては、新たに起債同意が見込まれるものとして、災害援護資金貸付及び災害復旧事業債を計上いたしております。

以上、報告第7号、平成30年度摂津市 一般会計補正予算(第2号)の専決内容の ご報告とさせていただきます。

- ○藤浦雅彦議長 報告が終わり、質疑に入ります。安藤議員。
- ○安藤薫議員 今、ご説明をいただきました 一般会計補正予算専決処分、総額1億8, 183万7,000円の補正でございま す。ご説明いただいたように、大阪北部地 震による被害等への対応に対して、被災者 の生活支援であるとか市民の安全・安心を 確保する観点から、早急な対応が必要であ るということで、事前に議会へもご相談を いただく中で専決処分をしたということで あります。

具体的には、今もご説明がありましたが、災害見舞金のこと、ブロック塀の撤去費用の補助、それから、この9月3日に開設もされておりますが、災害総合窓口についてお聞きしておきたいと思います。

ブロック塀等撤去助成につきましては、 既に8月に総合窓口受付も始まっていると 聞いております。それから、災害見舞金につきましても、8月下旬に、対象とされている生活保護利用者であるとか重度障害者、ひとり親家庭医療などの福祉医療助成制度の対象者の方々に申請の関係書類なども郵送されていると。それを受けて、昨日からだったと思いますが、4階に総合相談窓口も開設されているということで、これから市民の皆さんがこの制度をどのように活用していくのか、また、活用できるのかどうか、また、周知なども広がっていくと思います。

そこで、最初に、それぞれこの三つのことについて、申請であるとか受付の状況であるとか、現状をお聞かせいただきたいと思います。とりわけブロック塀については、8月に受付が既に始まっておりますので、その申請や受付の状況など、また、申請をしたけども、なかなか条件に合わなかったような方もいらっしゃると思いますが、そういった事情などもわかっている範囲で教えていただきたい。

補正予算の中には国・府の補助金なども 財源として計上されていますが、この三つ については、いずれも市単費、市独自で頑 張っていただいているかと思いますけど も、これらの三つの事業についても、国な どの補助制度、交付金の制度などを活用す ることはできないのかについてお聞かせを いただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。保健福祉 部理事。
- ○平井保健福祉部理事 災害見舞金につきま してご答弁申し上げます。

災害見舞金につきましては、8月下旬に 対象者の方に郵送で通知をさせていただい たところでございまして、実際に受付のほ うは昨日からしておるところでございま す。昨日の時点で郵送で届きましたのは2 0件弱ということですので、これからどん どん増えていくかと思いますが、中身につ きましては、これから審査のほうを行って いきたいと考えております。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 それでは、ブロック塀についてのご質疑にお答えさせていただきます。

ブロック塀の取り壊しについての補助に つきましては、既に二十数件の問い合わせ を受けているところです。しかし、ブロッ ク塀につきましては、石積みの上にも可道路 が狭かったり、また、前面道路 が狭かったりと、いろいろ諸条件等もあり まして、我々の補助としては撤去補助で、 で、潰すことなんですけれども、どう におきましては、やはり潰した後、どう におうに復旧していこうかというとブロック 塀の撤去には至っていないという状況で す。今後も、個々の状況を聞かせていただ けるよう努めてまいりたいと考えておりま す。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 財源について、総務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

このたびの支援につきましては、災害救助法の適用がございます分については国のほうから、また、大阪府のほうから義援金という形で財源をいただけるものはいただいております。また、今回お願いいたします専決処分の分につきましては、国庫補助がございますので、特に学校の修繕関係については国庫補助を見込んでおります。

ただ、一般的に市持ち出しの部分も若干

ございますので、その分は市負担となって ございます。また、ブロック塀につきまし ては、府が2分の1補助という形で今補正 をしているところでございますので、それ も活用させていただきたいと考えておりま す。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 ありがとうございます。

災害見舞金についてです。対象が、低所 得者の方の生活再建のためにということが 挙がっておりまして、一定の条件がありま す。対象者が3,700名というご説明を いただいていまして、4割ほどの申請率で 計算して、約1,500世帯、1,500 万円ということで計上されているかと思う んですけども、その対象になっておられる 方が、この災害見舞金の制度の趣旨ですと か、申請の内容、仕方について、郵送だけ で本当に理解できるのかどうかというのが 危惧されています。既に8月に災害見舞金 の対象者の方に郵送されております。届い た方からも、私のほうにも問い合わせを幾 つかいただいておりますけども、なかなか 書類の郵送だけでは理解ができないという お話もお伺いしておりますので、やはり丁 寧な説明というのが非常に重要だと思うん ですね。そのための総合窓口ということで ありますので、総合窓口についてもきちん と対応をやっていただきたいと思うんで す。

この総合窓口については、あいている時間というのが、平日の市役所があいている時間帯ということです。ひとり親家庭の方からお伺いしている話は、なかなかお仕事を休めない、電話をするにしてもなかなか時間がとれない中で、例えば保育所の入所の申し込みであったり、就学援助の受付な

どのように、一定、時間外の夕方の受付であるとか、休日の受付対応なども必要になってくるのではないかと思うんですけども、そういった対応はお考えではないでしょうか。

それから、生活保護利用者の方には、災 害見舞金関係書類と併せて、収入認定にか かわる自立更生計画という書類も同封をさ れているとのことであります。かなり分厚 い封筒になっていまして、見せていただい たんですけども、災害見舞金給付制度と、 それから生活保護の自立更生計画という二 つの制度のものが一遍に入っていて、説明 書はついておるんですけれども、理解が非 常にしづらいということなんですね。そも そも、この災害見舞金の趣旨といいますの が、一部損壊など家屋の損害をこうむった 方々の中で、生活保護であるとか福祉医療 助成制度を受けている方々をお見舞いする という制度であるわけですので、生活再建 の一助として支給する見舞金ということで ありますので、被災した生活保護利用者の 収入認定の対象にするというのはおかしく ないのかということも思うんですけども、 その点お聞かせください。

それから、ブロック塀撤去についてです。今、ご報告いただいたのでありますけども、おっしゃるとおり、撤去の後のことを市民の方は当然併せて考えられると思うんです。公道や公園に面している危険なブロック塀を撤去していくということは、次に来るかもしれない大地震でブロック塀が崩れて被害を起こさないためのものでありますので、市民からすれば、その後どうするのかというところまで考えた制度設計が必要ではないかと思うんですね。とりわけ、狭隘道路は別にしても、新しく防犯上の都合からブロック塀にかわる安全な軽量

フェンスであるとか生け垣の設置に対しても助成をする必要があるのではないかと。 既に、高槻市であるとか池田市、箕面市、 堺市、また寝屋川市だったと思いますけども、近隣各市でも、一定の上限はありますけれども、新たな塀の設置、生け垣の設置に対しても補助制度が設けられているんですね。それを併せて考えていく必要があるのではないかと思うんです。

今、総務部長からもお話がありましたように、ブロック塀については、財源として、国のほうの防災・安全対策事業、効果促進事業の中にもブロック塀等の安全対策事業というものが示されていて、その中には、ブロック塀の撤去、生け垣整備を行うということも書かれているわけで、大阪府を通して国から交付金を財源として確保することによって、ブロック塀撤去などの目的を達成するために、やっぱり新たにブロック塀の設置等まで助成制度を拡大していくということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。保健福祉 部理事。
- ○平井保健福祉部理事 災害見舞金の総合窓 口に関するご質疑にお答え申し上げます。

災害見舞金につきましては、その事務を 行うに当たりまして、総合窓口のほうを設置しております。総合窓口におきまして は、その見舞金の申請受付、あるいは支給 事務、これに加えまして、罹災証明の発行 事務であるとか、そういった震災に関連す る総合的な相談であるとか受付、そういっ たことを担当するということで設置させて いただいております。

その中で、現在、郵送のほうで災害見舞 金の申請もさせていただいたところです が、その後、問い合わせのほうは非常にた くさん窓口のほうに来ております。その中 で、個別に丁寧にご説明させていただくと ともに、もし不明な点がございましたら、 それはまた個別に対応させていただくこと で現在のところは考えてございますが、現 時点では、窓口につきましては平日の午前 9時から午後5時ということなのですが、 休日に開かないのかということについて は、現時点ではそこまでは考えていないと ころでございますので、できましたら、こ の時間帯に、時間がないという方もいらっ しゃるかと思いますが、とりあえずお電話 いただきましたら、その時間の範囲内でご 説明のほうをさせていただきたいと思いま すので、よろしくお願いしたいと考えてお ります。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 それでは、ブロック塀の補助の件でございますけれども、今回のこのブロック塀の補助につきましては、道路上にブロックが転倒するという安全確保の観点からさせていただいているものでございます。また、ブロック塀につきましては、個人財産となるということで、どこまで行政のほうが補助をしていくかというのはりが補助をしていくかというのはりあると議論のあるところだと考えております。その中で、本市といたしましては、やはり道路への危険回避、安全確保という中で、撤去に対しての補助という形で今回させていただいたところでございます。

その上で、各ご家庭の防犯上の問題、これはいろいろご事情もあると思いますけれども、この件につきましては各家庭で対応していただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 生活保護利用者の対応について、どなたか答弁を。自立更生計画を一緒に同封していることについて。保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 私のほうから、生活保護 世帯の受給者に係ります見舞金の収入認定 の件についてご説明を申し上げます。

安藤議員からご指摘のとおり、見舞金の趣旨から申し上げましても、これが収入認定されることがないようにと考えております。自立更生計画につきましては、収入認定されることがないようにという趣旨で入れさせていただいておるものでございます。また、それに対しては、ケースワーカーのほうが丁寧な対応をするようにということで指示もさせていただいております。よろしくお願いいたします。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 3回目ですので、また議論もしていきたいと思っておるんですけども、どちらにしても、震災後、早急に何らかの対応をしていこうということで、さまざてをとっていただいたことについては評価しているものですが、やはりそれだけではまだまだ足りないということで、今回も補正予算(第3号)で住宅の修繕費等の補助の制度も提案をいただいていると思います。ですから、これにとどまらないで、今まさに受付が始まってきているところですので、今回のさまざまな市民の皆さんの状況をよく見ていただいて対応をとっていただきたいと思います。

とりわけ、生活保護利用者の方に対する 自立更生計画は、収入認定をされないため のものだということでありますけども、東 日本大震災のときには、「被災後の生活保 護の対応について」という厚生労働省の通 知の中で、緊急時の義援金等については 個々の収入認定をしない方向でというお話 もあると聞いておりますので、その点も考 慮していただいて今後も検討していただき たいと思います。

昨日も私が生活保護利用者の方からお伺 いしたのは、アパートに住んでおられる方 で、家屋は被害がありませんでした。です から、いわゆる一部損壊なしのご家庭で、 生活保護利用者の方です。しかし、地震に よって住宅内の食器棚等が壊れて、食器類 がことごとく割れてしまいました。郵送し ていただいた書類の中には、自立更生計画 の書類として、例えばコップに幾ら使っ た、食器に幾ら使ったという文例がありま したので、たちまちその方は、ああ、私も この見舞金の対象になるのではないかとい うことで誤解をされたわけで、実は違うん ですよというご説明をさせていただくと、 やっぱりがっかりはされるわけですね。書 類だけを見ても、なかなかこれは本当に理 解しづらいものです。かなり多くの方々を 対象に郵送されているかと思いますけど も、とりわけ生活保護利用者の方々につい ては、震災後もケースワーカーの方々が個 別に安否の確認等もしていらっしゃるわけ でありますので、この災害見舞金について も、もうややこしいから出すのをやめてお こうという方がないように、または誤解が ないように、ケースワーカーの方がきっち りと個別に対応して説明をしていくという ことは、やはり自立更生計画とは別個に必 要だと思いますので、その点は要望してお きたいと思います。

それから、総合窓口についても、災害から大分たってはおりますけども、対象の方々というのは、やはりなかなか市役所まで足を運ぶのに困難な条件を抱えておられる方が非常に多いのではないかと思うんで

すね。電話を一本して、また市役所に来て くださいと言っても、その時間をとるのが なかなかしんどい方々であって、災害見舞 金という趣旨から考えても、やっぱり足を 運ぶ、もしくは、その地域で説明会を行 う、または、来ていただくのであれば、や はりその方々が来やすい時間帯も設定をし ていくというのは、私は、この総合窓口と いう趣旨からいっても当然考えるべきもの だと思います。ずっと12月末まで日曜日 は対応してくれということでなくてもいい と思うんですね。書類が届いた数週間はそ ういった対応をとるとか、そういったこと を、きのうから始まっておりますので、そ の状況を見ながら柔軟に検討していただき たいと思います。要望しておきます。

それから、ブロック塀についてです。個 人資産云々というお話でありますが、現に 他の自治体では、そういった生け垣等の設 置費用の助成も行っておられますので、ぜ ひご検討いただきたいんです。とにかく目 的は、公道や公園に面している危険なブロ ック塀をなくしていくということです。市 民からしてみれば、なくすことと新しく設 置するということは当然一体で考えられる べきであって、撤去だけして、あとは個人 資産ですから知りませんでは、なかなか市 民の方が、ブロック塀撤去に一歩足を踏み 出そうと、せっかく補助制度ができて、き っかけになる動機づけをしていただいたの に、それをまた足を引っ張るような形にな ってはいけないので、設置費用、このこと もぜひご検討ください。財源等をぜひ確保 していただいて、その検討もしていただき たいと思います。

それと、もう一つ要望は、ブロック塀の 撤去費用助成については、今年度中という ことが条件に掲げられているかと思います けれども、宮城県などは、昭和53年に宮 城沖地震によってブロック塀倒壊で犠牲者 が生まれたと。その後、そのブロック塀を なくすために、耐震診断、耐震補助の助成 制度と併せてブロック塀の助成制度も継続 的に行っておられて、東日本大震災のとき にも、ブロック塀による倒壊によっての犠 牲者は出なかったという報道がありまし た。そういったことにも学んでいただき、 教訓にしていただいて、ブロック塀の散 去、そして、ブロック塀の設置助成を継続 的、恒常的な制度として設計し直していた だきたいということは今後の要望としてお きたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 午後 0 時に近付いておりますが、台風 2 1 号の関係で、このまま最後まで会議を続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。三好俊範議員。

○三好俊範議員 私のほうからも一つ、災害 見舞金についてお伺いしたいと思います。 幹事長会でもいろいろお話を聞いておりま すけども、改めてお伺いしたいです。

災害見舞金の対象者が、ひとり親家庭の 方であるとか生活保護世帯の方であるとお 聞きしておりますけども、生活保護の方は 基本的には持ち家は持っていらっしゃらな いと思うんですけども、先ほど安藤議員か らもありましたけど、家具類の破損とかで はなくて、一部損壊が対象であるとか、な ぜそういったおうちが対象になったのか、 改めてお伺いしたいです。

- ○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。保健福祉 部理事。
- ○平井保健福祉部理事 ご答弁いたします。災害見舞金につきましては、いろんな考え方があろうかと思います。今回、全壊、

半壊等につきましては、一定義援金が対象 になるという背景もございまして、今回、 一部損壊に遭われた方が比較的本市でもか なりの方がいらっしゃったということを踏 まえまして、本市としまして、こういった 多くの方、まずはご自宅といいますか、お 住まいになられている家に被害があった方 に対して何とかできないかと考えまして、 一部損壊の被害に遭われた方を対象とする ことにさせていただきました。その中で、 やはり限られた予算というのがございます ので、対象者につきましては、今回、制度 として、重度障害者医療費受給者の方であ ったりとか、ひとり親家庭医療費受給者の 方、生活保護受給者の方ということで限定 のほうをさせていただいたところでござい ます。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 予算が限られているからと いうので限定されたというお答えだと思う んですけども、持ち家じゃないので、人の おうちを生活保護の方に関しては借りられ ていると思うんですけども、自分の家を修 理する必要はない、修理するのは家主が修 理すると思うんです。もしそれが住めなく なった場合、生活保護の方というのは引越 し代が出ると思うんですけども、家賃掛け る4倍で、あとプラス引越し代等々が出る と記憶しています。例えばおうちがなくな ってしまうと、そういった予算もプラスア ルファで出てくると思うんですけども、そ ういった問い合わせとかは今のところ出て きているのかどうか教えていただきたいで す。一人当たり20万円を超える予算にな ると思うんですけども、それが例えば10 0人いれば2,000万円の予算が別途か かってくるわけですけども、そういった問

い合わせがあるのかどうか教えてください。

- ○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。保健福祉 部理事。
- ○平井保健福祉部理事 災害見舞金の件なんですけども、対象者の方なんですけども、本市に居住していた方で、一部損壊の対象住宅にみずから居住されていた方ということですので、持ち家、借家というのは特に関係なく、住まれておられたら対象になるということでございます。ですので、仮に借家でお借りになられている住宅のほうが一部損壊の被害に遭われている場合は、そこにお住まいの世帯の方につきましては今回の見舞金の対象になるという制度にしておるところでございます。

あと、引越し等にかかる費用の問い合わせにつきましては、幾つかそういった問い合わせ等もございましたが、そういった引越し等にかかる費用に対する制度としましては、今のところはないというご説明をさせていただいているところでございます。 以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 地震が理由で、生活保護者の引越しに関しては、市は費用は負担しないということですかね。そういった認識でいいんですかね。あと、生活保護者の方というのは、持ち家ならば生活保護の認定はもらえないと思うんですけども、僕は全ての方が賃貸で借りられていると認識しているんですけども、早い話が、生活保護者の方は家を基本的には持っていないといいない。全員持っていないはずですけども、京主が家を補修しない限り、その方は出ていかなければいけない可能性があるわけですよね。その出ていかないといけない場合は、1万円どころか、もっとの金額、20

万円、30万円の費用が市としては発生するんじゃないかと僕は思っているんです。 その費用を負担するのであれば、家主の補償をしてあげたほうが生活保護世帯の方にもためになったのではないかというのもつかあるんですけども、その1万円の見舞金を出す理由を一部損壊以上の方とするのであれば、やはり先ほど安藤議員もおっしゃっていたような家具であるとか、そういったものを対象とするべきだったんじゃないかと思っているんですけども、そこについてもお答えいただけますでしょうか。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 生活保護の制度と見舞金の制度がちょっとごっちゃになっておられるように思います。家主がおりまして、生活保護世帯の方が住んでおられ、震災に遭われたと。今回の見舞金については、住んでおられる方に対する見舞金ですので、例えば一部損壊、あるいは全損に遭われた場合でも、義援金はその住んでおられる方におりてくるという制度です。

今、ご質疑されておられる、引越しをしなければならなくなったと。借家ですので、この借家が壊れたことに関して、それを修繕してきれいにして住んでもらうということは家主の義務になっておりますから、それを市が生活保護費で負担するということはございません。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 部長、転居理由として、住 めなくなって、それを補修しないという理 由が出たときに、そういう支出が伴ってい るんじゃないですかということを多分質問 者は聞いていると思うんですが。保健福祉 部長。
- ○堤保健福祉部長 それは、不動産業を営む 者として、一部損壊で住めないのに、それ

に対して賃料を取るということは、やはり 契約の義務違反ではないかと考えます。基 本的には、家主がきちんと補修をして、そ の中で、市が生活保護世帯の方にプラスア ルファでそれを出すというのはないと考え ております。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。 (午後0時7分 休憩)

(午後0時8分 再開)

- ○藤浦雅彦議長 再開します。ほかにございますか。森西議員。
- ○森西正議員 今の質疑の続きなんですけれ ども、生活保護の世帯の方が借家で住まれ ていて、そこのオーナーが家を修理され て、そして、生活保護の世帯の方が修理を せずに罹災証明をとられるということが可 能であるのかどうか、その点をまずお聞か せいただきたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。総務部 長
- ○井口総務部長 お答えいたします。 罹災証明に限りましては、借家でお住ま いの方であろうと持ち家の方であろうと証 明の申請はできます。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 そうしますと、罹災証明をとられて、生活保護の世帯の方が、住んでいる家を直さずに、この見舞金の申請を出して受給できるということは可能であるのか、お聞かせをいただきたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 今、議員のご質疑のような方につきましては対象となります。以上でございます。
- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 今、聞いていますと、生活保

護の分と見舞金の部分は違うということで あって、実際に家を修理せずに、それでも 生活保護の世帯で見舞金を受給できるとい うことのご答弁だと思います。そこは生活 保護と見舞金と違うんだというようなご答 弁でありましたけれども、それでまた収入 認定にならないということであります。そ ういうことでありますと、やはりその点は 矛盾をしているのではないかと思いますの で、この上程をされた専決ですけれども、 やはり私は、事実がどうであるのかという ところは市としては見ていかなければなら ないと思いますので、その点は、もう既に 動いておりますので、その世帯の方がどう であるのか、実際に費用を費やしているの かどうかというところは十分に見ていくべ きではないかと思いますので、その点は強 く要望したいと思いますので、よろしくお 願いします。

- ○藤浦雅彦議長 ほかにございますか。野口 議員。
- ○野口博議員 具体的な問題について議論がなされておりますけども、今回、遅まきながら専決が組まれて提案をされておりますので、時間を置いて久しぶりに地震が発生して、個人的にも全体的にも大変往生したということだと思います。

そんな中で、この間、市としても、毎年、いろんな防災対策上の具体的な対策も進めてきましたけれども、改めて、今回の6月の大阪北部地震だとか、この前の西日本豪雨を受けて、初めて摂津市として避難準備という発令も行いましたけども、そういう今回の地震だとか豪雨災害によって、何を教訓とするのかというところをきちんと検証していただいて、その一つとして、今回、専決処分が出てきたと思っておりますけども、今回のこうした二つの災害に伴

って、市としては、どういうところについて検証し、見直ししようとしているのか、 大まかにお答えいただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

6月の地震に始まり、7月の豪雨、ま た、このたびの台風、たび重なる災害が突 如として参っておりますが、何を教訓とす るのかということでございますが、我々と いたしましては、まずは、今回の初動につ いて、また、各班、各部の対応について、 細かに検証を進めていきたいと考えており ます。特に、初動態勢が今回のキーワード であったと思います。地震については、い つ起こるかわからない。水害については、 一定の時間的余裕というか、時間がある程 度ございますけれども、地震についてはい つ来るかわからないということで、この初 動で戸惑ってしまったという反省もござい ますが、今回は、この反省をしっかり分析 いたしまして、次なる災害に効果的な対 策、行動がとれるように、頑張って分析 し、新たな計画をつくってまいりたいと考 えております。

- ○藤浦雅彦議長 野口議員。
- ○野口博議員 検証して新たな計画をつくっていきたい、見直していきたいという話でありますけども、今回、震度5強でありました。今回の災害を受けて、いろんな方々が、より身近に災害を感じているわけであります。

その中で、一例ですけれども、うちのマンションでは、ハザードマップ上は、洪水によって浸水が生じた場合に、うちのマンションも自治体との相談の上で避難場所として選定をされています。その中で、例えば豪雨によってマンションに被災者が来られた場合、来られた方に対する備蓄だと

か、どういう対応をするのかとか、こういうところまでいろいろご意見が出るような状況で、改めて今回、震度5強でありますけども、南海トラフは上町断層系で6弱以上の想定であります。そういうことについても身近に災害を感じる状況になってきていますので、そんな中で、市として、今、見直しをしていくわけでありますけども、いろんな見直しの切り口があると思うんです。

この間、地域では、この前もキックオフ 大会が行われましたけども、地域ごとの洪 水ハザードマップのつくり方、そこで民間 も含めてご協力いただいたり、地域の中 で、避難困難な方々を助ける方、助けられ る方を含めて確認し合う作業などをやって きておりますし、市全体としては、防災教 育だとか、市の体制としての防災の強化だ とか、地域の防災強化だとか、三つの点で いろんな取り組みを基本にして進めており ますけれども、いろんな場面場面で、この 間、取り組んでいる問題についてどう見直 すのかと。ただ単に見直していきたいだけ ではなかなか展望がないと思いますので、 地域防災演習の見直しだとか、震度6弱以 上と想定していますけれども、この想定そ のものがどうなのかという問題。

今回、僕らも大変だったんですけども、いろいろお聞きして、そのことを住民に返すわけでありますけども、間違って返した例もあるわけです。それだけなかなか難しい説明の仕方があったわけで、そういう点では、市も大変だったと思うんですけれども、いろんな問題に対して集中して統一的に答えられて対応できる集中危機管理室、そういう体制問題なども含めていろんな課題がたくさんあったと思うんですけれども、その点を含めて、総務部長として、具

体的にそのポイント、どういう見直しを進 めていくのか、お答えをいただきたいと思 います。

- ○藤浦雅彦議長 野口議員、ちょっと質疑が 一般質問に近い形になっているので、あま り答えられないと思うので、概略的に。総 務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

今、さまざまなご指摘をいただきました けれども、摂津市の場合、5強の地震でご ざいました。これに関しまして、我々は、 先ほど申しましたように、どういった形で 初動をとっていくのか、まずは命を守る体 制がとれているのか、職員の確保ができて いるのかという形で、今、さまざま反省を し、分析をしているわけでございます。特 に、決められた24時間、もしくは3日、 1週間、こういった限られたタイムスケジ ュールの中で何をこなさなければいけない かということを計画にはっきり書いてござ います。この計画を一つ一つ実行できたの かどうか、そこをしっかり見きわめて、足 らずは補う、改めるは改めるという形で、 計画に沿った内容で個々の分析を進めてい きたいということで、今、具体的にどうこ うということは申し上げられないところで ございますが、基本は、震災、災害で犠牲 者を出さない、これがキーワードでござい ます。ですから、犠牲者を出さないような 対策、これをしっかりと取り組んでいきた いと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 また後ほど一般質問でがっ ちりやってください。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。 お諮りします。 本件については、委員会付託を省略する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第7号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。 よって、本件は承認されました。 日程5、報告第8号を議題とします。 報告を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 報告第8号、平成29年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足 比率報告の件につきまして、その内容をご 報告いたします。

なお、各指標の算定方法等につきましては、議案参考資料1ページから2ページ及び平成29年度決算概要36ページから37ページをご参照ください。

初めに、1、健全化判断比率中、実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためバー表記となっております。

その内容につきましては、一般会計の実質収支が2億1,418万円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支がゼロ円で、合計2億1,418万円の黒字となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が12.51%、財政再生基準が20.0%となっております。

次に、連結実質赤字比率につきまして

は、連結実質赤字額がないためバー表記となっております。

その内容は、水道事業会計の資金剰余額が32億9,767万8,000円、下水道事業会計の資金剰余額が4億1,359万5,000円、国民健康保険特別会計の実質収支が5億3,611万4,000円の黒字、介護保険特別会計の実質収支が3億6,974万5,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が4,427万円の黒字で、合計48億7,558万2,000円の黒字となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が17.51%、財政再生基準が30.0%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、 前年度に比べ1.3ポイント改善し、2. 9%となりました。

この指標は、過去3か年の平均値で算出するものでございますが、単年度数値で見ますと、前年度に比べ1.8ポイント改善の1.4%となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将 来負担額がないためバー表記となっており ます。なお、本市に適用されます基準は、 早期健全化基準が350.0%となっております。

次に、2、資金不足比率につきまして は、水道事業会計、下水道事業会計ともに 資金不足額がないためバー表記となってお ります。

その内容は、水道事業会計では、流動負債が2億3,244万9,000円に対し、流動資産が35億3,012万7,00円で、32億9,767万8,000

円の資金剰余となっております。下水道事業会計では、流動負債が5億5,072万5,000円に対し、流動資産が9億6,432万円で、4億1,359万5,000円の資金剰余となりますことから、資金不足比率の算定結果はバー表記となっております。なお、水道事業会計、下水道事業会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準20.0%となっております。

平成29年度決算に基づき算出いたしま した各比率は、いずれも早期健全化基準及 び経営健全化基準未満となっております。

以上、報告第8号、平成29年度決算に 基づく健全化判断比率及び資金不足比率の 内容の報告とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 報告が終わりました。質疑 があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程6、議案第59号を議題とします。 提案理由の説明を求めます。環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 議案第59号、損害賠償の 額を定める件につきまして、その内容をご 説明申し上げます。

本件は、平成30年4月25日に公用自動車により公務中に発生しました物損事故につきまして、被害者と示談内容に合意したため、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害 賠償の額、過失割合は、議案第59号に記 載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきまして

ご説明申し上げます。

本件は、平成30年4月25日、水曜日、午前10時45分ごろ、摂津市正雀三丁目10番付近の資源ごみを収集するため、正雀三丁目10番1号地先でごみ収集車を後退させながら徐行運転していたところ、車体の左後方が集合住宅の避難ばしごに接触し、避難ばしごと雨どいに損傷を与えたものでございます。

示談につきましては、加入しております 公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事 故現場の状況を報告し、協議したところ、 過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合 が本市100%と認定され、避難ばしごと 雨どいの修理に要する費用の全額に相当す る額39万9,600円を損害賠償金とし て支払うことで相手方と合意したものでご ざいます。

損害賠償金につきましては、同共済会よりその全額が支払われるものでございます。

事故の防止につきましては、毎朝の点呼時、毎週の朝礼時をはじめ、日ごろから機会あるごとに注意喚起を行うとともに、随時研修を実施しており、今年度は、さらにチャレンジコンテストへの参加者を増員したり、市内の自動車教習所のコースを利用して車両運転実地講習を行うなど、安全運転に対する意識と技術の向上に努めているところでございます。

今後も、注意喚起、意識の醸成・向上、 安全運転教育、反則行為、違反、事故等の 把握、安全確認行動、運転技術の向上の観 点から、より一層取り組みを強化し、再発 防止と信頼回復に努めてまいります。

以上、議案第59号、損害賠償の額を定める件の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入り

ます。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 毎回毎回、事故の報告を受けて、それに対して私は質疑します。同じような答弁が今回も返ってきました。

聞きますところ、今、民間委託との割合を考えますと、1対2の割合で民間委託が多いらしいんですね。それやのに、民間はほとんど事故報告がないわけです。で、民間は2人でごみ収集をやっている。行政は安全確保のために3人でやっている。ほんなら、この1人というのは一体どういう目的でやるのか。安全管理と言われていますけど、このように事故が毎回毎回起きて、民間が2人でやっとるのに事故がほとんどないような状況。これは一体どういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 環境部長。
- ○山田環境部長 まず、3人乗車としています理由でございますが、これは、ごみ収集車に係る安全管理要綱というのを、昭和62年に当時の労働省が通知しておりまして、まず、収集作業における安全対策ということで、収集作業は必ず2名以上とするということにされております。ということで、収集作業員2名と別に運転手1名ということで、3名乗車という考え方としております。大阪府内他市の直営も同様のところが多いと聞いております。

現在、現業職員の不補充継続ということもあり、職員数が減少している中で、基本的に3名乗車のうち1名は臨時職員という体制をとっております。作業員につきましては、安全対策だけでなく、必要に応じて、収集作業と並行しまして、現場で市民対応を行ったり、啓発を行ったりということで、3名乗車は必要と考えているところでございます。

それから、民間の委託業者なんですけれ

ども、こちらのほうには、仕様書の中で、 収集運搬作業中に事故が発生した場合、直 ちに市に報告するとともに、誠意を持って 対応するようにという規定を設けておりま して、昨年度は1件、それから、一昨年度 は3件の物損事故の報告を受けており直営の は3件の物損事故の報告を受けており直営の ほうが比率的には多いという状況にはなっ てございます。いずれも、いわゆる焦りと か油断とかいうことが原因なのかと分析し ておりますので、先ほども説明しましたよ うな観点で、継続して再発防止に取り組ん でいきたいと考えております。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 労使間の話し合いなんかでいるいろそういう形になっているかもしれませんけど、しかし、自浄作用が働かないということが、今、現実に起きているわけですよ。毎回毎回、あなた方は、もう事故が二度と起こらないようにします、さまざまな研修をやります、事故防止のためのさまざまな対策をやりますというようなことを絶えず言っておられても、必ずこういう形でほとんど議会ごとにこの事故報告がなされておるわけです。自浄能力がないと私は判断するんです。

それと、今言ったように、私らはよく駅立ちするときに民間の収集の方をお見受けするんですけど、ごみを持って走って、2人でやっているから一生懸命汗をかきながら収集をやってはります。それはそれとして、安全確保のためにという形で3人でやって、昭和62年にそういうことになって、昭和62年から何年たっとるの。行政改革をずっとやりながら、まだその昭和62年に固執してそういうことをやっとる。3人のうち1人は、そういうような自浄作

用がなかったら必要ないじゃないですか。 ましてや、永年にわたって3人の業務をや っとるということは、やっぱり相当な負担 があるわけですよ。そういうことで、市民 からしたら非常にこれは憤慨すると思うん です。はっきり言って無駄をしとったわけ ですよ。2人で十分だったというわけなん ですよ。そうでしょう。どっちの割合やと いうたら、事故が直営のほうが多いんです から、安全管理のために1人置いとるんや ったら理屈が成り立たんじゃないですか。 そのような状況で、今回の場合は物損で済 んだかもしれん。不幸中の幸いですよ。こ れが人身事故になったらどうなるんです か。毎回、私はそういうことを言っている んですよ。こういうことを市民が果たして 許すかということですよ。よく考えてみて ください。

人間基礎教育じゃないんやけど、毎回、 そういう形で私は市長に対してどう思われ ますかということを質問していますけど、 市長、一連の話を聞いてどう思われます か。お答え願いたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 毎回、議会ごとにこの種の報告をせないかんのは、まことに遺憾なことでございます。車を運転しておりますと、誰しもといいますか、大なり小なり、直接・間接、事故はつきまとってまいります。そういう意味では、運転する人の自覚といいますか、やっぱり緊張感等々を促さざるを得ません。特に、全体の奉仕者であります公務員は、より一層の緊張感を持たないといけないと私は思っています。

こう言っております私も、たまに車を運転することがあります。ついつい油断していると、メーターを見るとかなり速度が過ぎていることがままございます。これはい

かんなと思っていながら、また次に車に乗るときに同じようなことを繰り返しておることもあります。そういう意味では、確かに、何のために3人乗っとるのやという話で、何のために3人乗務でありましょうともがありましなかりました。名人乗務でありましょうとも、繁張感達しないと、なかな合きに、一人が公務員としての自覚、繁張改善に、大力が公務員としての自覚、なかな合きに、いと思いますけれども、おり強し、ないと思いますが、このともなるご指摘をお願い申し上げたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 市長、人づくりも当然結構 です。時間がかかるというのもわかります けど、市長のご答弁も毎回同じご答弁で す。人づくりより、事故が発生しとるとい うことは、さっきも言いましたように人身 事故にかかわることなんですよ。市民の安 心と安全をしっかりと担保するというのは 行政の大きな目標の一つでしょう。だか ら、私がいつも言うように、小さい事故が 起きたときに、その延長線上に心の油断と いうのがあって、そこに大きい事故が発生 する状況というのは統計学的にもよく聞か されるんですけど、これは100%、そう いう人的な問題ですよ。だから、あなた方 が言うことがしっかりと現場の担当者に伝 わっているか、それで意識を改善しとるか ということになってきたら、これはしてい ないという結果になってしまうわけでしょ う。さまざまな研修をするより、まずは民 間はどういうことをやってんねんというこ とを研究することが必要じゃないですか。 それと、不補充で、徐々に民間委託はす

るというような傾向にあるとは思うんです けど、労使間の話し合いというのはそれな りにきちっとした大切なことかもしれんけ ど、やっぱり市民に目を向けるということ が我々も行政も一番すべきことなんです よ。だから、そういうことから考えたら、 この話を市民にしたら、多分、市民は激怒 しはると思います。我々の税金がそのよう に無駄に使われているということになって きたら、市民は激怒すると思いますよ。そ ういう面で、今回、これに関しては非常に 不満を持っています。毎回毎回、しゃあな しに私らはそういう形で賛成しているけ ど、やっぱりそういう点の意識改革、そし て、こういう状況やったら民間委託を早急 に進めることが肝心と思います。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 ほかにございますか。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。 お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

議案第59号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。 よって、本件は可決されました。 以上で本日の日程は終了しました。 お諮りします。 9月5日から9月20日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

本日はこれで散会します。 (午後0時39分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤浦雅彦

摂津市議会議員 森西正

摂津市議会議員 香川良平

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成30年9月21日

(第2日)

平成30年第3回摂津市議会定例会会議録

平成30年9月21日(金曜日) 午前10時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

住 福 礼 子 藤 薫 3 番 安 上 英 明 5 村 7 番 野 直 司 南 弘 豊 9 三 11番 好 義 治 慎 1 3 番 渡 辺 吾 Ш 平 15番 香 良 1 7 本 暁 彦 松

浦 雅 彦 2 番 藤 博 4 番 野 \Box 6 番 水 毅 谷 8 番 中 Ш 嘉 彦 10番 増 永 和 起 12番 楢 村 臣

 14番 森 西 正

 16番 三 好 俊 範

光

好

18番

19番 嶋 野 浩一朗

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 Ш 正 教 育 長 箸尾谷 也 知 総 務 部 長 井 П 久 和 環 境 部 長 田 雅 Щ 也 平 保健福祉部理事 井 貴 志 上下水道部長 Ш П 猛

教育委員会 小林寿弘

消 防 長 明 原 修

副 市 長 奥 村 良 市長公室長 和 Щ 本 市民生活部長 野 村 眞 保健福祉部長 堤 設 部 長 土 井 正 育 委 会 教 員 教 育 次 長 北 野 人 教育総務部 長 監査委員・選挙管理 委員会 · 公平委員 田 拓

会·固定資産評価審 查委員会事務局長

博

幸

夫

憲

守

治

士

夫

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎

1 議 事 日 程

1,

一般質問

松本 暁 彦 議員 楢村 _ 臣 議員 村 上 英 明 議員 光 好 博 幸 議員 毅 議員 水 谷 福 住 子 議員 礼 中 川 嘉 彦 議員 安 藤 薫 議員

1 本日の会議に付した事件 日程1

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 日程に入る前に、このたび の台風21号により、本市においても、家 屋や事業所等多数の建物で、屋根や壁、窓 ガラス等の破損のほか、倒木や飛散物によ る道路の通行障害、さらには大規模な停電 に見舞われるなど、市民生活に大きな影響 がありました。被害に遭われました市民の 皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。 本日の会議録署名議員は、三好俊範議員 及び松本議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。 順次質問を許可します。 松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 順位に基づきまして質問を させていただきます。

まず、西日本豪雨及び台風21号等の一連の災害において被災された方々にお見舞い申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。 まず、本市における健都まちづくりの目 指す方向性についてですが、12月に市立 吹田市民病院がJR岸辺駅前に開院しま す。着々とハード面が進む健都を本市は積 極的に活用するとの認識ですが、本市にお ける健都のまちづくりの目指す具体的な方 向性についてお聞かせください。

次に、子育て世代を取り込む幼児の健康教育推進についてですが、前回一般質問において、全世代への健康づくりの必要性については確認しました。そこで、空白世代である子育て世代や幼児に対しては、より一層の施策のてこ入れが必要と考えます。特に幼稚園や保育園での幼児への健康教育は、その保護者も取り入れるよい機会ですが、現状についてお聞かせください。

次に、健都まちづくり等のシティプロモーションにおける広報の役割についてですが、シティプロモーションでの情報発信を担う広報の役割は重要です。そこで、広報における市外及び市内への情報発信手段についてお聞かせください。

次に、少数精鋭体制推進のための市の働き方改革の対応についてですが、来年度より長時間労働対応の働き方改革が施行されます。市としてどのように対応されるのか、お考えをお聞かせください。

次に、公共施設等総合管理計画における 市民の合意形成の必要性についてですが、 本計画につきましては、3月の代表質問で も取り上げさせていただきました。この総 合管理計画と施設ごとの個別計画を作成し ていくには、施設分類や市民の合意形成が 重要と思います。どのような考えで作成し ていくのか、お聞かせください。

次に、大阪北部地震及び西日本豪雨での 教訓についてですが、繰り返す災害に市の 各所掌の職員の方々がしっかりと対応され たことに改めて感謝申し上げます。

では、全部署での詳細な教訓資料収集の 重要性についてですが、大阪北部地震での 教訓について、私は前議会にてまとめるよ う要望させていただきましたが、現状につ いてお聞かせください。

次に、自助・共助・公助の役割の見直し についてですが、本地震後、多くの市民から市への意見を受けました。市としてどの ように市民からの教訓を収集しようとして いるのか、お聞かせください。

次に、消防のコストとリスク管理のバランスについてですが、まず、地震発災後の消防団の活動状況について、また、その後の西日本豪雨での緊急援助隊としての出動について、詳細をお聞かせください。

次に、災害が頻発する現状とその対策の 向上についてですが、本市は、6月より大 阪北部地震、西日本豪雨、台風と、多くの 災害に見舞われました。災害が頻発する状 況において、災害対策の強化は喫緊の課題 ですが、市としてどうお考えかお聞かせく ださい。

1回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 本市における健都の まちづくりの目指す方向性についてのご質 問にお答えいたします。

健都におきましては、国立循環器病研究センターの移転を見据え、世界をリードする医療クラスターの形成や、循環器病の予防と制圧の拠点として、効果的な予防医療の確立に向けた健康・医療のまちづくりを進めているところでございます。

この取り組みを進めていく上で、本市としましては、健都を中心に、健康づくりと医療イノベーションの好循環の創出による健康寿命の延伸をリードするまちづくりを効果的、効率的に市域全体に広げていくことが重要となっております。そのためにも、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防や健康づくりに関する先進的なモデル地域に発展させるとともに、地域の経済活動を牽引できる医療クラスターの形成にふさわしい事業者を健都イノベーションパークに誘致し、市内産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 保育所、幼稚園での 健康教育についてのご質問にお答えいたし ます。 保育所保育指針、幼稚園教育要領及び認定こども園教育・保育要領におきまして、みずから健康で安全な生活をつくり出すようになることが幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の一つとして位置付けられております。

例えば、公立の保育所や幼稚園では、体の発達過程を踏まえた運動遊びを行うとともに、生活リズムを整えることで健康な体づくりを行っております。また、手洗い、うがいなど清潔や感染予防に関すること、うがいや歯磨きなど虫歯予防に関すること、と、よくかんで食べる、残さないなど食育に関することなどについて、発達段階に応じた健康に係る指導を行っております。一方、保護者に対しましては、毎月保健だよりを発行し、その季節に合わせた子どもの健康に係る啓発を行っているところでございます。

民間施設におきましても、指針や要領に 基づき、健康に係るさまざまな取り組みが 行われております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 市内外への情報発信についてのご質問にお答えをいたします。

市の広報活動の方法といたしましては、 主に広報誌、ホームページ、広報板、報道 などがございます。

広報誌におきましては、全世帯、全事業所に配布を行い、月ごとにお知らせいたしたい市政情報をコンパクトに集約し、お伝えしているところでございます。

ホームページにおきましては、随時情報の更新ができるという利点を生かし、広報誌では掲載し切れない詳細な情報を速やかにお伝えするよう努めているところでございます。

また、広報板は、街角、身近なところで 本市の情報をお知らせできるものであると 考えております。

さらには、本市の先進的な取り組みや魅力ある取り組みがマスメディアで取り上げられることで、本市のことを全国的にPR することができますことから、報道機関とも連携を密にし、積極的な情報提供を行っているところでございます。

次に、働き方改革への対応についてのご 質問にお答えをいたします。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月6日に公布され、長時間労働の是正に係る部分につきましては、平成31年4月1日に施行されることとなっております。時間外労働の上限時間が明文化される改正の趣旨を鑑みますと、これまでよりも職員がより一層、時間管理の意識をさらに向上させる必要があると考えております。

職員間の業務負担や業務遂行時期の平準化、庁内会議の効率化や資料の作成のあり方、整理、アウトソーシングなどの業務の見直し、定時退庁日や週休日の振りかえなどの制度活用のさらなる徹底、意識醸成も含めて、組織といたしまして総労働時間の縮減に取り組まなければならないと認識いたしております。

今年度、働き方改革の視点を重点化した 1課1改善運動など、現在取り組んでいる ものに加えて、効果的な手法や取り組みに ついて引き続き検討を進めてまいりたいと 考えております。

続きまして、公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えをいたします。

平成30年2月に総務省より公共施設等 総合管理計画の策定指針の改正を受けまして、施設用途ごとの個別計画及び公共施設 等総合管理計画の全体の見直しに向けて、 現在検証を進めているところでございま す。

本市の公共施設等総合管理計画の基本的理念は、公共施設等マネジメントの実践による高質で持続可能なサービスの提供となっております。社会情勢が変化し、市民ニーズの多様化が進む中、今後、必要とされるサービスを提供するため、公共施設はどうあるべきなのか、用途ごとのあり方、方向性について検証を進めてまいります。

計画策定に当たり、情報提供というご質問でございますが、機会を捉えて市議会を含め説明を行いながら、平成32年度末の策定に向け取り組んでまいります。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 質問番号6の(1)全部署 での詳細な教訓資料収集の重要性について のご質問にお答えをいたします。

6月の大阪北部地震は、大阪で観測史上初となる震度6弱を記録し、本市におきましても、長期間の避難所開設や他自治体に応援を要請するなど、これまでに経験のない災害対応となりました。現在は復興支援策に軸足を移しておりますが、今後の災害への対応力強化に向けて、この震災経験から得た教訓をもとに課題を洗い出し、将来への備えとすることが不可欠でございます。そこで、庁内に防災対策検討委員会を組織し、これまでの対応について検証を進めているところであり、この作業と併せまして教訓や課題の整理を進めているところでございます。

続きまして、質問番号6の(2)自助・ 共助・公助の役割の見直しについてのご質 問にお答えいたします。

市には、地震発生直後から、さまざまな

ご要望、ご意見、お問い合わせなどが寄せられました。これら寄せられました市民の皆様の生の声をしっかりと捉え、今後の防災力強化の対策に生かしてまいりたいと考えております。

なお、今後、改めて市民アンケート等で ご意見を集める予定は今のところございま せん。

続きまして、質問番号6の(4)災害が 頻発する現状とその対策の向上についての ご質問でございます。

今年度に入り、6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨災害、そして9月の台風21号による風水害など自然災害が頻発しております。我々行政の責務の一つは、自然災害から市民の生命や財産を守ることでございますが、防災対策の強化に、これまでやれば十分だというゴールはございません。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今回の一連の災害について、庁内でしっかりと検証、分析を進めながら、防災対策の充実強化につなげてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 消防長。

(明原消防長 登壇)

○明原消防長 消防のコストとリスク管理の バランスについてのご質問にお答えいたし ます。

大阪北部地震発生後の消防本部及び消防 団の活動実績でございますが、消防本部に おきましては、まずは施設の異常を確認す るとともに、消防車両をガレージ前に出 し、車両に異常がないことを確認した上、 直ちに消防本部における警防本部を設置 し、初動体制をとりました。

出動に関しましては、119番通報されてくる多数の情報を、その緊急度、重要度を指令センターで選別、トリアージし、各

隊、各車両を出動させ、それぞれの事案に 対応させたものでございました。

当日の地震関連の出動は、火災ゼロ件、 救出6件、救急7件、その他の警戒出動7 件、計20件でございました。

続いて、消防団の活動でございますが、 消防団一斉メールにより、屯所の異常の確 認と必要に応じた応急対策活動を指示しま したところ、14分団62名の消防団員が 警戒活動を実施いたしました。

次に、西日本豪雨での緊急消防援助隊の 活動につきましてお答えいたします。

7月6日、西日本の記録的大雨により、特に広島県、岡山県に甚大な被害が発生したため、各知事から要請を受けた消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊大阪府大隊として、本市からは消火隊1隊、救急隊1隊を広島県へと派遣したものでございます。派遣期間及び人員数につきましては、7月7日から7月10日までの第1陣、7月9日から7月13日までの第2陣、合わせて16名を派遣いたしました。部隊は広島県安芸郡に入りまして、救出、救助、救急の任務を遂行してまいりました。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 これ以降は一問一答形式で お願いいたします。

本市における健都のまちづくりの目指す 方向性についてですが、健康の先進モデル 地域に発展させ、健康寿命の延伸をリード するまちづくりを市域全体に広げることと 理解しました。

そこで、その方向性を核として、健都ま ちづくりの全国への情報発信が重要である と思いますが、どうお考えかお聞かせくだ さい。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 健都のまちづくりの

情報発信についてのご質問にお答えいたします。

健康と医療の核となる国立循環器病研究センター及び健都イノベーションパークへの移転が決定しております国立健康・栄養研究所とも連携・協力し、健都ならではの健康寿命の延伸及び関連産業の振興に資する取り組みを一層進めていくことが、健都の魅力、ひいては摂津市全体の魅力を高めていくものと考えております。これらの取り組みを通じまして、健都のまちづくりが全国的に認知されるよう、各事業主体や関係者間の密な連携のもと、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 全国情報発信については理解いたしました。各関係機関もさることながら、しっかりと本市の広報とも連携し、 具体化するよう要望します。

健都については、国、国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所、大阪府、吹田市、そして本市の総合的な健都まちづくりに邁進するのはさることながら、本市全域にもその成果を得られるよう、先ほどの本市としての方向性を核とし、オール摂津として各施策と連携していただくよう、また、市民や企業等々の協力を得られるように情報共有に留意していただくよう要望いたします。

次に、幼児の健康教育推進についてですが、幼児への健康にかかわる指導の現状については理解しました。私は、それらを健康教育として包括的にまとめ、かつ保護者を健康教育に誘い込むべきと考えます。これは、より多くの方に健康のまちづくりに参加できる場を増やすもので、本市の健康のまちづくり、先ほどの健康の先進モデル地域の達成に貢献すると思います。どうお

考えかお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 本市が取り組んでおります健康・医療のまちづくりと健康教育についてのご質問にお答えいたします。

本市では、健都における健康・医療のまちづくりを中心に、市内全域において、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防や健康づくりに関する先進的なモデル地域を目指しております。こうした観点から、幼児や働き世代である保護者の方に対する健康教育に取り組むことは有意義であるものと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 有意義と認識していると理解しました。例えば、今年11月に開園するKENTOひまわり園では、大阪人間科学大学と連携し、幼児への健康教育を健都のまちづくりに合わせて行うとお聞きしております。そのような幼児への健康教育を頑張ろうとしている施設等に対して、本市の健康関連のノウハウを教授するなどの可能な範囲で支援すべきと思いますが、どうお考えかお聞かせください。
- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 子どものころから自 分の体や健康に関心を持ち、自分の健康は 自分で守るという意識が芽生え、健康にと って望ましい生活習慣を身につけること は、各個人にとっても生涯にわたる幸せに つながります。民間施設で積極的に健康教 育に取り組むということであれば、要請に 応じて健康分野に係る専門知識や情報を提 供するなどの支援を行うことは可能であ り、健康教育が充実していくことは、教育 施策の観点、健康施策の観点から有意義で あると考えます。必要に応じて保健福祉部 と連携した支援を行ってまいりたいと考え

ております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ健康教育について連携 していただければと思います。

この健康教育のノウハウができれば、本 市全体の幼稚園、保育園等にできる範囲で 普及することが適切であると思いますが、 どうお考えかお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 今後、先駆的に取り 組む施設において健康教育のモデルのよう なものができれば、公私立園長会やチーフ 会、合同研修などの際にその取り組みを紹 介してまいります。現状におきましても、 各施設では、それぞれにカリキュラムを作 成し、健康な心と体づくりに取り組んでお られることから、不足する部分や補強の必 要な部分があれば、それを取り入れていた だくことで本市の健康づくりの底上げにつ ながるものと考えます。
- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ市として健康のまちづくりの先進モデル地域としてふさわしい幼児への健康教育を推進するよう要望いたします。

次に、広報の健都まちづくり等のシティプロモーションにおける役割についてですが、情報発信手段の現状については理解いたしました。市外の情報発信手段が少ないと思います。前回一般質問でありましたように、今、本市では健都等の摂津ブランドのシティプロモーションが重要であります。これを広報としてどのように強化するか、お考えをお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 議員がご質問の健都のま ちづくりにつきましては、本市ブランドの 一端を担っていただいているものと考えて

おります。また、各課が取り組んでおります既存の事業におきましても、工夫し、磨き上げることで本市のブランドに十分なり得るものと考えてもおります。この磨き上げました本市のブランドをいかに効果的に情報発信していくかを常に念頭に置きながら取り組んでいるところでございます。

今後作成を予定いたしております本市の PR冊子は、効果的な情報発信の一つになるものとも考えております。先進事例の把握に努め、また、専門機関のご意見も伺いながら、より多くの方々に本市の特徴や魅力を知っていただくツールとなるよう、PR冊子の作成にも取り組んでまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 情報発信強化のためにPR 冊子を準備していると理解をいたしまし た。今の本市の広報の焦点としましては、 健都イノベーションパークの企業誘致やマ ンション開発等での子育て世代の転入者増 加であると考えます。そこで、PR冊子は それに向けて作成すべきかと思いますが、 お考えをお聞かせください。
- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 PR冊子につきましては、議員からもございましたように、健都のまちづくりを踏まえました健康医療や産業の活性化を含めまして、子育て支援、安全・安心等、本市が重点的に取り組んでいる施策を基本に検討してまいりたいと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 PR冊子の方向性につきま しては理解をいたしました。

なお、今の健都は発展途上であり、現時 点では2年くらいで情報更新できるものが 適切と考えます。 さて、PR冊子をつくった際の配布要領はどうするんでしょうか。どのような方に見てもらうのか、効果的な市外配布が必要ですが、どうお考えかお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 PR冊子の効果的な配布 についてのご質問でございます。

我々といたしましても、より多くの市外 の方々に手に取ってもらえるような機会、 場所で配布をしたいということで考えてお ります。例えば、摂津まつりでございまし たり、こどもフェスティバルなど、市外の 方が多く訪れるようなイベント等で配布を していきたいとも考えております。

また、本市の場合は昼間人口が多いという特徴がございます。JR千里丘駅、阪急 摂津市駅、大阪モノレールの2駅等の構内 には就労などの理由で本市に訪れる方がた くさんございます。そのような訪れる方々 につきましてもPR冊子を手に取ってもら えるようなことを考えており、そのような 駅の配架が絶好の機会ではないかとも考え ております。

さらには、引越しを検討されている方も ございます。その方々のターゲットの絞り 方といたしましては、不動産の業者とも連 携し、住宅展示場やモデルルームなどにも PR冊子の配布をしていき、効果的なPR の機会に取り組んでまいりたいと考えてお ります。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 配布要領については理解を いたしました。

健都まちづくり等の摂津ブランドのシティプロモーションの成功には、広報の適切な政策が必要です。ぜひ、そのためのPR冊子については、今年度作成し、PR対象を絞り、その対象に向けた内容を作成し、

そして適切に配布するよう要望いたしま す。

次に、市の働き方改革の対応についてですが、市としての対応については理解をいたしました。では、現状の市職員の有給休暇、振替休日の取得状況についてお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 有給休暇の取得状況につきましては、昨年度の状況ではございますが、全職種、全職階平均いたしまして年間13.1日、内訳といたしましては、課長級以上の管理職が8.5日、管理職以外が13.8日となっております。

週休の振りかえに関しましては、労働時間の短縮の観点を踏まえまして、今年度から振りかえを基本とする指針を設けて取り組んでいるところでございます。7月末時点での数字ではございますが、振替休日全体で126日となっており、昨年度比ではございますが、3.4倍というような状況になっております。振りかえが着実に浸透しているものであると認識いたしております。

また、週休日等の勤務状況が均一でないような状況でございますので、比較というのは困難な状況ではございますが、振替日の126日のうち、課長級以上につきましての管理職が11.5日、管理職以外が114.5日というような状況になっております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 現状の有休取得について は、特に管理職以上が取得できていないと 認識をいたします。管理職は自身での時間 管理を求められているということは理解を しております。ただ、私が幹部自衛官時の 経験ですが、所属する部隊は非常に多忙

で、幹部は暦どおり以外休めないという空 気がありました。しかし、上級部隊から、 心の風邪の防止などの目的で、代休取得奨 励の指示が下り、空気も含め状況が変わり ました。

本市も、管理職、特に課長級に対して、個人に任せる限界を認識し、組織として適切なフォローアップをすべきではないでしょうか。また、今回の災害対応で頑張った職員も適切に休めるよう配慮が必要です。さらに、少数精鋭体制を推進するためには、優秀な人材を確保、育成することが必要であり、このことで若い職員が管理職を避ける一因とならないよう考慮すべきです。よって、市として職員の有休取得等を奨励すべきと考えますが、どうお考えかお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 ご質問にございましたよ うに、優秀な人材の育成は組織にとって不 可欠なものでございます。重要な要素であ ると考えております。有給休暇等の取得状 況において、管理職と管理職以外に差が見 られる状況は理解いたしております。中に は、業務の進捗状況を考慮し、みずからの 休暇まで至っていないケースがあるのでは ないかとも考えております。しかしなが ら、部下の育成も含めまして、所属職員に 適切な指示、指導を行い、効率よく各部署 の業務を遂行していくことが総合的マネジ メントの立場にある管理職の務めであると いうことも事実でございます。業務の増減 に伴う適切な人事配置や、管理職を含めま した人材育成を引き続き行うとともに、働 き方改革の趣旨も踏まえた新たな意識啓発 についても必要であると感じているところ でもございます。適切な時間管理のもと、 無理なく休暇が取得でき、誰もが責任感と

やりがいを持って業務に取り組める働きや すい職場風土づくりに努めてまいりたいと 考えております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 いろいろと対応していると 理解をいたしました。働き方改革という時 代の変化に対応し、どの部署、どの役職に おいても働きやすい環境を整え、有休取得 については、職員の自学研鑽、家族と過ご す時間を大切にし、そして、市民サービス を維持し、少数精鋭体制を名実ともに進め られることを要望いたします。

次に、公共施設等総合管理計画における 市民の合意形成の必要性についてですが、 全体の考え方については理解いたしました。

さて、さまざまな観点から公共施設等の 整理が考えられますが、一般にこの整理は 総論賛成各論反対と言われ、その対策が必 須です。例えば、さいたま市の事例で、適 切に説明を行うことで賛成してもらえると 期待できる調査結果があり、市民との合意 形成に留意をし、また、各施設分類で、公 民館は各連合自治会地区単位で1施設の配 置を原則とするなどの個別方針を定めています。先進事例を参考に、策定段階において、市民の合意形成要領等も含め、枠組みをしつかりと整えるよう要望いたします。 さて、計画に人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化を考慮することが必要と

って、計画に入口減少、少于高齢化などの社会構造の変化を考慮することが必要と考えますが、どう計画に反映するのか、お考えをお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 ご質問にございました人口減少、少子高齢化につきましては、社会保障やインフラ整備をはじめ、各方面で種々問題提起、議論がなされております。 そのことを社会ニーズの変化とも捉え、人

口減少、少子高齢化社会における公共サービスのあり方についての検証も行いながら、現在市が保有している施設を有効に活用するという視点を取り入れながら、公共施設の将来のあるべき姿について検討してまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 人口減少、少子高齢化をニーズとして捉え、計画に反映すると理解をいたしました。例えば習志野市では、公共施設再生計画期間中に各学年1学級になる小学校が3校になると予測をし、複合化を考慮した学校の長寿命化を計画しています。本市でも鳥飼地域の人口減少は現実的な課題であります。会派が提案している鳥飼魅力化プロジェクトでの鳥飼の魅力化につながる小中一貫教育ができる学校、コミュニティの核となる地域の学校などを考慮するよう要望いたします。

さて、公共施設や市の土地等は本市の大事な資産であります。これを効率的、効果的に運用することが重要であると思いますが、現状において、市組織としてどう管理されているのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 市有財産は行政財産と普 通財産とに分類ができます。行政財産にお きまして、各施設所管課が管理責任を持ち ながら維持管理及び運営を行っているとこ ろでございます。普通財産につきまして は、防災管財課が管理しており、貸付け等 により有効活用を図っているところでございます。また、公共建築物の営繕に関しま しては、建築課が技術的支援を行ってお り、公共建築物のサポートを行っていると ころでございます。
- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 複数の部署による管理体制

については理解をいたしました。これは、 少数精鋭体制の推進を鑑みれば、計画と現場部署の一元管理での業務の効率化は避けられず、FM推進担当はじめ建築営繕、市 有財産の管理担当を集約するなど、管理体制の一本化について検討するよう要望いたします。

最後に、この計画は、市民の資産である 公共施設の適切な運用を方向づけるもので あり、今、計画の段階において、しっかり と漏れなく進めていただくよう併せて要望 いたします。

次に、大阪北部地震及び西日本豪雨での 教訓について、全部署での教訓資料につい てですが、現状については理解をいたしま した。これらの教訓については次に生かさ なければ意味がありません。よって、教訓 は、全部署が計画と実際の行動とその結果 について詳細にまとめる必要があると思い ますが、どうお考えかお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 教訓についてのご質問にお 答えいたします。

防災部門だけで大規模災害に対応できる ものではございません。また、全部署が連 携して災害に立ち向かわなければならない と考えております。今回の震災対応につき ましても、各部署が地域防災計画に従い、 迅速かつ的確に行動ができていたか、ま た、部署の垣根を越えて連携ができていた かなど、さまざまな角度から得た教訓を 早々に取りまとめてまいりたいと考えてお ります。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひしっかりとまとめてい ただければと思います。

さて、私は、昨年12月議会から、本市 危機管理体制の改善を要すべき点を指摘し ております。この問題提起を教訓資料整理 と並行的に検討すべきと思いますが、どう お考えかお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 本市では、災害発生後、速 やかに市域内の災害応急対策を実施するた め、災害対策本部条例に定めるところによ り災害対策本部を設置するとともに、この 災害対策本部のもとに、総務班、避難班、 市民班など、全庁挙げて危機管理体制にシ フトし、災害対応に当たることとなってお ります。今回の大阪北部地震におきまして も、発災直後に災害対策本部を設置し、全 庁挙げて災害応急対策に取り組んできたと ころでございます。

なお、今回の震災対応の検証を進めるに 当たりまして、議員がご指摘の体制につき ましても併せて検討してまいりたいと考え ております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 検討すると理解をいたしました。これは人の命がかかるもので、非常にセンシティブな問題です。いつ起こるかわからない南海トラフ地震等に対して、対応をおくらせればおくらせるほどに被害拡大と訴訟リスクは増大いたします。

副市長にお伺いします。全部署の教訓事項を取りまとめられるのは、災害対策本部長、そして、副本部長である副市長の責務と思いますが、どうお考えか、そして、教訓資料はいつまでにまとめられるのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 副市長。
- ○奥村副市長 それでは、全部署の教訓事項 の取りまとめについてご答弁申し上げま す。

去る6月18日に発生いたしました大阪 北部地震では、本市では、ご承知のよう に、震度5強の強い揺れで、幸いにも人命 被害はなかったものの、市内各所で数多く の建物被害が発生いたしました。本市とい たしましては、速やかに災害対策本部を立 ち上げ、情報収集、被害状況の把握とその 対応に取り組んできたところであります が、これまでの間、行政として、一連の災 害対策について、いろいろと課題点も明ら かになったのではないかと思っておりま す。果たしてその処理について適切であっ たのか、迅速であったのか、また、今後改 善の余地があるのではないかなど、防災体 制全般について、あるいは防災計画の個々 の班ごとの対応について、記憶の新しいと ころでいま一度検証しなければならないと 考え、防災対策検討委員会を立ち上げ、検 証しております。今後起こり得る災害に対 して、迅速かつ的確に、また有効に対応し ていくために、ぜひ今回の経験、検証作業 結果を今後に生かしていく必要がございま す。

そこで、先月末の部長会議におきまして、全部長級職員に、震災から得た教訓をもとに課題を洗い出し、今後の対応策を整理するよう指示したところであり、その後、台風21号による課題も俎上にのせ、現在取り組んでいるところでございます。その結果、取りまとめができましたら、防災計画の事項修正や新年度施策へ展開することが考えられます。しっかりと方向づけをしながら、できるものから早急に取り組んでまいる所存でございます。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ありがとうございます。教 訓資料につきましては、しっかりとその内 容を精査していただき、12月議会までに 何かしら確認できるものを作成するよう要 望いたします。

次に、自助等の役割についてですが、寄せられた市民の多くの意見をしっかりと教訓に反映すべきと考えます。

さて、7月西日本豪雨において、真備町では多くの独居高齢者が亡くなられており、本市でも、淀川が氾濫した場合は、安威川以南全域の浸水が予想され、同様の危険性が考えられます。こうした方々の避難については、特に公助として備えるべきことがあると考えますが、福祉的な視点での考えや現状の取り組みについてお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 福祉的な視点での考 えや現状の取り組みについてのご質問にお 答えいたします。

議員がご指摘のとおり、災害時におきましては、独居高齢者などの自力で避難することが困難な方をいかにして迅速に避難させるかが課題となっており、こうした方々に対しましては、近隣住民の方や協力機関を巻き込んだ情報提供が重要であると考えております。

また、現在は、福祉避難所の確保や茨木 保健所等との情報連携などに努めていると ころでございますが、淀川の氾濫など、市 域の広い範囲にわたり壊滅的な被害が及ぶ 場合においては、二次医療圏など広域的な 連携も重要かと考えております。

今後につきましては、大阪北部地震、台 風21号での経験や西日本豪雨の事例等を 教訓とし、災害時の公助のあり方について 研究してまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 しっかりと検討していただければと思います。

ただ、私には、公助には限界があり、自助・共助の一層の強化も必要であると感じ

ています。また、今回の台風21号も含め、もろもろの災害を受けての三助のそれ ぞれの役割をより明確化すべきと考えます が、どうお考えかお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 公助・自助・共助の役割に ついてのご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、公助には一定限界がございます。日ごろから災害に備え、万一の際には自分自身や家族の身を守れるよう、家具の転倒防止のほか、非常時用持ち出しバッグの準備、避難ルートの確保など、自助に努めていただくことが何よりなど、可でございます。また、避難所生活では、地域の皆様のご協力、すなわち共助も欠かすことができないと考えております。このとなっております。このとするとなっております。このといと考えております。と
意識をさらに高めていただきます。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ自助等の役割について 明確化し、しっかりと周知していただけれ ばと思います。

自助・共助・公助がそれぞれの役割で最大限発揮されるとともに、連携することが被害の縮減につながると考えます。よって、それぞれの役割について教訓を収集し、精査し、対策を講じ、例えば三助のあるべき姿を書いた防災ビジョンを作成するなどして、地域防災のあり方を明確化することを要望いたします。

次に、消防についてですが、消防もまた 市民のために活躍されたと理解をいたしま した。

さて、本市にて必ずしも活用されていな

い車両があると思います。そこには高額な 車両も多く、特に2億円するはしご車は際 立っています。財政が厳しい本市に本当に 必要なのか、はしご車の購入の経緯、消防 活動の実績について、そして、本市でのは しご車の必要性についてお聞かせくださ い。

- ○藤浦雅彦議長 消防長。
- ○明原消防長 はしご車の購入経緯及び運用 実績等についてお答えをいたします。

本市では、はしご車は、昭和47年に初めて配備をいたし、昭和63年の更新を経て、現在のはしご車は平成20年に更新整備した3台目でございます。

配備の基準といたしましては、国の基準 であります消防力の整備指針、これに基づ き、基準数1台に対し1台を配備いたして おります。

はしご車につきましては、中高層建物での火災、また、救助事案で運用いたすものでございますが、低層の建物火災での高所からの放水、また、水難救助等にも活用する計画をいたしております。

現在のはしご車の出動実績は、平成20年の更新以降、計27件でございまして、決して大きな数字とはなっておりませんが、数字のみでは語ることのできない十分な活動実績を誇ると考えております。

はしご車は、市民の皆様の安全・安心を 支える欠くことのできない主力消防車両で ありますので、今後も適正なメンテナンス を行いながら、可能な限りの長寿命化を図 り、運用してまいりたいと考えておりま す。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 はしご車の必要性につきま しては理解をいたしました。そこで、消防

におけるコストとリスク管理とのバランス についてどうあるべきか、お考えをお聞か せください。

- ○藤浦雅彦議長 消防長。
- ○明原消防長 危機管理、リスク管理とは、 危険を予測し、それに対策をしておくこと と理解をいたしております。火災、救助、 救急を中心とした消防分野におきまして は、長い自治体消防の歴史の中で、経験、 教訓を積み重ねながら、考えられる危険を 予測し、ソフト・ハードの両面から必要な 対策を行ってまいりました。本市におきま しては、現在では、車両をはじめ必要最低 限の消防資機材の整備が一定進みまして、 ご質問にあります消防におけるコストとリ スク管理のバランスは保てている状態であ ると認識をいたしております。

しかしながら、今後は、大規模自然災害、大規模特殊災害など、より一層危険予測のレベルを上げていく必要もあり、その対策を進めるに当たっては、必ずコストが伴うことも認識をいたしております。今回の教訓も踏まえ、限られた予算の中で市民の皆様の生命、身体を守るため、知恵を絞り、工夫をいたし、適正にコスト管理を行いながら消防施策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 リスク管理においては、最 低限の質はしっかりと確保することと理解 をいたしました。ぜひ本教訓をしっかりと 消防行政に反映させ、公助における消防の 役割を最大限発揮していただくことを要望 いたします。

次に、災害が頻発する現状についてです が、災害対策の強化をしっかりと検討して いただければと思います。 さて、地震、豪雨、台風の一連の予想を 超える災害を受け、市の対応が不十分や、 もっと善処できたのではないかというよう な市民の声も聞きます。ただ、本市の現状 においては、全体を見れば、市は可能な範 囲で善処したと言えるでしょう。と同時 に、現体制での対応の限界も強く感じてい ます。これを機に、今後の教訓資料収集と 検討などの場においては、ややもすれば感 情的になり、責める、責められるようなこ とにならないよう、かつ建設的な意見交換 を行い、実効性ある安全・安心のまちづく りに、市役所と市議会と、そして市民が一 致団結して取り組み、邁進すべきであると 考えます。

さて、市長にお伺いしますが、災害対策 本部長としてリーダーシップを発揮され、 大阪北部地震等の教訓を作成させ、本市の 安全・安心のまちづくりをどのように見直 していこうとされるのか、お考えをお聞か せください。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 松本議員の質問にお答えをいた します。

まず最初に、このたびの一連の災害で被害を受けられました皆さんに改めて心よりお見舞いを申し上げます。

それぞれの各論については、詳細にご質問、また答弁があったと思いますが、私は、この一連の災害において、総指揮者、本部長としてその任に当たらせていただきました。

ご案内のとおり、いずれもこの大きな災害は、自然のなすわざといいますか、俗に言う天災でございます。これだけ社会が進歩をしておりますけれども、人間の力では天災をとめることができないわけでございます。それだけに、起こったときにいかに

この被害を最低限度に食いとめるか、これが人間の知恵といいますか、大切なことではないかと思います。それには、もう理屈抜きで、日ごろの備えといいますか、訓練の積み重ねしかないというか、これが問われるのではないかと思っています。

私は、よく総合訓練のときにお話をいた しますけれども、訓練のときは緊張感を持 って、そして、もしも現実に遭遇した場合 は、冷静に対応するというような話をいた します。今回、そのことが現実になってし まったわけであります。果たして本部長と して冷静に判断ができ得たのか。先ほど来 お話が出ておりますけれども、三つの大き な災害が続いて起こる、予想だにしないと いますか、大変な出来事が起こってとと いました。それに対する備え、訓練は果た してきていたのか、本部長としても冷静 な判断ができていたのか、ただいま自問 答しておるところでございます。

災害の都度、関係職員は、連日連夜、昼 夜を問わず一生懸命頑張ってくれました。 でも、こんなはずではなかったのにといっ た事例がままあったことも事実でございま す。嫌なことですけれども、貴重なという 言葉が当たりますかわかりませんけれど も、体験をしたことは事実であります。と いうことで、二度と来てもらっては困るん ですけれども、こういった災害があったと きには、しっかりと今回のこの教訓、体験 を生かしたいと思っています。

摂津市には副市長を中心といたします防 災対策検討委員会を設けております。日々 いろんな取り組みをしておりますけれど も、今回のこの一連の震災をしっかりと振 り返りまして、そして、しっかりと今後に 備えていきたいと思っています。災害は、 起こったときはもちろんですけれども、事 後の処理といいますか、スピード性、そんなことも問われるわけでございます。今回、またいろんな形で議会の皆さんにもお願いをすることがあろうかと思いますが、どうぞまたご指摘を賜ればと思っております。しっかりと今後に生かしてまいりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ありがとうございます。市 の災害対応、特に災害後の修繕支援金制度 については一定の評価をいたします。ぜ ひ、いま一度、防災政策全体から見直すよ う強く要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうご ざいました。

○藤浦雅彦議長 松本議員の質問が終わりま した。

次に、楢村議員。

(楢村一臣議員 登壇)

○楢村一臣議員 まず初めに、6月18日の 大阪北部地震をはじめ、7月の西日本豪 雨、9月4日の台風21号、そして、9月 6日の北海道胆振東部地震で被災された 方々には、心からお見舞い申し上げます。

それでは、順位に従いまして一般質問を させていただきます。

まず1点目、災害対策についてです。

一部、松本議員の内容とかぶるところがあるかもしれませんが、ご容赦ください。

今回の大阪北部地震における初動期において、スムーズに対応できたところとスムーズに対応できなかったところについてお聞かせください。

次に、2点目、学童保育の委託につい て。

7月の文教上下水道常任委員協議会において、委託に関する方針が示されました

が、その後の経過並びに保護者説明会の内 容についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 災害対応についてのご質問 にお答えをいたします。

6月18日午前7時58分に、大阪府北 部を震源とする地震が発生し、本市は震度 5強の揺れがございました。その後、直ち に災害対策本部を設置し、被害状況や避難 者情報の収集を開始するとともに、速やか に28か所の避難所を開設いたしました。 しかし、一方で、市民の皆様から、家屋の 損壊情報やライフラインの復旧状況など、 さまざまなお問い合わせやご要望が殺到い たしました。そのため、各部各班または、 関係機関との連絡調整につきまして、災害 対策本部機能をサポートする総務班として の本来の役割を十分果たせておりませんで した。この部分が初動期の任務達成におい てスムーズに対応できていなかった点だと 認識をいたしております。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
 - (小林次世代育成部長 登壇)
- ○小林次世代育成部長 学童保育の委託についてのご質問にお答えいたします。

本年7月19日に文教上下水道常任委員協議会を開催いただき、学童保育室のサービス向上、延長保育の実施及び学童保育室運営業務委託に関して、市の方針をご説明させていただきました。また、同月23日の摂津市子ども・子育て会議におきましても、同内容のご説明をさせていただきました。その後、委託候補となる3室の学童保育室の保護者の方を対象とした説明会を8月に実施いたしております。各学童保育室

の保護者会会長の方と説明会の日程調整を 行った上で、鳥飼学童は1回、三宅柳田学 童は2回、鳥飼東学童は3回実施し、計6 回説明会を開催いたしております。また、 三宅柳田小学校では、多目的ホールにおい て説明会を開催し、全ての小学校の学童保 育室の保護者の方にご参加いただけるよう ご案内いたしております。

保護者説明会におきましては、委託に伴い、学童保育指導員が入れかわってしまうことへの不安のご意見をいただき、市としては、新たな事業者への引き継ぎや、委託実施後においても巡回体制の充実を図りたいと説明を行っております。また、事業者の選定に係るご意見等も伺っております。

なお、各保護者説明会の会議要旨につき ましては、今後、市ホームページ等で掲載 していく予定でございます。

- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 ありがとうございます。それでは、2回目以降、一問一答方式により 質問いたします。

スムーズに対応できなかったことについて、市民からの問い合わせや要望等が殺到したため、総務班本来の役割が十分に発揮できなかったということでありました。

要望につきましては、幾つかの質問、答 弁の後にまとめて要望いたしますので、よ ろしくお願いします。

次にお聞きしたいのが、地震災害と、ある程度予想できる風水害では、初動体制に違いがあると思われますが、どう違うのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 地震災害と風水害とでは初 動体制が大きく変わるということはござい ません。ただし、風水害では、気象情報を もとに、必要とされる災害対応がある程度

予測可能なことから、事前に初期避難班や 連絡所班など、職員への周知や対策などを 講じることができ、危険が迫る前に避難所 を開設することが可能でございます。一 方、地震災害におきましては、突発的に発 生いたしますことから、災害発生後に避難 所を開設することとなります。

- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 おっしゃられるように、地 震災害の場合は、いつ発生するかわからな いので、風水害のときと比べ、避難所開設 時刻は遅くなると思われます。

次にお聞きしたいのが、地震の発生時刻についてです。今回の地震は、7時58分に発生しました。地震前に市役所に到着していた職員もいれば、開庁時間に間に合わなかった職員もいたと思われます。もし震災があと1時間早く発生していれば、全体的な職員の出勤も含め、初動体制に影響があったと思われますが、どのようであったと思われるか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 震災が午前7時ごろに発生したと仮定いたしますと、その時点で登庁している職員はごく少数となり、多くは出勤前であったと思われます。電車などの交通手段も不通となり、遠方に在住の職員などは登庁に相当時間を要することが考えられます。しかし、今回のように通勤途上での電車の閉じ込め等は逆に減り、公共交通機関以外で登庁することで参集時間も早くなるケースも一定想定されます。
- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 公共交通機関以外で登庁することで参集時間が早くなることも想定されるという答弁には少し疑問を感じます。

次に、避難所の開設時刻についてお聞き します。 例えば、災害発生時刻が真夜中で、皆さんが眠っている時間であったりすると、避難所開設時刻がおくれる場合も考えられ、職員が開設するより、地元の市民の協力を得た上で開設するほうが早いこともあるかと思われますが、そういった考えはないのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 深夜に予期せぬ災害が発生した場合、各避難所に職員が駆けつけるよりも、近隣にお住まいの市民の皆様が避難所の鍵をあけるほうがはるかに早く避難所を開設できるものと考えられます。ただし、公共施設の鍵でございますので、その運用には課題もございます。この件につきましては、引き続き、どのような運用が望ましいのか検討を進めてまいりたいと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 次に、初動体制に当たって いる職員は、恐らくは近くに住んでいる職 員から担当していると思われますが、どの ような基準で配置されているのか、お聞か せください。
- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 緊急措置を要する応急対策 を実施いたすために、徒歩、自転車、バイ クのうち可能な手段により、おおむね1時 間以内に市役所または最寄りの避難所に到 達できる職員を緊急防災推進員として指名 いたしております。また、職員全体のおよ そ4割程度の人員がこれによって確保でき る体制となっております。

また、風水害の場合におきましても、建設部、上下水道部によります初期防災体制を組織しておりますけれども、緊急的な出動に備えて、あらかじめ短時間で参集できる職員を指名いたしております。

- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 ちなみにですが、市内在住職員というのは年々減ってきていると思われますが、人数についての現状と、ここ数年の推移についてお聞かせください。
- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- 〇山本市長公室長 今年現在の状況で申しますと、市内在住者は約3割という状況になっております。ちなみに、5年前でございますが、約35%ということで、議員のご質問にありましたように減少傾向にある状況でございます。ただ、緊急災害対応に当たります。ただ、緊急災害対応に当たりましては、先ほど総務部長からの答弁にもございました、おおむね1時間以内に来れる職員が緊急防災推進員として指名も受けておりますので、その職員を含めますと4割程度の職員が駆けつけることが可能であると考えております。
- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 5年間で5%減ということ は、単に職員約600人で計算しても、5 年間で30人の市内在住職員が減っている ということになります。市内在住職員が4 月現在30%ということで、職員約600 人に対して180人いることになります が、職員全体の4割程度の緊急防災推進員 を市内在住職員で賄えていませんし、18 0人の職員の中には、一部の外部職場の職 員は、仕事の関係上、緊急防災推進員に指 名されていない職員もおられるので、さら に市外在住職員を指名することになりま す。以前であれば、おおむね30分以内に 役所または最寄りの避難所に到達できる職 員とされていましたが、おおむね1時間以 内と変わった経過から、少しずつ役所や避 難所から近くに住む職員を指名するのが難 しくなってきた現状がうかがえます。そう いうことになっていくにつれ、指名されて

いる職員の負担は多くのしかかってきます。他団体では、そういった負担を軽減するために別に手当を設けているようなお話を聞きますが、職員の負担が時間外勤務手当以外で何か報われるようなことはできないのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 現在の給与制度におきましては、時間外勤務手当のほか、特殊勤勉手当といたしまして、災害出動手当を支給いたしているところでございます。ご質問にありましたように、他団体の給与制度の状況は把握を行うよう努めているところではございますが、給与制度におけます本市の基本的な考え方といたしましては、国公準拠を基本としており、先ほど申しました特殊勤務手当以外の新たな手当を設けるということは考えていないところでございます。
- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 次に、職員の健康管理についてお聞きします。

今回の震災では、対応が長期化し、職員 の負担も多く、職員にかなりの疲労もあっ たと思いますが、職員の健康管理はできて いたのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 ご質問でございます健康 管理につきましては、人事担当者といたしましても大変重要であると考えているところでございます。発生後に特に時間外勤務が多く発生した部署を中心といたしまして、人事課に配属しております看護師による各職員の体調の把握、また、管理職への助言等々を行ってまいりました。また、同様に産業医による面接等々も行っているところでございます。
- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。

○楢村一臣議員 ここまでの質問について、 順に要望いたします。

まず初めの初動期においてスムーズに対応できなかったところで、市民からの問い合わせや要望等が殺到したため総務班本来の役割が十分に発揮できなかったということでありました。私は、この答弁は現実を知ってもらうという意味ではすごく大事なことだと思っています。

摂津市地域防災計画の資料編の資料8に 地震災害時における組織動員という項目が あり、各班の24時間以内の目標、3日以 内の目標、1週間以内の目標と三つに分か れ、主な任務が記載されています。各班の 任務を見ていくと、市民班の24時間以内 の目標の任務の中には、13ある任務のう ちの三つには、一つは、市民からの通報、 相談、要望等の受付及び総務班への報告、 二つ目は、電話による問い合わせ、相談等 への対応、三つ目は、市民からの問い合わ せ内容の精査と関係部長または班長への連 絡とあります。このことから、摂津市地域 防災計画上では、本来市民班が行うべき任 務が総務班で行われたということが想像で きます。それなら市民班が任務を遂行すれ ばよかったと言われる方もいらっしゃるか もしれませんが、私はそうは思いません。 今回のことについては、市民班に任務を遂 行させるためには、市民課の通常業務をス トップさせるかの判断も問われたのかと思 っています。難しいと思いますが、一つ皆 さんにわかってほしいのが、市民班がしな ければ誰かがしないといけないというこ と。そうなってくると、一つの班に負担が のしかかってくるので、状況によっては通 常業務をストップする判断も必要ではない かと考えます。

この件についての要望は、まず、防災管

財課からの指示待ちにならない体制づくり、そして、職員一人一人の任務の把握と防災意識の向上です。初動体制は一刻を争いますので、よろしくお願いします。

次に、午前7時ごろに震災が発生したときの職員の全体的な出勤状況や初動体制への影響についてですが、確かにおっしゃられるように、登庁している職員がごく少数であることは明らかです。私が聞きたいのはその後のことです。車両の閉じ込めは減るから公共交通機関以外で登庁することで参集時間が早くなるケースも想定されますと言われましたが、そういうことを聞いているのではありません。災害時に想定で物を言われても困ります。

公共交通機関を利用している職員が公共 交通機関を利用できなくなったら、どうい う手段で登庁するのかご存じでしょうか。 出勤前であった職員は、ほとんどまず駅に 向かうと思います。そこで公共交通機関を 使えないことを知るわけです。その後は、 市役所に電話して事情を伝え、何らかの手 段で市役所に向かうわけです。その何らか の手段が大事なところです。手段といって も、ほぼ徒歩、自転車、バイク、車のいず れかです。この中で、まず車は使えませ ん。距離によりますが、渋滞で徒歩よりも 遅くなる可能性があります。徒歩でといっ ても、公共交通機関を利用する職員であれ ば、かなり時間を要します。そうなると自 転車かバイクになりますが、市役所までの 距離が遠ければ遠いほど自転車とバイクに も時間に開きが出てきます。結局は、それ をどれだけ把握しているかが、開庁時間に どれだけ職員が登庁しているのか、また、 市役所の通常業務が行われるのかに影響す ることだと考えます。

あと、初動体制に対する影響に少し触れ

ると、摂津市地域防災計画の資料編の資料 6に摂津市災害対策本部組織図があって、 本部員に部長級職員と書いているわけで す。見たときに思ったのが、急ぎ登庁しな いといけない部長級職員だけれども、部長 級の半数以上が市内在住でありませんし、 例えば池田市や宝塚市から登庁するのに公 共交通機関も使えない、車ではいつ登庁で きるかわからない、バイクならまだしも、 自転車だったらどれくらい時間がかかるん だろうかと考えましたけど、そのあたりは しっかり押さえられているはずです。先ほ ども言いましたように、恐らく職員全体的 には、公共交通機関が利用できなくなった 場合には、どういう手段でどれぐらい時間 を要するのか把握できない部分もあると思 います。災害発生時刻によっては押さえら れておくべきだと思いますので、そういっ たことも含めての体制づくりもしていただ きますよう要望いたします。

次に、真夜中に災害が発生した場合の避難所開設を市民の協力を得てできないかというところですが、公共施設の鍵の問題があるのは承知の上です。今回、北海道胆振東部地震は午前3時8分に起きました。当然、そういった時刻に発生し得る可能性はあるわけであって、おっしゃられるように、地域の市民の方が開設するほうが早く開設できるということも想像できます。一刻を争う場面もないとは言えないので、どう運用するのがいいのか検討いただけるようですから、よろしくお願いします。

次に、緊急防災推進員等に負担がかかる ので何か手当などできないかというところ ですが、国公準拠を基本として災害出動手 当以外の特殊勤務手当を設けることはでき ないと言ってしまうのは簡単なことです。 設けることができないというのであれば、 職員の負担を均等化していただきたい。災害出動手当は、たしか1日300円だったと思います。職員の負担を考えると、この災害出動手当はどうなんでしょうか。現実、初動体制が重要なことから、ある程度、役所や避難所から近い職員を指名するというのはやむを得ないと思っています。職員の負担の均等化も難しいと思います。しかし、ここは報われるべきところも必要ではないのでしょうか。国公準拠で無理だと決めつけずに、何かよい方法を検討いただきますよう強く要望いたします。

次に、職員の健康管理についてです。時間外勤務が多かった部署を中心に、看護師による職員の体調把握や産業医の面談ということでしたけども、数日間続けて役所にいないといけない、避難所に続けて行かないといけないなどがある場合は、基本、そうならないようなシフトにするべきだとは思いますが、そうなった場合には、2日連続、3日連続となる前に体調把握に努めていただきますよう要望いたします。

引き続いて質問いたします。

次に、市民の安否確認についてお聞きします。

災害時においては、市民の安否確認に関する情報収集も重要となります。今回の大阪北部地震におきましても、発災後、数日を経過して住まいで亡くなられた方が発見されたとの報道もございました。大阪北部地震における要支援者の安否確認については、被災市町においても対応が分かれており、避難行動要支援者名簿の活用についても、マスコミでも課題があるとの報道があるとの報道があるとの報道があるとの表が表等も異なり、とり得るべき安否確認の方法等も異なってくるかとは思いますが、今回の大阪北部地震につきまして、本市での安否確認の

状況はどうであったのか、お聞かせください。また、併せて、今後取り組むべき課題等があればお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 大阪北部地震における本市での要支援者の安否確認の実施状況 及び今後取り組むべき課題等についてお答えいたします。

大阪北部地震に係る要支援者の安否確認につきましては、室内の家具転倒などにより負傷者の発見がおくれないよう、ひとり暮らし高齢者名簿の活用を優先すべきと判断し、震災日当日に、民生児童委員に対し、同名簿に基づく安否確認を依頼し、実施しております。そのほか、介護サービス事業者等を通じまして、各制度の利用者の安否確認を実施しております。安否確認の結果につきましては、安否不明者等もなく終了しております。

一方、従前から整備しております避難行 動要支援者名簿につきましては、名簿登載 者数が多いことなどから、さらに実効性の あるものとして活用するには改善すべき点 もあるものと考えており、今後、関係団体 等との協議を通じまして、改善の方向性等 について検討してまいりたいと考えており ます。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 今回の地震での安否確認に ついては理解しました。今回は、民生児童 委員のご協力により、発災後の早い段階で 安否確認が実施できたとのことでございま す。しかしながら、より大きな災害が発生 した場合には、民生児童委員に頼れない状 況も出てこようかと思います。そのような 場合に、行政においてどのような対応が可 能であるのか、災害時対応も含め、日ごろ

から自助・共助・公助の役割を考え、効率 的な安否確認の体制を構築していく必要が あるかと思いますので、市全体で検討して いただくよう要望いたします。

また、避難行動要支援者名簿につきましては、災害時において活用しやすい名簿とすることはもちろんのこと、平時においても地域での防災の取り組みなどに活用できるよう、早期に改善を行うことを要望いたします。

次に、情報伝達についてお聞きします。 大阪北部地震において、特にガス等のライフラインに関し、住民に迅速かつ明瞭な 情報伝達ができていたのか、検証を踏ま え、今後の対応についてお聞かせくださ い。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 災害時の情報伝達という ご質問でございます。

基本的には、市のホームページに災害に関するタイムリーな情報を発信いたしている状況でございます。しかしながら、ホームページだけでは全ての方々に緊急を要する情報が伝わらないという場合も考えられますので、内容によりましては、地区振興委員であるとかを通じてお知らせさせていただいたり、広報車によるお伝えということを行ったところでございます。

ご質問のガスに関する情報につきましては、市といたしましても、ガス会社等のホームページからしか情報収集ができないという状況にございました。特に、市民の皆様がお知りになりたい復旧のめどにつきましては把握が困難な状況でございました。我々といたしましても、できる限りの情報提供・発信を実施していくという必要性は認識いたしているところでございます。ホームページからの情報発信だけでなく、必

要に応じて広報車による広報活動や新たな 取り組みを含めまして、今後検討いたしま す検討委員会の中で、災害時の情報発信に 対する一定の基準を検討してまいりたいと 考えております。

- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 次に、鶴野地域でガスが停止となった際、広報車による周知や、広報車を走らせる際も聞き取れるスピードで走ってほしいという声も聞きました。今回の広報車の対応及び今後の災害時での対応をお聞かせください。
- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 災害時の広報車対応とい うご質問でございます。

ガスが停止した際に、住民の皆様からの問い合わせの多くは、やはりいつ復旧できるのか、復旧するまでの間、どのような支援があるのかということが挙げられます。ガス復旧に関しましては、先ほど答弁申しましたように、不確かな情報は流せないという状況にありますので、本市といたしましては、市のホームページから大阪ガスへのホームページを紹介するということにとどめておりました。

また、市が実施しました支援策といたしまして、市内銭湯等にご協力いただき、鶴野地区にお住まいの方を対象に銭湯の無料開放を行ったところでございます。その際には広報車による通知を行いましたが、ご質問にありましたように、聞き取りにくいといったお声も広報課に寄せられましたので、その翌日には広報車を一定停止させるなどの改善を行ったところでございます。

広報車による今後の周知の検討ということでございますが、先ほど申し上げました検討委員会等々において検討を行いながら、明確な基準も含めて、広報車のより一

層な適正対応を検討してまいりたいと考え ております。

- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 今回の地震ではガス、台風 21号のときは停電と、ライフラインに関 する復旧のめどについては、非常に情報が 入らなく、難しいとは思いますが、何か伝 えられることはないのでしょうか。例え ば、そういった中での市民からの問い合わ せの声であるとか、今置かれている現状な どをホームページで市民に伝えてみてはい かがでしょうか。一度検討してみてください。

今回のガスの件では、たまたま鶴野地域に限られていましたが、市域広範囲に広がる可能性もありますので、広報車が広範囲だからといって速目のスピードで回れば意味がありません。そういった場合も含め、どう情報伝達していくのがベストなのか、検討いただきますよう要望します。

最後に、災害対策について。

もちろん、公助に対する体制づくり、これをしっかりやっていくことは大事なことであります。人命第一で考える中では、当然、自助・共助も欠かすことはできません。これから市と市民が一体となって、どういった形で進めていくのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 今後の災害対策の進め方に ついてのご質問でございます。

大規模災害時には、行政も被災している 可能性がございます。公助が行き届かない ことも想定されます。このため、市民お一 人お一人に災害に備える姿勢をお持ちいた だくことが何よりも必要であり、我々行政 には自助の大切さを一層啓発していく義務 もございます。また、地域を挙げての避難 行動、そして長期間に及ぶ避難所運営などでは、市民の皆様の共助も欠かすことができません。公助だけに頼るのではなく、自助・共助がそろって初めて市全体の防災力が向上いたします。今後も引き続き、自助・共助の大切さを広く訴えかけてまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 最後に、災害というのは、 公助の部分でいえば、職員一人一人の意識 の持ちようであり、自助・共助の部分でい えば、市民一人一人の意識の持ちようで変 わります。これらがうまく相重なって、人 の命を救い、被害を最小限にとどめること につながっていきます。そのための努力に ついては誰しも惜しんではいけません。そ のことを最後に申し上げ、災害対策につい ての質問を終わります。

次に、学童保育の委託について。

今議会において、委託に係る債務負担行 為等の関係議案を提出する予定と聞いてい ましたが、提出していない理由についてお 聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 文教上下水道常任委 員協議会以降、子ども・子育て会議をはじ め、さまざまなご意見を賜っており、さら に詳細な検討や情報収集が必要と考えたた め、今議会において学童保育の委託に関す る議案を提出していないものでございま す。
- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 本年7月下旬に、担当課から学童保育室保護者に対して、平成31年 4月から延長保育の実施及び学童保育室運営業務委託を予定している旨のお知らせ文書を配布しており、保護者によっては延長保育や業務委託が実施されるものと思われ

ている方もおられますが、どのような対応 を行うのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 学童保育室保護者に 対しましては、9月6日付文書において、 平成31年4月からの延長保育の実施及び 学童保育室業務の委託につきましては、さ らなる検討が必要と考えており、最終決定 ではないこと、また、今後、詳細事項が決 まり次第お知らせさせていただく旨を通知 いたしております。
- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 次に、民間委託の実施がお くれた場合、延長保育の実施もおくれると いうことがあるのか、お聞かせください。
- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 学童保育事業を安定 的に運営し、さらに延長保育の実施という サービス向上を図るためには、民間事業者 のお力をおかりする必要があると考えてお ります。引き続き検討する中で、当初スケ ジュールの見直しが必要となった場合、延 長保育の実施もおくれることが見込まれま す。
- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 これまでの議会において も、学童保育室のサービス向上について質 問が出ていることについては承知いたして おります。一方で、学童保育の主役は子ど もたちであり、その保護者であると考えて おります。学童保育は、子どもの健全育成 と遊びや生活の場であります。子どもたち が通いたいと思える学童保育、また、保護 者が安心して預けることができ、働くこと ができる学童保育を提供していくことが市 の責務であると考えております。

8月に実施された保護者説明会では、私 が参加した三宅柳田小学校の2回も含め、 全体的な参加人数も少なかったと聞いています。私は、まだまだ保護者の方が納得した状況にあるとは思っていません。まだまだ説明が必要と考えますが、その点についてお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 学童保育事業では、 子どもたちや保護者の方に対して安全・安 心を提供していくことが重要と考えており ます。一方で、子育て支援施策として学童 保育事業を見たときに、平日の午後5時3 0分までの開室時間というのは大きな課題 と考えており、民間委託という方法を活用 することにより、延長保育を実施してまい りたいと考えております。

今後におきましても、保護者が不安と感じる部分については、どのような方法で不安を解消できるのか、検討する必要もあろうかと考えております。保育の質が低下することへの不安や、新たな指導員と子どもたちが良好な関係を築くことに対する不安につきましては、委託開始前における保育室現場での引き継ぎや、委託開始後においても、職員による巡回等により保育の質を確保してまいりたいと考えております。また、保護者の方からの疑問点やご意見等に対しましては丁寧に対応してまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 私は、今回、三宅柳田小学校の説明会へ2回参加させていただきました。正直、説明会でお聞きしている限りでは、保護者に対して誠意のない対応であったと私は思っております。保護者からの質問で、委託業者がどこも手を挙げなければどうするのかという質問がありました。そのときの回答で、委託できなければ延長保育はできませんと言い切っていました。も

しそういった形になった場合に、保護者に どういった形で説明するのでしょうか。業 者がどこも手を挙げなかったから委託でき ませんでしたと答えないと思います。鳥飼 東小学校の保護者から、私たちがこれを反 対すれば10校とも延長保育はできないの かというお声をいただきました。保護者に とってはすごいプレッシャーであり、困惑 されております。3校の選択については、 指導員の配置状況などからであり、市の都 合であります。保護者に責任はありませ ん。少しでも委託をしたいと言うのであれ ば、なぜ、ほとんど延長保育のニーズのな い鳥飼小学校や鳥飼東小学校でなく、他の ニーズの高い小学校を選ばないのかと、鳥 飼東小学校の保護者は強く感じられていま す。しつかりと理解していただきたいと思 います。

今後のことについてですが、9月議会で 債務負担行為の議案を上げることを見送っ たことについては、私は賢明な判断だった と思います。私は、今のこの状態で上がっ てきたとしても、採決のときに手を挙げる ことはできません。今後について、12月 議会に向けてどういう形になるのかは、今 後の動向によって変わってくるとは思いますが、12月議会にもし上がってきて、平 成31年4月から実施するとなると、学 成31年4月から実施するとなると、 予定では、1月中にプロポーザルで業者を 決定し、2月、3月に引き継ぎをするとい うことであります。日程的にかなりタイト であり、難しいと思っています。

保護者は、延長保育のことについては、 やってほしいと思っている学校も多くあり ます。必ずしも委託をしてほしいとは思っ ていません。直営でできるなら直営でもと 思っています。委託ではなく延長保育を進 めていく手段については、考える余地がな いとは思っていません。そういったことも 含めて次にどうするのかという判断を考え ていただきますよう強く要望いたしまして 私からの質問を終わります。

以上です。

○藤浦雅彦議長 楢村議員の質問が終わりま した。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1番目の小中学校の体育館への クーラー設置についてでありますが、特に 今年は、摂津市も、地震、台風により屋根 や壁の損傷、停電などといった大きな被害 がありました。気温はというと、7月に埼 玉県で最高気温41.1度と記録更新をし たところもありました。摂津市も、体温よ りも高い38度にもなりましたし、最低気 温は7月、8月ともに平均より約5度程度 も高い28度にもなりました。また、大阪 府下での35度以上となる猛暑日は29日 間にもなりました。そしてまた、全国で見 ると、8月の熱中症搬送は過去最高となる 8万人を超えたとの報道もありました。摂 津市も、7月の救急出動件数は、昨年30 件、本年57件と大幅に増えた状況でもご ざいます。宮城県内の小学校で、児童に対 して水分補給、帽子をかぶるなどの注意を 呼びかけていたという中にあって、熱中症 による38名の搬送や、大阪府内でも中学 生が9名搬送されたという記事もありまし た。次年度以降も気温が上昇することが想 定できる環境の状況でもございます。

箕面市は、22の全ての小・中学校の体育館にエアコン設置をされています。摂津市も、グラウンドでの体育や部活動における児童・生徒の健康管理向上として、小・

中学校の体育館へのエアコン設置をしてい くべきであると思いますが、本市の考え方 についてお尋ねをいたします。

2番目の学童保育の民間委託についてでありますが、先ほども質問がございましたけども、私も、この7月に入ってから、学童の保護者の方、指導員の方、来年新1年生になる保護者の方など、さまざまな方からご意見をいただく機会がありました。保護者の方からは、なぜこの学童保育室が委託の対象になるのか、委託事業者の継続性や安定性への不安、指導者がかわることへの不安、保育サービスの質が本当に担保できるのかなどといった意見が大多数でございました。

摂津市子ども・子育て会議からの市立学 童保育室に係る延長保育等の実施、並びに 学童保育運営業務の委託に関する意見書 が、教育長宛てに平成28年11月21日 付で出されています。この意見書が出され てから、さまざまな検討項目があると思い ますけども、少なくとも民間委託について の保護者説明会は、平成29年度中に開催 が可能だったのではと思います。説明会開 催がこの意見書が出されてから1年半以上 も経過した本年の8月ごろになった理由に ついてお尋ねをいたします。

3番目の校区連合自治会等への補助金制度についてですが、地域活性化事業補助金につきましては、防犯、防災、環境美化や緑化など、要望に基づいて、一定の制限はあるものの、幅広い事業で活用されています。また、地区市民体育祭実施補助金につきましては、体育祭のみの限定で活用されています。校区連合、地区連合への地域活性化事業補助金と地区市民体育祭実施補助金の予算と執行額、そして、活用内容の認識についてお尋ねをいたします。

4番目の避難所運営の模擬訓練と自主電源確保についてですが、本年、避難所の開設は、地震のみならず風水害でも開設になりました。台風を考えれば、毎年のように大阪への進路も想定できますので、平時における現場での避難訓練なども重要になってくると思います。

平成29年10月の一般質問の答弁におきまして、平成29年度につきましては避難所開設及び避難所運営の訓練の実施を検討いたしておりますとありますが、実施されたのであれば、評価はどうだったのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いい たします。教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 小・中学校の体育館にエア コンを設置することについてのご質問にお 答えいたします。

現在、小・中学校へのエアコン設置状況につきましては、児童・生徒が日常的に使用する普通教室や、支援の必要な児童・生徒が使用する支援学級教室への設置は、100%の設置率となってございます。また、特別教室につきましては、これまで音楽室やコンピューター教室、図書室などに優先的にエアコンを設置してまいりましたが、残りの理科室や美術室などへの設置に向けて、今年度から5年計画で実施設計、工事を順次行う予定となっております。

体育館の使用につきましては、近年の猛暑、酷暑が続く大変厳しい環境の中、児童・生徒等の体調不良に備え、体育館に温湿度計を設置し、運動前や休息時間等に適度な水分補給を指示するなど、熱中症事故防止に努めております。

体育館へのエアコン設置につきまして

は、近年、学校現場からの要望も上がってきており、特に中学校における部活動や学校施設開放による地域住民の活動への影響、また、災害時の避難所としての機能もあり、体育館のエアコン設置の必要性は十分認識はしておりますが、今後、教育事業全体の中で優先順位を見定め、検討してまいりたいと思います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 学童保育の民間委託 についてのご質問にお答えいたします。

平成28年度に摂津市子ども・子育て会 議に学童保育検討部会を設置し、ご議論を いただき、その結果、延長保育等のサービ ス拡充及び民間委託に関する意見書を子ど も・子育て会議からご提出いただきまし た。当初、平成30年4月実施を目途に取 り組みを進めており、平成29年度におき ましては、大阪府内の先進事例の視察のほ か、保育事業や学童保育事業の運営実績が ある民間事業者に対してヒアリングを実施 いたしました。しかしながら、ヒアリング を実施する中で、受託事業者の確保に関す る課題等も見受けられたため、委託の実施 時期や委託の手法について再度検討を行っ た結果、平成31年4月実施に向けて取り 組むものといたしました。市の方針を本年 7月に文教上下水道常任委員協議会で説明 後、速やかに保護者説明会を開催させてい ただいております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 地域活性化事業補助 金、地区市民体育祭実施補助金の予算と執 行額についてのご質問にお答えいたしま す。

地域活性化事業補助金におきましては、

小学校区や地区において12の地区連合自治会が組織されており、この補助金を利用し、地域住民の福祉の増進、ふれあい、安全なまちづくり、環境美化・緑化、青少年の健全育成等、地域の活性化を図ることを目的に事業が行われております。この補助金につきましては、地域活性化事業補助金交付要綱に基づき、平成30年度予算におきましては908万4,000円を計上しております。平成29年度実績といたしましては、天候不良による事業中止がありましたが、総事業数30件、延べ参加者数1万7,487名、補助金決算額は802万7,784円でございました。

地区市民体育祭におきましては、健康増進、スポーツ・レクリエーション活動の振興に寄与することを目的に、11の小学校区や地区で実施されております。補助金の額につきましては、地区市民体育祭補助金交付要綱に基づき、平成30年度予算におきまして655万4,000円を計上しております。平成29年度実績といたしましては、総参加者数1万4,650名、補助金決算額は643万7,530円でございました。

いずれの事業にいたしましても、魅力ある、健康で安全・安心なまちづくりのため、地域で企画、実施をされている事業であり、地域コミュニティの醸成には欠かせない活動となっております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 避難所運営の模擬訓練についてのご質問にお答えをいたします。

平成29年度は、柳田地区の自主防災訓練において、避難所開設及び運営訓練を実施する予定でございましたが、台風の影響により中止となりました。このため、後

日、避難所運営ゲーム、いわゆるHUG訓練を柳田地区の自主防災会の方に経験していただきました。HUG訓練にご参加いただいた方からは、実際の避難所のイメージをつかむことができたなどのご意見や、避難所生活は日常生活から比べると多くの制限があり、個人でしっかり備える必要があるとのご感想もいただいております。

なお、今年度、改めて柳田地区の自主防 災訓練で避難所開設及び運営訓練の実施を 予定いたしておりましたが、先日の台風2 1号により避難所となる体育館が損傷を受 けたため、現在、訓練内容について再検討 しているところでございます。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開しま す。

村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目からは一 問一答でお願いをいたします。

まず初めに、小・中学校の体育館の件についてですが、答弁でもありましたように、普通教室、支援学級教室へのエアコン設置は100%、また、特別教室も設置が進んでいると。要望してきた一人として、これは大きく評価をしておりました。今後にこれは大きく評価をしておりましたがありました。東京オリンピック・パラリンピックにおいても、昼間の高温を避けて、夜間でにおけるとの報道がありました。体育活動や中学校での部活動、地域住民の活動における学校施設開放、また、欠害時における避難所ということも含めて、財政的なこともありますけども、エアコともの検討をお願いし、これは要望とさせ

ていただきます。

では、続きまして、2番目の学童保育の 民間委託についてでありますが、先ほどの 答弁では、府内の先進事例の視察や、事業 者確保に関しての課題等の再検討といった ことで、説明会を本年の夏に行ったという ことでございました。先進事例の視察をさ れたとのことでありますけども、どのよう に認識されたのかについてお尋ねをいたし ます。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 平成29年度に学童 保育室の運営を民間事業者へ委託している 府内自治体のうち、3市へ視察を行ってお ります。聞き取りを行いましたところ、委 託事業者に対しましては、保育現場や教育 現場に携わっているようであるので、保育 の質が担保されること、他の児童福祉事業 も実施していることから、児童が楽しめる ようなノウハウや企画力が高い等のご意見 がございました。また、委託実施後におき ましては、保護者の方から直営に戻してほ しいとのご意見はなく、当初は委託に対し て不安であったが、現在は充実しており、 引き続き同じ事業者で運営してほしいとの ご意見もいただいているとのことでござい ました。
- ○藤浦雅彦議長 村上議員。
- ○村上英明議員 先進事例の視察につきましては、委託に対する不安もありましたけど も、現在は充実しているといった内容のご 答弁であったかと思います。

しかし、これを摂津市に当てはめた場合に、検討課題がないとは言えないのではないでしょうか。女性活躍推進法も一昨年に施行されていますし、今の社会状況を踏まえて時間延長などを行う必要性はあると思います。摂津市子ども・子育て会議からの

意見書におきましても、学童保育時間延長 や土曜日保育の毎週実施などのサービスが 求められているとありますが、摂津市とし て、時間延長と土曜日保育の実施について はどのように考えておられるのか、お尋ね をいたします。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 学童保育事業におけ るサービス向上の内容といたしましては、 大きく3点挙げられると考えております。 1点目は、平日午後5時30分までの開室 時間となっているものについての開室時間 の延長、2点目は、現在、土曜日保育が月 1回のみの開室となっているものを毎週実 施にすること、3点目は、対象児童が小学 校3年生までとなっているものを高学年ま で拡大することでございます。本市といた しましては、これらのニーズに対して、優 先順位をつけながら対応してまいりたいと 考えております。保護者のニーズや他市の 実施状況等を勘案し、延長保育の実施につ きまして、優先的に実施していくとの方針 を決定いたしたところでございます。
- ○藤浦雅彦議長 村上議員。
- ○村上英明議員 まずは時間延長ということでのご答弁でございました。午前中の質問では、時間延長と委託は関連しているといったことであったかと思いますけども、やはり時間延長とは切り離して、この民間委託について検討していただきたいと思いますし、また、再検討する中で、可能であれば時間延長の早期実施をお願いしたいと思います。やはり現場重視、市民重視でお願いしたいと思うんですね。

民間委託についての説明会は、現在対象となっている三つの学童保育室で計3回されたと。保護者からすれば、参加された方は1回しか説明を聞いていない状況でござ

いますし、また、説明会に参加できなかった方も多数おられます。意見や質問に対して理解していただけた内容もあれば、納得されていない内容もあったと。やはり意見や質問に対して、全てを現在の市の考え方どおりに進めていこうとは思っておられないとは思いますが、説明会で出された意見、質問に対して、持ち帰って再検討した内容もあろうかと思います。したがって、保護者と、気持ちと意見を何回も何回もキャッチボールしていくべきではないでしょうか。

平成16年度から民営化した当時のせっつ保育園におきましては、約1年半という時間をかけて説明会などを行ってこられたと認識をしております。また、摂津市子ども・子育て会議からの意見書におきましても、誠意ある説明をし、理解が得られるよう努めることとあります。民間委託を進めていこうと考えておられるのであれば、やはり何回も説明を実施して不安を取り除くことや、理解を得られる努力を行政から起こしていくことも必要なのではないでしょうか。今後の説明会や意見等への対応についてお尋ねをいたします。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 これまで、委託候補となる学童保育室の保護者を対象として、説明会を各小学校で開催いたしました。説明会の中で、保護者の方からいただいた主なご意見と本市の考え方につきまして、Q & A形式で取りまとめたものを配付し説明する等、説明会に参加する方が限られた時間の中でご理解をいただけるよう対応を行ってまいりました。予定しておりました説明会につきましては一旦終了となりましたが、今後におきましても、保護者の方からの疑問点やご意見等に対しましては、丁寧

に対応してまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 村上議員。
- ○村上英明議員 先ほどのご答弁では、丁寧 に対応していくということでございました。 やはりそういう努力をお願いしたいと 思います。

私は、この民間委託についていえば、学 童保育に限らず、市として直営で実施して いる事業など、関係者の多くに現場でも理 解していただくことや、財政的にも投資的 効果が見込まれるなどといった内容であれ ば、民間委託は進めていけばよいのではな いかと思っております。しかしながら、こ の学童保育の民間委託についての現状とい うものは、保護者等も含めて現場での不安 感がまだまだ濃いと思いますし、まだ理解 が得られていないのではと感じていますの で、この説明等々も含めて、もう少し時間 をかけて、しっかりと保護者も含めての関 係者の気持ちと意見を何回もキャッチボー ルしていただきたいと思いますので、この 来年4月から民間委託するという計画等々 につきましては、延期も含めて私は再検討 していっていただきたいということをお願 いして、この件は要望とさせていただきま

次に、3番目の校区連合自治会等への補助金についてでありますが、両方ともに、雨天等での中止がない限り、高い執行率でありますし、地域活動においては欠かせない活用内容であるとのご答弁であったと思います。

先日、「自治会・町会と市民活動団体が連携した地域づくり」と題しての講演があり、自治組織への地区内全戸加入やNPO法人による小集団での活性化などについてのお話がありました。数年かかったそうでありますが、役員のみが汗をかきがちな組

織運営を、当日のみの活動、当日のみの運送など小集団で働いてもらえる組織や、役員会ではなく井戸端会議での情報交換をする場へと変えていったところ、より多彩な行事が開催されているとのことでございました。地域内でやりたい活動を広げることや、地域の自主性や地域コミュニティのさらなる推進に向けて、地域活性化事業と地区市民体育祭の補助金を一本化することについて検討してもよいのではと思います。考え方についてお尋ねをいたします。

- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 地域活性化事業補助金は、おおむね小学校区を一つの単位とした自治会の集合体を対象としており、防災や防犯、環境美化など、交付の対象となる活動を規定しております。

地区市民体育祭補助金につきましては、 小学校区での社会教育団体等で構成する実 行委員会を対象としており、健康増進、ス ポーツ・レクリエーション活動など、交付 の対象となる活動を規定しております。

どちらの事業も、小学校単位で組織された団体が自主的に行う活動に対して交付が行われておりますが、補助金の趣旨や目的、実施内容が異なることから、それぞれ独立した補助金となっております。

議員がご指摘のとおり、同じ小学校区を 対象とし、補助金を統合した、より裁量権 を持たせた財政支援を行うことにより、自 主的な活動が活性化し、地域コミュニティ の推進につながる可能性などが考えられま す。また、どちらの補助金制度につきまし ても、創設から20年以上が経過してお り、社会環境や活動内容もさま変わりし、 検討が必要な時期であると認識しておりま す。

いずれにいたしましても、補助金交付対

象団体の目的の違いや、事業内容や補助金 の対象が異なることから、事業目的や対象 事業、予算額など、全ての見直しが必要と なることから、他市状況を踏まえ、整理、 研究してまいりたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 村上議員。
- ○村上英明議員 この摂津市内の12ある校 区地区連合の地域が活性化してこそ、やは り摂津市の魅力発信にもつながっていくと 思いますし、また、地域の活性化にはお金 と人が重要になっております。やはり他市 の状況を踏まえて、地域の自主性をさらに 高められる補助金の制度などにつきまし て、検討も含めた中で整理を一度していた だきたいということで、この件は要望とさ せていただきます。

次に、4番目の避難所運営の模擬訓練と自主電源確保についてでありますが、1回目のご答弁におきまして、柳田地区では、この避難訓練等々につきまして延期になったと、そして、今年もまた検討されているということでございました。避難所運営ゲームは、確かに避難所運営のイメージをつかむという意味からも、やはり非常に大切な訓練でありますので、これからも市内全域も含めて継続して取り組んでいっていただきたいと思います。

有事がないことを祈っておりますけども、今後におきましては、多人数が避難しなければいけない状況になるかもしれません。だからこそ、平時から、避難所を開設する緊急防災推進員や避難所運営のサポートを行う初期避難班と地域の自主防災会との連携や役割などを現場で確認することや、体験するという避難所運営の模擬訓練を市内でも実施していくべきだと思いますけども、市の考え方についてお尋ねをいたします。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 避難所を円滑に運営していくためには、市と自主防災会との連携や役割の確認が不可欠でございます。この点を踏まえまして、今後、各地区の自主防災訓練におきまして、緊急防災推進員と、また自主防災会が連携し合い、避難所の模擬訓練が実施できますように働きかけ、また、支援をしてまいりたいと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 村上議員。
- ○村上英明議員 やはり地域の方々にも安心 していただける、そういった地域づくりも 含めて、この緊急防災推進員や初期避難班 と、そして地域防災会等との避難所運営の 模擬訓練の実施をお願いして、これは要望 としておきます。

また、住民側の防災意識の向上も本当に 大切でありますけども、避難準備、避難勧 告をいきなり出すということではなく、1 時間あるいは2時間後に出る可能性がある といったことで予告をするなど、行政の避 難情報の発信方法を今後考えていっていた だきたいと思います。

避難所の開設に関して、もう1点お尋ねをさせていただきますけども、本年の台風21号の日中通過におきまして、第五中学校を避難所開設していただいておりましたけども、その最中に近所も含めての停電となってしまいました。恐らく夜0時30分ごろの復旧になったかと思いますけども、避難行動が夜間に必要となった場合には、照明なしの状況でも今回の場合では第五中学校に避難するのか、あるいは、少し遠いけれども、通電している鳥飼東小学校、あるいは鳥飼東公民館などに避難するのかといった判断を避難者がしなければいけません。避難弱者と言われる方を考えれば、なおさらだと思います。やはり避難する施設

には自主電源が必要と思いますけども、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 コミュニティプラザ、また、別府コミュニティセンター、子育て総合支援センター遊戯室、また、市役所庁舎につきましては自主電源を確保いたしの選難所施設につきましては、コミュニティ防災資機材倉庫にございます発電機を活用しての緊急・応急的な対応となっております。避難所施設におきましては、要配慮者の方も避難されますことから、優先した電力確保が必要になってまいります。停電時の電力確保につなってまいります。停電時の電力確保に向けまして、どのような方策を講じていまれまります。をきまして、さらに研究・調査してまいります。
- ○藤浦雅彦議長 村上議員。
- ○村上英明議員 発電機ということでご答弁 がございましたけれども、やはりこれは非 常時のための発電機でもございますが、し かしながら、小学校の防災倉庫に設置をさ れているという状況でもございます。例え ば、今回の台風による第五中学校の停電等 に対応すれば、小学校の防災倉庫から運搬 をしなければいけないという状況でもござ いますし、さらに、今回の台風で停電にな っている最中に、そういう発電機の運搬と いうことを現場のほうで考えておられたの かということを、これからもまたしっかり と検証していただきたいと思います。そう いう意味では、夏場に避難となった場合を 想定すると、避難所で熱中症になってしま う、そういったことも十分に考えられます し、また、平時での小学校、中学校等々も 含めて、やはり生徒の活動に支障を来すよ うなことがないように、やはりこの自主電

源というのは確保しなければいけないのではないのかと思います。

例えば、平時でも使用できるような太陽 光発電、また、蓄電池を設置するといった ことで、避難所への自主電源の確保といっ たこともしっかりとこれから検討していっ て、地域の安心・安全のために取り組んで いただきたいということを申し上げて私の 一般質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 村上議員の質問が終わりま した。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 まず初めに、このたびの台 風21号などにより被災された方々にお見 舞い申し上げます。

それでは、順位に従いまして、一般質問 をさせていただきます。

一つ目に、空き家対策についてでござい ます。

本件につきましては、本年度の当会派の 代表質問において、空家等対策計画作成及 び住宅マスタープラン改定についてお聞き し、その際、しっかりと関連づけて検討、 考察していただくように要望させていただ きましたが、現在の進捗状況と検討内容に ついてお聞かせください。

二つ目に、豪雨対策についてでございます。

近年、人命や都市機能を脅かすような時間50ミリを超える局地的集中豪雨が頻発しております。本市におきましても、平成24年8月に、時間最大65ミリの降雨により、床上浸水や道路冠水の被害が発生しました。そこで、ハード面、ソフト面の両面から質問をさせていただきます。

まず、ハード面としましては、浸水対策 についてでございます。浸水対策のかなめ となる雨水整備について、本市では、時間 約48.4ミリの降雨に対応する整備を進 められておりますが、その計画と現在の進 捗状況について、特に安威川以南につきま してはおくれが生じておりますけれども、 対応策についても併せてお聞かせくださ い。

ソフト面としましては、避難のあり方についてでございます。内水氾濫、堤防決壊など危険が迫っている場合でも、正常性バイアスが働き、自分は大丈夫だと思う人間の基本心理から、逃げずに被災される方々が多い状況です。平時にこそ、住民の水害に対する心構えと知識を備えることが重要となりますが、そのきっかけの一つとなるのが防災マップかと考えます。本市では、本年4月に防災タウンページが全戸配布され、自治会オリジナルの地域防災マップも作成されているかと存じます。その進捗状況についてお聞かせください。

三つ目に、地域コミュニティ活性化についてでございます。

本件につきましても代表質問にてお伺いしました。その際、先進事例などの情報共有を図ることや、市職員向けに市民参画のすすめ方職員マニュアルを作成し、職員の協働意識の啓発にも努めるとのご答弁をいただきましたが、現在の進捗状況をお聞かせください。

四つ目に、鳥飼地域の魅力化についてでございます。

前回の一般質問におきまして、2040 年に向けた魅力ある地域づくり研究会を発 足されたとお聞きしました。その中で、安 威川以南地域、とりわけ中央環状線東側地 域の取り組みを優先的に研究するとのこと でしたが、研究会の進捗状況とメンバー構 成についてお聞かせください。 以上、4点でございます。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 空き家対策についてのご質 問にお答えいたします。

現在、市の総合的な住宅施策の基本計画となる住宅マスタープランの改定と、社会問題となっております空き家対策を総合的かつ計画的に進めていくための市の方針となります空家等対策計画の策定を進めているところであります。

まず、住宅マスタープランにつきましては、平成24年からの10年間を計画期間とし、必要に応じて、おおむね5年を基本に見直しを行うこととしておりますが、既に策定から5年が経過しており、また、大阪府におきましても、耐震改修促進計画や住生活基本計画などの改定が行われ、また、新たに空き家対策なども上位計画であります住宅マスタープランに位置付ける必要がありますことから、現在、見直し作業を進めているところであります。

次に、空家等対策計画につきましては、 今年度に入り、市内空き家の実態調査を行 うとともに、8月には有識者懇談会を開催 し、空家等対策計画の骨子について、専門 家の意見、助言などをいただいたところで あります。現在、空き家所有者の管理意識 などの実態把握を行うため、所有者に対す るアンケート調査を実施しており、また、 2か年にわたる庁内調整会議での法的な課 題検証などの成果も踏まえ、計画素案の作 成作業を進めているところであります。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 公共下水道の雨水整備 についてのご質問にお答えいたします。 浸水対策につながる公共下水道の雨水整備状況は、平成29年度末における市全体における面積普及率は55.3%となっております。合流区域であります安威川以北については95.7%となっておりますが、分流区域であります安威川以南については34.2%となっております。

安威川以南は、既存の水路の活用、水路 ゲートの操作、水路から流域下水道への取 り込み口の配置などの策を講じながら対応 を行っているところでございます。

安威川以南における公共下水道の雨水整備につきましては、急ぎ進めていく必要があると認識をいたしております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 地域防災マップ作成の進捗 状況についてのご質問にお答えをいたしま す。

地域防災マップは、水害時の避難場所を 住民みずからが確保され、リーフレットに まとめられたものでございます。このマッ プづくりは平成27年度からスタートし、 これまで19の自治会の皆様に取り組んで いただいております。本年度におきまして は、味生小学校区、そして鳥飼東小学校区 の各連合自治会の皆様方が作成される予定 でございます。今後におきましても、この 取り組みを全市域で実施していただけるよ う、引き続き自治会の皆様と連携して展開 をしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 現在の地域コミュニティ推進に対する取り組み状況についてのご 質問にお答えいたします。

本市におきましては、自治会や各小学校区、地区で活動されています団体等の地域

コミュニティが活性化するよう、補助金等の財政支援や運営等に関します情報提供を行っております。財政支援といたしましては、本年9月現在、小学校区、地区の連合自治会から20件の地域活性化事業補助金申請を受け付けております。市民公益活動補助金につきましては、4事業に対しまして、市民公益活動補助金発展コースへの補助金交付を決定させていただいております。

続きまして、情報提供といたしましては、団体の活動報告やイベント開催、会員募集など、地域での活動や取り組みに関する情報を定期的に本市広報誌に掲載いたしております。また、講座といたしまして、「自治会・町会と市民活動団体が連携した地域づくり」と題し、新たな地域コミュニティ活動の先進事例の紹介など、市民活動支援講座を開催いたしました。

今後は、「つながりのまち摂津」連絡会議の活動や、昨年度作成いたしました市民参画のすすめ方職員マニュアルを活用し、地域コミュニティについて職員への啓発を進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 2040年に向けた魅力 ある地域づくり研究会のお問いにお答えを いたします。

本研究会につきましては、鳥飼地域の魅力づくりに係る研究を部局横断的に進めるため、都市基盤の所管となります建設部局に加えまして、義務教育施設、体育施設、集会所等を所管する施設所管課、並びに、地域コミュニティや地域福祉の所管でございます自治振興課、保健福祉課など、計18課で運営を行っております。

これまでの進捗状況についてでございま

すが、今年度、これまでに3回の研究会を 開催いたしました。国や大阪府のこれまで の2025年・2040年問題等に向けた 動向を踏まえた現状認識、行政課題の洗い 出しや地域における課題等々について、原 因分析などに着手しているところでござい ます。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 それでは、これより一問一 答方式で行わせていただきます。

一つ目の空き家対策についてですが、空 家等対策計画作成及び住宅マスタープラン 改定について、おおむね理解いたしまし た。

まず、住宅管理につきましては、ご答弁にもありましたように、大阪府でも住生活基本計画が改定され、特に中古住宅市場の活性化促進に関して重点取り組み事項となっております。その中で、移住・定住促進に向けた、空き家を所有する方々と希望する方々とのマッチングを促進するための空き家バンクが推奨されております。大阪府下42市町村の中で、既に27市町村で設置済み、あるいは本年度設置予定となっておりますが、本市は設置予定なしと意思表明されております。空き家バンクは空き家を流通させる有効な手段の一つと考えますが、お考えをお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 空き家バンクの活用についての考え方ですが、導入自治体の状況を見ますと、期待していた効果が十分に得られているとは必ずしも見受けられず、健全な空き家は民間における不動産流通により十分に対応できているものと認識いたしております。本市といたしましては、活用可能な空き家につきましては、民間による中古住宅の売買や賃貸など不動産流通に委ね、

行政といたしましては、周辺に悪影響を与えております困った空き家の改善指導や、 発生予防に向けた対策に重点を置いためり 張りのある空き家対策を実施してまいりた いと考えております。

しかし、空き家バンクに対しましては、 社会経済情勢の変化や、国や府の動向にも 注視していく必要があるものと考えてお り、今後とも情報収集に努めてまいりま す。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。健 全な空き家は民間にて流通しているとのこ とですが、本市といたしましても、利活用 を含む空き家の未然防止策にも注力する必 要があろうかと考えます。

一般的に空き家は、賃貸用、売却用、二次利用、その他の4種類に分類されますが、問題は定期的な利用がないその他に分類される空き家でございます。今後、急速に増加することが予想されており、国の方針におきましても、その他空き家を5分の1に抑制することを目標に掲げております。

本市では、空き家の実態把握のため、1 次調査として、水道の閉栓状況などから現 地調査をされているかと存じますが、現在 の実施状況についてお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 空き家の実態調査につきましては、昨年度に、住宅地図や水道の閉栓情報をもとに、長期間居住していないと思われる住宅3,270軒を対象に、職員による現地での1次調査を行ったところ、売却や賃貸用などを除いた空き家は923軒あり、その中で空家法の対象となる長期間居住がない空き家等は358軒でありました。本年度は、2次調査として、市で作成

しました調査表により、358軒の空き家をAからCランクに評価し、法手続きで改善指導の対象となる特定空き家等の抽出を行っているところであります。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございました。調査が進んでいるようで安心しました。

長期間居住のない空き家が358軒とのことですが、その中でも管理不全空き家が大きな課題であることは共通認識かと思います。ここで、改めまして空き家対策の今後の進め方についてお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 空き家対策の今後の進め方につきましては、現在進めております空家等対策計画に基づき、総合的かつ効果的な空き家対策を進めてまいりたいと考えております。具体的な取り組みといたしましては、現在実施しております2次調査による特定空き家等の認定対象を、関係課で構成いたします庁内調整会議を活用しまして認定を行い、空き家所有者に対し、助言、指導から段階的に手続きを進めてまいりたいと考えております。

また、特定空き家等の認定まではいかない空き家等につきましても、特定空き家等にならないように、適正な管理について啓発を行うとともに、空き家対策では困った空き家にしないための空き家予防も重要でありますことから、今後ますます増加が予想されます空き家の効果的な発生予防に対しまして、先進事例などの情報収集や、さまざまな機会を通じて所有者に向けて啓発も行ってまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。おおれ理解いたしました。

2016年の熊本地震の復興の妨げにな

っていましたのが空き家の存在と言われて おります。撤去作業には原則所有者の同意 が必要ですが、所有者の把握が難航し、撤 去のおくれが復興の妨げになったことに加 え、倒壊寸前の建物が所有者不明で放置さ れていることで二次被害が起きるおそれが 出ていました。本市は、地方に比べ、住宅 の密集度が高く、余震による二次被害の危 険性がさらに大きくなります。大規模災害 が起こる前に、所有者不明物件の特定を急 ぐ必要があると私は考えます。

空き家対策には非常に時間を要し、時間 の経過とともに状況が変化するため、都 度、適切な判断が必要となります。今後 も、有識者会議や庁内調整会議などを有効 活用し、迅速かつ効果的に進めていただき ますように要望とさせていただきます。

続きまして、二つ目の豪雨対策について に移ります。

まず、ハード面として、雨水整備の進捗についてお聞かせいただきました。特に安威川以南の進捗が34.2%と、過去からあまり進捗が見られませんが、この整備状況をどのように捉えておられるのか、また、この進捗おくれの対策を考慮した場合に、現在どれだけの雨水排除に対応できているのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 安威川以南の公共下水 道につきましては、分流での計画となって おりまして、汚水と雨水を別々の管渠で使 う計画としております。これまで本市で は、汚水の処理を優先して整備してまいり ましたけれども、汚水の人口普及率が9 9. 1%と概成いたしましたことから、現 在、雨水排除の幹線でございます東別府雨 水幹線の工事計画も進めているところでご ざいます。

現在、安威川以南の面積普及率は、先ほどから申しておりますとおり34.2%となっておりますけれども、既存の水路の活用、水路ゲートの操作、水路から流域下水道への取り込み口の配置などの対策により、87.4%の面積の雨水を排除しているところではございますけれども、これとて、時間当たり48.4ミリの降雨に対して全て対応しているものではございませんことから、着実に下水道計画に基づきまして整備を進めていく必要があると考えております。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。面積的には87.4%の雨水排除率とのことですが、ご答弁もありましたように、想定降雨にはまだ対応できていないということで、対応を急ぐ必要があると考えます。

今年度、下水道ビジョンを初めて策定することになっておりますけれども、本市の現況をしっかりと捉え、反映させる必要があると考えます。

そこで、下水道ビジョンの現在の進捗状況と、見据えておられるビジョンの概要についてお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 下水道ビジョンと申しますのは、下水道の目指すべき姿を描き、中長期的な取り組みの方策を示していくものでございます。本年度の策定に向けて現在作業を進めておるところでございます。現在、雨水の整備だけでなく、全体的な公共下水道の整備や維持管理、経営などにおける課題を広く抽出いたしまして、解決方策の検討を進めており、現在の雨水整備の状況等、摂津市が置かれております現状を踏まえた上で、安定的に事業を進めていくために、下水道ビジョンの策定を今年度末

をめどに進めていきたい、このように考えております。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。下 水道ビジョンの作成はこれからであると認 識いたしましたけれども、本市は、都市化 も進み、環境も変化しておりますので、雨 水の流出係数、または降雨強度式など、前 提条件を見直す必要もあろうかと考えま す。現在の気象技術では、局地的集中豪雨 を予測することが困難であり、短時間で特 定の地区が水浸しとなります。本市におけ る浸水のほとんどが内水氾濫によるもので ございます。したがって、全体的には時間 約50ミリ程度で対策を進めながらも、浸 水の危険地区などにポイントを絞って、施 設や設備のレベルアップを集中的に実施す ることも効果的であると私は考えます。本 市は低地であり、下流に位置する流域下水 道の能力にも限界があることから、雨水管 渠の造成も難しいと認識しておりますが、 局地的集中豪雨に対する一時的な浸水にも 対策を講じる必要があると考えます。

そこで、下流への流出抑制施設として、 雨水貯留施設、または浸透施設により、雨 水を貯留、浸透させ、流出を減少または遅 くしてピークを低減させる考え方や、各排 水区での管路間のネットワーク化、バイパ ス化をして、雨水を相互に融通することに より、浸水の解消、軽減を図るお考えはな いのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 流量調整池の設置につきましてですけれども、これは効果の発揮が期待できる広大な土地がやっぱり必要でございまして、このような面から、市域内での整備につきましては大変困難なものと考えております。

それから、2点目としまして、バイパス管、これでつないで雨水の融通をしたらどうかというご質問だったと思いますけれども、下水道管がそれぞれ受け持つ範囲というものが排水区は決められております。これをバイパスでつなぐことによって、かえって浸水被害の拡大も予想されますことから、こちらにつきましても困難であると考えております。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。ど ちらも対応が難しいというご答弁でございましたけれども、例えばネットワーク化、 バイパス化につきましては、管内の時系列 的な水位とか、あるいは流量を観測して、 弁の開閉操作などによって整全域で能力を 有効活用することも可能かと考えておりま す。今後、技術の進捗をにらみましてよる 定観念にとらわれることなく、あらゆると 世代を見据えた下水道ビジョンを描いていただきまして、 実践いただきますように 要望とさせていただきます。

次に、避難のあり方についてですが、地域防災マップの進捗については理解いたしました。有事に備えた事前情報として防災マップを活用し、浸水による危険性を地域の方々にしっかりと認識していただく必要があろうかと考えますが、住民にどのように広く周知するのか、また、自治会未加入世帯への取り組み状況も含めましてお考えをお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 でき上がりました地域防災 マップにつきましては、自治会の皆様に配 布をさせていただいておりますが、自治会 未加入の方にもこの取り組みを知っていた

だくことが必要でございます。

そこで、一例といたしまして、別府コミュニティセンターでは、拡大した地域防災マップを掲示するなど、多くの住民の皆様の目に触れるような周知方法を、現在、試行的に取り入れているところでございます。

また、マップ作成の過程におきまして、 自治会の皆様は、マンションや事業所な ど、背の高い建物所有者の方々に緊急避難 先となっていただくようお願いをされてお られます。そこには自治会員以外の方の避 難も当然含まれております。この避難先づ くりの過程を通じまして、市は、自治会員 という枠を超え、広く地域の皆様に防災マ ップを知っていただけるよう、自治会と連 携してさらに周知に努めてまいりたいと考 えております。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。

先日の新聞に、防災マップは避難を早めるという記事が載っておりました。西日本豪雨で51名の死者が出た岡山県真備町では、洪水の際に防災マップを知っていた人が早期に避難している傾向にあり、知らなかった人の避難おくれが顕著となっております。防災マップを全戸配布したにもかかわらず、ほぼ半数の住民が知らなかったと答えたそうです。本市におきましても、有事に備え、避難のあり方により関心を高める必要があると考えますが、地域防災マップを最大限に生かすためにどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 水害の危険が迫る場合、まず、早目の避難が何より大切でございます。一人でも多くの方々が自分自身の判断

で迅速に避難行動がとれますよう、また、 地域全体で要援護者の避難を支援していた だくよう、既にマップが完成している自治 会には実践的な訓練の実施の後押しをさせ ていただきたいと考えております。具体的 には、地域自主防災訓練に合わせまして、 ご自宅からの避難所までのルートや家族の 安否などの確認について、各自主防災会で 取り組んでいただけるよう働きかけをして まいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。ど れだけハードを整備しても、その想定を超 える災害は起こり得ます。そんなとき、い かに避難するというスイッチを入れるかが 重要ですが、最後の判断は一人一人が持つ 対応力です。しかし、むやみな避難はかえ って危険ですので、起こり得る水害を想定 しての訓練が重要と考えます。ご答弁にも ありましたように、各小学校区での自主防 災訓練などにおいて、自分たちでつくった 地域防災マップを活用し、より実践的な避 難訓練に結びつけていくべきです。平時よ り防災知識を広く周知し、防災訓練などで の教育によって意識を高めることができる かと考えます。ハード面とソフト面をうま く組み合わせ、効果的な対策を講じていた だきますように要望とさせていただきま す。

続きまして、三つ目の地域コミュニティ 活性化についてに移ります。

現在の進捗状況についてお聞かせいただきました。今、全国の多くの自治体で、地域の参加と協働を進め、コミュニティ活動の組織化を目指す取り組みが進行しつつある状況ですが、コミュニティ施策とは何なのかについてのビジョンを持たないままに取り組んでおられるケースが見受けられま

す。

そこで、本市としましても、どのようなコミュニティを目指すのか、また、どのような手段で施策を進めるのか、ビジョンを明確にし、その方法や道筋を示すことが求められると考えますが、お考えをお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 地域での課題が多様化 する中、課題解決には地域と行政が協働で 取り組むことが重要と考えております。第 4次摂津市総合計画におきましても、みん なが育むつながりのまち摂津の実現に向 け、協働を理念に掲げて推進しているとこ ろでございます。協働ができる仕組みを確 立するには、摂津市にかかわるみんなが目 指す将来像の実現に向けて、市民、各種団 体、事業所、行政の役割や責務を明確に し、それぞれの知識や技術を生かすことが でき、地域で住民自治を円滑に進めること ができるよう、一人一人が支え合い、共助 の意識を築き、自主的な活動が展開できる 地域コミュニティの構築を目指しておりま す。
- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。通常の行政の仕事であれば、事業計画ごとに目的、手段、達成目標が明示され、個々の職員はそれに従って業務をこなせばよいですが、コミュニティ施策の業務は、目的や完成イメージもわかりづらいまま対応が求められているように感じます。協働や支援という言葉をよく耳にしますが、具体的にどのようなことを示すのでしょうか。今後、さらに一歩踏み込んだ取り組みが必要と考えますが、新たなコミュニティ推進施策についてどう考えておられるか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 今般の大阪北部地震や 台風第20号及び第21号の災害により、 地域においての即時の対応、また、発災後 の情報提供等において、自治会等の地域コ ミュニティの重要性を一層認識した次第で ございます。地域コミュニティの形成、推 進におきましては、主役は市民の皆様でご ざいますが、行政といたしましても、自治 会や市民活動団体などの現状、少子高齢 化、核家族化などの社会環境を見据えた新 たな支援のあり方について検討するととも に、市民の方々で組織されます団体を所管 します庁内各課が地域コミュニティの重要 性を認識して支援していくことにより、地 域コミュニティの推進を目指してまいりた いと考えています。
- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。ご 答弁にもございましたけれども、災害発生 時にこそ、日ごろから培われたコミュニティの力が発揮されます。想定外の課題を乗り越え、人や地域が生きるために、本当に 困ったときに助け合える関係づくりが平時から必要です。

コミュニティ施策の根幹は、単にコミュニティを組織化し、共助に向かう仕組みを 策定するのではなく、地域の状況に寄り添い、地域コミュニティの自立的発展を促すべく、市民の方々が主体性を持って取り組めるようにサポートすることです。地域コミュニティに関する講演会や研修会において、どんなよい話であっても、一歩会場から出れば、大半の人は、いい話であったと記憶が残っているだけで、具体的な一歩が踏み出せない状況です。

私は、地域内の住民同士、あるいは地域と行政の間をつなぎ、調整するコーディネ

ーター的な役割が行政に求められていると 考えます。現在、さまざまな分野で活動されている団体が存在します。今こそ有機的 に連携させる仕組みづくりが必要ではない でしょうか。具現化に向けては、市職員の 協働のまちづくりへの意識向上が不可欠で す。また、地域との信頼関係を築き、柔軟 かつ総合的な対応が求められると考えま す。つながりのまち摂津を実現すべく、一 歩踏み込んだ取り組みをお願いし、要望と させていただきます。

続きまして、四つ目の鳥飼地域の魅力化 についてに移ります。

2040年に向けた魅力ある地域づくり 研究会についてご答弁いただき、当該研究 会が鳥飼地域の魅力づくりに主眼を置いて いること、構成メンバーが部局横断的に1 8課から参加されているとのことで、非常 に頼もしく感じました。ありがとうござい ます。

研究を進める中で、現状認識や課題整理だけでも相当な時間を要すると思います。特に鳥飼東部の人口減少、児童数減少は顕著であり、早く手を打たなければならないと感じておりますけれども、当該研究会の答申に至るまでの進め方やスケジュールなどについて、どう考えておられるか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 研究会のスケジュール及び今後の考え方についてご答弁申し上げます。

研究会につきましては、10月下旬から 11月上旬、次回はその日程で開催予定を 考えているところでございます。地区別の 将来人口推計等の各種統計データの分析等 を踏まえまして、地域課題等について議論 を行い、特に影響の大きいと思われる事柄 につきましては、より深く研究を進めてまいりたいと考えております。

全体のスケジュールでございますが、おおむね1年半から2年を予定いたしております。今年度は既に3回ということで先ほど答弁させていただきました。それを含めまして計6回の研究会の開催を予定しているところでございます。

- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。

ご答弁にもありましたけれども、研究期間は約2年間で計6回、既に3回実施されているようですけれども、研究の枠組みや論点を明確にして進める必要があろうかと思います。そこで、今後、どのような視点で研究を進められていくのか、また、どのような分野に力を入れるべきと考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 人口減少や高齢化の状況、児童・生徒数の推移等を鑑み、地域の将来像及び魅力創出について、定住促進、交流人口の増加の視点から研究を進めているところでございます。また、研究を進めていく分野につきましては、各種統計データの分析結果や研究会での議論等を踏まえる必要がございますが、ある程度分野はなっていくことになると考えております。高齢化の現状や児童・生徒数の推移などを鑑みますと、子育て・教育分野をはじめ、地域コミュニティや都市基盤、交通分野についての研究がスタートになるのではないかと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。ご 答弁にもありました定住促進、交流人口の 増加は、交流人口を拡大させることによっ て定住の促進を図ると受けとめました。交

流人口を増やす施策には、比較的短期で取り組めるものもあろうかと思いますが、まずは、本市の強みや鳥飼地域の魅力を見出し、発信しなければなりません。研究分野も多岐にわたると考えますが、部局横断的な組織をうまく機能させ、分野を絞って事前に分科会を実施するなど、残り3回の研究会をぜひ実りのある研究会にしていただきたいと考えております。

また、鳥飼地域のグランドデザインを描くためには、大きな流れを読み、あるべき姿を明確にする必要があると考えます。あるべき姿は、今までの延長線上にこだわらず、まずは大胆に発想し、そこから精度を高め、着実に着地するプロセスが重要と考えます。鳥飼地域の魅力化に向け、広い視野と高い志を持って、ぜひ精力的に取り組んでいただきますように要望とさせていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○藤浦雅彦議長 光好議員の質問が終わりま した。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして 一般質問いたします。先の質問と重なります点、ご了承ください。

まず、1点目の災害発生時の対応についてです。

大阪北部地震より3か月が経過しました。大きな災害経験の少ない私ども摂津市民には、余震などの恐怖心が募り、精神的にも大きな不安を抱えました。また、一部損壊の家屋が多く存在し、中には住み続けることができないほどの大きな被害を受けられたご家庭もありました。改めて心よりお見舞い申し上げます。

また、この3か月の間、台風によるさま ざまな被害も発生し、先の災害の対応に重 ねて、広い地域での多大な家屋損壊の被害 が拡大いたしました。市民の皆様からは、 災害対応に関する問い合わせや早期解決を 求めるお声をたくさんいただき、例えばガ スの復旧については、本来であればガス供 給会社の管轄になりますが、ガス会社への 電話はなかなかつながらず、市役所や私の ほうにも問い合わせが多くありました。災 害時の行政に求められる内容も多い分、そ の対応に大きな期待もあったと感じます。 市民の皆さんも、行政で全ての対応ができ ると考えておられるとは思いませんが、今 回の災害を通して、この際、市と地域で担 当する役割について、今後どのように進め ていくのかについてお伺いをいたします。

次に、2点目の災害対応における情報伝達についてです。

市民の皆さんが行政に問われたことの一つとして、その情報提供についてのご意見が多くありました。例えば、ブルーシートやガスコンロなどの供給に関する内容などです。そこで、今回の災害発生時にどのようにして市民に情報伝達を行ったのか、お伺いいたします。

続いて、3点目の高齢者と子どもの自転 車事故防止対策と保険について。

本日から秋の全国交通安全運動が始まりました。誰もが手軽に利用できる自転車ですが、交通事故が心配されます。本市における自転車事故の現状について、また、事故防止のためにどのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

次に、4番目のせっつ市民ハンドブック の更新について。

本市の各種制度や施設マップなどを記載 したせっつ市民ハンドブックが平成26年 に13年ぶりの更新となり、発刊されました。市民の皆さんから、さまざまな制度がよくわかるとのご意見もいただいております。前回の更新から5年を迎えようとしており、その内容も、制度改正等で変更点が発生し、新たなハンドブックが求められていますが、更新に関する考えについてお尋ねいたします。

以上、1回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 災害発生時の対応について のご質問にお答えいたします。

ライフラインの確保や応急復旧活動など の公助につきましては、我々行政が担って まいりますが、大規模災害時におけます避 難所運営や救護活動等につきましては、市 職員だけで実施できるものではございませ ん。防災白書によりますと、阪神・淡路大 震災では、被災がれきの下から市民によっ て救出された人は、警察、消防、自衛隊に よって救出された人の3倍以上であったこ となどから、地域コミュニティが大きな役 割を果たしていると言われております。こ のような事例からも、地域におかれまして は、食料等の備蓄や家具等の転倒防止、避 難ルートの確認、避難情報の収集など、自 分の命は自分で守る、自分たちの地域は自 分たちで守るといった自助・共助を担って いただくことが必要不可欠であると考えて おります。また、行政におきましても、地 域コミュニティにおける防災活動の体制づ くりを支援いたしますとともに、積極的に 災害関連情報の提供を行うなど、地域コミ ュニティと行政が連携をして災害に対応で きるよう努めてまいりたいと考えておりま す。

続きまして、災害対応における情報伝達 についてのご質問にお答えをいたします。

大阪北部地震の際には、気象庁が緊急地 震速報を発表するとともに、本市からも、 防災行政無線、登録制のメール配信サービ スでありますおおさか防災ネット、エリア メール、テレビの地上波デジタル放送、ラ ジオ、ホームページなどを通じて避難所開 設状況などをお知らせいたしました。ま た、7月5日の西日本豪雨におきまして は、市から避難情報を、エリアメールやテ レビ、ラジオ、ホームページなどを活用し て情報提供させていただいたところでござ います。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 高齢者と子どもの自転車事 故防止対策と保険についてのご質問にお答 えいたします。

市内における交通事故の発生状況は、 年々減少傾向にあり、平成29年では38 9件となっております。その中で、自転車 が関連する事故につきましては103件と なっており、4件のうち1件が自転車の関 連する事故となっております。

事故の傾向といたしましては、交差点に おける自動車または自転車同士の出会い頭 事故が約半数を占めており、安全の不確認 や一時不停止などが事故の大きな原因となっております。

事故防止対策としましては、自動車のドライバーに対しましては、速度抑制を示した電柱幕や道路標示などによる注意喚起を行っております。また、自転車利用者に対しましては、交通安全推進員が駅前や交差点等において直接指導するとともに、市内での広報活動を実施し、自転車利用者のマナー向上に努めているところであります。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 市民ハンドブックの更新 についてのご質問にお答えいたします。

市民ハンドブックにつきましては、平成 26年度に内容を更新し、全戸配布を行う とともに、現在、転入者向けに対して市民 課窓口で配付を行っております。

ご質問にもございましたように、更新から4年が経過しており、制度変更、機構改革等々も行われておりますことから、市民ハンドブックの更新について検討を行う必要があるという認識はいたしております。しかしながら、現在のところ、具体的な更新計画は持ち合わせていない状況でもございます。今後、大幅な制度改正の有無や、国、大阪府の動き等々も鑑みながら、また、各課で作成しております個別ハンドブックとの関係も十分精査しながら研究してまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 それでは、これより一問一答 にて質問いたします。

1点目の災害発生時の対応について。

今回の災害では、市域で食料品が不足したり、ガスの供給停止や停電により調理が十分にできないなどの実生活にかかわる課題が発生しました。避難準備情報を発信したものの、避難所の開設が追いつかなかった地域もあったと伺いました。職員の皆さんも、さまざまな地域から本市に駆けつけられ、みずから被災された中、奔走してくださったこともお伺いしておりますが、今回の震災の対応について、全庁的にどのように取り組まれたのか、お伺いいたします。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 本市では、地震発生直後に

災害対策本部を設置し、被害状況及び避難者情報の収集や対応に全庁挙げて取り組んでまいりました。また、28か所の避難所を開設し、最大で130名の避難者を受け入れたところでございます。市の常勤職員の参集率は、多くの職員が駅などで足どめされたものの、午前8時45分現在で約51%、午後0時では約82%と、多くの職員が自力で職場に参集をいたしました。

地震発生から1週間で市内の全インフラが復旧し、その後は、他自治体をはじめ、 関係機関からの人的・物的支援を得ながら、市民の皆様が平時の暮らしを早く取り 戻せるよう対応を続けてまいりました。とりわけ、本市の罹災証明事務及び家屋被害調査等につきましては、堺市から多くの職員派遣を得て、後発ながらも効率的に進めることができ、おおむね収束に向かっている状況でございます。

また、被災者の生活支援や安全・安心の 確保という観点から、市独自の見舞金制度 を設けるとともに、このたびの補正予算に て住宅修繕支援金を計上するなど、支援制 度の充実を図りながら、市の復興に全庁挙 げて取り組んでいるところでございます。

- ○藤浦雅彦議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 震災の折には、就業直前ということもあり、交通インフラの停止も相まって、大変な中、さまざまな手段で職員の皆さんが駆けつけてこられ、その努力について感謝をいたしたいと思います。しかしながら、午後0時の時点で約2割の職員が未着であった事態も生じました。交通インフラの都合や安全対策の観点もあり、やむを得ない点もありますが、風水害のように予想でき得る場合に対して、震災などの対応については、職員の初動体制について十分に協議する必要があると感じます。例え

ば、子育て世代の職員に臨時の託児所を準備できる体制を整えるなども検討する必要があるのではないかと思います。

また、災害の発生時間帯別の初期体制シミュレーションが複数パターン準備されているのかどうか。例えば、在勤中の場合、また、今回のように通勤時の場合はどうか、さらには帰宅後の場合の対応など、今後、その発生が心配される南海・東南海の地震のことを考えると本当に心配になります。

先の答弁にありましたように、行政だけで全ての対応を賄えない現実がある以上、いち早く地域との役割分担を明確にし、発災時間別の避難所開設手順を整備するなどが必要であると考えます。そのためにも、以前から重ねて要望しております地域の防災サポーターの育成について、今後、どのように行い、役割の分担はどうしていかれるのか、この点についてお尋ねをいたします。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 地域防災サポーターの育成 につきましては、市民の大切な命や毎日の 暮らしを守るために必要な視点を盛り込ん だ育成カリキュラムを作成しまして、それ をもとにした各種講義を受講していただい た方に地域防災サポーターとしてご活躍い ただきたいと考えております。

具体的には、平常時から、自主防災訓練や防災マップ作成など、地域の防災対策や 啓発に積極的にかかわるとともに、地域防 災力向上の牽引役として、災害時には、避 難所運営や市との情報連携など、主体的に 災害活動全般を担っていただける地域防災 サポーターの育成を目指しております。

- ○藤浦雅彦議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 防災サポーターについて、育

成のためのさまざまな手法も必要かとは思いますが、一番肝心なのは、その人材の確保についての具体的な取り組みであると考えます。限られた職員数の中、災害に強いまちづくりの一手として、消防団との連携や役割についての整理、また、例えば国でいうところの予備自衛官のような、予備職員的な制度も検討すべき点ではないかと思います。他市で危機管理室の設置を行って、災害時の職員シフトの確立や業務改善など、限られた所管が主導する体制から、全庁挙げての総力体制ができますように、スピード感のある整備をお願いし、要望といたします。

次に、2点目の災害対応における情報伝達についてです。

携帯電話やスマートフォン、そしてデジタル放送は、普及し、進歩しました。伝えたことと伝わったことでは、その内容は大きく違うため、発信側の思いとして、その点は十分に承知の上、送ることが大切であると感じます。そこで、全市民に情報を伝達するための課題はどのような内容であるのか、お尋ねいたします。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 ホームページやエリアメール、地上波デジタル放送を活用した情報発信につきましては、送信作業に時間をかけることなく迅速に対応できたものと考えております。ただし、これらで全ての市民の方々に情報をお伝えできるものではございません。携帯電話やパソコン、テレビなどの電子機器をお持ちでない世帯にいかに情報を迅速に伝えるかという点が今後の課題であると認識をいたしております。
- ○藤浦雅彦議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 全ての方へ情報を迅速に伝え

ることが課題であるとの認識を伺いました。情報の種類の一つ目である避難情報について、まず、市民の皆さんのエリアメールの受けとめ方に今回差異が生じました。最初に送られた避難準備開始の情報です。ある方は直ちに避難しなければならないと思ったり、体が不自由である方が早目に避難する必要があると捉えた方もおられました。エリアメールの文字数には限りがあり、詳しく記載できない点もあろうかと思いますが、メールの内容を精査して、最初の文章で何をすべきかが的確につかめる情報発信が大切であると感じます。

また、市域の一部では茨木市のエリアメールが届く地域もあります。茨木市は、本市と異なり山間部を有することから、エリアメールの発信頻度が必然的に多くなりますが、そのことを正しく理解されず、摂津市はメールが少ないと言われたこともありました。 平常時から、広報誌などを通じて、エリアメールやデジタル放送の解釈について、さらに周知していくことが求められると感じます。

また、情報の二つ目である災害支援情報についてですが、ブルーシートの配布などに関する内容をいかにして市民の皆さんにお伝えできるか、大きな課題がありました。一つの手法として、自治会を通じての連絡もありました。現場では、自治会加入者か否かの伝達についてであるとか、伝わったころには配布が終了していたこともありました。実際には数に限りがあったり、それにかかわるマンパワーの課題もあったと思います。

全市民に迅速に情報をお届けするには、 防災無線やエリアメールだけでカバーでき ない点もあります。そこで、スマートフォ ンの普及した状況を考えるとき、本市でも フェイスブックやツイッターなどのSNS を活用した情報発信、また、防災を契機に 再び普及を始めたポケットベルの活用をす べきではないかと考えますが、お考えをお 聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 現在、災害時におけます市 からの情報発信といたしましては、防災行 政無線、エリアメール、ホームページ等、 さまざまな手段がございますけれども、情 報の拡散をさらに進めるためには、SNS を情報発信の手段として活用することも有 効であると認識をいたしております。ま た、携帯電話やパソコンをお持ちでない方 にどのようにして情報伝達を行うかにつき ましては、決定的な解決策を持ち合わせて おりません。しかし、比較的電波受信感度 の高いポケットベルに注目が集まっている ことも承知をいたしております。加えまし て、地域内での情報共有やご近所同士の声 かけも大変重要な情報伝達でございます。 災害時の情報伝達のあり方につきまして は、引き続き研究を進めてまいりたいと考 えております。
- ○藤浦雅彦議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 全ての市民の方に迅速に情報をお届けすることは、それは大変な課題であることと思います。エリアメールの最初に発せられるチャイム音を聞いただけでパニックになってしまい焦ってしまうなど、皆さんの受けとめ方はさまざまです。防災対応については、本当に行政は市民の皆さんから頼りにされています。さらなるご尽力をお願いし、要望とします。

次に、3点目の高齢者と子どもの自転車 事故防止対策と保険についてです。

本市の自転車事故の現状をお伺いしますと、3日に1件、自転車事故が発生してい

るということになります。残念ながら、本 市では自転車専用道路も少なく、歩道幅員 も十分でない現状があり、自転車と歩行者 のすれ違いには大きな危険を感じていま す。マナー向上のためにさまざまな取り組 みをされていますが、実際に自転車事故を 起こした場合の損害賠償を考えると、保険 加入の必要性を感じます。本市において、 高齢者の運転免許証の自主返納者や子ども に対して保険加入の推進についてはどのよ うな取り組みをされているのか、お伺いを いたします。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 自転車保険の加入につきましては、大阪府が自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を平成28年4月に施行し、同年7月から自転車損害賠償保険の加入を義務化しております。本市におきましても、府条例と整合を図るため、平成24年4月に施行しました自転車安全利用倫理条例を一部改正し、保険加入を義務化しているところであります。

条例制定後は、高齢者も含めた全ての自転車利用者に対しまして啓発を図るため、大阪府が作成しましたリーフレットを公共施設などへ掲示するとともに、ホームページへの掲載なども行い、保険の加入の促進に努めているところであります。

また、条例では、保護者は子どもが自転車を利用するときは自転車損害賠償保険に加入しなければならないと規定しておりますことから、教育委員会と連携し、学校から保護者に向け、保険加入の義務化を通知し、子どもの保険加入の促進にも努めております。

大阪府が実施いたしました府民を対象と しましたアンケート調査によりますと、条 例施行前の保険加入率は約40%でありま したが、施行後は67%と加入率が向上しております。

- ○藤浦雅彦議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 条例改正で保険加入が義務化になったことや、学校を通じての加入促進により加入率が67%まで向上していることは評価に値すると思います。しかしながら、3割以上の方がまだ未加入であるという実態とも言えます。保険の種類にもよりますが、一定の年齢以上になると加入できない種類の保険がほとんどである旨を伺っており、高齢者になり、自動車の運転免許証も数し、自転車の保険も入れないとなると、あまりにも申しわけなく思います。そこで、高齢者運転免許証返納者や子どもの自転車保険の加入に対して補助金制度を設けることができないものか、お尋ねいたします。
- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 条例で規定しております自転車保険への加入につきましては、近年、自転車が加害者となる交通事故によって多額な賠償請求の事例も発生していることから、自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険の加入を義務化したものでございます。自転車保険と同様、運転する方の義務として、万が一の事故に備えるものであり、自転車利用者みずからが加入していただくとともに、日ごろから安全運転に取り組んでいただきたいと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 予算を伴う課題でもあり、容易ではないかもしれませんが、安全・安心なまち、そして、子育てしやすいまちをスローガンに掲げる本市にあって、十分に必要である課題であると捉えます。中学生の

自転車加入に関する補助を行っている自治 体もあります。どうか前向きのご検討をお 願いします。

また、中学生向けに実施してきたスタントマンによる交通安全教室についても、今後も継続して実施していただくことを重ねて要望とします。

次に、4番目のせっつ市民ハンドブック の更新について。

前回の更新の折には、広告代理店を活用 し、実施いたしましたが、今後、更新に当 たるときに、どのような手法で臨まれるの か、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 平成26年度に作成いた しました市民ハンドブックにつきまして は、議員からもございましたが、広告代理 店が市内事業者等の広告収入を原資にハン ドブックを作成していただき、市の財政負 担がないという状況で、その点は非常にあ りがたい状況でございました。しかしなが ら、市が伝えたい内容と広告掲載のバラン スの困難さがございます。中にはわかりに くいといったお声も担当課に入っている状 況でもございます。

今後、前回と同様、広告代理店を活用した作成、また、自前で作成し、市の印刷予算を計上する方法、仕様書等をもとに出版会社等に作成していただく方法など、他市が取り組んでいる内容等々も参考にしながら、また、それぞれの手法のメリット、デメリットも比較検討を行いながら研究してまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 行政として、当ハンドブック のようなきちんとした形のある行政インフ オメーション機能を備えていることは、市 としてのステータスの向上や魅力につなが

ることは間違いありません。現在の時代性を考えるとき、ページ数が136ページの現ハンドブックと同等のものを再発行することが適当であるのかを考えると、新たなスタイルを目指すことも必要な課題かもしれません。現状、庁内の各部署で各種計画やプランが存在し、それに伴った冊子やパンフレットも用意されています。全てを網羅する内容を盛り込もうとすると、ページ数も増え、厚みが増して、かえって使いづらいものになります。

そこで、市政情報を知りたいと思ったと きに、どうしたらそれを調べることができ るのか、それが的確にわかる内容が求めら れるのではないかと考えます。スマートフ オンの普及も進み、場合によっては、玄関 先につるせる程度の目次だけ掲載されたQ Rコードや、索引番号をもとにホームペー ジにリンクしたリンク集のようなイメージ であったり、複合的に高齢者が必要とする 福祉や健康保健の分野は直通の電話番号を 記載するなど、シンプルで、身近につり下 げていただき、必要なときに活用できるス タイルである等、あるいは、広報せっつを 年一度、増刊号や別冊とし対応するなど、 さまざまに検討していただきたいと思いま す。そして、一日も早く本市のステータス を示せるこのハンドブックを実現できます ように要望し、質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 水谷議員の質問が終わりま した。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 初めに、このたびの台風で 被害に遭われました皆様に対しまして、一 日も早い復旧をお祈り申し上げたいと思い ます。

それでは、順位に従いまして一般質問を

させていただきます。

摂津市の障がい者雇用の実態と自治体と して目標値を達成することについて。

民間の100人以上の従業員がいる企業 には、障害者の雇用について、法律で定め られた法定雇用率を達成できない場合、ペ ナルティーとして納付金の支払いが課せら れます。法定雇用率を満たし、さらに上乗 せをして障害者を雇用している企業には、 障害者雇用調整金が支給され、昨年は納付 金から174億円の支出がありました。今 年4月に障害者雇用促進法が改正をされ、 企業や自治体が雇用に努める対象として、 身体・知的障害者と、新たに発達障害を含 む精神障害者が加わりました。それに伴 い、法定雇用率も2%から2.2%、公的 機関は2. 3%から2. 5%に引き上が り、障害者の働く場が広がることが期待さ れます。また、雇用率は、2021年まで に2. 3%まで引き上げ、障害を理由に採 用を否定することなど、差別の禁止なども 定められ、制度が定着するには企業の努力 が不可欠となります。

ところが、8月28日に、昨年6月1日 時点の中央省庁の障害者雇用数が、実際より全体で3,460人多く計上されていた との発表があり、雇用率は公的機関の雇用 率2.3%を下回り1.19%、国の33 機関のうち27機関で合計3,396人が 必要数より不足をしていました。これは 3,396人分の雇用機会をとめていたと いうことでもあり、こんなことがあってい いものかと強い憤りを感じます。障害者の 職業の安定と、誰もが社会に参加できる共 生社会を目指す障害者雇用促進法の趣旨に 照らして、あってはならないことでありま す。そこで、摂津市の障害者雇用率の現状 についてお答えください。 次に、スポーツを通して障がい者の社会 参加を広げることについて。

障害者の雇用を取り巻く環境が大きく変 化してきたように、スポーツ分野において も、障害者スポーツ選手にスポンサーがつ く時代になってきました。今年3月に冬季 オリンピック・パラリンピックが開催さ れ、世界を舞台に活躍する日本人選手の姿 は、応援する人々に夢と感動を与え、20 20年東京オリンピック・パラリンピック に向けてスポーツへの関心がますます高ま っています。高齢化とともに、スポーツを する人口は年齢層も広がったことで増加 し、スポーツ観覧の人口数も上昇し、市内 でも、気軽に手軽にできるウオーキングや 体操、道具を使うニュースポーツなどに多 くの市民が参加をされています。誰でも楽 しめるスポーツですが、障害者の方と一緒 にする機会は少ないように思います。市内 における障害者のスポーツ振興に関しての 現状をお聞かせください。

次に、肺炎球菌ワクチンの定期接種における救済措置の必要性についてです。

肺炎は、日本人の死因の第3位を占める 重大な疾患であり、高齢になるほど重症化 しやすく、高齢化に伴って年々死亡者数も 増加をしています。

肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は、平成26年10月から開始され、5年間の経過措置期間を設けて、毎年、65歳から100歳までの5歳刻みの方を対象に実施することで、65歳以上の全員の接種を目指しており、生涯に1回だけ制度を活用した接種が可能です。今年度が最終年度であり、来年、平成31年度以降は対象者が65歳のみになる予定です。平成26年度から平成29年度の対象者の接種率を教えてください。

次に、認知症サポーターが活動できる場づくりについてです。

今年も、敬老のお祝いや老人福祉大会の 金婚式ご夫妻、おしどりご夫妻へのお祝い と、老人クラブの作品展と園芸大会が催さ れました。しかし、高齢者の社会参加や見 守りの役割を担う老人クラブは、会員の減 少と、役員のなり手がなく解散するクラブ など課題があります。2025年に75歳 以上の人口は3,657万人と予測をされ ており、都市部では急速に高齢化が進み、 要介護者や認知症の人の割合が高くなり、 介護施設の不足が懸念されています。「認 知症を知り地域をつくる10ヵ年」構想の 一環として、認知症サポーター養成講座に は認知症に関心のある方々が受講され、全 国ではサポーターが1,000万人を超え ました。まず、市の認知症サポーターの現 状と活動状況についてお答えください。

1回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いい たします。市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 市の障害者雇用の現状に ついてのご質問にお答えいたします。

これまで毎年、障害のある方を対象とした職員採用試験を実施し、雇用の拡大に努めているところでございます。

雇用率につきましては、国に報告するというルールのもと、平成30年度は2.56%と報告いたしております。

また、現在任用されている職員の障害の種別に関しましては、身体障害、知的障害ということになっており、各課へ配属されている職員、また、チャレンジドオフィスにおいて業務を担っている職員が、それぞれの個性や特性を生かし、業務を遂行しているところでございます。

非常勤職員として勤務をされている方、 とりわけチャレンジドオフィスにおいて業 務を担っていただいている職員につきまし ては、苦手な分野にも挑戦してもらいなが ら、今後、一般就労、本格就労へつなげる よう取り組んでいるところでございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 障害者のスポーツ振興の 現状についてのご質問にお答え申し上げま す。

現在、障害のある方々が参加できるスポーツ競技大会といたしましては、大阪府障がい者スポーツ大会、北摂ブロック身体障害者スポーツ・レクリエーション大会などがあり、多くの方が大会に参加し、スポーツを楽しんでおられます。

また、摂津市内におきましては、主に障害のある方々同士の交流や、身体を動かす機会の提供を趣旨としたスポーツ振興事業を実施いたしており、風船バレーボール大会やエアロビクスダンス教室、身体障害者福祉協会が実施されておりますグラウンドゴルフ大会などがございます。

続きまして、認知症サポーターの現状 と、その活動状況についてのご質問にお答 え申し上げます。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者は高齢者の約5人に1人となると見込まれ、今や認知症は誰もがかかわる可能性のある身近な病気となっております。

認知症サポーターは、認知症に対する正 しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人 や、その家族をできる範囲で手助けする支 援者でございます。そのサポーターを養成 する認知症サポーター養成講座を昨年度は 11回開催し、平成29年度末で認知症サ ポーターの数は3,233人となっております。講座は、市が主となり実施するもののほか、地域団体や大学、金融機関等から依頼を受け、実施したものでございます。 今後は、サポーターの活動の任意性を維持しながらも、さまざまな場面で活躍していただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 障害者スポーツ振興の 現状についてのご質問にお答えいたしま す。

障害者スポーツということでは、車いす テニスや車いすバスケットボールの種目 で、市内のテニスコートや体育館を利用さ れているという状況がございます。

また、障害者スポーツではございませんが、摂津ふれあいマラソンでは、健常者の方と一緒に、視覚障害者の方が伴走者の方とご参加いただいているといった状況がございます。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。 (平井保健福祉部理事 登壇)
- ○平井保健福祉部理事 高齢者肺炎球菌予防 接種の接種率についてのご質問にお答えい たします。

高齢者肺炎球菌の定期予防接種は、肺炎球菌による肺炎などの感染症の予防及び重症化を予防することを目的に、65歳になる年度の方を対象として実施するものでございます。また、平成26年度から平成30年度までは、経過措置期間として、65歳以上の5歳刻みの年齢の方を対象に公費助成を行っております。

本市の平成26年度から平成29年度までの4年間における実績でございますが、 接種対象者1万8,309名に対し、接種 された方は8,825人で、接種率は4 8.2%でございます。

- ○藤浦雅彦議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 摂津市の障がい者雇用の実 態と自治体として目標値を達成することに ついてですが、戦後の傷病軍人の雇用を中 心に検討された、1960年、身体障害者 雇用促進法が制定され、その後は、障害者 の社会参加も高まり、障害者雇用促進法と 名称も変更され、1998年には知的障害 者も雇用の対象となってまいりました。生 まれたときからの先天的な障害の方、けが や病気などによって人生の途中から障害を 持つ方など、障害の程度もさまざまあり、 特性に配慮すべきことも多様であります。 市が、障害者の雇用に当たり、チャレンジ ドオフィスをはじめ、これまで取り組んで こられた施策から、当該職員はどのように 成長されたのか、お聞かせください。
- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 5年前までは、障害のある職員は各課配属という状況でございました。平成26年度からは、試行的にシュレッダー業務や会議録の文書起こしなど、組織横断的な業務を担っていただく取り組みをはじめ、平成28年度には、障害を持つ方々の多様な個性を生かせる職場といたしましてチャレンジドオフィスを開設し、現在まで全庁的に集約した軽易な事務作業を担っていただいております。

職員の成長という観点でございます。仕事に対する適切な理解や認識、集配など定例業務の正確性、パソコン操作など経験の少なかった業務の技術面など、個人差等々はございますが、さまざまな経験によって成長、向上が見られている状況でございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

- ○福住礼子議員 なぜ民間企業より役所のほうが雇用率が高いのでしょうか。障害者の雇用が義務化をされ、お手本となる責任、使命があるのではないかと考えます。事務的な仕事が多い職種では、安定的な業務の確保は困難な面があるかもしれませんが、チャレンジドオフィスでの経験が本格的な就業につながるとの目的が全庁内に共有されれば、責任感の醸成も期待ができます。今後の施策の展開についての考えをお聞かせください。
- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 チャレンジドオフィスへ の各課からの依頼件数につきましては、 年々増加傾向にあるものの、担っていただ ける業務の安定的な確保、また、人材確保 や職場の定着についての困難さもあること は事実でございます。中でも業務の安定的 な確保につきましては、担当できる業務分 野のさらなる切り出しを行うことが各課に おける業務負担の軽減にもつながります。 障害のある職員にとっても新たな経験とな り、成長も見込まれますことから、今後も 継続的な各課への働きかけが我々としても 必要であると考えております。人材確保等 の手法も含めまして、他団体の状況も参考 に検討を進めるとともに、関係各課とも適 切な連携を図りながら、障害のある方の雇 用拡大に努めてまいりたいと考えておりま す。
- ○藤浦雅彦議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 障害者の雇用によるメリットは、まず、障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる共生社会の実現につながること、次に、障害者のできることに目を向けて、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながること、そし

て、障害者がその能力を発揮できるよう職 場環境を改善することで、ほかの従業員に とっても安全で働きやすい職場環境を整え ることです。従業員21人のうち3人の障 害者を雇用する摂津市内の企業が、先日、 テレビ放映をされました。個人に合った指 導をして、今は戦力ですと社長が語ってお られました。障害者雇用をする優良企業を 抱える摂津市として、中小企業にも雇用の 拡大につながるよう取り組みを要望いたし ます。

次に、スポーツを通して障がい者の社会 参加を広げることについてですが、194 8年、イギリスでグットマン医師が、戦争 で負傷した脊髄損傷患者のリハビリテーシ ョンとして、成果を競ったアーチェリー大 会がパラリンピックの起源と言われ、日本 では、1964年、東京パラリンピックを 機に、病院や福祉施設を中心に医療スポー ツとして始まり、その後、競技スポーツや 生きがいのための生涯スポーツへと幅広く 発展してまいりました。これまで、スポー ツ振興法の対象は、スポーツを実際に行っ ている人ばかりと思われていましたが、2 011年にスポーツ基本法に全部改正をさ れまして、スポーツを通じて幸福で豊かな 生活を営むことは、全ての人々の権利であ り、全ての国民がその自発性のもとに、お のおのの関心、適性等に応じて、安全かつ 公正な環境のもとで日常的にスポーツに親 しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツ を支える活動に参画することのできる機会 を確保しなければならないと明記をされま した。スポーツを通して障害者と健常者が 交流する取り組みは、これからのまちづく り施策に資すると思いますが、お考えを伺 います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 現在、障害者が参加されているスポーツ大会等は、障害のある方々で参加するものが多く、健常者と交流するという形にはなっておりません。

障害のある方と健常者が交流を持ち、お 互いの理解を深めるための取り組みとして は、まず、障害者が参加されているスポー ツ大会を健常者の方が観覧したり体験する ということが有効な手段の一つではないか と考えております。障害のあるなしや年齢 にかかわらず、誰もが参加できるようなスポーツを行うことによって、多くの市民の 方が交流し、お互いに理解を深めることに つながると考えます。

現在、スポーツ推進委員の方と連携しながら、市民スポーツ大会開催などのスポーツ振興に取り組んでいるところですが、今後、高齢者、障害者、健常者など、多様な主体の交流につながるようなスポーツを通しての取り組みが進むよう努めてまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 グットマン医師は、患者に 対して、人間の能力を信じ、失ったものを 数えるな、残されたものを最大限に生かせ と励まし、勇気を与えました。その後、日 本人医師も、イギリスでスポーツによる障 害者医療を学び、車椅子バスケなど障害者 スポーツを普及させました。改正されたス ポーツ基本法の条文には、スポーツは世界 共通の人類の文化であると始まり、スポー ツは、人と人との交流及び地域と地域との 交流を促進し、健康で活力に満ちた長寿社 会の実現に不可欠であるとあります。障害 者スポーツを見たり触れたりする機会や、 子どもから高齢者までが楽しめるボッチャ などの競技を取り入れるなど、交流を重ね ながら障害者の方の社会参加を広げていた

だくよう要望いたします。

次に、肺炎球菌ワクチンの定期接種にお ける救済措置の必要性について。

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会の報告には、65歳の方、約174万人に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種すると、1年当たり5,115億円の医療費削減効果があるといった試算がありました。仮に市の65歳の方全員が接種した場合、医療費削減効果についての考えをお答えください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 ワクチン接種の効果 についてのご質問にお答えいたします。

国立感染症研究所の報告によりますと、65歳以上の成人の肺炎球菌性肺炎に対し、5年以内のワクチン接種によって33.5%の発症予防効果が確認されたとの報告がございます。この報告に基づきますと、ワクチン接種を行うことで、本市におきましても、外来医療費、入院医療費が減るため、一定の医療費削減効果が期待できるものと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 国保の医療費削減に寄与ができ、さらに、災害対策として、避難所での過密状態においては急性呼吸器感染症の発生リスクが高まるとする観点もあり、重要であるといった報告もございます。しかし、定期接種制度がわかりづらいため、生涯1回はいつでも助成が受けられるとか、5年後も接種機会があるなどといった勘違いをされている方も多いと聞いております。接種できなかった市民に対して1年間の救済措置を設けることについての考えをお伺いいたします。
- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 経過措置期間終了後

の救済措置についてのご質問にお答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンについて、平成31年度からは65歳の方を対象として実施する方向でございますが、現時点におきましては、平成31年度以降の対応について、国や大阪府より詳細が示されていない状況でございます。また、肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成26年10月から定期予防接種の対象となったものの、予防接種はいてB類疾病に位置付けられており、みずからの意思で希望する者にワクチン接種するものとなっております。したがいまして、今後につきましては、国等の動向等を注視しながら、対応について検討してまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 4年間の接種率が48. 2%とのことですが、接種できなかった方を救済できることは、健康寿命延伸と保健 医療費の削減の効果につながるという点から、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種期限を 過ぎた後に、接種したかったけども知らなかったという高齢者を一人でも減らせるよう、今年度の対象者への受診勧奨と、平成 31年度のみ救済措置を設けることについて、ぜひ積極的に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、認知症サポーターが活動できる場づくりについてですが、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が始まり、2000年当時、要支援を含む要介護認定者数は256万人でした。現在では645万人に達しています。また、国民生活基礎調査によると、65歳以上の人がいる世帯数の構成割合は、高齢者世帯と単独世帯を合わせますと58%を占めるともあります。

私たち公明党は、100万人訪問・調査を実施し、介護のテーマの中で、自分が介護が必要になったとき、一番困ること、という問いに対して、経済的負担、そして、自身が認知症になったときとの答えが多数でした。また、介護について知っていることという問いについては、地域包括支援センター、地域包括ケアシステムという言葉に対して、認知症初期集中支援チームということについてはまだまだ認知が不足しており、普及啓発の必要性というのを感じます。今年度の認知症総合支援事業の取り組みについてお答えをいただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 認知症総合支援事業の取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

今年度から開始いたしました認知症総合 支援事業の取り組みの内容といたしまして は、まず、認知症サポート医、保健師、社 会福祉士により構成される認知症初期集中 支援チームを高齢介護課内に配置し、認知 症の方やその家族に家庭訪問等によりかか わりを持ち、早期に医療や介護サービスに つなげるよう取り組んでおります。また、 保健師等から成る認知症地域支援推進員を 配置し、認知症になっても住み慣れた地域 でできる限り暮らしていけるよう、まちづ くりに取り組んでまいります。

今年度の取り組みといたしましては、関係機関で構成する認知症支援プロジェクトチームの協力を得て、認知症の方の容体の変化に応じた医療や介護サービスをわかりやすくあらわした認知症ケアパスを作成し、全戸配布を予定いたしております。

- ○藤浦雅彦議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 生活相談を受けているひと

り住まいの高齢の男性が救急入院をされ、 軽い認知症の症状がございました。退院後 の生活支援や介護申請など、病院、地域包 括支援センター、介護施設の関係者が集ま って、今後の計画について話し合いをして いただいたところ、その際に、本人の意見 の尊重ということが重要であると同時に、 計画決定の難しさを感じました。こうした 意思決定支援について、どのような対応を されているのか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 認知症の方の支援に当たりましては、ご本人の意思を尊重することは大変重要なことでございます。ご本人の意思決定に必要な情報提供を、その方が有する認知能力に応じて行うよう努めるとともに、支援者間での情報共有や協議等により、ご本人の意思が尊重されるよう十分な配慮を行っております。また、必要な場合には、成年後見制度の活用を図るなど、認知症の方ができる限りみずからの意思に基づいた社会生活が送れるよう支援を行っております。
- ○藤浦雅彦議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 公明党は、認知症施策推進基本法案の骨子案を厚生労働省に提案いたしました。専門知識を持つ人材の育成、状況に応じた意思決定支援と成年後見人制度の利用、予防・診断・治療に関する研究など多岐にわたっております。かつて痴呆と呼ばれ、誤解と偏見がありましたが、認知を偏見がありましたが、認知を正しい理解も広がっております。友人のために講座を受講するといった市民の方もおられるように、認知症になっても安心して夢らせるまちの実現に向けて、そして、フレイル予防、早期対応、きめ細い支援で、本人や家族に優しい地域づくり

を目指して、認知症サポーターのような貴重な人材の活動の場づくりを検討してはどうかと思います。比較的元気な高齢者は、支援する側になる機会も増えることが予想され、地域での役割を果たしながら、自分自身の生きがいを見つけ、介護予防につなげたりするのでないでしょうか。近所づき合いの希薄化が進む中、互助、そして低所得者が増加する中での自助を推進するためにも、積極的な住民参加のきっかけづくりを推進して、摂津市らしい地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいただくよう要望しまして質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 福住議員の質問が終わりま した。

暫時休憩します。

(午後2時52分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に続き再開します。 次に、中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、正雀地域のまちづくりと活性化について質問させていただきます。

正雀地域とは、阪急正雀駅を中心とした 地域で、市の玄関口です。星翔高校や大阪 人間科学大学、薫英女学院がある学生のま ちです。商店街も二つあります。大阪梅田 に出るのも20分ちょっとで行けます。阪 急正雀工場があるのも特徴です。

私は、正雀地域はポテンシャルが高いと思っています。でも、魅力を十分に発揮できていないように感じ、今、歯がゆく思えてなりません。

行政は、活性化や新たなまちづくりに当 たって、市民の声をどのように聞いてこら れたのでしょうか。市民の声をどのように 生かしてこられたのでしょうか。その結 果、何をされ、どうなったのでしょうか。 それによって何が一番正雀地域に必要だと 思っておられるのでしょうか。目に見えて こないのが非常に残念です。逆に、正雀の まちの活性化、活性化と叫んでいるのは私 だけなのでしょうか。新しいまちづくりが 必要と言っているのは私だけなんでしょう か。

私は、正雀に住んで8年ぐらいです。正 雀自治会や正雀消防団にも入れさせていた だいています。今年、家族もでき、正雀本 町で今生きています。いろんな地元の方と 触れ、いろんなお話をしますが、駅前の再 開発や正雀の活性化について、皆さん、心 のどこかでは必要と思っていても、行動や 言葉として熱くモチベーションが上がって いるかといえば、疑問を感じるところもあ ります。正雀地域の市民は何を望んでいる のでしょうか。 待っているのでしょうか。

今、正雀地域の方々の大きな関心事は防 災です。避難所がどこにあるのか、災害時 にどうやって逃げたらいいのか、どこに逃 げたらいいのか、よく聞かれます。まちづ くりの基本は、市長がよくおっしゃるよう に安心・安全です。この防災関係も、まち づくりを考えるとき、必ず必要です。防災 関係はまた別の機会に質問させていただこ うと思います。

話を戻しますが、現在、都市計画課が主導して、月に1回、正雀ワークショップを開催されています。いろんな方からいろんなまちづくりに関してのご意見が出ていると思います。そこで、最初に、正雀地域の方々の声について、どのように受けとめられているのか、認識されているのか、今ま

でどのように声を拾い上げてこられたのか、お教え願います。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 正雀地域の方々の声をど のように把握しているのかという質問に対 してお答えいたします。

本市が摂津市総合戦略を作成するに当たり、平成27年度ではございますが、摂津市まちづくりに関する市民意識調査を実施いたしました。正雀地域が属する第一中学校区におきましては、多くの方々が、議員からもございました大都市に近く通勤通学に便利なまち、商店、郵便局など日常に必要なものが近所にある暮らしやすいまちとの調査結果となっております。また、医療や健康、子育で支援などにも関心を持っておられる方が多いとの結果となっております。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 今まで正雀地域をきちんと データをとりながら分析してきたのでしょ うか。分析できているのでしょうか。人口 の推移、子どもの数、商店の数、車の交通 量など、データから読み取れることもたく さんあると思います。3年、5年、10 年、20年でどのように変わってきたので しょうか。何か特徴のある傾向があるので しょうか。そして、その動向によって、ど のような施策を実施してこられたのでしょ うか、お教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 地域の動向の把握としましては、3年ごとに実施しております交通量調査及び購買実態調査における各商店街を訪れる方の経年変化によりますと、調査時の天候等による差を考慮しても減少傾

向をたどっていることが確認できます。また、商店数につきましては、商業統計調査による摂津市内の小売店数は、平成19年には517店、平成26年の調査では325店と、約3割減少していることがうかがえます。店舗を取り巻く環境の変化等も影響しているかと考えられますが、市では、商品券発行事業やスクラッチカード事業等を通して集客増を図るための支援を行ってまいりました。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 私は、正雀地域の特性を生かした魅力あるまちづくりが重要であると考えます。正雀の魅力は、学生のまちであること、阪急正雀駅があること、商店街があること、灰急正雀工場があることなどです。十分特性、特徴があると思います。しかし、生かし切れていません。現状の正雀地域の観光資源をどのように把握、認識されているのか、特性をどうお考えなのか、お教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 正雀地域の観光資源としましては、阪急正雀駅に隣接している阪急正雀工場がまず挙げられると認識しております。そのほかに、正雀地域に隣接している観光資源としては、味舌天満宮や明和池公園などが考えられます。
- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 正雀地域の魅力を今までどのようにPRや情報発信されてこられたのか、お教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 本市を含む阪急京都線 沿線の自治体7市2町と阪急電鉄株式会 社、そして地元ボランティアガイドが連携 して、沿線自治体の魅力をPRする事業と して、阪急京都線沿線観光あるきを実施し

ております。阪急正雀工場を観光資源とする千里丘新町コースを設けて、PRし、情報発信を行っているところであります。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 正雀の観光資源は、何とい っても阪急正雀工場です。先日、産経新聞 に「世界的奏者がBGM作曲 摂津市PR 動画作成」とありました。本当にいい取り 組みです。ユーチューブで約9分間、「い いとこ いいこと せっつ」を見て、私は 感動しました。でも、この中で、産業のま ち、阪急工場が出てきましたが、映像のよ うに摂津市地元に溶け込んでいる身近な存 在なのでしょうか。イメージと現実にギャ ップがあり過ぎて、私は寂しく思っていま す。実際そうなのでしょうか。私は中に入 ったこともありません。阪急京都線連続立 体交差事業も、直接正雀地域は高架化にも ならず、そのままです。だからこそ、阪急 正雀工場をもっと活用し、見せるようにし て人を呼び込むことが大事なのではないで しょうか。地元正雀の方々が、あってよか ったなと恩恵を享受できなきゃだめなんじ やないでしょうか。阪急正雀工場は、摂津 市の財産、観光資源です。改めて阪急正雀 工場の観光資源化による地域活性化につい てお教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 阪急正雀工場を観光資源とする千里丘新町コースを本年も4月25日に開催しております。定員20名の募集の受付を早々に終了するほどの申し込みがあり、大変人気のあるコースでございます。参加者のアンケートでも、参加された方の94%が満足であるとの内容であり、印象に残った場所として、67%の方が阪急正雀工場を挙げておられます。阪急正雀工場を観光資源として本市の魅力を発信し

ております。

また、阪急電鉄が阪急正雀工場で阪急レールウェイフェスティバルの催しを年2回 実施されており、大変なにぎわいであると 聞いております。

このように、地域の魅力ある観光資源を 活用し、地域の活性化に努めてまいりま す。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 魅力あるまちづくりを考えたとき、駅前商店街がシャッター通りではどうかと思います。空き店舗、シャッター通りについて、どのようにお考えなのか、お教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 商店街の空き店舗、シャッター通りにつきましては、本市だけではなく、全国各地でも課題となっているところだと思います。空き店舗対策として、新規に入居する店舗の募集が重要だと考でられがちでございますが、地元商店街では、これまで、空き店舗周辺でフリーマーケットの実施、また、空き店舗の一部をイベント会場として活用し、来場者へ手づくりの和菓子を振る舞うイベントなどを通じて、来場者とコミュニケーションを図りながら商店街の存在を積極的にアピールしてこられました。

本市といたしましても、このような取り 組みに対しまして、商工業活性化補助金を 交付し、商店街への継続的な集客策として 支えてまいりました。全体的な補助金の活 用状況でございますが、平成24年度に1 6件、約306万円でしたが、平成29年 度には12件に対し約164万円と減少傾 向にあります。しかし、今後も商店街のニ ーズに対応できるよう支援していけるよう に考えております。 以上です。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 正雀の財産の一つに旧味舌 小学校跡地があります。活性化や正雀のま ちづくりを考えたとき、絶対に核になる場 所です。今、地元では、公園、バスターミナル、常設市場など、さまざまな話が出ています。この跡地の有効活用は市民全体の利益にもつながると考えますが、活用の方向性についてお教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 ご質問の旧味舌小学校跡 地の活用でございます。

これまでの議会でもお示しをさせていただきましたように、当面は防災空地という観点をお示ししているところでございます。現状は、隣接いたします保育園の建替工事に係る車両や土砂、建築資材などのストックヤードとして利用がなされているところでございます。今後、かつてございました体育施設等々と同様の活用のことも考えていく必要がございます。そのような状況でございますので、現時点では具体的な決定がなされている状況ではない状況でございます。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 阪急正雀駅前にあった旧ディハウスましたですが、現在、更地になっております。大阪府が管理、所管していると聞いています。駅前のいい場所にあります。ここも正雀地域のまちづくり、活性化を考えたとき、キーポイントになる場所だと思います。デイハウスましたの跡地をどのようにこれから利用していかれるのか、方向性をお教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 デイハウスました跡地につきましては、隣接する土地を含めまして大

阪府の所有地であり、現在、市が借り受け、ふれあい広場として管理しております。毎年、たそがれコンサートが開催されるなど、地域の方々が身近にご利用いただける広場として活用されております。今後、ふれあい広場につきましては、市民の緑化活動の場所など、さまざまな活動の場として活用してもらえるよう、地域の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 にぎわいのあるまちを構成 している商店街は、地域生活者の家族構成 や消費行動の変化、郊外大型店や幹線道路 沿いの店舗の進出、店主の高齢化や後継者 問題など、大変厳しい状況にあり、とりわ け空き店舗の増加などは、本市のみなら ず、全国的に深刻な課題となっています。

そのような中、商店街の活性化の一翼を 担っていた公衆浴場松竹温泉が整備の問題 で閉鎖している状況であり、商店街の衰退 にも影響することが危惧されます。商店街 の活性化についてお考えをお教え願いま す。

- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 商店街の活性化対策といたしましては、市内の商工業の活性化を図るため、商店会などが行う取り組みに対して、市が費用の一部を補助する商工業活性化補助金がございます。例えば、通行客の安全・安心を守るため商店街に設置する街路灯の電気代補助をはじめ、正雀本町商店会の夏まつりや正雀駅前商店会の年末サケ大売り出しなど、各商店会の活発な活動に対し、経費の一部を補助しております。

そのほか、今年で3回目となるセッピィスクラッチカード発行事業は、市民の購買 意欲を高めるとともに、市内小規模店の販 売促進を目的とした事業として、正雀地域 の多くの商店もご参加いただいており、商 店街の活性化に寄与しております。

これらの事業を通じて、魅力ある商店街 づくりを支援してまいります。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 商店街の活性化といって、 すぐに効き目のあるような特効薬があるわ けでもありません。全国的に見ると、地域 の特産品と商店街がコラボする、まちや商 品に特徴を生み、付加価値をつけて活性化 させていこうという取り組みが見受けられ ます。

本市は、今、ブランド化に力を入れています摂津優品(せっつすぐれもん)があります。正雀地域のブランド化はどうなっているのでしょうか。ゆるキャラ正雀のしょうちゃんがあるだけでしょうか。正雀地域として、ブランド化による産業振興をどのように取り組んでいこうとお考えなのか、お教え願います。

- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 正雀地域は、阪急正雀 工場などの観光資源もある地域であり、商 店街も2か所あり、それらの商店街を継続 して支援してまいります。今後も、商店街 の方々と協議しながら、正雀地域の魅力づ くりに取り組んでまいります。
- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 正雀市民ルームについてですが、まちのにぎわいを創出していく上で、正雀市民ルームは大きな役割を果たすと考えます。コミュニティプラザと同様に、文化発信の拠点でもあるべきです。現在の活用方法、利用率、地元地域とどのようにかかわってきているのか、位置付けや役割もお教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 正雀市民ルームは、市 民の集会、交流等の場所の提供を目的とし て設置され、主に文化活動、健康推進活 動、事業活動にご利用いただいておりま す。利用率につきましては、平成29年度 は38.1%となっており、年間2万5, 019人の方にご利用いただいておりま

次に、地元地域のかかわりといたしましては、指定管理者が平成30年3月、4月に利用者117人に対し実施いたしましたアンケートでは、利用者の中で、正雀・正雀本町地域の方々のご利用が37%となっており、およそ3分の1を占めております。また、毎年8月に地域の主催で開催されております正雀駅前たそがれコンサートにおきましては、正雀市民ルームの利用団体の紹介や、施設のトイレなど共用部分のご利用や備品などの保管等にご協力させていただいております。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 まちづくりや活性化は、ハード面のインフラ整備だけではなく、ソフト面の文化、芸術も大事なんです。摂津市は摂津市文化振興計画を実行しています。その中で、芸術、演芸などを鑑賞した地域はとのアンケートで、大阪市が31%、文化ホール、コミュニティプラザで25%になっています。また、情報の入手方法も、友人からが27%と最も多くなっている状況です。もっと方法があるはずです。もっと方法があるはずです。もっと方法があるはずです。もっと正雀市民ルームを積極的に活用し、そこから文化、情報を発信していくべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか、お教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 ご質問にありましたように、正雀市民ルームの一つの運営課題と

いたしまして、利用率のアップがあると考えております。現在、地域の方々を中心にご利用いただいておりますが、さらに利用率の向上を図るためには、学校、学生の利用の促進が有効で、若者の地域での活動は地域の活性化にもつながるものであり、その対応策を指定管理者と研究してまいります。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 正雀地域の特徴の一つは、 何度も言うように学生のいるまちなんで す。この地域性を生かし、学生と地域との かかわりをもっと深くしていけるような仕 組みが大事だと考えます。若い力、特に大 学生の持つ感性、エネルギーは非常に重要 です。大げさかもしれませんが、正雀が生 き残るには、若い力、学生の力、発想、ア イデアが必要不可欠です。ぜひ、正雀市民 ルームを核に、学生の若い力と地元住民、 地元商店街とコラボして情報を発信してい ってほしいと思います。正雀市民ルームを 拠点に学生とコラボするお考えはないの か、お教え願います。
- ○藤浦雅彦議長 市民生活部長。
- ○野村市民生活部長 正雀地域におきましては、正雀市民ルームのほかに、安威川公民館、正雀体育館、デイハウスました、せっつNPOセンター、第9集会所と、市内では充実した施設配置となっております。

地域商店街と学校、学生とのコラボレーションにつきましては、既に大阪人間科学 大学と連携された行事を開催されている施 設もございます。それぞれの施設の役割を 踏まえ、地域商店街、学校、学生との連携 を図っていくことが必要だと考えておりま す。

- ○藤浦雅彦議長 中川議員。
- 〇中川嘉彦議員 先日、正雀本町一丁目地内

に公益社団法人青年海外協力協会、JOC Aが事務所をオープンされました。スタッ フは若い方々ばかりです。建物入口が大き なガラスで開放感があり、市民、地元の 方、学生、仕事中のサラリーマン、誰でも 気軽に入ってきてもらいやすいようになっ ています。利用料、使用料は、ただ、ゼロ 円です。フリーWi-Fiで、充電、パソ コン使用も自由に使えるようになっていま す。人と人とのマッチング、交流を図るこ とを一番の目的として運営されているそう です。それにより、何かが生まれ、仕事に つながる、アイデアにつながる、もっと言 えば活性化につながると。私は、ただただ すごい、うまくいけばいいと単純に思って います。私の活性化対策の理想です。

このような試みを、行政の既にある施設を使用するということで、正雀市民ルームでできないかと思うんです。正雀市民ルームはコンクリートの箱ですので、少し敷居が高い、利用するのが面倒くさそうなどありますが、施設を有効活用して、にぎやかにしていくのはどうでしょうか。それが厳しければ、このJOCAとコラボしていくのも手じゃないかと思っています。

今回、いろいろ正雀地域に関連したことをお聞きしましたが、正雀はいいまちなんです。過去がよかっても、時代の流れとともに正雀のまちも変わらなければだめなんです。変わるには、新たなビジョン、グランドデザインが必要なんです。旧味舌小学校跡地、旧デイハウスました跡地もあるんです。すごい財産があるんです。活用次第でまちの方向性を大きく変えれます。変えれるんです。地元地域の声をしつかり聞いていただき、正雀地域の魅力あるグランドデザインを描いていこうじゃありませんか。魅力あるまちのデザイン、コンセプト

があれば人は集まります。人がたくさん集まれば定住してもらえます。にぎやかになります。商店に人が入ります。笑顔になります。これが私が考える正雀地域の活性化です。

森山市長、まず、阪急正雀駅前の交通安全対策、地下鉄8号線今里筋線の延伸を早期に実現するよう強く要望しておきます。 今年度からJR千里丘駅前西口再開発が動き出しました。正雀地域の活性化を置いていかないでください。JR千里丘駅も阪急正雀駅も摂津市にとって同じ大事な玄関口ですよね。

最後に、正雀地域のまちづくり、活性化 について、市長の思いをお教え願います。 以上で質問を終わります。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 中川議員の質問にお答えをいた します。

正雀のまちづくりにつきましては、以前 もいろいろとご指摘をいただいた経緯がご ざいます。

摂津市には古くからJR千里丘駅、阪急 正雀駅という二つの駅がございました。い ずれもまちの玄関口、まちの顔でありま す。そういう意味では、駅周辺のまちづく り、これは大切なテーマで、やっぱり急が なくてはならないと思います。

今、正雀のことについておっしゃいましたけれども、見方もいろいろありますから、前を向いて見ていくということも大事です。ネガティブに考えてしまいがちでありますけども、決してそうではないと思います。

正雀は電車に乗ると梅田から近くです。 駅の真近くに、この産業都市であります摂 津市の中にあって、比較的区画の広い第二 種住居地域、これがかなり広い範囲である 場所です。商店街の衰退といいますか、シャッター街、これは確かにいろいろありますけれども、病という言葉はよくないかもわかりませんけれども、今の日本社会の非常に難しくも大切な課題の一つで、ご多分に漏れず正雀にもそういう傾向があることはわかっております。

今おっしゃいました中で、最近、JOC Aという事務所ができました。これは、皆 さんご存じかどうかわかりませんが、JI CA、いわゆる国際協力機構、国際的なボ ランティア組織の関連する施設だと思いま す。そのOB、OGが組織されている全国 的な組織の大阪の拠点であります。これが 梅田のビルから何と正雀本町商店街に移転 してくれたわけであります。恐らくいろん な理由があったと思いますが、比較的安価 で広いスペースを割けるということもあっ たでしょう。ここで、ただ国際交流だけじ やなくて、地域とのコミュニティ、これを 促進しようということでカフェをオープン されました。私は大きな一つの出来事であ ったと思います。今後、また今までとは違 った意味で、正雀のまちを全国に発信して くれるきっかけになるのではないかと思っ ております。

これは話をしたら長くなるんですけど、いろいろご指摘があったからね。

やっぱり阪急正雀駅前のまちづくりというものは、もともと、抜本的に考えようやないかということで、いろんな地図が描かれていたと思います。そんな中にあって、私は、今の立場ではなかったんですけれども、阪急正雀駅まで4.2キロを阪急京都線連続立体交差事業とし、これをうまく生かして、あの地域の今後の活性化につないでいけないものかという計画を持っておりました。大阪府自体も真剣にそのことを考

えてくれました。具体的な地図まで描いて いたと思います。ただ、結果的には、今お っしゃった摂津市の地盤の一つであります 阪急正雀車庫、これがネックになってしま いまして、阪急京都線連続立体交差事業は あそこまで延ばせないという一つの結論に 至って、それでも何とか阪急京都線連続立 体交差事業をしないとということで、まず 中間地点までということで半分になってし まっておりますが、順調にいっておれば、 現在、阪急正雀駅までの阪急京都線連続立 体交差事業の事業認可がおりていたかもわ かりませんけど、これはかなわないことで すが、そういった中で、逆転の発想じゃな いですけれども、これを踏まえながら今後 どうするかを考えていかないかん、これは もうご指摘のとおりだと思います。

前にも言いましたけれども、正雀の地域 には十三高槻線が開通します。摂津市の工 区は完成いたしておりますが、今、吹田市 から大阪市に向かっての道路の整備の最中 であります。これができますと、正雀地域 の車と人の動向はがらりと変わると思いま す。特に、阪急電車の地下のトンネルは、 JR岸辺駅に直結する、重要な役割を果た すインフラになってくると思います。そう いう意味では、将来的に私は、JR岸辺駅 を中心とする健都イノベーションパークの まちづくり、この健都イノベーションパー ク全体の中に正雀も構想の中で動いていけ るような、そういった正雀ならではのまち づくりというのを描いていくことも必要で はないかと。まずは先ほど言われた地下鉄 の健都イノベーションパークへの導入、そ れから引き続いてという話にもなってくる かと思います。気の遠くなるような話であ りますけれども、私は、それぐらいの長い スパンを持ってしっかりと一つ一つ押さえ ていけば、次なる世代の人がしっかりとしたまちをつくっていただけるのではないかと。そういう意味では、我々はしっかりその土台をつくっていかないかんと思っています。

長々話をしましたけれども、まずは、あ の駅前の幹線道路をしっかりと整備しない とだめなんです。そういうことで、50% まで買収は終わりました。でも、次なる5 0%で今ストップしております。ストップ というよりも、あの駅前の地下には、幻と 言ったら怒られますが、国有水路が走って おります。これをきちっと解決しないと用 地買収ができないんですね。それで、専門 家も入れて今日まで取り組んできて、大体 その整理のめどはつきつつあります。そう なりますと権利者の皆さんのご理解を得て 買収作業に入っていくわけであります。ま ず、この幹線道路のあと50%をきちっと して、そして、ご指摘のようなこと、私が 今言うてるようなことを描いていく一つの 基本になってくると思いますので、ご指摘 のことをまた行政もしっかりと踏まえて、 正雀ならではのまちづくりをともどもに考 えていきたいと思います。決して正雀は何 か暗いようなまちじゃないですよ。どんど ん夢のあるまちですので、これだけはご確 認をいただきたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 中川議員の質問が終わりま した。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして 一般質問を行います。

最初に、学童保育の民間委託計画を見直 して、直営で延長保育や毎週土曜日の開 室、高学年受け入れなどの充実を図ること についてお聞きします。

学童保育運営業務の民間委託については、私たち日本共産党議員団は、保育の質の低下、学童保育に対する公的責任の後退を招くものとして反対をしてきました。他市からおくれている延長保育や毎週土曜日の保育の実施、高学年受け入れなど、保護者が望むサービス充実は直営で実施すべきだと意見を申し上げてきました。

平成28年度に民間委託を検討した子ども・子育て会議学童保育検討部会では、反対意見もありました。最終的には、延長保育や毎週土曜日の開室を実施するなど、サービス拡充の財源確保として民間委託はいたし方ないと結論づけましたが、一方で、保護者への誠意ある説明をし、理解を得られるよう努めること、また、保育の質を担保することなど、7項目の附帯意見もつけられてきたところであります。

その後、1年以上、民間委託の具体的な 案については、議会にも保護者にも、ま た、子ども・子育て会議にも示されてきま せんでしたが、今回、7月、文教上下水道 常任委員協議会で具体案が説明されまし た。それから今日までの経過は他の議員の 質問の中でも明らかになっていますが、今 議会への民間委託関係議案の提案見送り は、保護者の民間委託に対して発せられて きた多くの不安や疑問の声、また、保護者 の皆さんが取り組んだ、丁寧な説明と納得 がないまま一方的な委託を進めないことを 求める1,457筆の署名が大きな力にな っていることは間違いないと思います。

そこで、今回の見送りの理由を、来年4 月実施に向けて、さらに詳細な検討、情報 収集が必要と判断したということをおっし ゃっておられるわけで、必要と判断した検 討内容や収集すべき情報とは具体的にどん なものなのか、お答えください。また、これからさらに検討、情報収集を行っていくというのであれば、丁寧な説明や納得を得る時間はなく、来年4月はもちろんのこと、来年度中の民間委託導入をも見送る判断を下すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、小学校給食調理業務の民間委託の 検証・評価及び、自校調理全員喫食の中学 校給食へ改善を図ることについてです。

2005年に食育基本法が成立して、子どもたちが豊かな人間性を育んでいける力を身につけるためには、何よりも食が重要だとされました。文部科学省の食に関する指導の手引にも、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても、学校給食が生きた教材としてさらに活用されるよう取り組むとあります。学校における食育の推進は、心身の健康にとっても、社会性や感謝の心を培う上でも、食文化の観点からも重要だとされています。安全・安心を大前提に、小・中学校での給食のさらなる充実が今求められています。

小学校の給食について質問します。

摂津市の小学校給食は大変おいしいと長年評判を得ています。しかし、その調理の現場は、10校中5校で民間委託が導入されてきました。食の安全、食育に対する公的責任、調理技術や衛生管理、偽装請負など、調理業務の民間委託の問題点などを指摘してきたところです。

2008年に初めて鳥飼西小学校で民間 委託が導入されて以来、これまで幸いにも 大きな事故は起こりませんでしたが、一昨 年、契約してわずか1年で、給与未払いな どで契約解除となった事業者がありまし た。保証会社へ引き継がれ、給食に穴があ くという最悪の事態は免れましたが、調理 現場の混乱や調理師のモチベーション低下 による事故も十分予想された事態だったの ではなかったでしょうか。

委託であっても、直営同様の安全性が担保されなければなりません。今年度、委託校5校全でで契約期間満了を迎え、来年度以降の業者選定がこれから行われていきます。これまでの委託校の運営状況の検証・評価についてどのように認識しているのか、お答えください。

次に、中学校給食です。

デリバリー方式選択制でスタートして4年目を迎えています。2015年のスタート当時から、喫食率は4%から5%台と低調で、教育の一環とされる学校給食とはとても言えない状況ではないでしょうか。

今、大阪府内でデリバリー方式選択制を 採用する自治体で、全員喫食や自校調理、 親子方式などに見直していく自治体が増え ています。2017年3月末時点の大阪府 の資料では、デリバリー方式選択制を採用 している自治体は、摂津市を含め、既にわ ずか8市になっています。2年後の委託会 社更新時を機に、自校調理全員喫食への見 直しが図られるべきだと考えますが、いか がでしょうか。

次に、大阪北部地震の被害に対する公的 支援策の運用と充実及び、台風21号被害 への対応についてです。

6月18日に発生した大阪北部地震による摂津市内の被害は、全壊、半壊、また、 負傷者などは少なかったものの、屋根瓦や 外壁など家屋の一部損壊、ブロック塀の倒 壊の被害が多く発生しました。被災した多 くの市民が、地震後の雨対策、災害ごみの 処理など、生活や家屋の復旧に追われ続け ています。修繕業者が不足していて、応急 処置のみで修繕を待つ家屋も依然多く残されています。国の支援策が不十分な中、市独自の支援策予算が7月に専決処分され、 今議会にも追加補正されたことは大変重要なことだと思います。

そこで、初めに、9月3日に開設されました被災者支援総合窓口の運営状況から聞いていきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、安威川の堆積土砂、樹木対策に ついてです。

7月からの全国で見舞われる豪雨、とりわけ西日本豪雨で甚大な被害が発生しました、倉敷市真備町の小田川や愛媛県肱川の氾濫では多くの犠牲者も出ました。安威川でも起きないとは言えないものです。市民の水害に対する備えにかかわる問題として、初めに、大阪府における安威川の治水対策と河川管理についてお伺いしておきます。

1回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 学童保育についての ご質問にお答えいたします。

文教上下水道常任委員協議会以降、子ども・子育て会議をはじめ、さまざまなご意見を賜ってまいりました。学童保育事業には、保護者の方に安心して預けてもらい、子どもたちに適切な遊びの場、生活の場を与え、健全な育成を図るという事業目的がございます。その目的を達成するための方策として、学童保育の質の確保に必要な指導員の資質の向上や、学童保育事業の継続性、安定性を維持するための応募事業者の選定方法など、今後、仕様書、募集要項を作成していく上で必要となる項目につい

て、再度、市場の動向や各関係機関との調整が必要と判断したものでございます。引き続き、保護者への丁寧な対応を心がけ、 学童保育事業のサービス充実のため、保育時間の延長等の実現に向け、努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 小学校給食の民間委託に係 る検証・評価及び中学校給食の見直しにつ いてのご質問にお答えいたします。

小学校給食の民間委託につきましては、 現在、市内小学校10校のうち5校で調理 業務等民間委託を行っております。

民間委託に係る検証・評価につきましては、毎年、委託検証会議を開催し、栄養教諭や給食調理員、学校給食会会長、PTA協議会代表、事務局栄養士などが、衛生管理、調理作業、配膳・下膳等が適切に行われているか確認をいたしております。

中学校給食につきましては、平成27年6月からデリバリー方式選択制でスタートし、平成30年5月で丸3年が経過したところでございます。直近1学期の平均喫食率は4.4%となっており、まだまだ課題があるものと考えておるところでございます。

これまで、喫食率向上に向けては、さまざまな改善を行ってまいりました。具体的な取り組みとしまして、人気献立ウイークの実施、生徒からのリクエスト献立やリピート希望料理の募集、中学校入学体験時に小学6年生を対象とした試食会の実施、また、給食費振込金額単位に少額の3,000円を追加するなど、改善してまいりました。今年の4月からは、予約システムを全員登録制にしたことにより、すぐに入金、予約が行えるよう利便性の向上を図ってお

ります。

今後の中学校給食のあり方につきましては、中長期的には、社会情勢を踏まえ、時代に応じたものとなるよう検討を加えるとともに、短期的には、さまざまなご意見を参考にしながら改善、見直しを行い、よりよい中学校給食を目指してまいります。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 被災者支援総合窓口の状況 につきましてのお問いにお答えをいたします。

まず、被災者支援総合窓口は、大阪北部 地震に係る災害見舞金の支給に関する事務 のほか、ブロック塀撤去に伴う補助金関連 事務、また、罹災証明発行事務を行ってお ります。被災者の生活に関する相談、ま た、支援メニューの紹介なども併せて実施 いたしております。

次に、取り扱い業務の状況につきましては、9月3日の開設当初は、災害見舞金のご案内を8月下旬に発送いたしました関係から、その問い合わせがほとんどでございました。9月20日現在の申請数は213件となっております。

なお、本市に多大な被害をもたらしました台風21号につきましても、この総合窓口では、台風通過の翌日の9月5日から罹災証明の申請受付を開始いたしております。今議会に提案いたしております被災住宅の修繕に伴う支援金につきましても、同様にこの総合窓口にて対応する予定でございます。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
 - (土井建設部長 登壇)
- ○土井建設部長 安威川の治水対策と河川管理についてのご質問にお答えいたします。 安威川の治水対策につきましては、既に

河川護岸の改修工事は終わっており、また、安威川ダム建設につきましても、平成34年3月のダム本体完成に向け、鋭意事業を進められており、ダムが完成いたしますと、100年に一度の大雨にも対応できるものと聞いております。

次に、大阪府の河川管理につきましては、河川の断面測量などの調査も実施されており、河川の土砂の堆積や河川洗掘などの状況を定期的に把握されております。また、堆積土砂などの対応につきましては、堆積や洗掘などの河川特性を踏まえ、適正な維持管理を実施されていると聞いております。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 一問一答で質問してまいります。

学童保育の民間委託についてです。

来年4月導入の見送りについて、明確な ご答弁はありませんでした。学童保育の民 間委託が掲げられました第5次行革、平成 26年に計画が発表されましたが、平成2 7年度には総務常任委員会にロードマップ が示されています。そこに学童保育の民間 委託の進め方ロードマップが記されていま すが、組合交渉や保護者説明で約1年半、 その後半年で業者選定、引き継ぎなどを行 うと。要は、一部の学校に委託を実施する までに説明開始から約2年の期間を設定し ているんですね。今回は、7月に説明をし て、既に来年の4月ということですので、 半年の間に強行しようというもので、いか に今回、その拙速ぶりが異常かということ がわかると思うんです。丁寧な説明や納得 が得られる努力をしていくというのは、子 ども・子育て会議を通じて教育委員会でも 確認をされていることでありますので、や はり来年の4月スタートというゴールが決

められてしまえば、9月議会見送りで、1 2月議会見送りになったとしても、きちん とした説明はもうされないというメッセー ジになってしまいます。来年の4月導入と いうことについての、見送りをして、しっ かりと時間をとって改めて調査をされた り、もしくは検討された内容、具体的な中 身で保護者の皆さんと話し合いを行うこと を求めておきたいと思います。

民間委託の議論の中でいろいろ保護者の 方々が出しておられる大きな不安の一つ に、指導員が入れかわってしまうことが挙 げられています。年齢や発達の状況が異な る子どもを同時に、かつ継続的に育成支援 を担うには、子どもとの信頼関係がとても 重要だと言われています。それなのに、あ る日を境に信頼していた指導員が突然いな くなってしまう。子どもたちの不安を広 げ、現場が混乱してしまいます。また、民 間会社の指導員が入ってこられても、その 方々の低賃金、不安定雇用、経験の浅さか らくる力量不足や、頻繁に入れかわってし まうことへの不安もあります。こうした指 導員との関係にかかわる不安に対してどの ようにお応えになられますか。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 委託いたしました学 童保育室の指導員が全て入れかわることへ の不安を払拭するためには、まずは、これ までの学童保育室運営の質が低下すること がないよう、適切な事業者を選定すること であると考えております。そのため、指導 員の配置基準や保育内容など、学童保育事 業を運営するに当たって必要な仕様書、事 業者の募集範囲や選定基準などを掲載する 募集要項の作成が重要になってくると考え ております。保護者の方のご意見につきま しても、反映できるものは反映していきた

いと考えております。

また、民間委託実施後も、実施主体はこれまでどおり摂津市にあります。業務履行確認の一つとして、職員が学童保育室を巡回して、仕様書どおりの保育が行われているか実地調査を行い、安定的、継続的な運営が行われているかを確認し、保育の質を確保してまいります。

また、直営、委託の区別なく、指導員の 質の向上に努めることも重要となってまい ります。放課後児童クラブ運営指針の中で は、学童保育事業の運営主体は、指導員に 対し、資質向上のために職場内外の研修の 機会を確保しなければならない、また、指 導員は常に自己研鑽に励み、必要な知識、 技能の習得、維持向上に努めなければなら ないと定められております。基本的には、 委託先の指導員の質の確保は委託事業者の 役割でございますけれども、学童保育事業 を運営する上で重要な研修につきまして は、委託事業者と協議の上、本市で行う研 修にも参加をしていただきたいと考えてお ります。また、現在行っております指導員 のミーティングにも参加してもらうなど、 意見交換の場を設け、直営と委託校の指導 員の資質の向上に努めてまいりたいと考え ております。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 いろいろな仕組みをつくらな いとやれないというようなことなのかな。 そこまでやるなら直営のほうがシンプルで いいような気がするんですけど。

もう一つの不安要素についてもお聞きしたいと思うんです。引き継ぎの問題です。 きちんと引き継ぎがされるのかどうか。 今、部長も運営指針を引かれましたが、放 課後児童クラブの運営指針には、運営主体に変更がある場合には、育成支援の継続性 が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の 理解が得られるよう努める必要があるとあります。これもきちんとした説明が求められているんですけれども、公立保育所の民間の際、担当保育士が一斉にかわることを考慮して、数か月の間、引き継ぎ期間を設けました。学童保育の民間委託においても、委託時期前後数か月から1年ほど、保育所民営化の際と同様に引き継ぎをしている。こうした保護者のお声に応える引き継ぎはできるでしょうか。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 引き継ぎで一番重要なことは、子どもとの関係づくりをどこまで行えるかにあると考えております。事業者が決定次第、保護者の方、事業者、市が意見交換を行う場を設け、必要であれば個別面談を行うなど、保護者の方の不安解消にも努めてまいりたいと考えております。

さらに、委託事業者の指導員に対して、 これまでの運営状況、子どもの状況把握な ど、一人一人に寄り添った引き継ぎを行 い、委託後も学童保育運営事業が円滑に実 施できるよう取り組んでまいりたいと考え ております。

また、事業者の選定時においては、事業 者がどう引き継ぎを行うかといった提案内 容は、事業者選定の重要な項目の一つと考 えております。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 保護者の方が求めておられる、もしくは不安解消につながると思えるような引き継ぎというのは、公の指導員と 民間の指導員が合同で保育をする期間を設けるなどして、子どもへの影響を最小限に抑える引き継ぎなんですね。子ども抜きの

引き継ぎではやはり困るんですね。子ども への影響を小さくしなければいけない。委 託事業者に対する偽装請負など労働法制の 制約も、これは委託ですから当然出てくる と思うんですけども、こういった点できち んと期待に応えられるのかどうか、具体的 にお答えをもう一度お願いできませんでし ょうか。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 一般的に請負では、 発注者が請負労働者に対して指揮命令を行 うことはできません。適切な請負と判断さ れるためには、請負事業主が自己の雇用す る労働者の労働力をみずから直接利用する こと、業務を自己の業務として契約の相手 方から独立して処理することなどの要件を 満たすことが必要となります。これらの要 件が満たされているのであれば、発注者の 労働者と請負労働者が混在していたとして も、それだけをもって偽装請負と判断され るものではありません。また、発注者が情 報提供や助言をすることに限られるのであ れば、それ自体は発注者からの指揮命令に 該当するとは言えないため、直ちに偽装請 負と判断されることはございません。それ らのことを念頭に、学童保育事業が円滑に 運営できるように取り組んでまいりたいと 考えております。
- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 いろいろおっしゃいましたけども、やはり労働法制の制約というのは、 労働者の権利を守っていくためにつくられているもので、子どもの安全であるとか、 それから健全育成のため、保護者の安心を守るためには、いろんな制約を乗り越えないとできないという民間委託が、そもそも学童保育の運営業務に適していないと言わざるを得ないと私は思います。

次の質問に移りますが、今回、民間委託の要因に指導員不足が挙げられていました。指導員確保について、これまでどのように取り組んでこられたのか、その辺の経緯を教えてください。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 これまでの指導員確保の取り組みでございますけれども、市の広報誌やホームページ、ハローワーク、府の関係機関、福祉関連分野に特化した求人情報サイト、民間の求人広告等への掲載を行ってまいりました。また、近隣大学の児童福祉関係学科などへの求人掲載の依頼、公共施設や摂津市内主要駅への求人広告の掲示なども行ってまいりました。さらに、今年度に入ってからは、通年で採用試験を行っている状況でございます。指導員の確保は厳しい状況が続いておりますけれども、他市の採用方法も参考に指導員の確保に努めてまいりたいと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 6月の議会でも学童指導員の 不足数のことをお聞きしたんですけれど も、現状、学童保育のクラス数、それから 正規指導員、担任補助指導員、支援児加配 など、いろいろな職種があると思います が、一体どこが足りなくなっているのか、 それぞれの数をお教えください。
- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 平成30年4月1日 現在の状況でご説明を申し上げます。

学童保育室は10小学校で17クラスございます。指導員等の配置は、指導員が20人、補助指導員のうち担任補助指導員が14人、週5日勤務の支援児加配指導員が16名、合計で50人となっております。本来、週5日勤務の支援児加配指導員が33名、人数加配指導員が11名必要となる

ことから、28名の補助指導員が不足しておる状況でございます。その不足に対しましては、日々の子どもの出席状況も勘案し、現場の指導員等と連携をとりながら、代替補助指導員や週5日未満勤務の支援児加配指導員の配置を行うなど、学童保育の運営に支障のないよう努めている状況でございます。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 運営基準では、1クラス2名 以上の指導員、そのうち1名は補助指導員 でよいとされていますけども、今ご説明い ただいたように、17クラスで担任指導員 と担任補助指導員合わせて34名と、十分 基準を満たしているわけですね。不足して いるのは、支援を必要としている児童数に 応じて加配される支援児加配指導員であり ます。もちろん十分な体制とは言えないで すけれども、週5日未満の指導員がいらっ しゃって、もしくは代替の指導員が穴埋め ができる、カバーができるような状況にな っていて、学童保育に穴があいているよう な事態にはなっていないです。それどころ か、学童保育の運営の核となる担任指導員 や補助指導員は十分に足りているというの が摂津市の今の学童保育の運営の状況だと 思うんです。継続性や安全性に問題があっ て、子どもや保護者の不安が広がるような 民間委託を、あえて今、選択していく必要 が本当にあるんでしょうか。今の指導員に 過重な負担は避けなければいけませんけれ ども、当面、民間委託を行わなくとも、多 くの保護者が望んでいる延長保育の実施と いうのは可能になるんじゃないでしょう か。その辺をお聞かせいただけないでしょ うか。
- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 先ほどもご答弁いた

しましたけれども、日々の学童保育の運営 状況の中で、現場の指導員等と連携をとり ながら指導員を配置する中で、学童保育室 運営が支障のないように努めているところ でございます。これまでも、さまざまな手 段を講じた中で、指導員の確保に我々も努 めてまいりましたけれども、今後も確保困 難な状況が続くものと考えております。今 後もまた安定的に学童保育の運営を継続す るためには、一部校におきまして、民間事 業者のお力を借りる中で延長保育等のサー ビス向上を図っていく必要があると考えて おります。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 議論をこれからまた続けてやっていきましょう。もちろん、保護者の皆さんとのきちんとした話し合いも続けていただきたいですし、具体的な解決案を示して、それを俎上にのせて話し合いを行っていただくことを求めておきたい、来年4月の実施については棚上げしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、小学校給食について、民間委託の 問題です。こちらも民間委託ですね。

調理業務の民間委託の懸念事項で、民間会社のコスト優先で、衛生管理基準、調理・配置要件、職員教育などが犠牲にならないかというのが懸念事項として挙げられてきました。契約条件や仕様書がちゃんと守られてきたのか、調理の体制、配置人数、調理員勤務の継続性、または研修の実施などの検証・評価はどうだったでしょうか、お聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
- ○北野教育次長 委託校の職員配置につきましては、国基準プラス1名というのは最低 基準で配置いたしておりまして、当然なが ら、調理師あるいは栄養士の免許保有者等

を中心に運営いたしております。パートの職員もコアの時間帯にたくさんいらっしゃいますので、その方々が自己都合で退職されるというのは聞いておりますが、このことについても速やかに体制補充して、給食の実施に支障を来さない体制を担保しておるところでございますので、十分対応できていると今のところ考えておるところでございます。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 これから募集要項を発表して 業者選定に入っていくと思うんですね。こ の間の検証・評価も踏まえて、今後、どの ような方針、そしてスケジュールで業者選 定に入っていくのか、お聞かせください。
- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
- ○北野教育次長 これまで同様、入札等ではなく、いわゆるプロポーザル方式によって、業者の実績でございますとか、配置される職員の体制でございますとか、あるいはその経営状況、これらを総合的に評価いたしまして、審査会を経て、10月あたりから公募をいたしまして、年内には契約を締結いたしてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 子どもたちが日々食べる給食をつくってくれる調理員の役割というのは非常に重要だと思っています。もちろん、公であろうと委託会社の調理員等でも同じだと思うんですけども、公の調理員だからことにもやはり私は着目をしていく必要があると思っています。市直営の調理員は、その技術もさることながら、試食会や地域野菜の栽培など、直接子どもや保護者とかかわってきましたし、食育でも独自の工夫を教育現場に反映するこ

とのできる存在であります。災害時における役割も期待されます。こうした公の直の調理員の役割や姿勢をこれからも継承していく必要があると思います。直営調理員の存在意義を再認識して、民間委託拡大に歯どめをかけていくことや、直営維持にかじを切っていくことが、こういった資産を継続していくという上でも大変重要だと思いますけども、見解をお伺いいたします。

- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
- ○北野教育次長 今年度の当初予算で5年間の債務負担行為を議決いただきました。これは、5年間、現在の直営校5校、民間委託校10校で小学校の給食を運営しているとでございます。ご指摘のとおり、これまで安心・安全でおいしからのは、当然ながら、直営校、民間委託校、同時にきちっと継承していかなければならないと考えております。そのことを踏まえて、これまでの研修、委託校の問題はならないと考えております。そのことを踏まえて、これまでの研修、委託校のようとででございますとか、その辺様を生管理研修でございますとか、その辺様を告っとこれまでの給食のノウハウを継承していけるという判断をいたしております。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 中学校給食に質問を移します。

中学校給食については、これまで導入時から何度も何度も繰り返しのように質問をしてまいりました。依然喫食率が4%台という状況にあります。摂津市が中学校給食を導入する際に、一番身近でお手本にしていた茨木市の中学校給食もデリバリー選択制でありました。その茨木市で、今、デリバリー方式選択制から全員喫食へ方針を切

りかえるという流れになってきています。 茨木市の教育委員会で、茨木市における中 学校給食のあり方についてという文書で、 選択制の給食では栄養バランスの偏りが解 決しない可能性や、食育の推進について、 学校給食を最大限活用できないことなどの 課題がありますと指摘して、子どもたちが 将来大人になったときに、食に関する社会 環境の変化にも対応でき、健康で豊かな食 生活を送るための基礎を培うことのできる 環境づくりのために、学校給食を活用し た、子どもたちの生きていく力、健康をつ くる力、食事を選ぶ力、つくる力を育む食 育の充実を図るなどとして、全員喫食が望 ましいという結論をつけられておられま す。摂津市の今の中学校給食の課題を踏ま えて、この検討内容をどのようにご覧にな られますか、見解をお伺いいたします。

- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
- ○北野教育次長 本市の中学校給食導入に当たりましては、児童・生徒、保護者等のアンケートや、あるいは財政面、建築基準法の課題、さまざまなことを検討いたし、最終的にデリバリー選択制がよかろうということで決定した経過がございます。しかしながら、ご指摘のとおり、喫食率をはじめ、さまざまな課題が現状の中学校給食には山積しておると認識いたしております。

今後の中学校給食のあり方でございますが、近隣市の情報収集等も行いながら、さまざまな観点から検討を深めてまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 保護者の多くは、やはり中学 校給食は、小学校と同じような安全でおい しい給食をみんなに食べさせてあげたいと 望んでおられます。茨木市の意見をまとめ る上で、5回の検討会が開かれて、生徒、

保護者、学識経験者、市民、市民団体など、幅広く市民の声を聴取して、いろんな意見があったと言われますが、それの中から結論を出されました。摂津市としても、庁内の論議だけでなく、こうした市民、専門家を巻き込んだ議論の積み重ねが必要ではないかと。いろいろな工夫はされていますけども、それがみんなが食べられる給食にならないのは、この4年間ではっきりしてきたと思うんです。今、改めて市民参加の取り組みが必要だと思いますけども、そのお考えについてお聞かせください。

- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
- ○北野教育次長 これまでも、アンケートの 実施や学校給食サービス向上検討委員会を 設置するなど、中学校給食の課題について は、幅広く意見を聞き、改善を行ってまい りました。しかし、喫食率をはじめ、さま ざまな課題がございます。今後も、これら の現状と課題を踏まえて、教育委員会で議 論を行うなど、本市に適切な中学校給食の あり方を検討してまいりたいと考えており ます。
- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 育ち盛りの中学生に本当に栄養バランスのとれた給食を提供してあげる方向で、みんなでいろんな意見を持ち寄って議論して、一歩でもよいものに前に進めていく、そういう取り組みを期待して次の質問に移りたいと思います。

大阪北部地震の被害、公的支援策の運用、台風21号被害への対応についてです。

今、相談窓口のご答弁をいただきました。いろいろな悩み、相談が持ち寄られると思います。支援策に当てはまらないような相談も中にはあるのかと思いますが、災害から派生した切実な市民の相談に寄り添

った対応を求めておきたいと思いますし、 災害支援以外の相談でも、他部署や他施策 で対応できないか、庁内の中につなげられ ないかという目線で、きめ細かな親切な対 応をとっていただくことを求めておきたい と思います。

ブロック塀の撤去費用についてお聞きします。

この助成制度の目的は、ブロック塀が地震などで倒壊することを防止して、歩行者などの市民の通行の安全を図ることだと説明されています。今回の補助は撤去の費用のみが対象となっていますけども、他市では、軽量フェンスや生け垣設置費用にも一部補助が行われていたり、また、今年度だけでなく恒久的な制度にしてブロック塀撤去へのインセンティブを高めるような制度となっております。そのお考えはありませんでしょうか。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 大阪北部地震では、ブロック塀などの倒壊被害が多く、ブロック塀などの倒壊を未然に防止し、歩行者が安全に道路や公園を利用していただけるように、撤去について補助制度を創設したところであります。本来、ブロック塀などの安全性の確保は所有者の責任となりますことから、危険性が確認された場合は、所有者による補修や撤去が必要であると考えております。今回の補助制度は、市民の生命などの保護や、災害対策として公益性の観点から補助するものでありますことから、新設については補助対象とはいたしておりません。

また、補助制度の継続につきましては、 8月13日から事前相談を受け付けており ますことから、今後のブロック塀等の撤去 補助の申請状況や、また、国、大阪府の財 政支援などの動向も踏まえ、検討課題であると考えております。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 現段階で、市内の危険ブロックの箇所数、また、相談や申請数、残されている箇所数などは把握されていらっしゃるでしょうか。わかれば教えてください。
- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 現在、市内にどれぐらいブロック塀があるかという把握はいたしておりません。現在、ブロック塀につきましては、50件程度の相談がある状況でございます。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 この制度の目的そのものが、 市内の危険なブロックを撤去して歩行者の 安全確保をすると。もちろん個人の資産で ありますから、自己責任ではありますけど も、インセンティブを与えることによって 危険ブロックをなくそうということであり ますので、今後、インセンティブを高める ような制度の改善なども今後の制度運用の 状況を見ながら検討していただきたいとい うことは申し上げておきたいと思います。

台風21号の被害に対してなんですけれども、今回、被災住宅修繕支援金の制度も台風21号まで対象となることが今議会にも提案されました。先の総務建設常任委員会の中で、副市長が、私有財産の公費支援についての基本的な考え方として、原則自己責任であることを強調されました。その後、台風21号の個人の資産である被災住宅の修繕支援金が広がったということであります。この辺の経緯とお考えについて整理をしたいと思いますので、ご答弁いただけないでしょうか。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○奥村副市長 それでは、家屋被害での住宅 修繕支援についてお答えさせていただきた いと思います。

今議会に上程しております平成30年度 摂津市一般会計補正予算(第3号)、ここ の被災住宅修繕支援金は、去る6月18日 に発生いたしました大阪北部地震による一 部損壊を含む家屋被害を想定したものでご ざいます。ご承知のように、大阪北部地震 は、12市1町に災害救助法が適用され、 本市もこれに含まれております。北摂各都 市を中心に多大な被害をもたらし、今も各 地で爪跡を残しております。記憶するとこ ろでは、過去何十年も摂津市域が災害救助 法を適用された記憶もなく、しかも、地震 保険の加入率も低位であるということか ら、大阪北部地震による被害を対象に被災 住宅修繕支援金を限定的に実施予定とした ものであります。

しかし、あまり間隔を置かないうちに台 風20号、台風21号が襲来、地震による 家屋被害や家屋ダメージに重ねて、台風に よる被害がさらに追い打ちをかけ、被害が 拡大いたしました。そこで、一般会計補正 予算(第4号)で、公共施設等の修繕料と ともに、被災住宅修繕支援金の拡大を決定 し、追加補正いたすものでございます。

自然災害に関する復旧等は、私有財産自己責任の原則のもとでは、基本的に被災した側の責任で行うべきものであり、自助努力による回復が原則であります。それに、毎年何らかの台風被害が絶えることなく発生していることから、恒久的な制度を制定するには財政リスクが大き過ぎることから、今年度限りの特例として住宅補修支援金の拡大を決定したところでございます。過去には、台風被害に対して、家屋の一部損壊被害については支援はしておらず、住

宅の全壊、半壊の見舞金のみでございました。

今後につきましては、今回の支援制度は、財政的にも実際に大規模災害が発生したときに制度を維持できるかどうか、持続可能性の問題から、国等の財政支援がない限り困難であると考えております。これからも災害被害につきましては、地震保険・共済、災害保険等の加入で、リスクに対してある程度ヘッジすることは可能であり、自助・共助の観点からも、個人のレベルで自衛手段を講じて、自助努力を引き続きお願いするところでございます。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 災害時の私有財産に対する公 的支援をまるっきり否定しているというこ とではないと理解をしているんですけど も、阪神・淡路大震災以降、被災者の実態 から、市民生活やなりわいの復旧・復興な くして市域の経済復興はないということ で、市民や超党派議員などが運動をして、 一歩一歩ではありますけれども公的支援策 がつくられてきました。2007年には、 住生活基本法ができて、国民の住生活の安 定や向上の促進について、国や地方公共団 体の責務が明らかにされました。住宅が私 有財産としての側面を持っているとして も、住居の公共性に着目すべきだと思いま すし、災害復興の場面では、住まいの公共 性、社会性が平時よりも格段に高まってい ると考えるべきだと思います。不十分な国 の生活再建支援制度の充実、一部損壊住宅 への支援なども、公共団体からも多く要望 を出されておりますので、市民生活に身近 な自治体としても、支援策を講じるよう努 力を続けていくことが必要だということを 申し上げておきたいと思っています。

最後に、こうした議論を踏まえて、市長

に、今回の台風21号災害までの支援策を 適用した判断について、併せてこの議論に ついてご見解をお伺いいたします。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 安藤議員の質問にお答えをいた します。

今、副市長が言うたとおりなんですけれ ども、火事になると、隣の家が燃えてもど こへも言っていかれへんですね。あれもお かしな論理だと私は思うんですけれども、 原則的には自然災害は自主対応ということ になっておるのはご承知だと思います。し かし、そんな中でも、その範囲の大きさと か頻度によって、国が激甚災害というんで すか、災害救助法というのを適用する場 合、しない場合があります。やっぱり何か 支援するとか制度をつくる場合には、一定 の目安というか、基準というものもあると 思うんですけれども、今の話にもありまし たけれども、今回の地震におきましては、 激甚災害ということで災害救助法が適用さ れ、国も都道府県も、いろんな制度といい ますか、支援策を打ち出したところでござ います。我々基礎自治体も同じように支援 策を心のケアと併せて実施いたしました。

時間を置くことなく強烈な台風が起こったわけです。地震のときにはそんなに目立たなかったのに、あの台風の後、特に屋根の被害が非常に目立ったところでございます。それでも国は、激甚災害というか、災害救助法適用に踏み切ったところもあるもしいんですが、この北摂では今のところまだないんですけれども、私もあっちこっちるがさに見て回りました。公共施設はもちろんですけれども、住宅各戸もひどいことになっておると。何でかと。地震で非常に緩んでいたところにあの強烈な台風が来た、この因果関係は明確には判断できない

ところはあります。でも、直接、間接に地震とかかわっておると。これが1年2年たっておるならば別ですけれども、本当に間髪入れずあの台風が来たわけでありますから、これは地震に準じて支援すべきであると私が決断いたしました。そういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 ありがとうございます。重要な決断だったと思います。無原則な公的支援を行えということではありません。一番市民の生活に密着している基礎自治体だからこそ、市民生活の状況から、または、財政上の制約がある中で何が支援できるのかということを、常時、または災害のときに考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

安威川のことですけども、真備町の小田 川決壊は、堆積土砂とか中洲の樹木に要因 があるとも報じられていました。安威川に もたくさんの草が繁茂していたり木が生え ております。その点の堆積土砂のしゅんせ つや樹木の伐採などについてはどうなって いるでしょうか。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 河川の状況につきましては、大阪府の河川マップによりますと、安威川新橋より上流は土砂の堆積傾向で、鶴野橋より下流が洗掘傾向となっており、茨木市域になるんですけども、流通センターの南側のあたり、2本の河川の間になるんですけれども、この部分につきましては、ちょうど堆積と洗掘の変化点という形になっております。また、本市より下流の神崎川の合流点までは河床の低下が起こっている状況でございます。茨木土木事務所では、安威川新橋から少し上流では、川幅も狭く、堆積土砂も顕著なことから、平成2

9年度に土砂の撤去が行われており、また、安威川の堆積土砂に繁茂しております樹木につきましても、本市を含めた一定の範囲で樹木の伐採を実施されており、今後も、阻害要因となる樹木につきましては、状況を見ながら伐採していくものと聞いております。また、河川内に点在する堆積土砂につきましても、樹木伐採後の状況の変化を見ながら、敷きならしなどの対応も検討していくものと聞いております。

今後とも、河川の改修工事などにつきましては、大阪府と連携しながら、河川の安全管理に向け、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 安威川の水位について、多く の市民が本当に不安に感じて注目をしてい ます。低下傾向にあるのか、もしくは堆積 傾向にあるのか、我々はわからないんで す。大阪府の情報を共有して、住民説明を きちんとやって、それを安全につなげてい ただきたいと思います。

質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 安藤議員の質問が終わりま した。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時53分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長 藤浦雅彦

摂津市議会議員 三 好 俊 範

摂津市議会議員 松本 暁 彦

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成30年9月25日

(第3日)

平成30年第3回摂津市議会定例会会議録

平成30年9月25日(火曜日) 午前10時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

福 住 子 礼 藤 薫 3 番 安 上 英 明 5 村 7 番 野 直 司 南 弘 豊 9 三 11番 好 義 治 慎 1 3 番 渡 辺 吾 Ш 平 15番 香 良 1 7 本 暁 彦 松

2番藤浦雅彦

4 番 野 口 博

6 番 水 谷 毅

8番中川嘉彦

10番 増 永 和 起

12番 楢村 一臣

14番 森西 正

16番 三 好 俊 範

18番 光好博幸

1 欠席議員 (0名)

19番

1 地方自治法第121条による出席者

嶋

野

浩一朗

市 長 森 Ш 正 教 育 長 箸尾谷 也 知 総 務 部 長 井 П 久 和 環 境 部 長 田 雅 Щ 也 平 保健福祉部理事 井 貴 志 上下水道部長 Ш П 猛

教育委員会 小林寿弘

消 防 長 明 原 修

副 市 長 奥 村 市長公室長 Щ 本 市民生活部長 野 村 保健福祉部長 堤 設 部 長 土 井 育 委 会 教 員 教 育 次 長 北 野 教育総務部 長 監査委員・選挙管理

委員会・公平委員 豊 田 拓 夫 会・固定資産評価審 豊 田 拓 夫 査委員会事務局長

良

和

眞

正

人

夫

憲

守

治

士

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎

1 議 事 日 程

哦	7	口作		
1,				一般質問
				南野直司議員
				増 永 和 起 議員
				森 西 正 議員
				渡辺質吾議員
2,	議	案 第	5 3 号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)
	議	案 第	5 4 号	平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)
	議	案 第	5 5 号	平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議	案 第	5 6 号	平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議	案 第	6 1 号	摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	6 2 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	6 3 号	摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	6 4 号	摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	6 6 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	6 0 号	摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件
	議	案 第	6 5 号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
3,	議	案 第	6 7 号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第4号)
4,	議会議案第 10号		10号	日米地位協定の抜本的改正を求める意見書の件
	議会議案 第 11号 議会議案 第 13号 議会議案 第 15号		11号	障がい者雇用の水増し問題に関する意見書の件
			13号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の件
			15号	地方消費者行政に対する実効性ある財政支援の拡充を求める意見 書の件
	議会議案 第 12号		12号	キャッシュレス社会の実現を求める意見書の件
	議会	議案 第	1 4 号	水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程4まで (午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を 開きます。

本日の会議録署名議員は、光好議員及び 嶋野議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 おはようございます。

それでは、まず初めに、6月18日に大阪北部地震が発生をいたしました。そして、7月には西日本での豪雨災害、そして、9月に入りまして台風21号がこの大阪を直撃し、そして、北海道でも大きな地震が発生をいたしました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げさせていただきます。

- 一般質問に入らせていただきます。
- 1、大阪北部地震及び、台風21号に対する被災者支援制度について。
- 1の(1)災害見舞金の給付についてでございます。

この大阪北部地震において、一部損壊の 家屋被害を受けた世帯を対象にいたしまし て、1世帯につき1万円の災害見舞金を支 給する制度につきましては、既に受付申請 が始まっておりますが、改めて制度の内容 についてお聞かせいただきたいと思いま す。

1の(2)被災住宅修繕支援金制度についてでございます。

この修繕支援金制度につきましては10 月1日から実施していただくと認識しておりますが、これも、改めて制度の中身、概要についてお聞かせいただきたいと思います。

1の(3)屋根などへの応急処置に対応

するための備蓄品についてでございます。

地震、そして台風などの自然災害時に、 住宅の応急処置に活用するため、多くの市 民の皆さんが特にブルーシートを必要とさ れることを、このたびの災害で経験いたし ました。私自身も、市民の皆さんと一緒に 家の屋根に上がらせていただきまして、 緒にブルーシートを張らせていただいたわけでございます。そして、地震の折には、 ボランティアの皆さんも来ていただきまして、 のボランティアの皆さんにこのブ ルーシートを張っていただいたわけでございますけども、市としてブルーシートを備 蓄するべきだと考えておりますが、いかが でしょうか。お聞かせいただきたいと思い ます。

2、子どもたちの安全対策についてでございます。

2の(1)地震や台風など自然災害に対する通学路の安全対策についてでございます。

1回目に、このたびの自然災害による学校・幼稚園・保育所施設の被害状況と対応について、改めてお聞かせいただきたいと思います。

2の(2)子ども安全対策係の設置についてでございます。

この子どもたちの安全対策につきましては、現在、教育委員会の多くの課がそれぞれの事業を担当していただいておりますが、市民の方にとって、子どもたちの安全対策は、どこの課に相談に行けばいいかわかりやすい窓口担当を設置することが大事であると考えますが、いかがでしょうか。

1回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 それでは、大阪北部 地震における災害見舞金制度についてのご 質問にお答えいたします。

大阪北部地震における災害見舞金制度につきましては、重度障害者医療費、ひとり親家庭医療費、老人医療費の対象者を含む世帯及び生活保護受給世帯の約3,700世帯のうち、一部損壊の家屋被害を受けた世帯を対象に、1世帯につき1万円の見舞金を支給する制度でございまして、特に生活再建が困難な方の一助となることを目的として、今回の地震に限り設けた制度でございます。

なお、今回の地震におきまして、本市以外の被災市町の中にも特例的な見舞金支給制度を設けた事例はございますが、本市のように、住宅の修繕の有無にかかわらず、あくまで福祉的な視点に基づき対象者を決定した制度ではなく、いずれも住宅の一部損壊被害に係る修繕費に対する一部補助という性質のものとなっております。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 被災住宅修繕支援金制度に ついてのご質問にお答えいたします。

本制度の概要につきましては、大阪北部 地震の被災に伴い、日常生活再建に係る住 宅修繕費の負担軽減を図るため、修繕費用 の一部を支援するものであります。対象者 は、自己所有の住宅に居住されておられる 方で、修繕費用が30万円以上、世帯全員 の年間総所得金額が430万円未満の世帯 に対しまして上限10万円を、また、市民 税非課税世帯、ひとり親家庭医療費助成対 象世帯、重度障害者医療費助成対象者を含む世 帯に対しましては上限を20万円としてお り、さらに、屋根の修繕を含む場合は5万 円を上乗せするものであります。

対象となる修繕は、屋根をはじめ、外壁 や窓などを対象としており、内装や家財道 具などは対象外としております。

申請の受付は、災害対応総合窓口で10 月1日から行う予定で、基本は工事完了後の申請とし、受付期間は来年3月末までとしておりますが、年度内での完了が見込めない場合は、事前に見積書での申請も受け付けることとしております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 ブルーシートの備蓄につい てのご質問にお答えをいたします。

大阪北部地震や今回の台風21号によりまして被災された多くの市民の皆様からは、ブルーシートの配布を求める声が多数市に寄せられておりました。また、工務店等への修繕依頼が殺到しておりまして、なかなか修理してもらえない状況であるとの声も頂戴いたしております。

市といたしましても、屋根等の修理に着 手するまでの間、応急処置としてブルーシ ートが必要であることは承知いたしており ますので、備蓄品といたしまして、今後、 一定量を確保してまいりたいと考えており ます。

- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
 - (北野教育次長 登壇)
- ○北野教育次長 地震等による学校園所施設 の被害状況についてのご質問にお答えいた します。

大阪北部地震やその後の大雨、台風等自然災害により、学校園所施設や通学路等に多くの被害、損傷が発生いたしました。特に、児童・生徒の学校園所における教育活動に支障が出るレベルの損傷箇所につきましては、緊急優先度が高いということで、

1学期から夏休みの期間を利用し、主にプールに設置され、法令の基準を満たしていないブロック塀の撤去や、普通教室の天井モルタル剥離修繕、渡り廊下の補修、校舎内の雨漏り補修、体育館に設置のバスケットゴールの修繕等を速やかに実施いたしました。また、校舎の内壁、外壁のひび割れ補修や、プール柵、手洗い場の補修等、比較的軽微なものにつきましては、今後、順次実施してまいります。

次に、台風21号による学校施設の被害 状況といたしましては、主なものでは、 小・中学校3校の体育館の屋根が剥がれ、 床も損傷するなど、非常に大きな被害が発 生いたしております。今後、応急修繕、改 修工事を速やかに実施し、学校教育活動に 大きな支障が出ないよう対応を図ってまい ります。

続きまして、子どもの安全対策係設置についてのご質問ですが、現在、教育委員会事務局内では、子どもの安全に係るさまざまな事業を実施いたしております。一例を挙げますと、教育政策課では、青色パトロール車で市内を巡視しております子ども安全巡視員の配置や、幼稚園、小学校の校門に不審者侵入防止を目的とした受付員の配置などがございます。また、子育て支援課では、子どもの居場所づくりを目的としたわく広場の開催、学校教育課では、地域学校安全指導員が登下校時の小学校区を巡回し、児童・生徒の様子や通学路の安全状況を確認し、教育委員会での横の連携を図っております。

ご提案の、各所管での事業を集約し、子 どもの安全対策に特化した窓口を設置する ことは、現在考えておりませんが、今後も 引き続き、教育委員会内での連携を図るこ とはもとより、警察など関係機関とも連携 を図り、子どもの安全対策を推進してまい ります。

- ○藤浦雅彦議長 南野議員。
- ○南野直司議員 それでは、2回目、1の(1)災害見舞金の給付についてでございます。

特に生活再建が困難な方への一助となることを目的として、今回の地震に限り設けていただいた制度ということでございますが、この災害見舞金給付の対象者を、福祉医療のいわゆる3医療費、重度障害者医療費、そして、ひとり親家庭医療費、老人医療費の対象者を含む世帯、そして、生活保護を受給されておられる世帯とされた理由についてお聞かせいただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 災害見舞金制度の対象者を福祉医療の受給者や生活保護受給者を対象とした理由についてのご質問にお答えいたします。

大阪北部地震におきましては、本市でも 多くの住宅損壊被害が出たことから、公的 な支援策を求める声が多く寄せられてお り、災害見舞金に対しても、対象者となる 世帯を拡大してほしいというお声もいただ いているところでございます。しかしなが ら、市の予算におきまして、一定の基準を 設け、対象者を決定する必要性もございま す。今回の災害見舞金につきましては、特 に生活再建の手助けが必要と考えられる福 祉医療の受給者及び生活保護受給者の世帯 の方を対象としたところでございます。

なお、先般の台風21号により住家が一 部損壊された場合につきましても、大阪北 部地震と同様の対象者に災害見舞金を支給 することとしたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 市の予算において、一定の 基準を設けて対象者を決定する必要があ り、特に生活再建の手助けが必要と考えら れる福祉医療の受給者の世帯、また、生活 保護を受給されておられる世帯とされまし た。この災害見舞金1万円の給付を実施し ていただきましたことは高く評価するとこ ろでございますけども、私は、この対象者 について、被害に遭われた市民の皆さんの ことを思うと、ちょっといかがなものかと 思うわけであります。例えば、一つの文化 住宅の中で、一つのご家庭は生活保護を受 給されているご家庭である、そして、年金 だけで一生懸命暮らしておられるといった 非課税世帯の方がおられる。こちらのほう は見舞金を支給できて、こちらのほうはで きないということが現場では発生している わけでございます。

大阪府の義援金の配分というものが第一 次、第二次、第三次と出てきたわけであり ますけども、この大阪府の基準に関しまし ては、重度障害者の医療費の世帯じゃなく て、障害者手帳をお持ちの世帯となってお ります。そして、市町村民税非課税の世 帯、そして、医療費じゃなくてひとり親世 帯ということで枠組みがなされたわけであ ります。僕はこの大阪府の基準に合わせて いただきたかったなというのが感想であり ますので、まだ私は諦めていないわけで、 この災害見舞金の予算に対しての申請者数 の整合性を見ていただきながら、ぜひとも そういった方に拡大をしていただきたいと 思うわけでございますので、これは要望と しておきますので、よろしくお願いをいた します。

次に、1の(2)被災住宅修繕支援金制 度についてでございます。

もう1点お聞きしたいのは、他市の支援

状況及び本市制度の特徴についてお聞かせ いただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 他市の支援状況につきましては、高槻市や吹田市では、一部損壊以上を対象とし、修繕費用が30万円以上50万円未満の場合は3万円を、また、50万円以上の場合は5万円が交付されるものであります。また、茨木市では、本市と同じく修繕費用が30万円以上の場合を対象としており、年間総所得430万円未満の世帯につきましては上限10万円を、非課税などの世帯につきましては上限20万円が交付されるものであります。

本市の制度につきましての特徴といたしましては、屋根の被害が多かったことから、屋根の修繕を含む場合は5万円を上乗せいたしておるところでございます。

- ○藤浦雅彦議長 南野議員。
- ○南野直司議員 日常生活の再建の観点か ら、住宅の修繕費用の負担軽減を図るため 修繕費用の一部を支援する、この被災住宅 修繕支援金制度を実施していただきました ことも高く評価するわけでございます。し かし、この上限額を20万円、屋根の修繕 を含む場合は25万円とした対象者につい ては、市民税の非課税世帯が入りましたけ ども、ひとり親家庭医療費助成の対象世 帯、そして、重度障害者医療費助成の対象 者を含む世帯及び老人医療費助成対象者を 含む世帯で、災害見舞金と同じ対象者であ りますので、できるものなら、障害者手帳 をお持ちの世帯、あるいはひとり親世帯が 対象になるよう、これもご検討いただきた いと思います。これも要望としておきます ので、どうかよろしくお願いをいたしま す。

次に、1の(3)屋根などへの応急処置

に対応するための備蓄品についてでござい ます。

市として、屋根等の修理に着手するまでの間、応急処置としてブルーシートの配給を迅速に実施できるよう、備蓄品として確保をよろしくお願いします。また、ブルーシートだけではなく、土のう袋も併せて配給できるよう、備蓄品として確保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 ブルーシートによります屋根の破損の応急処置については、幾つかの工法がございますけれども、土のうによります固定があることも承知をいたしております。今後、ブルーシートと併せまして土のう袋の備蓄も一定していきたいと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 南野議員。
- ○南野直司議員 どうかブルーシートと土の う袋をセットで配給できるよう、備蓄品と して確保していただきますよう、よろしく お願いをいたします。要望としておきま す。

2の(1)地震や台風など自然災害に対する通学路の安全対策についてでございます。

学校・幼稚園・保育所施設の被害につき ましては、ご答弁いただきましたように、 応急修繕、改修工事を速やかに実施してい ただくようお願いをいたします。

一方で、子どもたちの通学路においても 多くの被害がありましたが、どのような安 全対策をとられたか、また、今後の取り組 みについてお聞かせいただきたいと思いま す。

- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
- ○北野教育次長 通学路等の安全点検につい

ては、学校管理職、教職員、事務局職員等が中心となって実施し、危険箇所については、道路管理者や警察等、関係機関と連携の上、注意喚起文の掲示や、所有者に対して修繕対応を行っていただくよう呼びかけを行っております。

また、このたびの台風による停電で、信 号機の故障が一部の地域で発生しました が、学校管理職や教職員等が中心となって 通学路の安全確保に努めました。併せて、 危険性の高い箇所につきましては、学校、 PTAと協議を行い、通学路を変更するな ど、児童・生徒の安全確保に努めておりま す。

今後も、引き続き学校関係機関と連携を 図りながら、通学路の安全対策を進めてま いります。

- ○藤浦雅彦議長 南野議員。
- ○南野直司議員 まだまだ危険な場所がございますので、どうか教育委員会が窓口となって、引き続き学校あるいは関係機関と連携を図りながら、子どもたちの通学路の安全対策を進めていただきますようお願いいたします。

特に私が思いますのは、市内の空き家でございます。今も瓦が落ちかけになっている、地震で瓦がずれて、そして台風で瓦が飛んだというおうちがたくさんあります。その中でも空き家が特に危ない現状でございます。壁も崩れかけているところもあるわけでございます。そういった観点から、摂津市における空家対策、特定空き家の指定等々をしっかりと進めていただきたいと思います。

そして、もう一つは、ブロック塀の問題 であります。摂津市におきましても、この ブロック塀の撤去にまつわる補助を創設し ていただいたわけでございます。市内のあ る小学校の通学路になっている道路の横の おうちの方でございますけども、早速、ブ ロック塀が崩れて子どもたちにけがを負わ せたらだめだということで、ブロック塀を 撤去してから、新たにブロック塀を低く積 まれて柵を設置されたわけでございます。 市のほうヘブロック塀の撤去にまつわる補 助の申請に来られたわけでございますけど も、建築基準法第42条第2項、道路拡幅 の観点から、その補助金はもらえなかった ということでございます。市民の方が子ど もたちのために安全対策を講じていただい たんですけども、そういうハードルがあっ てその補助金は使えなかったということで ありますけども、私は、どちらかという と、そういう危険なブロック塀を撤去され るのに対しては、建築基準法というものを 一旦おいといて、まずは修理をしていただ いて、おうちなどを開発する場合には、そ の道路幅員4メートルの確保というものを もって話しながら実施していただきたいと 思うわけでございます。その辺もしっかり と検討いただきますよう、よろしくお願い をいたします。

次に、最後ですけども、2の(2)子ど も安全対策係の設置についてでございま す。

今後も引き続き教育委員会内での連携を 図っていくということでありますけども、 やはり自然災害が連続して起こったわけで ございます。市民の方が、子どもたちの安 全対策ということで、どこに行ったらいい のか、現状、各課が子どもたちの安全対策 を持っておられますので、なかなかわから ないといった状況でありますので、私は、 例えば教育委員会の教育政策課のほうにそ ういった安全対策にまつわる窓口を置いて いただいて、一人の職員の方が学校と連携 し、あるいは道路管理課、あるいは道路交通対策課と連携し、警察と連携しながら、子どもたちの安全対策をしっかりと進めていくことが大事であると思いましたので、この質問をさせていただきました。今のところはそういう窓口の設置は考えておられないということでございますけども、私は早急にそのような係を設置していただきたいと思いますので、どうかその観点からしっかりとご検討をよろしくお願いいたしまして質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 南野議員の質問が終わりま した。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 初めに、この夏の地震、豪 雨、台風で被災された皆様に心からのお見 舞いを申し上げます。

それでは、順位に従いまして一般質問を させていただきます。

1番目に、国民健康保険の黒字を基金に 積むのではなく、保険料引き下げに使うこ とについて質問します。

摂津市は、今年度、総額4,000万円、一人当たり平均約2,000円の保険料値上げを行い、さらに、今後6年間、連続値上げを計画しています。一方、昨年度の国民健康保険特別会計は、5億3,600万円もの黒字を出しました。この黒字を基金としてため込もうとしています。黒字分は、ため込むのではなく、今でも高過ぎる保険料の引き下げに使うべきだと思いますが、お答えください。

2番目に、介護保険の保険料引き下げと 保険料・利用料の減免について質問しま す。

年金は下がる一方なのに、介護保険料は また値上げされました。介護保険特別会計 は、昨年度の決算で出た黒字を約3億円基金に積み上げるとしていますが、この黒字額で介護保険料はもっと安くなったのではないでしょうか、お答えください。

3番目に、生活保護基準の改悪と利用者 の権利を守ることについて質問します。

生活保護は、この間、基準引き下げが行われてきましたが、いよいよ10月からさらなる引き下げが実施されます。利用者の生活への影響についてお聞かせください。

4番目に、災害時の避難所・備蓄品・情報提供・住民周知についてです。

今回、地震、豪雨、台風と災害が重なりました。市民の皆さんから、いつ避難すればいいのか、どこに避難すればよいのかわからないという声を聞いていますが、避難所の開設などの情報を市民に知らせる体制はどうなっているのか教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 答弁をお願いいたします。 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 それでは、国民健康保険 の基金設置と保険料の引き下げについての ご質問にお答え申し上げます。

本市の国民健康保険特別会計は、平成27年度に20年抱えておりました累積赤字を解消し、新制度移行前の最終年度となる平成29年度においても一定額の黒字を確保することができました。

平成30年度からの国保の広域化におきましては、大阪府が財政責任の主体となって保険給付費等の急激な増に対する財政補填を行うことにより、財政リスクは大幅に軽減されることとなりました。その一方で、保険料の収納確保につきましては、引き続き市町村の努力が求められております。

また、広域化の新制度におきましては、 一般会計からの法定外繰入金も解消すべき 実質的な赤字として定義づけられており、 国保財政健全化に向けて取り組むべき課題 となっております。

以上のような背景から、国保財政の黒字、いわゆる決算剰余金を活用した基金を設置することにより、確実な財政のもと、法定外繰入にかわる財源として、広域化に伴う激変緩和措置を実施するとともに、収納不足等のリスクに備えることで国保財政の安定的な運営を図っております。

続きまして、平成29年度の基金積立金 と保険料の引き下げについてのご質問にお 答え申し上げます。

介護保険給付費準備基金は、介護保険事業特別会計において発生した剰余金を積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は必要額を取り崩して充当するために設置をいたしております。事業運営期間、1期3年間の最終年度において残高がある場合、次期保険料を見込むに当たり、基金を取り崩すことが基本的な考えでございます。

平成29年度は、介護保険事業計画第6期の最終年度に当たり、次の第7期の介護保険料を平成30年3月に定めております。第7期の介護保険料の算定に当たりましては、平成29年末時点の基金残高約3億6,000万円を全額算入し、基準額において、一人当たり月額で約500円の引き下げを行ったものでございます。今議会で補正計上いたしております平成29年度決算に伴う基金積立金を含む平成30年度基金積立金2億9,354万5,000円につきましては、平成30年度末に積立を予定しているものでございます。

続きまして、10月から生活保護基準が

改正されることに伴います受給者への影響 等についてのご質問にお答え申し上げま す。

今般の生活保護基準改正につきまして は、生活保護受給世帯と一般低所得世帯と の消費実態の均衡を図ることを目的に、生 活扶助基準を3年間かけて段階的に見直す ものでございます。基準見直しに伴います 受給者への影響につきましては、前回の本 会議におきましてご答弁させていただきま したとおり、生活保護受給世帯の人数や年 齢構成、世帯類型等によって扶助費変動幅 は多岐にわたることから、一律的な影響を 把握することは困難でございます。引き続 き、ケースワーカーの家庭訪問等を通じま して、生活保護を受給している方々の個別 生活実態を把握し、できる限り生活の維持 に支障が生じることのないようサポートに 努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 災害時におけます避難所・ 備蓄品・情報提供・住民周知についてのご 質問にお答えをいたします。

本市では、気象情報、災害情報、避難所開設状況などの一般的な防災情報は、ホームページや登録制の防災情報メールなどでお知らせをいたしております。特に、避難勧告等による避難所開設などの緊急度の高い情報につきましては、これらに加え、携帯電話のエリアメールにより、登録の有無にかかわらず一斉配信を行っております。さらに、避難指示など極めて危険性が高い状況におきましては、防災行政無線、各自主防災会の連絡網、消防団、広報車両など、さまざまな手段を用いて市民の皆様に情報伝達を行います。

今後も、多様な伝達手段の検討を行い、

その時々の状況に応じまして、迅速に災害 情報を伝達するよう引き続き取り組んでま いります。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 それでは、2回目の質問を させていただきます。これからは一問一答 形式で行います。

まず、国民健康保険の問題です。国保と 略して言います。

基金を持つ理由を二つ述べられました。 一つ目は、保険料収納不足のときに備える ため。これは、6年後の統一化以降の話で す。もう一つは、6年後の統一化より前の 話。統一保険料までの間、保険料の上がり 幅を緩やかにしていく財源とするためとい うことです。

まずは、統一化前の話からお聞きをいた します。わかりやすいようにパネルをつく ってきましたので、それもご覧ください。 (グラフのパネルを示す)

折れ線グラフが大阪府の示す保険料、棒グラフが摂津市の保険料です。6年後の統一化を目指して連続値上げをすること自体が市民には納得いかないものですが、なぜこんな値上げをしなければならないのでしょうか、お答えください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 平成30年度からの新制度開始に当たりまして、大阪府の統一保険料に基づきます本市の保険料収納必要額が示された中で、仮に保険料を引き下げた場合、本来あるべき保険料との乖離が大きくなってしまいますことから、結果的にその後の保険料において大幅な引き上げが必要となってしまい、かえって被保険者の負担の急増を招くこととなります。国保制度の本来の目的であります持続可能な医療保険制度の構築を目指す上では、まずは、ある

べき保険料に向けて、できる限り緩やかな 改正となるよう、基金として黒字を活用さ せていただくものでございます。また、併 せまして、保険料の収納不足等が生じた場 合には、被保険者の方々への負担とならな いよう備えさせていただきたいと存じま す。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 あるべき保険料と言われますが、あるべき保険料という言い方をされているだけのことで、これは大阪府が示してくる保険料ということでございます。

6年も先の話なのに、今から連続値上げをしていくということは、6年後の値上げはよっぽど急激だということですね。摂津市は、急激に保険料が上がったら市民の負担が大変だからと言いますが、統一化にもなっていない状態で値上げをされるほうが負担は重くなります。これだけ負担が市民の中に増えるということです。摂津市はそう言いますけれども、市民の負担を軽くしたいと言うのならば、今、値上げをしながら基金をつくるのではなく、値下げをして市民の家計にこの上がる分を返しておいてもらうほうが本当の市民負担の軽減ではないでしょうか、お答えください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 今、パネルで示していただきましたように、大阪府のあるべき保険料と現在の摂津市の保険料には隔たりがございます。グラフに示していただきましたとおり、我々としては、段階的に緩やかに市民の負担を大阪府の示しておりますあるべき保険料に向けて少しずつ変えていくというのが、市民にとって一番市民負担が少ないのではないかと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 これだけたくさん取られた

ら、市民は余計に負担なんですよ。要する に、市民の負担を本当に軽減しようと思っ ていないということだと思います。

次に、6年後、統一化以降の保険料の収納不足を集め切れなかったときの問題についてお聞きします。これもパネルを用意しましたので、ご覧ください。

国は、国保の都道府県化に際し、各都道府県に基金をつくるように財源を措置しました。大阪府の基金には、今年度、約180億円が積まれています。どうして府に基金があるのに摂津市の基金が必要なのでしょうか、お答えください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 大阪府の基金につきまし ては、保険給付費に不足が生じた場合に、 その基金を充当させていただくことになっ ております。本市が今議会で基金条例設置 の提案をさせていただいております趣旨と しまして2点申し上げましたが、2点目の 収納不足が生じた場合につきましては、そ の分を最終的には保険料で上乗せというこ ともございます。大阪府の基金を借りまし た場合については、3年間で返還をしてい くわけでございますけれども、3年間で返 還し切れない場合については、最終的に保 険料に上乗せということが法令で書かれて おります。そこにつきましては、我々とし ては、そういうことがないように、これま でどおり保険者努力を続けてまいります が、万が一そういったことがあった場合に つきましては、この基金を活用させていた だいて、市民負担が上がらないようにさせ ていただきたいと考えております。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 保険料が集め切れず、分担 金を払い切れないときは、大阪府の基金、

ここからお金を借りることはできる。しかし、返すときには保険料に上乗せして返す。つまり、統一保険料と言いながら、借金した市の市民だけは他市より高い保険料になるということです。大阪府下統一保険料、どこへ行っても同じ保険料というスローガンは、実はまやかしだったというわけです。黒字のときには保険料引き下げは認めないのに、これは矛盾ではないでしょうか、お答えください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 先ほどもご答弁申し上げましたように、万が一赤字が出た場合には大阪府の基金から借り入れをさせていただきますけれども、それは3年間かけて返済をするということになります。その3年の間、保険者努力をもちろんさせていただきます。そういったことでもなおかつ返済できない場合につきましては、そういったことがないように最大限の努力をさせていただいて、その上でなおかつ返済せていただいて、その上でなおかつ返済し切れない場合については、この基金を活用させていただきたいと考えております。以上です。
- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 矛盾ではないとは言えないわけです。自分の市だけ国保料が高くなる、これは市は言いわけに困りますよね。より高くなった保険料は、より払えない保険料になり、収納率はさらに落ちていく。この悪循環はサラ金の仕組みに似ています。こんな悪循環に陥りたくない摂津市は、身を守るために自身の基金を持っておこうと考えているということですね。

しかし、大阪府の統一化ルールのために 180億円もの税金を投じてつくった大阪 府の基金、これは、本来、市町村が困ったときに使うという目的に使うことができない。黒字を市民に還元できず、身を守るためと市が独自の基金を持つ。これは二重基金ですよね。そして、莫大な税金、保険料は、ただただ使われず、基金として塩漬けされていくわけです。まさしく税金、保険料の無駄ではないですか。いかがでしょうか

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 先ほども基金の目的の1 番目のほうでご答弁させていただきました ように、6年間の激変緩和期間中の激変緩 和措置としての対応に使わせていただきま して、残りを万が一のために使わせていた だきたいと考えております。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 全くお答えになっていない と思います。矛盾に満ちた呪縛に苦しめら れている摂津市の国保運営、本当に部長も 大変な苦しい思いをされていることと思い ます。これは解決する方法があるんです。 それは今までどおりの運営をするというこ とです。保険料は値上げではなく値下げを し、減免制度を充実して払いやすい保険料 にする。収納率も上がります。今までどお り必要な額は一般会計から繰り入れをす る、そうすれば無駄な基金を持つ必要もあ りません。大阪府が保険料統一をみずから 崩すルールをつくっているわけですから、 一般会計繰入をやめよというルールも絶対 服従する必要はありません。統一化に法的 根拠はありませんし、全国では市町村ごと がスタンダードです。自分の市のことは市 が決めると決断することを強く求めておき ます。

次に、介護保険についてです。

第6期最後の2017年度の黒字は、第7期の計画をつくるときにはまだわかっていないから、保険料計算の中には入れていないというお話です。これを第7期の保険料引き下げに使っていたら幾らになったのか教えてください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 今回、補正で計上しております基金積立金2億9,350万5,000円の全額を仮に保険料算定に算入した場合につきましては、基準額において、一人当たり月額で約400円の引き下げとなると考えております。
- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 400円も下げることができた。今年度の値上げは基準額で330円でしたが、この値上げは要らないばかりか、値下げができたということです。

パネルを使います。ご覧ください。 (パネルを示す)

本来、介護保険は3年間を1期として保 険料を決めます。高齢者が増え、介護給付 は年々増加する見込みなので、同じ保険料 を集めると、1年目は黒字、2年目でとん とん、3年目は赤字になる計画です。介護 保険の基金は、1年目の黒字をためておい て、3年目の赤字に充てるために使うのが 本来の趣旨です。ところが、摂津市の介護 保険は3年目にも大きな黒字を出してい る。本来のあり方とは違うので、年度をま たいで出てきたこの黒字が次の保険料引き 下げにも使われていない、宙に浮いている 状態です。しかも、単年度で約3億円。そ れまでに積み上げてきた基金総額3億6, 000万円にも匹敵するような大きな黒 字、これがどうして出てきたのか、お答え ください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 平成29年度の基金積立 金が非常に大きくなった理由についてお答 え申し上げます。

第6期の介護保険事業計画におきましては、整備を計画し、必要量を見込んでおりました地域密着型サービス3種類のうち、看護小規模多機能型居宅介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について応募がなく、整備できなかったことが主な要因と考えております。これらの2種のサービスにつきましては、引き続き第7期の計画期間での整備ができますよう取り組んでまいります。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 計画していた施設整備をしなかったからその分が浮いているということは、予測ができますよね。突発的な要因が最終年度に持ち上がったわけではない。次の計画に反映できない時期になってこうして出してくるのは、黒字隠しと言われても仕方がないのではないでしょうか。さらに、第6期でしていない施設整備を第7期で行うとのことでしたが、第7期の計画にその見込み額が入っています。第6期で前取りしたお金、それがここにあるのに第7期でもう1回取る、これは二重取りではありませんか、お答えください。
- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 まず、第6期の黒字額を 第7期の保険料に算入していないというこ とにつきましては、現時点でございました ら、決算額が確定しておりますことから試 算は可能でございますけれども、第7期の 介護保険料は平成30年3月に定めており ます。この時点では平成29年度の決算額 は確定しておりませんので、基金積立金に つきましては保険料に算入いたしておりま せん。

また、第6期の施設整備につきまして、 第7期で計上しているということにつきま しては、第7期の所要額に今申し上げまし た二つの地域密着型サービス2種類を整備 する必要がございますので、計上をいたし ておるものでございます。第6期の分は不 用額になっておりますので、繰越しとはし ておりませんので、それは今回、剰余金と して一部出てきているところでございま す。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 二重取りではないという説明が全くわかりませんでした。なかったと思います。二重取りです。

今回の単年度黒字、これは大き過ぎます。市民にとって介護保険料が値上げか値 下げか、生活がかかっている問題です。会 計の方法論等でごまかすべきではありません。

確認します。2017年度の約3億円の 黒字、これは第7期の事業計画に必要な財源ではありませんね。お答えください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 第7期の保険料につきましては、まず、第7期の1年目には積立をし、2年目はほぼ同額、3年目は足りない、そういった見込みでつくっております。したがいまして、第7期の保険料の中にその額というのは、一部は入っておりますが、全部は入っておりません。約3億円につきましては今回の分には入ってございません。
- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 プランの中には入っていな いと思います。

今、いろいろと言われましたけれども、 黒字約3億円、これは宙に浮いたお金だと いうことです。それならば、年度の途中で も市民に返すべきだと思いますが、いかが でしょうか。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 先ほど来、答弁をさせていただいておりますけれども、第7期の保険料につきましては平成30年の3月に定めております。この時点では、既に基金で積み上がっておりました額につきましては、全額保険料の算定に使わせていただいておりますけれども、この時点で確定していない金額については保険料には算入しておりませんし、これはできないものと考えております。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 保険料の引き下げができないというのであれば、保険料の減免制度の拡充や利用料減免制度の新設などを行うべきです。以前、私は一般会計繰入で減免制度を改善するよう求めましたが、一般会計繰り入れはできないとのお答えでした。今回、財源が出てきました。独自の拡充をするべきではないでしょうか、お答えください。
- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 保険料の減免についての ご質問でございます。

保険料の減免につきましては、摂津市介護保険条例に定める災害等による減免と市独自の減免がございます。市独自の減免内容につきましては、世帯全員が非課税で、特に生活が困窮されており、一定の要件全てに該当する方を対象として、申請により第2段階及び第3段階に定める額を第1段階に引き下げるというものでございます。また、それ以外に利用者負担の減免もございます。

利用者負担減免につきましては、摂津市 介護保険条例施行規則に定める災害等によ る減免がございます。また、利用者負担額 が高額にならないよう、制度上、所得に応 じて負担の限度額が設けられておりますほ か、低所得の方の居住費と食費の負担軽 減、社会福祉法人等による利用者負担軽減 など国による制度もございます。介護保険 料につきましては、所得段階方式でござい まして、低所得者にも配慮した制度である と考えております。

さらに、平成27年度からは、国による消費税率改正を見越した保険料軽減策として、第1段階の保険料につきまして、基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げいたしております。

そういったこともありまして、我々としては、新たな減免の拡充ということは現在 考えておりません。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 突然3億円もの給付費不足 がこの7期に起こってくるとは考えにくい ことです。現に、摂津市の介護保険は毎年 黒字を出し、基金はこの10年間、積み上 がり続けています。一体基金が幾らあった ら安心できるんですか。この先、あるかど うかもわからない給付費不足のためという 名目で、市民から取った保険料をため込む のはやめるべきです。国保で5億円、介護 保険で3億円、取るだけ取って、使い道も なく、ずっと塩漬けにしておくなんて、こ れこそ税金、保険料の最大の無駄です。摂 津市独自の保険料減免制度は十数名しか利 用していません。利用料減免制度は摂津市 独自のものはありません。財源があるので すから、災害が起こり、市民の生活が大変 なダメージを受けている今こそ、他市の制

度も研究し、使える保険料、利用料の減免 制度に取り組んでいただくよう求めておき ます。

次に、生活保護についてです。

影響は世帯によって違うとのご答弁でしたが、総額で減額ですから、引き下げがほとんどです。しかも、今年度から3年間連続です。

では、生活保護利用者の多数を占める高齢単身者について伺います。前回の本会議では、75歳以上単身で1か月の支給額が2013年には7万5,770円だったものが、現在は7万4,630円へと1.5%、1,140円引き下がっているとのことでした。今年10月からこの世帯はどれだけ下がるのか教えてください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 今回の基準改正が特に高 齢者単身世帯に対してどのような影響を与 えるかということでございます。

まず、本市におきます平成30年7月末時点において生活保護を受給されておられる65歳以上の高齢者単身世帯は591世帯、生活保護受給世帯全体の51.5%を占めておられます。そのうち75歳以上の高齢者単身世帯の場合は、基準改定前の平成30年の4月の生活扶助額は、先ほど議員がご指摘のとおり、月額7万4,630円でございますが、この10月の基準改定による生活扶助額は7万3,390円となり、1,240円、約1.7%の引き下げとなります。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 前回、3年かけて引き下げた額1,140円を上回る1,240円を単年度で引き下げるということがわかりました。3回連続の引き下げの影響について

も教えてください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 今回の基準改正額におきます激変緩和の内容と最終的な影響額についてでございます。

平成30年10月以降の生活扶助基準の 見直しにつきましては、生活保護受給世帯 への激変緩和措置といたしまして、3年か けて段階的に基準額を改定することとされ ておりまして、平成30年10月、平成3 1年10月、平成32年10月の3段階で 実施されるところでございます。これまで 中学生に支給しておりました児童養育加算 を高校生まで給付範囲を広げたり、教育扶 助及び高等学校等就学費を拡充する一方 で、多人数世帯や都市部の高齢者単身世帯 等への減額影響が大きくならないよう、 個々の世帯での生活扶助本体や母子加算等 の合計の減額幅を見直し前の基準から5% 以内に調整を図る経過的加算を設けるなど の激変緩和を講じるものでございます。

なお、基準見直し2年目及び3年目以降の基準額については、今後の社会経済情勢等の変化により適宜見直される可能性がございますが、最終3年目の75歳高齢者単身世帯の方の生活扶助額は月額7万900円となり、平成30年4月の生活扶助額7万4,630円と比較いたしますと3,730円、約5%の引き下げとなる見込みとなってございます。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 2020年には現在より 3,730円も引き下がる。前回の引き下 げ前、2013年と比べれば、7万5,7 70円だった支給額が7万900円に、約 5,000円も下がるという大改悪です。 生存権を壊すものだと訴訟も起きていま

す。生活保護基準の改悪は、他の社会保障 制度にも大きな影響を及ぼします。国に対 して引き下げをやめるよう強く要請してい ただくことを求めておきます。

そして、厳しい生活を強いられる利用者の方に心を寄せて、生活保護の活用できる制度をしっかり伝え、生活を守る援助をしていただきたいと思います。例えば、医療機関を受診するときにかかる交通費、通院移送費といいますが、これが支給されるものであることを知らない利用者の方が多くいます。この制度について説明をしてください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 通院移送費給付の制度の 周知ということでございます。

通院移送費の給付につきましては、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて、経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって受診される者に対し、医療扶助から給付されるものでございます。給付に当たりましては、その内容の確認と、原則として事前の申請や領収書等の提出などが必要であることから、生活保護開始時に、生活保護のしおりに基づき給付手続きの説明を行い、また、ケースワーカーが家庭訪問時において随時給付手続きの周知を行っているところでございます。

周知方法につきましては、他市の生活保護のしおり等を参考に、よりわかりやすい内容に改良していくと同時に、ケースワーカーのほうから積極的に通院移送費の必要性について確認するよう努めてまいります。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 周知を図るとのご答弁でした。通院のための交通費を節約し、受診抑

制をすれば、病気が悪化し、医療費がかさむことにもなります。厚生労働省は、通院移送費の周知を図るよう通知を出しています。ケースワーカーに病院への交通費のことを言うと、それくらいのお金もないのと言われたと以前聞いたことがありますが、そういうことがないよう親身な対応をお願いたします。

前回の本会議で、住宅扶助の限度額が下がり、引越しできず、生活費に食い込んでいる方について質問しました。その後の状況はいかがでしょうか、教えてください。

- ○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 本市におけます平成27 年7月実施の住宅扶助基準見直しの影響と 経過措置の適用状況についてのご質問にお 答えいたします。

まず、現時点における住宅扶助基準の見直しの影響についてでございますが、単身世帯の住宅扶助限度額が4万2,000円から3万9,000円に引き下げられたことに伴いまして、住宅扶助基準見直し前から生活保護を受給している世帯のうち、実家賃が見直し後の限度額を超えた世帯は、平成30年3月末時点では234世帯でございましたが、平成30年8月末時点では210世帯となっております。そのうち単身世帯は177世帯から159世帯となっており、また、75歳以上の単身世帯数は61世帯から53世帯となっております。

また、本市におけます住宅扶助経過措置 適用状況でございますが、現時点におきま しても経過措置適用に至ったケースはござ いません。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 生活扶助の引き下げで約 5,000円、家賃の食い込み分で3,0

00円、最低限度と言われる生活費が月額 8,000円も少なくなる。6万円台の生 活費では本当にやっていけません。再度見 直しをかけて、家賃が生活費に食い込んで いる世帯には、経過措置の適用もしっかり 行って、利用者の生活を守るよう求めてお きます。

次に、災害時の問題についてです。

市民からは情報が伝わってこないという お声をたくさん聞いています。特に避難所 の問題では、自主避難しようと思っても、 どこの避難所があいているのかわからない と言われます。自主避難所、また、指定避 難所というものもあると思いますが、どの ようになっているのか教えてください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 現在、本市には28か所の 指定避難所がございます。それに対しまし て、自主避難所は、災害対策基本法に基づ く指定避難所とは異なり、避難勧告、避難 指示を行っていない時期におきまして、自 宅での待機に不安を持たれる市民の方から 要望がある場合に、指定避難所の何か所か を一時的に開所するものでございます。自 主避難所の開所に当たりましては、想定さ れる災害の規模、また、市民の皆様からの お問い合わせ等の状況を考慮した上で総合 的に決定をいたしております。
- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 今回、地震や台風が起こり ましたけれども、そのときどういう対応だ ったのでしょうか、教えてください。
- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 震災時には市内で28か所 の指定避難所を開設いたしましたが、今回 の台風21号では、自主避難所として、当 初、コミュニティプラザ、安威川公民館、 別府コミュニティセンター、それと新鳥飼

公民館の4か所を開設いたしまして、その 後、状況を見定める中で、鳥飼小学校と第 五中学校の2か所を追加開所いたしまし た。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 そういう情報について、全 市民にとはなかなか難しいですけれども、 避難所の開設などの情報を地域の自治会長 などにお伝えしているのでしょうか、お答 えください。
- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 避難所の開設状況につきましては、市のホームページ等で周知をいたしております。個別に自治会長への連絡は行っておりません。
- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 この地域防災計画の中にも自治会長等への連絡ということが書かれているんですが、今のお話では、ホームページに掲載することで、自治会長への連絡もしたことにしているということでしょうか。しかし、なかなか自治会長は、こうに報を一々ホームページで見ている余裕はないのではないかと思います。今回、避難準備情報のエリアメールが流されました。そのとき、地域の自治会長は、周りの地域がどういう状況になっているのか、そういうことも自分の足で歩いて外へ出て見ておられました。家でじっとホームページを見る、そういうことはなかなかできない場合もあります。

避難準備情報とは、摂津市地域防災計画によると、要援護者は避難行動開始、要支援者は支援行動開始とされています。避難所開設の情報がなければ、自治会長たち支援者も支援行動が開始できません。その他のときも、情報を自治会長などへ伝えることは、地域の防災力を高める大きな力にな

るのではないでしょうか。いかがでしょう か。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 地元自治会への避難所開設 の状況の連絡方法につきましては、再度検 討をしてまいりますけれども、併せて、市 のホームページやNHKテレビの防災・生 活情報を活用した避難所開設情報の入手方 法につきましても、自主防災訓練や、ま た、出前講座等の場におきまして周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 再度検討するというお答えをいただきました。茨木市ではファクスなども自治会長たちへの連絡に使われているそうです。いろんなやり方があると思います。ホームページだけではなく、伝える方法をぜひ工夫していただいてご検討いただくように求めておきます。

備蓄品について。前回の議会では、大阪府の基準は満たしているとのことでしたが、災害も経験して、現在の備蓄品で十分だとお考えでしょうか。また、保管場所についても教えてください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 本市では、大阪府の地域防災計画及び大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針についてに基づきまして、大規模災害に備えて、アルファ化米、高齢者用食、毛布、おむつ、トイレットペーパー、生理用品、簡易トイレなどを各小学校・公共施設等に備蓄いたしております。しかしながら、災害発生当初は、周辺の道路の閉塞等によりまして救援物資が避難所に届かないことも一定想定されます。このため、市民の皆様には、最低1週間分の飲食物につきまして、家庭や事業所

内で備蓄に努めていただくよう、引き続き お願いをしてまいりたいと考えておりま す。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 先ほどのエリアメールのと きですけれども、別府コミュニティセンタ ーに私も行っておりました。ここに自主避 難する人が集まったときに、毛布がないと いうことで、味生体育館まで職員が取りに 行くということになりました。それぞれの 避難所に必要なものをしっかり準備して置 いておくことが大切ではないでしょうか。 大きいペットボトルでお水も別府コミュニ ティセンターに用意されていたんですけれ ども、それを飲みたいと思っても紙コップ がない、そういう状態もございました。い ろいろ細かいことかもしれませんけれど も、実際にそういうことが起きたときを想 定して、今から対応を考えていただいてお くようにお願いしたいと思います。府の基 準だけではなく、今回の経験を生かして、 備蓄品、それから防災資機材も再検討を求 めておきます。

ブルーシートについての備蓄についてですけれども、これは南野議員が先にご質問されて、これから検討するというお答えでしたので、私からもぜひよろしくお願いいたします。

今回、台風での停電が摂津市でも各所に起こりました。長引いた地域もありましたけれども、停電のもとで、自主避難したいという市民の求めに応じず、避難所を開設しなかったと聞きましたが、開設すべきではなかったでしょうか、お答えください。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 自主避難所は、差し迫った 危険から一時的に身を守るための施設でご ざいます。したがって、今回の台風では、

各警報が全て解除されている夕刻でございました。その際に閉鎖の準備を始めさせていただいたところでございます。自主避難所をたくさん開設というご要望はございますけれども、あくまでも避難勧告ですとか避難指示が出ていない状況の中で自主避難所を多数あけるということにつきましては、一定職員の配置もございますのでは、一定職員の配置もございますので間がかかります。また、緊急が差し迫っているかどうかの判断も必要でございますので、ここは慎重に取り扱っているところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 多数あけてほしいと言っているわけではございません。市民が停電の中で避難所をあけてほしいと訴えたのは、これはやっぱり切実な思いであります。その市民の生活、市民の状況、これを想像する力が欠けているのではないかと思われます。停電によってクーラーがとまり、冷蔵庫が機能を失い、断水したお宅もあります。高齢者が熱中症になっても電話もつながらない。避難所に身を寄せたい、それは命の危険を感じるからです。

他市での対応を調べてみました。箕面 市、豊中市、高槻市、茨木市は、暴風警報 解除後も引き続き避難所をあけていたか、 もしくは、停電の影響が大きいと見て、一 旦閉めた避難所を再開しました。吹田市と 池田市は、避難所としては開設していませ んが、公民館などで自主避難してきた人に 個別対応する体制をとっていました。箕面 市は、箕面市市民安全ツイッターで、市内 の一部地域で停電が続いているので、9月 5日、一部の避難所を開設します、不安な 方は避難できます、避難所では給水、充電 ができます、水を入れる容器や充電器、電 源タップを持参してくださいと呼びかけ、 その後も情報を随時ツイッターで流したと のことです。茨木市は、停電はライフライ ンにかかわることなので避難所をあけます との見解だそうです。北摂7市の中で、市 民の自主避難を断り、1か所も避難所をあ けなかったのは摂津市ただ一つです。

もう一度お聞きします。台風後の停電 時、市民からの要望を受けても避難所を開 設しなかったことは果たしてよかったので しょうか。今後もそういう硬直した災害対 応をするおつもりなのか、再度ご答弁くだ さい。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 避難所の開設に当たりましては、先ほども答弁申し上げたとおり、勧告でありますとか指示が出た場合は即座にあけます。しかし、自主避難に関しましては、その危険の度合い、また、場所の配置状況を見まして、ご希望されるところではなくても、ご近所の公民館であります。プラ等をご紹介申し上げて、そちらのは、先ほど申しました別府コミセン、のほうで避難していただくように、一定数、この4件というのは、我々が今まで経験で開設をさせていただいた一時自主避難所でございます。ですから、これを主体的に使っていただきたいということでございます。

また、夜間、快適性を求めて、そのまま 避難所として使わせていただきたいという ご要望もございましたけれども、その時間 帯もございましょうが、警報等が解除され た時点、危険のない状態が確認された時点 で閉鎖をさせていただくという方針には変 わりはございません。ただ、今、断ったと いうようなご質問がございましたけども、 我々は断ったということの認識はいたして おりませんで、どうぞ避難所の役割を十分 ご理解くださいということでご説明をさせていただいたところですし、安全が確認されたという段階で避難所を閉鎖するということには変わりはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 快適性を求めるとおっしゃ いました。快適性を求めて市民が避難所を あけろと言ったというご認識ですか。違い ますよ。先ほどから言っているように、命 にかかわる危険を感じているから避難所を あけてほしいと市民は言っているんです。 北摂7市の中で6市はそれに対してきちっ とした対応をしているのに、摂津市だけで すよ。別府コミュニティセンターがもしあ いているというんだったら、そう伝えれば よかったじゃないですか。ご理解ください って、理解できない話だから今ここの議会 で言っているんです。そのときに断っただ けではなく、これからもそういうことはし ないということを今ここで言われたという ことですね。これは大きな問題です。

総務部長はそのようにお答えです。しかし、私は、市の職員の皆さんが全員そう思っているわけではないということは理解しています。停電の続く9月5日、ある有料老人ホームが、クーラーもとまり、入所者の安全を守れないと市に助けを求めてきたときに、連絡を受けた政策推進課と保健福祉課が連携をして、市内の他の老人施設などに受け入れ先を整えてくれた、こういう話を聞きました。本当にありがたかったと伝えてほしいと市民から頼まれています。これは命にかかわる問題だと両課が奔走してくれたのではないでしょうか。

今回の停電は命にかかわる問題だという 認識を持たなくてはいけなかった、この反 省ができなければ今後につながりません。 災害時のかなめとなる防災管財課こそがそ の認識をしっかり持ってほしいんです。検 証会議でご議論ください。

台風による停電で、マンションなどでは 断水したところも多くありました。豊中市 では、応急給水栓という機材を消防栓に設 置し、水道水を供給したそうです。摂津市 にも応急給水栓はあると聞きました。今 回、使わなかったそうですが、今後の対応 はどうするおつもりでしょうか、お答えく ださい。

- ○藤浦雅彦議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 昨今の災害におきまし ては、さまざまな多様な状況が発生いたし ております。先ほど、豊中市の話がありま したけれども、それについては私どもも承 知いたしております。私どもでも、応急給 水栓を消火栓につないで、蛇口が四つつい ておるんですけれども、これを七つほど所 有しております。今回につきましては、マ ンションの受水槽から上に上げるポンプが 停電で動かなかったということで、私ども も関西電力にこれはいつ復旧するんだとい うことを問い合わせても、全く連絡がつか なかった状況はご承知のとおりかと思いま す。そのような状況の中で、今後につきま しては、市内全域で断水したというもので はございませんけれども、通常の直圧給水 のところ、ここについては問題なく水の供 給はできておったとは思いますけれども、 先ほどご指摘の集合住宅、そして、受水槽 から二次的に自前のポンプで上げていると ころにつきましては、今後の停電の状況次 第にもよりますけれども、その辺をしっか りと見きわめた上で、他市の事例も参考に しながら、水道事業で有する応急給水栓、 それから給水タンク車等々も含めまして、 有効に利用していく方向で考えていきた

い、このように考えております。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 ありがとうございます。ぜ ひ今後ご検討ください。

大阪では今回が初めての災害対応でした。完璧でなかったことは仕方がありません。私たちも、職員の皆さんが寝食を置いて献身的に災害対応に取り組んでくださったことは十分理解しています。議会で問題点を指摘するのは、次なる災害によりよい対応ができるように一緒に考えていきたいからです。それは、マニュアルどおりにやれたかどうかだけではなく、市民や議員からの声、他市の事例なども入れて、変更すべきならマニュアルも変える、こういう柔軟性が必要なのではないでしょうか。

最後に、市長に、ただいま総務部長のご 答弁がありました。この問題について、こ れからもこれでいいのか、お聞かせいただ きたいと思います。お答えください。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 増永議員の質問にお答えをいた します。

災害についての質問は、先日から何度も 出ておりますので、その内容については触 れませんけれども、今ご指摘のあった中 で、近隣各市等の、ああやった、こうやっ たという話が出ておりました。ご指摘の点 はしっかりと受けとめていきたいと思いま す。

その中で、こんな手紙をいただいたことがあったこともお伝えをしておきたいと思うんですけれども、三宅スポーツセンターの地区の体育館だと思うんですが、そこに避難された方からお手紙をいただきました。どこへ避難したらいいかわからないので、そこへ行ったと。旧三宅小学校だったんでしょうね。行ったら、私、実は市民と

違いますと言いましたと。ほんなら、職員が、いや、もうそんなどこの市民であろうと関係ないですから、すぐ入ってくださいと言って毛布を渡していただいたと。うれしかったと。その続きがございまして、の日、自分の市に帰って、その近くの学ができなかったと。摂津市の職員、一生懸命やっていただいてありがとうございますが、そういの地域かおわかりだと思いますが、そういっただれの担当の職員は職員で、一生懸命何とかせないかんということで頑張っておるということもご承知いただきたい。

そんな中で、ご指摘のような点があると するならば、しっかりと検証をして今後に 生かしたいと思いますので、ご理解をいた だきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 増永議員。
- ○増永和起議員 私たちも、摂津市が全て劣 っているとか、そんなことは思っておりま せん。摂津市の事例を他市が学ぶようなこ ともたくさんあるのではないかと思いま す。本当に職員の皆さんが、この災害のと きに、寝ることもできない、食べることも できない、そういう自分のことは横に置い て一生懸命頑張ってくださったことを十分 理解しております。だからこそ大変残念な んです。これから検証を行われるというこ とですけれども、今、市長は検証しますと いうことをおっしゃっていただきました。 市民の暮らし、市民の困難、市民の命に寄 り添った検証をぜひ行っていただき、マニ ュアルどおりで済ますということのないよ うにお願い申し上げまして私の質問を終了 させていただきます。
- ○藤浦雅彦議長 増永議員の質問が終わりま

した。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、学童保育室の民間委託についてですけれども、これも多くの議員が質問をされております。平成30年4月には鳥飼東小学校、鳥飼小学校、三宅柳田小学校の3校が民間委託をという流れで進めておられますけれども、学童保育事業の業種別の運営主体など、全国的な運営状況はどういう形になっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、空き家対策の進捗状況でござい ます。

これは、長年、もう約10年ほど前から、相続放棄の空き家不動産について、私はずっと質問をさせていただいております。なかなか解決に至っておりません。平成28年度、平成29年度の2年間において、庁内調整会議において検討を進められてという流れになって今がございます。現在の空き家の実態調査、苦情件数及び解決状況についてお聞かせをいただきたいと思います

続いて、大阪北部地震、台風21号における対応についてですけれども、このたびの大阪北部地震、台風21号におきまして、市民の皆様は大変大きな被害をお受けになられました。心からお見舞いを申し上げたいと思います。

大阪北部地震のときに、市民からさまざまな相談、要望等があったと思いますけれども、どのような問い合わせが多かったのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いし

ます。次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 学童保育事業の全国 的な運営状況についてのご質問にお答えい たします。

平成29年5月1日現在の状況でございますが、登録児童数は117万1,162人、前年度比で7万8,077人の増となっております。学童保育室数は2万4,573か所で、前年度比954か所の増となっており、登録児童数とともに年々増加傾向にあります。

設置運営主体は、公立公営が35%、公立民営が46%、民立民営が19%で、対前年度比では、公立公営が2%減、公立民営と民立民営がそれぞれ1%増となっており、公立公営の割合が低くなり、公立民営と民立民営の割合が高くなってきております。

また、公立公営以外の学童保育室の運営 主体の業種は、保護者会や運営委員会が運 営主体となっているものが32.2%、社 会福祉法人が31.6%、NPO法人が1 3.9%と全体の8割近くを占めており、 対前年度比では、保護者会や運営委員会が 2.0%減、社会福祉法人が0.2%の 減、NPO法人が0.6%増となっており、増加割合で一番高い業種は株式会社 で、0.9%増となっております。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 空き家対策の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

市内の空き家の状況につきましては、昨年度より調査を実施しており、空き家と推定された建物が3,270軒ありましたが、賃貸住宅などを除くと923軒となり、さらに、空家等対策の措置に関する特

別措置法の対象とならない一部空き家の長屋住宅などを除いた長期間居住実態のない空き家等は358軒となっております。今年度は、2次調査として、この空き家等の358軒の現場を確認し、特定空き家等とすべき対象の抽出を行っているところであります。

次に、自治振興課へ寄せられました空き 家に関する苦情の通報件数は123件あり、85件は解決をされておりますが、3 8件は現在も未解決となっております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 大阪北部地震、台風21号 における市民相談・要望の内容につきまし てのご質問にお答えをいたします。

今回の地震では、発生後、間もなく、市 民の皆様から電話が殺到いたしました。多 くの職員がその対応に追われたところでご ざいます。具体的には、「近隣で屋根瓦が 落ちそうな建物があり非常に危険です」、 また、「自宅の屋根や塀が崩れた、瓦やブ ロックなどをどのように処分すればいいの か」などのご連絡、お問い合わせが非常に 多くございました。その後、数日間は、 「ブルーシートの配給、支給をしてほし い」ですとか、また、鶴野地区の皆様から は、「ガスの復旧はいつごろになるのか」 との問い合わせも多く寄せられました。そ して、1週間近くたちますと、罹災証明の 発行手続きについてのお問い合わせが多く なってまいりました。寄せられる市民の皆 様のお声は、時間とともに変遷していった ところでございます。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、2回目から一問一 答でお願いをいたしたいと思います。

学童保育室の民間委託についてですけれ

ども、摂津市学童保育連絡協議会の本部役 員一同ということで、緊急ということで、 学童保育事業における民間委託についての 署名のお願いという要望書を上げておられ ると思いますけれども、その中に、私たち 協議会本部役員といたしましても、民間委 託について必ずしも反対しているわけでは ありませんが、これは8月でされていまし たから、現在、8月半ばにも差しかかろう としている時期であり、民間委託開始の予 定までの期間があまりにも短く、急過ぎる と考え、学童保育室の民間委託化につい て、保護者に対する説明とご理解を十分に 得ないまま一方的に進めないことについて 市に要望を出したいと思いますということ であります。この一方的に進めないでほし いという声でありますけれども、市の見解 についてお聞かせをいただきたいと思いま す。

- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 子ども・子育て会議 からの意見書には、委託に当たっての留意 事項の一つに、委託を実施する学童保育室 の保護者に対して誠意ある説明をし、理解 が得られるよう努めることとございます。 この留意事項に基づき、保護者説明会において、市の方針をご説明し、その内容に対してのご理解を得ること、保護者の方の不 安を少しでも取り除けるよう努めてまいったところであり、今後も引き続きご理解を 得られるよう努めてまいります。
- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、保護者説明会や子 ども・子育て会議の中で、受託事業者、つ まり受けられる事業者に対してのご意見な どはどんなことがあったのか、お聞かせを いただきたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

- ○小林次世代育成部長 子ども・子育て会議 の中では、一委員のご意見として、民間委 託導入に当たっては、地域に根差した社会 福祉法人や学校法人などがいいのではない か、また、保護者の方からは、委託に対す る不安の声や、社会福祉法人なら安心感が あるなどといった応募事業者に対するご意 見もございました。
- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 今後、学童保育室の保護者の ニーズというのはますます増えてくるだろ うと思いますし、それに応えるためには、 人材の確保のみならず、実施場所の確保も 必要になると思いますけれども、この点を 今後どのように考えておられるのか、お聞 かせをいただきたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 今後の学童保育事業 につきましては、少子・高齢化時代の中 で、今後の学童保育に対する需要を見きわ め、さらに、保護者の方からのニーズに応 えられるよう、最適な環境整備が必要にな ってまいります。例えば、高学年の受け入 れを検討する場合、学校の空き教室の利用 や、学校敷地内での学童保育室の増設な ど、さまざまな手法を研究する必要がある と考えております。
- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 先日、資料をいただきまして、各小学校の学童保育室に入室をされている児童の数ですけれども、鳥飼小学校は28名、三宅柳田小学校は94名ということです。ここで見ますと、摂津小学校が175名と、本当に多くの児童が入室をされておられ、そして、1年、2年、3年で低学年ですから、4年、5年、6年の高学年も学童保育室ということになってくると、単純に計算しま

すと倍ということになってきますよね。で すから、300人、400人という人数に もなりかねないということです。この点を どう考えていくのか。

そして、私は、この学童保育室の民営化 というよりも、民間保育所において自主事 業でしている、学童保育室に当たらない、 そこがこの中にはカウントをされていない わけです。実際、放課後に、小学校ではな くて、小学校以外でどこかの民間の施設に 預かっていただいているという人数からす ると、これはもっともっと多いわけです。 やっぱしその点の整理もしていかなければ ならないと思いますし、私はもうずっと言 っていますけれども、そこに対しての補助 とかを今後どうしていくのか、そういう部 分も必要でしょうし、例えば、小学校でや っている学童保育室、それと、その正門の 目の前にある民間の保育所が自主事業で行 っておるところとが重なると、要するに、 放課後、児童を預かっていただく場所が2 か所できるわけですから、そこの整理をど うしていくのかとか、そういう部分もやっ ぱり考えていかなければならないと思いま す。公立がして、それで民間の保育所が両 方行っているということは、これは、どう なんでしょうね、一種の費用からすると、 そこを集約できるのであればという考えも あるとは思いますので、その点もぜひとも 検討を考えていただきたいと思いますの で、多くの保護者の方が学童保育室の民営 化に対してもっと丁寧な説明をということ でありますから、その点は、保護者の意見 を尊重していただいて、小学校の統廃合も いろいろ今までありました。説明会で地域 の声、保護者の声をなかなか聞いていただ けないという声も説明会で出たり、もしく は、この議会の中で出ていたと思います。

だから、そういうことがないように丁寧に 進めていただきたいと思いますので、よろ しくお願いします。

続きまして、空き家対策の進捗状況についてですけれども、庁内の調整会議におきまして、空き家が減少しているということの答弁ではあります。現在、未解決になっている主な理由というのはどういう理由があるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 苦情への対応といたしましては、所有者に改善を図ってもらう必要がありますことから、自治振興課におきを発して、所有者に対し、改善依頼の文書を発送するなど、所有者との話し合いに努めているところでございます。また、所有者がいるところでございます。また、所有者に対しましても、税務情報などを活用し、連絡がとれるよう取り組んでいるところであります。苦情対応につきましては、所有者と話し合うことで多くが解決できている状況であります。
- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 私も、これもずっと以前から 質問させていただいていて、所有者の特 定、そこを重点に力を注いでいくべきだと いうことで質問をさせていただいておりま す。そして、相続が長引けば長引くほど解 決に時間がかかるわけでありますけれど も、その点はどのように考えておられるの か、お聞かせをいただきたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 建設部長。
- ○土井建設部長 所有者の特定につきまして は、国におきましても、ようやく登記の義 務化などの動きが見えてきたところであり

ます。所有者の特定問題は、空き家対策だけでなく、公共事業での用地買収など、いるいろな状況で必要となる非常に重要な問題であると認識しております。

所有者の特定の取り決めに対しましては、今後とも国などの動向を注視するとともに、専門家による支援も検討するなど、市全体として対応を検討する必要があるものと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 所有者の特定ということはさまざまなところで必要であるということでありますけれども、そうしますと、土地とか家屋などの固定資産税についてですけれども、この点は、本来は課税があって納税があるということでありますけれども、所有者の特定というのは、現在としては100%できている状態なのか、お聞かせをいただきたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 100%できているかといいますと、決して100%になっておりませんけれども、それに近付けておるところでございます。課税担当といたしましては、漏れなく適正な課税を目指しておるところでございます。
- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 空き家の所有者と固定資産税 の所有者、そこはやっぱしリンクをしてい かなければならないと思います。固定資産 税の部分の特定ができないということは、 結局、空き家でも特定できないということ になろうかと思います。

私は、庁内でそこの特定をしていこうということであると、今、担当は建設部ですけれども、そしたら建設部が特定をできるのか、それとまた、ここを解決していくのかというと、なかなか厳しい部分があろう

かと思います。そこは、やっぱし専門的に そういう特定とか空き家を解消していく部 署が必要ではないかと思うんですけれど も、その点の考えをお聞かせいただけます か。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 特に相続税等の問題が発生 した場合につきましての所有者特定という のが一番問題かと思っておりまして、市内 に居住される所有者の方が死亡された場合 におきましては、死亡届を提出された届出 人の方に対して相続人代表者指定届を送付 いたしまして、相続人代表者に指定された 方に次年度以降の固定資産税の納税通知書 を送達しているところでございます。

なお、相続人代表者指定届の提出がない 場合につきましては、死亡届を提出された 方を現に所有する者として課税を行ってお ります。

また、一方で、市外に居住される所有者につきましては、死亡の事実が把握しづらい状況でございますけれども、死亡が判明した場合には、速やかに相続人調査等を実施いたしまして、相続人に対して納税通知書を速やかに送達するという方針で今取り組んでおりまして、まず税の中でできることを行って、長期間接触がないとか、過去にそういう接触ができなかった方が今まで空き家の分で残っているわけですけども、空き家の分で残っているわけですけども、今後につきましては、こういった対応を速やかにして、また、庁内連携を図りながら、それぞれの専門性を生かして取り組んでまいりたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 市としても専門的に取り組ん でいくという、そこの答弁がなかったんで すが、そこは、市長にそういう考えがない のか、お聞かせをいただきたいと思いま

す。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 森西議員の質問にお答えをいた します。

空き家問題につきましては、今日までい ろいろと何度もご指摘をいただいたところ でございます。

さまざまな議会からのご意見、市民の皆 さんからの要望等々を受けながら、空家等 対策庁内調整会議を設置することになりま した。一つの課で対応するのではなく、多 岐にわたっておりますので、各関係部署が 寄って空家等対策庁内調整会議というのを つくっておる、それほどに非常に複雑な問 題でございます。今、話がありましたよう に、2年かかって、やっと358軒の特定 空き家の対象まで絞り込めたところでござ います。これを、これからまた、A、B、 Cではありませんけれども、それぞれの頻 度に合わせて細かく調整し、最終的に特定 空き家に指定するといいますか、それに今 やっとこぎつけたというところでございま す。

ご案内のとおり、この問題は、摂津市の みならず、これも今の日本社会の一つの課題というか、ある意味では、またこれも言葉はよくないですけれども、社会の病みたいな問題になってしまっております。個人情報の問題、財産権の問題、プライバシーや税金の問題等々、いろんな難しい法律といいますか、ハードルがあります。国のほうでも、超法規的な措置で、各自治体に、強権とは言いませんけれども、一定の行けれども、まだまだ見えてもいったとで今検討さるようですけれども、まだまだ見えそうで見えてこない。我々としましては、もそういった法律、ある程度権限ができるような制度ができたら、即対応できるような制度ができた。 うにしっかりと備えをしておかないかんと 思っています。

そこで、今、専門官的な設置はどうかというお話でございます。今の空家等対策庁内調整会議を進めていく中で、摂津市には総括参与制度というのもございます。そういう意味から含めまして、今後、さらに進める上において、その必要性があるのかないのか、そのことについてもまた一歩進めたいと思います。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 なかなか法律上難しいという 部分もあろうかと思いますけれども、国が ということではなくて、摂津市の中ででき ることはしていくということで、その点は、国の法律、制度が変わるとか、そういうことをしないと難しいというのであれば、なかなか前に進まないわけですから、 摂津市は摂津市の中で解決をしていくという形をとっていただきたいと思います。

それと、やはり所有者確定で戸籍を調べていくということでありますと、戸籍の廃棄処分とか、住基の保存年限とか、そういう問題もございます。前にも言うてますけれども、廃棄されると調べようがなくなってしまいますから、そうならないように早く手を打たなければならないと思います。

以前にも質問させていただいて、話をさせていただきましたけれども、未然に寄附をいただいて、そして、建物ならば解体をして競売にかけていくという形も考えていただく、そして、行政代執行ということも考えていく、そういうことも市として取り組みを考えていただきたいと思います。時がたてばたつほど、これは解決が難しくなっていきますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

続いて、大阪北部地震、台風21号における対応についてですけれども、大阪北部地震の震災で、市民の声というのが台風21号にどのように生かされたのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 台風21号の災害対応につきましては、今回の震災でいただいた、先ほどご紹介いたしました市民の皆様の声を生かして、罹災証明の受付ですとかブルーシートの配布、また、環境センターでの瓦れきの受け入れ等々、迅速に取り組むことが一定できたのではないかと考えております。
- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 ブルーシートの件ですけれど も、一定対応できたのではないかというこ とでありますけれども、台風21号におい てのブルーシートの配布をされる前日の夕 方に、地区振興委員のところに連絡をされ ています。これは、紙一枚で、ブルーシー トが次の日の朝10時から摂津市内の3か 所で配布をされますということです。各自 治会はそこから対応されているわけです。 回覧を回されているところは当然間に合い ません。回覧で間に合わないということで あれば、自治会のほうでおのおのコピーを 刷られて、一枚、市のほうから来ているも ののコピーを刷って各家に配布されていた り、もしくは、もう時間が間に合わないか らコピーもできない、そういうことであれ ば、もう回すこと自身もやめようという自 治会も実際にはあるというのは聞いており

当日は雨だったと思います。雨漏りの被 害が出ないために速やかにブルーシートを ということだったと思いますけれども、も う既に雨は降っておって、天気予報からし ますと、もうブルーシートの配布のときに 雨は降るという天気予報でした。それであ れば、なぜそういうことがわかりながら、 例えば、自治会のほうが実際に回って市民 に連絡がつくような、ブルーシートの配布 をしますよということがみんなにわかるよ うな時間を考えて配布しなかったのか、私 はブルーシートの配布においてはそう思っ ているんですけれども、市民への緊急情報 の伝達は本当に大切だと私は思っていま す。市の全ての媒体を活用したとは私は思 えなくて、こちらの答弁でも、ホームペー ジでとか、そういう答弁はいただくんです けれども、現状の取り組みと改善点、その 点はどういうものがあるのか、お聞かせを いただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 危険が迫る中で、緊急情報 の伝達に求められておりますのは迅速性と 正確性でございます。平常時では、市から 市民の皆様へ、情報発信ツールといたしま して、広報誌、広報板、広報車両などの巡 回がございますけれども、緊急時には、ホームページ、エリアメール、地上波デジタル放送のDボタン、防災行政無線など、迅速かつ広範囲に情報伝達が可能な手段でお 伝えをしておるところでございます。

しかしながら、これらの手段を駆使いた しましても、全ての市民の皆様に災害情報 をお届けすることは容易ではございませ ん。地域内での情報共有やご近所同士のお 声かけも重要な情報伝達であると考えてお ります。

また、近隣では、SNSによります情報 発信を導入するなどのツールの拡充に取り 組む市もございますけれども、本市におき ましては、より多くの市民の皆様に災害情 報を迅速かつ正確にお届けできる手段につ いて、さらに研究を深めてまいりたいと存じます。

それと、先ほどのご質問の中で、ブルー シートの配布がもう少し時間的余裕があっ たらということがございました。ここにつ いては1点だけ申し上げたいんですが、当 日は何とか天気はもちまして、翌日から雨 という確実な情報というか、天気予報がご ざいましたので、我々としては1日しか余 裕がない、また、今回は多数というか、前 回の反省を踏まえて2,000枚という数 を調達することが何とか前日にできました ものですから、早く雨の降る前にお届けし たいということで、1日の猶予しかござい ませんでした。そこで、今までの地区振興 委員のご協力、また、消防団員へのお声か け、メール通信ですとか、考えられる方法 で周知を図らせていただいたところです が、やはりきょうのあしたということで、 情報が行き届くまでには至らずに、大変申 しわけないことをしたと思っておりますけ ども、1日かかって何とか配り終えたとい うことで、何とか我々としても、今持てる 情報を使ってのお知らせということでご理 解を頂戴したいところでございます。この 件につきましては、地区振興委員の皆様に は大変ご迷惑をおかけしたと反省いたして おります。よろしくお願いします。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 ブルーシートの件でもそうですけども、早急に情報を伝えるというのはなかなか難しいとは思います。ただ、それよりも、例えば、実際に今地震が、台風がといったときに、避難所の開設は今どうするのか、現状はどうであるのか、まちはどうであるかということをするには、やはり市としてはありとあらゆる手段を使うべきだと思います。広報がなかなかできていな

かったということもありますし、広報、自 治会、広報車でもってとか、防災無線、防 災スピーカーでとか、メール、地上波デジ タル放送のDボタン、SNSということで ありますけれども、自分からその情報を取 りに行くのではなくて、やはり市として は、その情報が取りに行かなくても市民の 方に入っていく、そういう形をとらなけれ ばならないと思います。空白のところをど うするのかというところが大事だと思いま す。それは要望としたいと思います。ぜひ とも考えていただきたいと思います。

それと、やっぱし緊急のときには指令が 必要です。若いときから厳しい環境、そし て、指令・命令の系統で切磋琢磨してい る、そういう身体にしみついた人材が災害 時には指令を担うべきだと思っております けれども、その点はどのように考えている のか、お聞かせいただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 災害時に市民の皆様の生命 を守ることを最優先に考えておりまして、 即座に的確な判断を下すことが非常に重要 になってまいります。

議員のご提案の司令塔役につきまして も、我々としましては、今ある体制の中 で、それぞれが役割、任務をしっかり確認 し、即座に行動に移し、初動の体制をつっ っとが何よりも大切でございます。です から、指導役を置いて、指揮命令の1課の もとにやるべきところ、これは災害対策本 部長であります市長が担い、また、副本部 長である副市長が補佐するという形はこの ままで統一をさせていただきながら、我 を 事長級の職員がしっかりと所管の 班をまとめることがまず何より最 優先ではないかと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 そしたら私が緊急のときに指示を出せというとなかなか難しい部分があるので、やっぱり若いときからそれに長けて訓練されている人物が必要ではないかと思うんですけども、その点、市長、お聞かせいただけますか。
- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 再度の質問にお答えをいたしま す。

専門官を置いたらどうやというお話ではな いかと思います。災害救助法の中には、いろ んな義務規定というか、役割が書かれており ますけれども、その一つが国の役割、それか ら、その一つが都道府県、その一つが基礎自 治体という公助の項があるんですけれども、 一つは自衛官ですね。一つは警察官、そして 消防職員が関係あると思うんですけれども、 私は、その中で、一番その地域のことをよく わかり、常々その地域の実情に合わせて訓練 というか、自覚を持っているのは消防職員だ と思います。摂津市もそうですが、緊急援助 隊を組織いたしております。これは、自衛隊 の職務に匹敵できるような訓練、備えをして おります。7月の西日本豪雨の際も広島へも 遠征したと思いますけれども。そういう意味 では、前々消防長、その前の消防長等々、防 災担当の参与としてお仕事をしていただいた 経緯があるんですが、今は十木建設のエキス パートの山口参与がその任務に当たっており ますけれども、この辺がご指摘のようなこと とうまくマッチングと言うたらおかしいです けど、もう少しその位置付けとかをしっかり とやっていったらいいと思います。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 時間がない。以上で終わりま す。

○藤浦雅彦議長 森西議員の質問が終わりま した。

暫時休憩します。

(午後0時 3分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開しま す。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、一般質問をいた します。

まず初めに、防災対策についてであります。

本市では、災害や危機に強いまちにしますと、さまざまな防災訓練をし、防災の専門家を市の顧問に招き、さまざまな講演を行い、啓発運動や対策を研究してこられました。また、釜石市に市職員を現在でも派遣して防災情報を得ておられます。

平成27年から市政運営の基本方針を見ておりますと、今後来ると予想される東南海地震、巨大台風、ゲリラ豪雨を想定し、膨大な予算をつぎ込んでおられます。ところが、万全のように思われた防災対策が、6月に発生した大阪北部地震や9月に発生した台風21号によるさまざまな被害には対応し切れていない状況が多々ありました。発生した災害に対して即時対応できない防災対策では、時間と予算の無駄であり、絵に描いた餅であります。近隣の市と比べ、対策のおくれも指摘され、一体何のため災害に強いまちづくり体制であったのか、対応のおくれの原因と今後の防災対策をお聞きしたいと思います。

次に、JR東海との裁判であります。

当時、私は議長でありましたので、協定 無視の地下水汲み上げは見過ごすわけには いかない、また、汲み上げにより隣接家屋 の地盤沈下が懸念されるので、住民保護の 観点からも訴訟を起こしたいという行政側 の主張を幹事長会で説明していただきまし た。しかし、裁判についての流れを聞いた 私は、一抹の不安を感じて、当時の担当理 事に質問いたしました。その答弁による と、この裁判には市の顧問弁護士も勝つ自 信があり、弁護士冥利の裁判であるとのこ とでありました。天下のJR東海が相手と いうことで、行政と議会が一丸となり、裁 判に臨むべく体制を整えました。行政は、 マスコミ等に裁判についての情報を流し、 それをマスコミも取り上げて、記者会見を 行い、全国的なニュースになりました。連 合自治会の協力もあり、署名運動等の活動 も展開され、摂津市は一致団結した雰囲気 の中で裁判に臨まれました。しかし、一審 の大阪地裁では、地下水汲み上げと地盤沈 下の因果関係は認められず、結果、実質敗 訴、高裁も、一部は認められたものの、ほ とんどの請求は棄却、最高裁も控訴棄却で ありました。この一連の結果をどのように 検証されたのか、お聞きしたいと思いま す。

最後に、入札についてであります。

具体的に、公共下水道管渠内調査業務委託の内容と、業者決定の方法についてお尋ねしたいと思います。

老朽化した下水管の問題が全国的に発生 しております。地震やゲリラ豪雨等、自然 災害において、下水管が健全な状況である かどうか調査する内容に思われますが、そ の業務の特殊性と、それに対応できる業者 選定をされているのか、お尋ねしたいと思 います。

これで1回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。総務部

長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 防災対策についてのご質問 にお答えをいたします。

大阪北部地震に対しまして、他市と比べて対応が遅かったのではないかとのご指摘でございますが、確かにブルーシートの配布でありますとか、罹災証明の申請受付などの点に関しましては、対応は数日間のおくれがございました。この点に関しましては、初動体制のおくれによるものと真摯に受けとめ、今回の台風21号では、その教訓を生かして、罹災証明の申請受付のほか、ブルーシートの配布、また、瓦れきの受け入れなどにつきまして、即時対応はできたのではないかと考えております。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 JR東海との裁判の判決に 対する検証についてお答えいたします。

本裁判の判決につきましては、本市が J R 東海に対して訴えました 2 点のうち、環境保全協定の有効性につきましては、控訴審及び上告審の結果、一審判決を覆し、協定は有効で、適用範囲は茨木市域にも及ぶものと認められたところでございます。この点は評価できるものと考えております。これにより、水準測量等により地盤沈下の兆候が見られるようであれば、車両基地内への立入調査を求めることが可能になったものと考えております。

しかし、一方、立証することが極めて困難な地盤沈下につきましては、具体的危険性がないということを理由に、地下水汲み上げの差し止め請求が棄却されました。

本訴訟に当たり、本市としましては、地層の分析を行い、大学教授ら専門家の意見書等を提出し、地盤沈下が発生する可能性

を裁判官に理解いただけるよう努めました。しかしながら、結果として、地盤沈下の具体的危険性の有無が判決のポイントの一つとなり、地下水汲み上げの差し止め請求が棄却されたことは極めて遺憾に考えております。汲み上げの差し止めが認められなかった以上、地盤沈下を発生させないということを第一に水準測量を継続実施し、地盤沈下の未然防止を図ってまいります。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 公共下水道管渠内調査 委託の内容と業者決定方法についてのご質 問にお答え申し上げます。

まず、本調査業務の内容についてでございますが、下水道事業は、近年多発する地震や異常気象に伴う浸水被害など、取り巻く環境は厳しさを増している中、施設を安定的かつ持続的に管理運営するため、毎年、下水道管渠内にカメラを挿入して健全度等を調査し、道路陥没などの二次災害の未然防止と早期に修繕の必要な管路に対して迅速な対応を行っているところでございます。

この調査業務は、幹線管路及び整備後3 0年を超える合流式管渠の未調査区間が現 在約70キロメートルあることから、前年 度まで年間約4キロから6キロ程度実施し てきたものを、本年度より調査スピードを 上げて、年間約14キロメートル実施する ことで、今後5年間で調査を完了させる予 定でございます。

業者選定及び契約方法につきましては、 事業者登録台帳の管渠内調査で登録されて いる事業者のうち、市内に事業所を有する 事業者を指名競争入札において選定し、委 託契約を交わしているものでございます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、2回目以降は一 問一答でしたいと思います。

防災対策に関しては、ほとんどの議員が 質問されておりまして、それなりの答弁を いただいて、私なりに理解はするところも あったんですけど、まず、こういうことの 検証というのが一番大切なことだと思いま す。過去において、行政は、やっぱり防災 に強いまちづくりということで、さまざま な予算をかけてやってこられました。東南 海地震が起きたときの想定とか、いろんな ことをやっておられたんですけど、今回の 大阪北部地震は、幸い摂津市には人命にか かわる被害者はおらなかったわけですけ ど、ただ、東南海の地震から比べたら、今 回の地震は軽度の地震ということになって しまうんですけど、ただ、さっきも言った ように、ブルーシートごときと言うたらあ かんのですけど、ブルーシートの配布自体 でも非常に右往左往して、当然、皆さん が、ブルーシートでもあったら今後役に立 つやろうという形で取りに来られた人や、 いや、今、雨漏りしたら困るから即ブルー シートが必要やとか、私もちょうどその現 場におりまして、さまざまな観点からブル ーシートを取りに来られた方々がいて、一 瞬にしてブルーシートがなくなるような現 実があったり、やっぱりさまざまな問題点 は総務部長もよくご存じやと思います。

一番問題なのが、庁内の各部署がさまざまな連絡事項をしっかりととり合って、お互いに助け合うという行動がやっぱり一番大切だと思います。何ぼ机上でそういう形を議論しても、いざ実際そういうことになったときに、それが働かなかったら、さっきも言いましたように絵に描いた餅の状況になるわけであって、その件に関して、市長、問題点をさっきもいろいろご答弁して

おられましたけど、行政のトップとして、 職員の連携がしっかりとできていなかった ことも現実にあったわけであって、その辺 のことを市長はどう思われるか、ご答弁い ただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 渡辺議員の質問にお答えをいた します。

先日から災害対策についていろいろお話 をいたしておりますけれども、一連の災害 について、私は対策本部長としてその任に 当たったんですけど、先日も申しましたけ れども、毎年毎年、地域の防災訓練、また 研修、講演、いろいろ繰り返してきた、こ れは事実でございます。その都度、訓練の ときは、どっちかといえば何もないから、 みんな気楽になりがちでありますから、訓 練のときは緊張感を持ってくださいよと、 実際起こったときには少し冷静に判断して 的確な判断をということを言ってきたんで すけれども、果たして今回の災害で、私は 司令塔として冷静な判断ができたのかどう か、これは今、自問自答の真っ最中でござ います。

例えば、起こったときに、全部業務をとめて、1点そこに集中してはどうかという話もなかったこともありません。ただ、私の判断で、多様化する一般業務もやりながら、またこっちもということで、まず一番初めの問い合わせというんですか、これがイロハのイになるんですけれども、ここで混乱を来してしまったということは、実際こんなはずではなかったのにということが、ブルーシートの話もそうですけれども、ほかにもたくさんあったわけでございます。

そういうことで、公は一生懸命やってく れていても、1足す1が3にも5にもなら ないと、そういういろんなご指摘になって しまうわけでありますから、あんまりいい 経験じゃありませんけれども、この体験を しっかりと今後に生かすということで、こ れからしっかり検証したいと思いますの で、またご意見をいただければと思いま す。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 どこまでやるねんというと、これは際限ないことですので、限られた予算の中でやらなあかんということやから、限界があることは事実なんですけど、ただ、できることはあるわけです。今言ったような人的なことに関して、職員がいかにそういう適材適所で機敏に動くかということ、これはやっぱり行政のトップとして市長がしっかりと陣頭指揮をとってやっていただけたら、そのことはクリアできるわけですから、そういう点の意識を職員に持たすということを市長にお願いしたいと思います。

次に、いろんな市と防災協定をやっていると思うんですけど、その辺に関して、どのような状況になったか、お聞かせ願いたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 防災協定に関しましては、 近隣市はもとより、過去、旧国名というつ ながりもございましたので、そういったと ころとの協定、または市内の業者との協定 もございます。さまざまな協定がございま すけれども、まずは、何を優先して職員が 行い、何をお願いするのかということで選 別をしておるところでございます。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 防災協定があるのに、例えば、たかがブルーシートと言ったら怒られますけど、それがそろわないとか数が足り

ないと。何のための防災協定か。旧国名とかどうこう言うてはりますけど、これは部分的な震災ですので、即、そういう協定を結んでいた市からさまざまな物質的な援助をいただけると思うんですけど、そういう点の具体的な話し合いはなされてなかったのか、お聞かせ願いたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 ご指摘のように、具体的な支援の内容についての協定までは至っていないのが現状でございます。ただ、いろんな道具とか重機等々をお持ちの市内の業者とは、総合防災演習の際にどういった重機を提供していただけるかとかいうチャンネルはございました。しかし、遠方の他自治体との協定につきましては、具体的な詰めはしておりませんでした。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 これは友好条約でも何でもないわけで、困ったときにお互いに助け合おうということが防災協定なんです。だから、例えば具体的に、どこどこ市はブルーシート何枚とか、それで、どういうことをするということをしっかりと決めておってもあかんわけです。そういう点もしっかりと今後は具体的に協定の内容を煮詰めると今後は具体的に協定の内容を煮詰めるとうないかと思います。これは要望しておきます。お願いします。

それから、私も消防団の第二分団に所属していますので、消防団のメールが来たんです。 地震のときもそうやったんですけど、この前の台風のときも見回ってくださいという一つのメールが来ました。 あのとき台風はどういう状況やったかといったら、もうすごい状況でしたね。 僕も生まれて初めてあんな強風を体験したんですけ

ど。消防団に行けと言うて、我々は火を消 す訓練はやっていますけど、そういう台風 の対策とか地震の対策なんかの訓練を受け ていないわけです。例の東北の震災のとき は250名の消防団員が亡くなったんです よね。そういうことを想定した訓練をやっ ていないから、結局、水門を閉めるために 行って、250名の消防団員が死んだわけ です。我々は、命令されたことをしっかり やりたいという思いは消防団員の中に一人 一人あるわけですよ。その中で、訓練もさ れていないけど、消防団の協力を得てと、 さっきも皆さんの質問の中でそういう消防 団という言葉が何回か出てきましたけど、 一体我々は何をしたらいいのかわからんわ けです。その点に関してご答弁いただきた いと思います。

- ○藤浦雅彦議長 消防長。
- ○明原消防長 消防団の活動ということでご 答弁させていただきたいと思います。

消防団につきましては、地域の防災リー ダーということで、各防災訓練の指導的立 場での参加でありましたりとか、そういう 形で、地域で防災をリードする立場という ことで我々は活動をお願いしているところ でございます。しかしながら、殊、震災、 大規模水害に関しましては、ただいま議員 のご指摘にもございましたように、なかな かそこまで消防団員各自のスキルアップの 訓練ができていなかったというのも現実で ございます。今後につきましては、やはり 今回の震災、また風水害、それの経験を生 かしまして、消防団の訓練にもそういうの を取り入れながら、やはり名実ともに地域 の防災リーダーとして活動をやっていただ けるようにしっかりと考えていきたいと思 っております。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 すべがわからないので、外 へ出ていって見回ってほしいと言われて も、この強風の中、どうしていいのかわか らへんわけですから、当然、そういうマニュアルをつくって、全部任せ切りにされて も困るわけでして、やっぱり日常の自分の 仕事もあるわけやから、そういう点はしっかりと精査しながら、意見を聞きながらマニュアルをつくっていただきたいと思います。

それから、先日、NHKで、例の台風、 震災に関して、さまざまな防災の対策に関 して放映されていました。そのときに、消 防に119番された。その内容のほとんど が、瓦が落ちたからどうせえとか、水が出 えへんようになったからどないせえとか、 停電になったからどうこうしてくれとか、 はっきり言って消防には直接関係ないよう な内容がほとんどやったんです。そういう 点で、しっかりとシミュレーション、これ はさっきも聞いたけどトリアージというん ですかね。そういう形で、これは消防、こ れは上下水道部、これは防災管財課という 一つのシステムづくりが不可欠じゃないか と思ったんですけど、そういう点で、今 回、摂津市の消防においてもそういう問い 合わせが多々あったと思うんですけど、消 防長、その点をお聞かせ願いたいと思いま す。

- ○藤浦雅彦議長 消防長。
- ○明原消防長 特に震災当時の119番通報 と、それに対応した内容ということでご答 弁させていただきたいと思います。

6月18日でございますけども、ご存じのとおり、都市機能が麻痺した中で、我々の119番は、吹田市、摂津市の共同指令センターに入ってまいります。そこへは相

当数の119番が集中しまして、数字を少 しご紹介いたしますと、当日、センター全 体で376件の通報が入りました。うち摂 津市分が77件でございます。参考ですけ ども、通常の場合ですと、両市で大体1日 80件ぐらいしか入らないんです。ところ が376件入りました。摂津市が77件で ございました。もちろん、全ての119番 の通報に対し消防が出動ということはでき ませんので、そこは丁寧に通報者の内容を 聞き取りまして、通報者にご理解を得なが ら、その重要度、緊急度、これが先ほどお っしゃったトリアージなんですけども、ト リアージしながら消防車両を出動させてま いりました。一方で、時間の許す限り、連 絡のつく限り、市の関係部局とも連絡をと りながら2方向での活動をやっていったと いうのが現実でございます。

ご指摘のありました対応なんですけど も、現在、我々は救急車の適正利用という ことで広報をやっているんです。これも少 し似たような形で、実際に救急車が必要な 方に救急車が行けるように、軽傷の救急で あったり救急車が必要でない部分について は、ちょっと待ってもらう、やめてもらう ということなんですけども、やはりテレビ でも言うてたように思うんですけども、通 報者の方自体が、本当にこれが消防へ通報 する内容なのか、消防に来てもらう内容な のかということを理解していただかなあか んと思います。今まで、そういう市民に対 して救急車の広報はやってきたんですけど も、大震災時の通報の仕方とか、そういう 広報はやってきていなかったのは事実でご ざいますので、今後は、そういった大震 災、大災害のときに、どういう形で通報す ればいいのかも含めまして広報をしっかり とやっていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 そういう点で、さっきも言 いましたように、いろいろ反省をしなが ら、今後の対策というのはこれから検証し ながらやっていってもらわなあかんのはよ く理解していただいていると思うんですけ ど、いざ大きな震災が起きて、都市におい て壊滅的な災害が起きたときには、やっぱ り非常に冷静な、また、見方によっては非 情な対応も必要になってくると思います。 そういう点では、考えたくないんやけど、 やっぱり考えとかなあかんということも必 ず必要ですので、そういう点はしっかりや っていただきたいと思いますし、それか ら、台風の対策ですけど、まだまだおくれ ております。何でかといったら、私の近所 のカーブミラーはまだいがんでおりまし て、私、何回か事故しそうになったんです けど、そういう点検もしっかりと行ってい ただきたい。防災対策は限りないにして も、今回の件はしっかりと検証しながら、 より進んだ防災対策をしていただきたいと 思います。これで防災の質問は終わりたい と思います。

続きまして、裁判の件でございます。

裁判に当たるときに、弁護士事務所、宮 崎綜合法律事務所ですかね。その弁護士事 務所と、裁判に入る前、幹事長会で説明す る前に、どのような話があって、どのよう な戦略を練ってこの裁判をしようというこ とになったのか、その辺のことをもうちょ っと詳しく説明していただきたいと思うん ですけど。

- ○藤浦雅彦議長 環境部長。
- ○山田環境部長 本訴訟の代理人弁護士につきましては、当初から本市の顧問弁護士である弁護士法人宮崎綜合法律事務所に委任

してきたという経過でございます。この事務所につきましては、長期にわたって本市と顧問契約をしておりますので、我々の持っている情報交換もしやすいということで、ここを選任したわけでございます。

どのような戦略かということでございますが、過去からの本市が持っております資料でありますとかを相談材料として、どのようにして勝訴に導くのかということを意見交換しながら進めてきたものでございます。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 私は第1回目の質問でも質 問しましたように、あのとき、たしか幹事 長会で、弁護士と相談しながらやっている ときに、この裁判は勝てると見込んでいま す、弁護士冥利に尽きますという宮﨑綜合 法律事務所からの回答があったということ なので、私は行政と弁護士事務所が相当密 に相談しながら戦略を練ってやったと思っ ております。そういう点では非常に不本意 だったと思いますし、それで、JR東海と いうのは、やっぱり公害訴訟だけでも相当 な数をやっているんですよ。そういう公害 訴訟に関しては、ベテランの弁護士が非常 にしっかりとそういう点で対応するという 状況の中で、裁判のことやから、勝つか負 けるかというのは、これはいろんな紆余曲 折しながら最終的に裁判官が決めることや から言われんでも、勝てるということを発 したわけですから、相当な打ち合わせがあ ったと思いますし、相手がJRの百戦錬磨 の弁護士事務所ですから、それなりの綿密 な分析があったんじゃないかと思うんです けど、ほんなら、弁護士に全てお任せする という状況でやったのか、それだけお聞か せ願いたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 環境部長。

- ○山田環境部長 お任せということではなく て、本市が持っておる情報も資料等も駆使 しながら、あるいは、この宮﨑綜合法律事 務所だけでなくて、専門家の意見を得ると いうことで、大学の教授、中でも弁護士資 格を持つ大学教授にも意見書等の作成を依 頼する、あるいは、地盤の分析ということ で、研究所に分析を委託するということも 含めながら、この裁判に臨んだものでござ います。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 裁判に臨みましたね。それ で、一応僕はここに幾らかかったかという 資料をいただいたんですけど、これは、宮 﨑綜合法律事務所だけでも相当な、1,0 00万円以上の1,039万8,649円 ですか、非常に高額な裁判費用、弁護士費 用が要ったわけですね。いろんな資料を請 求して、これはみんな税金ですよね。これ は市のお金ですから、当然そうですわな。 こんだけの税金を投入されて、結局、勝て ると言われておったのにこういう形になっ た。これね、例えば、長年のつき合いやか らその弁護士に頼んでおったというような 気持ちで勝てるというんやったら、それに 精通した弁護士というのは当然いるわけで あって、JRが公害訴訟を起こしたんやっ たら、こっちも公害訴訟で対抗できるよう な弁護士事務所を探すとか、そういうこと が必要ではなかったのか。こんだけの高額 なお金をつぎ込んだわけですから、これは 全部合わせますと大体1,500万円以上 のお金がかかったわけですよ。そういうこ とをできておったんじゃないかと思うんで すが、その点いかがですか。
- ○藤浦雅彦議長 環境部長。
- ○山田環境部長 市としましては、宮﨑綜合 法律事務所に委任することが最善だと考え

- て、この裁判を戦ってきたものでございます。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 それが安易過ぎるんです よ。市民の税金を使うというんやったら、 やっぱりそういう点で、勝つためにはどう するか、そういうことをしっかりと分析し て、よりベストな法律事務所、弁護士に頼 むという方法をとるのが当然の話であっ て、この値段は、僕の知り合いの市長の 方々に聞いたら、非常に高いということを 言うてはりました。東大阪市なんかは、い ろんな裁判をやっとるときに、入札じゃな いけど、一応これに対しての裁判は何ぼの 予算でやってくれるということを弁護士事 務所に聞くという話をしていました。宮崎 綜合法律事務所じゃないとあかんというこ とは全くないわけであって、私は高裁での 判決を聞いたときに、弁護士をかえるべき じゃないかと言いました。でも、長年のつ き合いやからとか、最初からこの弁護士が ずっと携わってきているからという理由で この事務所を使ったわけです。でも、実 際、裁判においては、途中で弁護士をかえ るということは多々あるわけで、だから、 やっぱり市民の税金を使って裁判するとい うことの重さを感じながら、何がベストか ということを求めることが必要ではなかっ たかと思うんですけど、これ以上言うても 仕方ないと思いますので、そういうきちっ とした分析と、それから、よりベストを求 めるという考え方がないというのは、私は 非常に残念やと思います。

今後もこの宮﨑綜合法律事務所を顧問弁 護士として行政はずっと契約するのかどう か、その点もお聞かせ願いたいと思いま す。これは市長がいいですかね。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 再度の質問にお答えをいたしま す。

そもそも、50年ほど前の約束事を破っ て、突如として井戸を掘り出したことから 事は起こったんですけれども、再三再四、 やめろということで、議会も含めていろん な折衝をしたことは事実でございますが、 なかなか聞かないと。そのうちに勝手に掘 り出したと。で、我々は仮処分を打ちまし た。これも異例なことなんですけれども。 それでも掘り続けるということで、本来、 そのまちにある自治体が、そこで業を営ん でいる事業所を訴えるということはよくな い、あんまり好ましくないと私は思いまし たけれども、もうこれは法に訴えるしかな いということで、議会の皆さんとご相談し て裁判になってしまったんですけれども、 結果的には、一審は何かわけのわからんよ うな内容の判決、地形だけに基づく判決が 出まして、二審では、協定の内容について は認めてくれた。しかし、裁判用語でわか りにくいんですが、掘ってはいけないとは 言えませんという、またわけのわからんよ うな判断が出ました。結果的には敗訴とい う残念な結果になってしまったんです。

そこで、今おっしゃった、いろんなことを検証する中で、弁護士等々についてのご指摘があったと思いますが、どこでもそうですけれども、我々が行政を進めていく上では、多様化する行政需要といいますか、いろんな問題に日々対応し、取り組むんですけれども、その中でおのずと専門性というものが求められてまいります。そういうことで、それぞれ顧問弁護士制度というのをとっているわけでございます。その中で、宮崎綜合法律事務所が当市の顧問弁護士として長年いろいろとお世話になっておることは事実でございます。

こんなことは釈迦に説法だと思いますけれども、どんな訴訟でも、訴える人、訴える人、訴える人、訴える人等々は、そのときに依頼する弁護人と依頼者との信頼関係というのが一番大切な要素の一つだと思っております。そういうことからいいますと、今日までいろんな課題に突き当たりましたけれども、その都度、やはり宮崎になります。そのおりましたがいたりということを重ねてくる中で、私は、民事のみならず刑事、いるんな専門分野を持った法律事務所と理解をいたしております。そういうことで、今回の井戸の掘削の弁護についても妥当としてお願いをいたしました。

弁護士費用についてですけれども、これ は契約に基づいて、細かい話は担当に説明 させますけれども、私は妥当な数字であっ たと思います。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 今後もまた契約を続けられるのか。
- ○藤浦雅彦議長 市長、質問の中で、今後ど うされるのかということについて。市長。
- ○森山市長 今申しましたように、弁護士は やっぱり依頼人との信頼関係が一番大事な 要素です。何か大きな問題があるとか云々 の場合、それはまた違った見方というもの がありますけれども、今後も宮崎綜合法律 事務所でいろいろな課題についてまたご指 導をいただこうと思っております。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 また宮﨑綜合法律事務所と の契約を続けられるということなんです ね。私は、裁判というのは、さっきも言い ましたように勝ち負けが必ずあるわけで、 弁護士としてこの裁判はどうやとなった

ら、ベストを尽くしますという状況やった らいいんですけど、勝てますということを 最初に我々に言うて、これは弁護士冥利に 尽きるということを言うてはったと、そう いうことを聞いたので、これはちょっと現 実の結果とは違うわけです。でも、そうい うことはあんまり言うたらあかんわけです よ。ベストを尽くしてこれに対して臨みま すという形で言うてもらうんやったら、そ ういうことでもいいと思いますけど。そう いうことで、これは市長のお考えですか ら、もうこれ以上言いませんけど。

それと、この裁判の全般的なしまいです わ。「大山鳴動して鼠一匹」という言葉が ありますけど、大騒ぎして、マスコミで非 常に騒がれて、我々もよそへ行ったら、摂 津市、何かJRを相手に裁判やっとるらし いなということをよう聞きました。マスコ ミに取り上げられて、それから地裁、高 裁、最高裁に行くときも、高裁のときにち ょっとそういう形で記者会見をされたとい うんですけど、最高裁の判決の結果が最終 的に出た場合に、最終的なしまいを行政は したかどうかです。例えば、行政主催の記 者会見をやって、こんだけの税金を使うと るわけですから、総括的なことを市民に対 してしっかりやったのかということだけお 聞きしたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 環境部長。
- ○山田環境部長 裁判の最終結果の報告ということでございますが、平成30年の3月8日付で、最高裁判所のほうから今回の決定の通知が代理人弁護士に届きまして、翌9日に、議会にはその結果についてご報告させていただきました。詳細につきましては、3月27日に民生常任委員協議会を開催していただきまして、裁判の結果、それから今後の対応、それから、併せて平成2

9年度に実施しました水準測量の結果についてご説明申し上げたところです。また、同様の内容につきまして、4月29日に自治連合会の総会で説明させていただいております。一連の流れについては市のホームページでも掲載しているところでございます。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 それなりの普通の手段として、そういう形では説明されたけど、あんだけテレビ、マスコミで取り上げられたのに、行政として全市民にきちっと説明する義務があるんじゃないか。それは、正式に最高裁でおりた段階で、行政が主催の記者会見をやって、市民に対して、こういうことになりました、ただ、今言ったように、地盤沈下が起こらないように、汲み上げに対してしっかりと我々行政は今後見ていくということをやっぱり訴えるべきじゃないかと思うんですが、市長、いかがでしょうか。
- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 あの裁判の日にマスコミとやったんです。ただ、やっぱりあの裁判で、マスコミは我々が勝訴することを予定していたかどうかわかりませんけれども、結果的に敗訴になったんですが、テレビ局1社が入っていたか入っていなかったかですけれども、弁護士と一緒に、最後の報告会みたいな形で、終わったときに記者会見というのがありました。それ以上はもうやっておりません。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 記者会見はしていなかった と私はさっき確認したんですよ。記者会見 というのは、行政がやるんやから、その辺 のしまいを正式にやったら、多くのマスコ

ミもしっかりその辺は捉えると思います。 さっきいろいろ聞いたんですよ。ほんな ら、やってないと、そういう形で言うては ったんで。だから、そういう点で、それは はっきりしてください。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 ちょっと記憶が定かじゃないんですけれども、私は、裁判所で終わった後に必ず何らかのメッセージを発するんですけれども、記者会見としてやったのは高裁やったか、最高裁のときも、立ちレクというんですか、もうその必要がないというか、マスコミ関係者からその場で報道のインタビューを受けると。結局はテレビで流れませんけれども、そういうことがありましたけれど、それ以上の記憶がないんです。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 すいません、それは記者会 見と言わへんのですよ、市長。それは立ち レクとか、いろいろ専門用語があると思う んですけど、記者会見というのは、正式に 市のマークをバックに、顧問弁護士と、そ れから行政の担当者と市長とが、一応こう いう結末になりましたけど、さっきも言う たように、そういう点では市民に不安を持 たさんように、我々行政としてしっかりと これからやっていくということで、これは 当然市民の税金を使ったわけですから、あ んだけ騒ぎになったわけですから、自治会 も署名運動をやったり、さまざまなことを やったわけですから、多くの機関を巻き込 んでこの訴訟をやったわけですから、もう これ以上言いませんけど、そういうしまい が必要ではなかったか、行政としてのしま いをやるべきやったん違うかと思います。

ほんなら、次の質問。入札についてでありますけど、これはほんまにびっくりした

んですよ。私のとこへ匿名の連絡があったんです。この調査の仕事に関して、これは長年、最終的には同じ業者が全部やっているということなんです。それはどういうことかといいますと、元請業者、下請業者、それから孫請業者が全部一緒の業者なんです。元請、下請は変わりますよ。一緒のときもありますけど。しかし、その孫請業者が全部一緒。これは非常に公平性に欠けることと違うかと、匿名の連絡、電話があったんです。

この工事の内容を見ていますと、1,000万円の調査の委託ですよね。その程度に何で孫請まで要るんやって。私は非常に不可解に思いまして、担当課長を呼んで、これ、孫請業者は一体どこの事業所がやっているんやと聞いたら、わかりませんということで、えっ、これは行政が発注した仕事ですよ、それがわかりませんというのはどういうことかと。元請と下請はちゃんと資料に残っているんですけど、そういう工事を孫請に任さなあかんということ自体も不思議やし、それから、その孫請した企業が全くわからないということが非常に不思議な状況なんですけど、その点に関して、上下水道部長、お願いします。

- ○藤浦雅彦議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 この委託業務ですけれ ども、管渠内にカメラ、管渠といいまして も大きい管渠から小さい管渠まであります ので、いろんなサイズのカメラが必要かと 思います。そういう意味では専門性が高い のかと思っております。

下請、孫請ですけれども、今、私どもは 1次協力業者、2次協力業者と呼んでおり ますけれども、担当からは、現場に監督者 として赴いておりますので、現場で確認等 はしたとは聞いておりますけれども、実際 に下請関係図といいますか、施工体制図、これについては、実は書面において受け取っていなかったと。こちらは、下請の仕様書におきまして、元請が下請に出すときについては、市のほうが求めたら下請報告書を出すということにはなっておったんですけれども、そのことを求めておらなかったということ、この点については問題があったと思っております。

どこまで協力業者を使うかというのは、 これはなかなか私どもでも、1次協力業者 でいいじゃないかとか、2次までにしまし ょうとか、3次までにしましょうという、 その辺の決まりがございませんので、何と も言えないところではございまして、ま た、同じ業者という言葉を議員はおっしゃ いました。事実そうであったとして、1次 であっても2次であっても、下請業者に対 して、行政側といいますか、地方公営企業 のほうから、いつも同じじゃないかと、お かしいじゃないかと。これは、正直申し上 げまして、この管渠内調査で、市内業者で は10者なんですけれども、もっとたくさ んの100者ぐらいの登録はあったと思い ます。ただ、全てが専門の業者ではござい ませんので、その中から絞り込んだ中で、 市内業者ということで指名をさせていただ いたわけでございますけれども、先ほど言 いました1次、2次の協力業者について、 よほど、例えば暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律に抵触するとか、本 市の暴力団排除条例に抵触するとか、例え ば公正取引委員会から何がしかの処分を受 けているとかいうことがない限り、あまり その中に入っていけるものではないのでは ないかと思っております。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 あなた、何を言っているん

ですか。これね、仕様書の中でちゃんと届けなさいということを書いてあるじゃないですか。それを行政が受け取らなかったって、言わなかったって、それはおかしいじゃないですか。これは決まり事でちゃんと書いてあるでしょう。それを何で受け取らへんかったんや、あんた。これは規則違反じゃないですか。そんなことを行政の仕事でやっていいんですか。誰がやっとるかわからんような工事を行政が発注していいんですか。事故が起きたらどうするんですか。こういう仕様書で義務化されとるじゃないですか。ちょっとおかしいんじゃないですか。その点、もうちょっと答弁いただきたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 ただいまありました、 下請関係の把握ができていない、どこがやっているか書面で下請報告書をとっていないということについては、議員がご指摘のとおりでございます。仕様書に書いております。仕様書には「本市が求めたときは」と書いてありますけれども、本来、本市が求める、求めないではなくして、元売業者が下請を使う場合はと書くべきであったと思いますし、たとえ「求めたとき」と書いてあっても、そこの部分を書面できっちりととって確認するということができていなかったのは非常に問題であったと思っております。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 とりあえず僕も調べました。これね、最初に請け負った企業でも十分これは調査できると調べた中で聞いとるのに、下請、孫請があること自体おかしい話です。それも、ちゃんとした仕様書とか契約も交わさんと、これは一体行政の仕事ですか。物事をきちっとやって、どういう

ときでもきちっとそれが説明できるようにするのが行政の仕事でしょう。違いますか。それをそういう状況でうやむやにして、今言うたように、私に来た匿名の電話の中には、行政と業者がなあなあになっとるって、そういうことを言うてはりました。まさかそんなことはないやろうと思いながらこういうことを調べていったら、そんなことを言われても否定できないじゃないですか。非常にこの件に関して私は疑問を感じるんですけど、市長、いかがなもんでしょうか。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 ただいま、下水道管の調査業務 委託につきましてのご指摘でございますけ れども、一般の工事契約等々につきまして は、もちろん、その工事内容等々について の報告を求めているところでございます。 今ご指摘の件につきまして、ご指摘のとお り、今、部長のほうから答えましたが、業 務委託ということで、仕様書で報告を求め ていなかったということで、それは元来、 一般の契約事項に準ずるべきでございまし て、大変遺憾なことでございます。今後、 仕様書対応等々については改めなくてはい けないと思います。入札とか工事に問題が なかったからいいようなものの、やっぱり この辺はしっかりやっておかないと透明性 の確保はできないと思いますので、今後、 しっかりと検証して改めていきたいと思い ます。
- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 以前、公共工事の入札及び 契約の適正化の促進に関する法律というの ができたんですよね。それによって、元 請、下請、孫請という工事に関して、例え ばブローカー的な一つの業者がそれを元請

して、あと、下請、孫請に大変な状況が起きるのを防がなあかんという法律ができたんですよ。その法律ができておるのに、今回、こういう形で、たかがと言うと怒られますけど、1,000万円ぐらいのことで元請、下請、孫請までつくる、これに関しては非常に不可解なことです。そのようなことに関しても、こういう状況、下請に対してちゃんとした仕様書というか、報告を怠ったということに関しては、あんた、謝ってもらわなあかんよ。

それと、私は、担当課長に会ったとき に、その辺で聞いたら、とりあえず、それ はあかんことですということを最初は私に 言うておった。それが、突然電話がかかっ てきて、いや、あれは報告しなくていいん ですということを担当課長が言ったんで す。そこで、私はすぐ役所に行って、その 担当課長と担当者をみんな呼んで、それは どういうことかと、あんたら、言うとるこ とがころころ変わるんやったら、テープレ コーダーをここへ置かしてもらうよって。 そういう形で言うたら、実は報告せなあか んことになりましたって。そういうやりと りもちょっとおかしいでしょう。そういう やりとりがあったんですよ。私は、何か知 らんけど隠しとるような感じがして、煙に 巻こうとするような一つの態度にとれたわ けです。そういうことがあって、この法律 がありながらそのような状況が発生した、 それで、下請に対してきちっとどこがやっ とるかという報告も上げんとやっとったと いったら、それはその匿名の電話どおり違 うかと勘ぐりたくなるでしょう。

これは、これからどうこうするんじゃなくて、その検証をやってください。何でこういうことになったのか、何でこういう事態が招かれたのか、こういう曖昧なことを

行政がやっとったということをしっかり過去から振り返って検証せなあかんですよ。 これからどうしますということじゃないわけですよ。

それと、私は調べたら、これは大阪市と か衛星都市でもあるんですけど、下水道に しても、いろんな工事に関してのいろんな 資格があるらしいです。きちっとした資格 を持った職員がいるということでそういう 発注をするということを、大阪市とか衛星 都市の何市かはやっとるわけですよ。それ やったら明快じゃないですか。そういう資 格があるから入札をする。ほんなら、この 法律にも違反していない。元請とか下請と か孫請が要らんわけですから。資格を持っ た有資格の業者を選定する、それによって ランキングをつけとるらしいんですけど、 そしたら、市内業者がみんなそういう試験 を受けて資格を取らなあかんわけですか ら、その会社自体の底上げにもなるわけで す。そういうことをやっている市もあるわ けですよ。今回のこの件に関しては非常に 不可解ですわ。どう思われるか、もう一度 お聞かせ願いたいと思います。

- ○藤浦雅彦議長 上下水道部長。
- 〇山口上下水道部長 先ほど、議員から法律 の名前が出ました。これは平成12年度に できた法律でございまして、建設業法の特 例法でございます。これに縛られるのは、 国及び地方公共団体と、あと、公の独立行 政法人という団体でございます。 その中で、先ほど言われたとおり、この法律の趣旨というのは、基本的には建設業法の29業種が対象になって、今回は工事ではないものの、工事に類するものと私どもも思っておりますので、やはり下請報告書もしっかりととって、施工管理体制もきっちり把握をした中でやるべきであったと思って

ります。

そして、この法律の趣旨ですね。言われ たとおり、ブローカー業者の排除ととも に、施工管理の体制をきっちりと公のほう で管理して、例えば2次協力業者、3次協 力業者、いろんな業務がまざったものとい うのもございますので、元請だけで完結で きれば、それは非常にすばらしいことかも しれませんけれども、やはりどうしてもそ こは、A業務、B業務、C業務と、それに 長けたところを使いながら、元請の主任技 術者ないしは監理技術者が統括管理をする という、そんな業務もあるかと思います。 ただ、やはりこの法律の趣旨でありますブ ローカー業者の排除であったりとか、その 管理体制、協力業者への未払いを起こさな いように、しっかり行政としての義務を果 たさなあかんということにつきましてはお っしゃるとおりで、今回、その部分につい て、やはり認識といいますか、その確認体 制に不備があったことは非常に申しわけな く思っております。

そして、私ですけれども、私は、上水道 事業、それから下水道事業の二つの公営企 業を統括管理する責任者でもございます。 本件委託契約についても決裁をいたしてお ります。仕様書の決裁も私がしておりま す。これは契約も1,000万円未満でご ざいますから、今年度の契約こそ14キロ ほど延ばしましたので、3,000万円余 りになりましたけれども、それまでは九百 数十万円ということで、契約の決裁権は私 にございました。その中でも、やっぱり私 がしっかりとその中身を見て、職員の指導 もそうですし、この確認をもっとすべきで はないかとか、その担当課から業務の履行 状況の報告を求めたりとかいうこと、この 点について私が責任者としてでき切れてい なかったというか、私の指導についてやっぱり一番問題があって、そこが一つの要因にもなっていると思っておりますので、その点についてはおわびを申し上げます。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 そういう形で責任を感じてもろて、今後、検証をしっかりやっていただいて、何でこういうことになったか、そういうシステムがおかしかったか、そういっとをきちっとやってもらわんことでは、またそういう匿名の電話が悪いわし、その人らは匿名の電話やから、いってくるかわかりませんけど、今のないもとものもとして、さっきの裁判じゃないけど、りましたからこういうことをしました、今後はしっかりと検証しながらやっていただきたい

それで、今さっきも説明しましたように、大阪市とか他の衛星都市でも、ちゃんと元請自体がやれる能力があるところをしっかりと選別する、有資格者をしっかりと育てるということが必要だと思いますので、その点も踏まえて最後に。

- ○藤浦雅彦議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 先ほどの繰り返しになる部分もありますけれども、もう一度申し上げますと、私も非常に長らく契約事務に携わっておりました。財政課の時代から、それからまた水道部の時代、通算十五、六年は契約事務に携わっておったと思います。ですから、この30年間の本市の契約事務については、どのようにやってきたかというのは、一番と言ったら失礼になりますけれども、よくよくわかっているつもり

でございます。ですから、本来、指名競争 入札なり、今は事後審査型制限付一般競争 入札という、もうちょっと間口を広げた形 でやっておりますけれども、それは、元請 で全て技術を持って完結する、ある程度や っぱり自分のところで人員も持ってという ことも望まれるところもあるんですけれど も、やはりそればっかりやっていますと、 市内業者は大きいところから小さいところ までございますので、ある一定、業務によ っては切り分けて、ただ、全部丸投げと か、そういうことではなくて、ちゃんと施 工管理は自分のところの主任技術者がちゃ んと采配をしてやっていくというところで もっていいましたら、我々は技術職の監督 者ですけれども、やはり現場で指導をした りとか、いわゆる机上の契約事務の書類の やりとりだけではなくして、実際に下請の 管理の仕方であったりとか、施工管理の仕 方であったりとかいうところを現地でもっ て見守って指導するということ、指導とい うか、実践をしていくということも必要で あると思います。この両方がそろって市内 業者の育成につながると思いますので、し っかりとこれまでの契約事務、それから、 契約事務と実際の施工監督をする工事担当 部署、こちらと内部でしっかりとつなげた 中で、今までの状況を検証して、遺漏なき よう、今後、事務取り扱いができますよう に改善に努めてまいりたい、このように考 えております。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 今、説明がありました。山口部長、私もそういう点では改善してもらえるように非常に期待をしておきます。

最後に、もう一度、市長、今のやりとり を踏まえてお言葉をいただきたいんですけ ど、よろしくお願いします。

- ○藤浦雅彦議長 市長。
- ○森山市長 それじゃ、再度の質問にお答え をいたします。

ご指摘いただきました事項でございますけれども、今も少し話が出ていましたけれども、地元業者の育成というところ、何かそっちのほうにばっかり気になってというか、それが、こういう専門性云々の問題で下請、孫請という形になる。これは、この工事のみならず、そういうことがあり得るということで、やっぱりその辺もしっかりと、地元の業者の育成は、また違った面から、それに耐え得るような対策をとっていただくという指導も含めて改善していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 先ほどの災害対策ということを考えても、地元業者とのしっかりとしたきずなというのは当然必要と思います。 先ほど、何回も言いましたけど、やっぱり地元業者を育成するという意味でも、試験をしっかりと受けた有資格者を増やすということも必要だと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員の質問が終わり、 以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第53号など11件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任 委員長。

(渡辺慎吾総務建設常任委員長 登壇)

○渡辺慎吾総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に 付託されました議案第53号、平成30年 度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管 分、議案第61号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件及び議案第66号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、9月6日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

- ○藤浦雅彦議長 文教上下水道常任委員長。 (水谷毅文教上下水道常任委員長 登壇)
- ○水谷毅文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第53号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第54号、平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第62号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、9月5日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

(増永和起民生常任委員長 登壇)

○増永和起民生常任委員長 ただいまから、 民生常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に 付託されました議案第53号、平成30年 度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管 分、議案第55号、平成30年度摂津市国 民健康保険特別会計補正予算(第1号)、 議案第56号、平成30年度摂津市介護保 険特別会計補正予算(第1号)、議案第6 0号、摂津市国民健康保険財政調整基金条 例制定の件、議案第63号、摂津市立市民 ルーム条例の一部を改正する条例制定の 件、議案第64号、摂津市指定地域密着型 サービス及び指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例 制定の件及び議案第65号、摂津市指定居 宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介 護支援等の事業の人員及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例制定 の件、以上7件について、9月5日、委員 全員出席のもと委員会を開催し、審査しま した結果、議案第60号及び議案第65号 については賛成多数、その他の案件につい ては全員賛成をもって可決すべきものと決 定しましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質 疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永 議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 日本共産党議員団を代表して、議案第60号、摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件及び議案第65号、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件に対する反対討論を行います。

まず、議案第60号は、国民健康保険特別会計における黒字分を新たにつくる基金に積み立てようとするものですが、これは、大阪府の国保統一化によってもたらされる保険料のさらなる値上げと減免制度の改悪などで、保険料を払えない世帯が増

え、将来的に収納不足が生じることへの対策とも言えます。これまで、摂津市では、保険料を低く抑えるために市の独自努力を続けてきたわけです。ところが、新制度では、市の独自努力としての法定外繰入金は、解消すべき実質的赤字と捉え、やめさせようとしています。そして、高い保険料を払えない人が増え、収納不足が生じたときに備えて基金をつくらせ、仮に基金の蓄えがなければ、統一保険料にさらに上乗せをした高い保険料をかぶせるというとんでもない仕組みとなっています。

摂津市の国保年金課は、これまで保険料の収納率向上で成果を上げてきたことを評価されているといいます。その背景には、払える範囲の保険料に低く抑える努力や、被保険者に対して親身に相談に乗り、減免制度も積極的に活用することなどがあると思います。逆に、払えないような高い保険料を押しつけ、一方的に徴収を強化するようなことでは、成果が上がるとは思えません。

大阪府の国保運営方針で示されている市町村の財政調整基金は、6年間の激変緩和措置に使う以外は繰り出しの条件が限られていて、ほとんど使いようのないものとなっています。今ある黒字分をこのような基金に積むのではなく、市民のために活用することを求めます。国や府の方針どおりにやっていけば、制度の構造的な問題解決にはつながりません。保険料率の決定は市町村の権限だということも堅持して、値上げにつながらない努力を強く要望するものです。

次に、議案第65号は、この10月からの介護保険制度の改定により、生活援助中心型訪問介護の利用回数に基準を設け、ケアマネジャーは、基準回数以上の訪問介護

を要するケアプランをつくると、そのサービスが必要な理由を記載し、市町村へ届け出なければならないとしています。市町村は、届け出を受け取ると、そのケアプランが妥当かどうかを地域ケア会議に諮り、検証を行うとしています。この改定に当たって、社会保障審議会介護給付費分科会で、当初は利用回数の制限を設ける方向での議論がされましたが、利用者のさまざまな事例を抱える場合があることを踏まえて届出制になりました。

しかし、今年5月に厚生労働省により公布された告示の中で、通常の利用状況からかけ離れた利用回数になっているケアプランについてと記載されていることなどからも、ケアマネジャーに対して、極力基準の範囲内にとどめたケアプランをつくらせる圧力となり得ます。また、地域ケア会議で検証を行い、必要に応じてケアプランの是正を促すとされていますが、本来地域ケア会議が果たすべき多職種連携・協働によるケアマネジメント支援という役割が、ケアマネジャーに対する指導の強化や締めつけに変質してしまいかねないという問題もあります。

生活援助中心型のサービスを多く必要としている利用者にとって、その回数を削られることは、QOLに直結する重大な問題です。利用者と介護事業者の実情を十分に踏まえ、サービス削減や利用抑制とならないように強く求め、議案に対する反対討論といたします。

- ○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。 議案第53号、議案第54号、議案第5 5号、議案第56号、議案第61号、議案 第62号、議案第63号、議案第64号及

び議案第66号を一括採決します。 本9件について、可決することに異議あ

本9件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本9件は 可決されました。

議案第60号及び議案第65号を一括採 決します。

本2件について、可決することに賛成の 方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。 よって、本2件は可決されました。 日程3、議案第67号を議題とします。 提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 議案第67号、平成30年 度摂津市一般会計補正予算(第4号)につ きまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容 といたしまして、台風21号による被害に 関し、緊急対応が必要な経費についての追 加補正となっております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,200万円を追加し、その総額を345億9,090万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 3ページからの第1表歳入歳出予算補正に 記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 14国庫支出金、項1国庫負担金1億4, 525万円の増額は、災害復旧費国庫負担 金でございます。

項2国庫補助金435万円の増額は、災 害復旧費国庫補助金でございます。 款18繰入金、項2基金繰入金1億2, 340万円の増額は、今回の補正に伴う財 源調整のため、財政調整基金繰入金を増額 するものでございます。

款20市債、項1市債1億6,900万円の増額は、台風21号に起因する公共施設修繕に係る災害復旧事業債でございます。

次に、歳出についてでございますが、款 2総務費、項1総務管理費及び項7保健体 育費における総額8,429万円の増額 は、市立集会所や体育施設などに係る修繕 料でございます。

款3民生費、項1社会福祉費522万6,000円の増額は、災害見舞金などでございます。

項2児童福祉費668万円の増額は、保 育所等に係る修繕料などでございます。

款4衛生費、項2清掃費650万円の増額は、リサイクルプラザに係る修繕料でございます。

款7土木費、項1土木管理費及び項5住 宅費における総額1,000万円の増額 は、道路反射鏡や市営住宅などに係る修繕 料を計上いたしております。

款8消防費、項1消防費8,399万7,000円の増額は、被災住宅修繕支援 金のほか、災害対応に係る人件費などを計上いたしております。

款 9 教育費、項 2 小学校費 1 億 4 , 1 4 3 万円の増額は、三宅柳田小学校及び鳥飼西小学校の屋内運動場屋根改修工事などでございます。

項3中学校費9,103万7,000円の増額は、第三中学校の屋内運動場屋根改修工事などでございます。

項4幼稚園費、項5社会教育費及び項6 図書館費における総額1,284万円の増 額は、幼稚園、公民館、鳥飼図書センター 等に係る修繕料などを計上いたしておりま す。

次に、第2条地方債の補正につきましては、4ページからの第2表地方債の補正に記載のとおりでございます。変更分といたしまして、台風21号を起因とする公共施設の修繕に係る災害復旧事業債の起債限度額を増額するものでございます。

以上、議案第67号、平成30年度摂津 市一般会計補正予算(第4号)の内容説明 とさせていただきます。

- ○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑があればお受けいたします。野口議員。
- ○野口博議員 二つの問題について、少し確認の意味で質疑させてもらいます。

一つは、この間、専決処分から含めて、 一般会計で補正予算第2号、第3号、今回 は第4号ということで、この間の災害関係 修繕工事・改修工事の費用が一応出ており ますけども、今回の補正予算第4号でも、 災害復旧費国庫負担金、災害復旧費国庫補 助金が二つ合わせて1億4,960万円計 上されています。一般的には、災害復旧に かかわる国の負担金については、3分の2 を国が面倒見て、あと、地方自治体が3分 の1負担で、そのうち3分の1全てを起債 するならば、その起債分の95%は今年度 の地方交付税で面倒を見るという財政的な 仕組みがあると思いますけども、その点の 中身を含めて、今回の金額に至った経過に ついて、ひとつ報告していただきたいと。

もう一つは、台風21号でたくさんの公 共施設が大きな傷みを受けました。いろん な方々から、その中の幾つかの施設につい て、これはいつから使えるのかという連絡 があります。それに関連して、これから予 算が可決されたら、工事業者を決めて仕事 がされていきますけれども、第三中学校や 三宅柳田小学校、鳥飼西小学校の3校につ いては、体育館が大変傷んでおりますの で、利用者も含め、体育館を使ったいろん な活用についての制限がなされています。 できれば、今後、業者が決まった時点で、 工事の完了期間についてわかれば議会のほ うにもお示しいただきたいと思いますけど も、その辺の問題について、以上2点お願 いいたします。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

このたびの台風21号災害に関しまして、激甚災害指定はございませんでした。 したがいまして、国の補助金の特段の措置はございません。ただし、学校教育施設に関しましては、災害復旧に関しての国庫負担金がございます。先ほど議員がご紹介された3分の2でございます。また、保育施設に関しましては、災害復旧費国庫補助金の措置がございまして、4分の3でございます。

なお、公共施設の復旧工事に関しましては、地方債として災害復旧事業債の起債を措置しておりますが、今年度におきまして、単独事業分につきましては47.5%、また、補助事業分につきましては95%の交付税算入が見込まれるものと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
- ○北野教育次長 小・中学校の体育館が大きな被害を受けて、その使用をどうしていくんやというご質疑でございます。やはり年度末の3月には卒業式もございます。私どもは、今、応急処理で床にブルーシートを張ったりしておりますが、少なくとも年度内にきちっとした形で体育館が使えるように持っていきたいと考えております。

以上です。

- ○藤浦雅彦議長 野口議員。
- ○野口博議員 1点だけつけ加えて答弁を求めておきたいと思うんですけども、この間、災害によっていろんな被害を受けました。今回、補正予算で国が面倒を見るべき災害復旧費用についてもプラスして予算が組まれましたけども、6月の地震なり今回の台風についても、一部損壊が多いという中で、自治体と国との関係で、お金の出し入れについて、この一部損壊も含めて、今決まっている公的資金の枠組みに対して、プラス分について何か動きがあるのかどうか、あればご紹介いただきたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 地震に関しましては、大阪 府の義援金の第3弾が出ました。国のほう からは、それ以降、災害救助法以外の措置 は今のところございません。また、台風2 1号に関しましては、国も府も今のところ 動きはございません。

以上でございます。

- ○藤浦雅彦議長 教育次長。
- ○北野教育次長 義務教育施設に関します国庫負担の件でございますが、大阪北部地震でヒアリングの予定がございました。それを予定しておったのですが、この台風21号の件でそのヒアリングが延期されたと聞いております。これも、国のほうで臨時国会が10月の末あたりに開かれると聞いておりますので、その国の補正を待って、またアナウンスがあるものと我々は見込んでおります。
- ○藤浦雅彦議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 今回の補正につきまして は、それぞれ一般質問でも出ておりました ように、いろんな災害復旧の関係が出てお

りまして、6月の補正につきましては、見舞金を入れまして約2億5,000万円、今回が4億4,200万円と多大な予算執行になっております。その中で、これまでの財政運営の中で、今回、基金と、それから市債発行、国庫支出金については賢明な判断であったと評価しておきたいと思います。

それと、具体的な話になりますけど、今 回、公共施設の損壊の部分に対して、修繕 と、それから建替え、もしくは解体という 判断をしなければならない建物も多く出て きているのではないかと思っておりまし て、そういう判断基準がついた中で、今 回、市立第6集会所の屋根瓦が相当取れて おりまして、これにつきましては、6月1 8日の地震で躯体も相当傷んでいると思い ますし、今回の台風の影響では屋根瓦が相 当吹き飛んでおります。こういった公共施 設に対して、これは市の文化財でございま して、予算も含めて相当な見直しを検討せ ざるを得んと思うんですね。そういったこ とを含めて、第14集会所、第15集会所 を含めまして、これも今、FMで動いてい るんですが、今回の修繕費用も結構かかる 予定になっております。そういう点で、こ ういうFMの観点と、それから、市の文化 財の保存の観点からご答弁をいただきたい と思うんですが。

- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えをいたします。

今回、補正予算第4号で修繕費用等の総額といたしまして3億5,500万円程度を組ませていただいております。その中で、集会所でございますとか教育施設がございます。その中で、私が担当しております集会所につきまして、ご指摘がございました第6集会所は市の文化財にも登録され

ております。今回、補正額といたしまして は、屋根のふきかえということで2,00 0万円相当をつけさせていただいておりま すけれども、果たして屋根のふきかえだけ で事が足りるのか、躯体までしっかりと調 べたのかと申しますと、緊急・応急的な検 査でございますので、まだしっかりと調査 ができておりません。ただ、直すからに は、屋根だけ直して躯体がもたないという ことにならないように、改めてまたFMの 観点も通しまして、予算はつけておきなが らも、ちょっと後先になっておるかもしれ ませんけれども、しっかり調べて、また、 文化財としては、ちょっと私の担当外です けれども、地元の意向も確認しながら進め ていきたいと、そのように考えておりま す。

- ○藤浦雅彦議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 9月4日の台風で、今回の 補正に間に合わせたこのスピード感につい ては評価いたしますけど、今言われている 第6集会所、要は味生公会堂関係について は、地震の後の調査もまだできていない状 況であって、今回、修繕料2,000万円 だけ上がっておりますので、我々も期待し ておきたいのは、過ぎたところにこの際と いうような便乗はだめですけど、今後の災 害対策も含めて、この際やっておかなけれ ばならないところは十分に精査してもらう と同時に、こういった市民の文化財は、市 民の文化財といいつつも、やっぱり危険な 建物であるし、なかなか空調もきいていな くて、風通しも悪くて、不便な文化財であ ります。活用するならば、そういった躯体 も含めながら考えていただけたらというこ とで要望しておきます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかにございますか。森西

議員。

- ○森西正議員 今回、緊急を要するというこ とで補正を組まれておられますけれども、 基本的な考えをお聞かせいただきたいんで すけれども、今回、緊急での補正というこ とで、第3回の定例会に上程をということ ですが、これが次の第4回でも追加補正と いうことがあるのか、もしくは、今回、実 際予算を組まれて工事にかかったときに、 この予算だけでは済まなくなったりとか、 そういうことがある場合には、改めて補正 とか、もしくは来年度の当初にとかいうこ とを考えていかれるのか、もしくは、今回 は急を要することですから、不用額が生じ たときに流用とかいうことも考えがあるの か、その点、お考えをお聞きしたいと思い ます。
- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えをいたします。

今回の第2号、第3号、第4号と3回に わたる緊急補正でございますが、あくまで も緊急対応でございますが、当然、中身に ついては、執行に当たっては、しっかりと 分析し、経済性を発揮して、競争原理のも とでと思っておりますけれども、いかんせ ん、業者が不足しておって、なかなか思う ように運ばないという現状もございます が、なるだけ我々財政方としては、競争原 理を働かすような形で業者選定に努めてい きたい、また、早急に原状復帰をしていた だきたいと願っております。

それで、今後、工事を進めていく中で、 また補正はあるのかというご質疑でござい ますが、これはやってみないと何とも申せ ませんけれども、緊急を要してやったんで すけれども、どうしても費用が不足する場 合でありますとか、思いのほかかからなか った場合も出てこようかと思います。足ら ずは補正という形の考え方は持っておりますけども、不用額の流用に関しましては少し慎重に行いたいと考えております。 やはり目的外執行とならないように、最初の目的どおり、しっかりと予算を執行していきたい、そのように考えております。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 この工事に関して今ご答弁いただいたんですが、今、こういう状況でございます。建設関係がなかなか工事が前に進まないという状況がございます。今回、この補正をということでありますけれども、それが、今年度の平成30年度ということではなくて、場合によれば平成31年度ということもあり得るのか、その点お聞かせいただきたいと思います。
- ○藤浦雅彦議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えします。

工事にかかる際に、どうしても入札 等々、契約に至るまでは期間も要します し、年度内におさまらないケースも想定さ れます。そういった場合には、繰越明許と いうことで年度を繰り越すことも必要かと 思いますので、その際には繰越明許を使っ ていきたいと考えております。

- ○藤浦雅彦議長 森西議員。
- ○森西正議員 まず、今回補正を上げてとい うことで、これが通れば入札、そして工事 に入っていくということになると思います けれども、その場合には、先ほど野口議員 も質疑されていましたけれども、市民の方 からすると、その施設がいつまた使えるの かというところがあろうかと思いますの で、その点は、市からも市民に情報を開示 して、市民の方がお困りにならないよう に、その点は十分に努めていただきたいと 思いますので、よろしくお願いします。
- ○藤浦雅彦議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。 お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

議案第67号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第10号など6件を議題とします。

お諮りします。

本6件については、提案理由の説明を省 略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本6件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。安藤

議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党市会議員団を代表 して、議会議案第12号及び議会議案第1 4号に対する反対討論を行います。

まず、議会議案第12号、キャッシュレス社会の実現を求める意見書案についてです。

キャッシュレス化になることによって、 利便性が高まる側面は確かにあるものの、 これは、スマホやカードを持たない方、高 齢者や貧困層をはじめ、全ての人には対応 できないということがキャッシュレス化を 進めた外国でも現実としてあります。

また、本文中に記載のとおり、日本では、消費者が現金を持つことに不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持つているという中で、こうした国民の意識を置き去りに、日本再興戦略とか未来投資戦略といった政府の方針を一方的に後押しすることには賛同できません。キャッシュレス化の弊害も含め、慎重な議論を国に対しては求めるべきです。

次に、議会議案第14号、水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書案についてです

安定した水の供給のために、施設の老朽 化対策が重要であることは言うまでもあり ません。しかし、この意見書案の文面で、 記、2項で求めている広域連携や官民連携 の推進の記述については、国が今目指して いる水道事業の民営化の方向も後押しする 立場とも捉えられかねません。水道管老朽 化対策促進の名目で、市町村などが経営す る原則は維持しながら、民間企業に運営権 を売却できるコンセッション方式を盛り込 んだ水道法改正の動きも国会で出ているだ けに慎重であるべきです。 以上、この意見書案2件に対して賛成で きない理由を申し上げまして反対討論とい たします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。 議会議案第10号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第11号、議会議案第13号及び議会議案第15号を一括採決します。

本3件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本3件は 可決されました。

議会議案第12号及び議会議案第14号 を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の 方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。 以上で本日の日程は終了しました。 本日はこれで散会します。

(午後2時41分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤浦雅彦

摂津市議会議員 光 好 博 幸

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成30年9月26日

(第4日)

平成30年第3回摂津市議会定例会会議録

平成30年9月26日(水曜日) 午後3時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番 福 住 礼 子 番 藤 3 安 薫 上 明 5 番 村 英 7 番 野 南 直 司 9 番 弘 三 11番 好 義 治 13番 渡 辺 慎 吾 Ш 平 15番 香 良

松

嶋

本

野

暁

浩一朗

彦

2 番 藤 浦 雅 彦 4 番 野 П 博 毅 番 谷 6 水 Ш 8 番 中 嘉 彦 永 起 10番 増 和 12番 楢 村 臣 西 14番 森 正 三 16番 好 俊 範

光

市

好

18番

副

1 欠席議員 (0名)

17番

19番

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 正 森山 教 育 長 箸尾谷 知 也 総 務 部 長 井 П 久 和 環 境 部 長 雅 也 Щ 田 保健福祉部理事 井 志 平 貴 上下水道部長 Щ П 猛

市長公室長 Щ 本 和 憲 市民生活部長 野 村 眞 保健福祉部長 守 堤 設 長 井 建 部 土. 正 治 育 委 員 会 育 次 長 北 野 人 士 教育総務部長 監查委員 · 選挙管理 委員会 · 公平委員

長

奥

村

夫

良

博

幸

教育委員会 小林寿弘 次世代育成部長

消 防 長 明 原 修

安貝云・公平安貝 豊 田 拓 夫 会・固定資産評価審 豊 田 拓 夫 査委員会事務局長

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎

1 議 事 日 程

1,議長辞職許可の件2,議選第 1号 議長選挙の件3,副議長辞職許可の件

4, 議選第 2号 副議長選挙の件

5, 議案第 68号 監査委員の選任について同意を求める件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程5まで (午後3時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を 開きます。

本日の会議録署名議員は、福住議員及び 安藤議員を指名します。

この場で暫時休憩します。

(午後3時1分 休憩)

(午後3時2分 再開)

○弘豊副議長 それでは、休憩前に引き続き 再開します。

ただいま、藤浦議長から議長辞職願が提 出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加 し、直ちに議題とし、日程を繰り下げるこ とに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊副議長 異議なしと認め、そのように 決定しました。

日程1、議長辞職許可の件を議題としま す。

お諮りします。

藤浦議長の議長辞職を許可することに異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊副議長 異議なしと認め、そのように 決定しました。

議長辞職の挨拶を受けます。藤浦議員。 (藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 議長の退任に際しまして、 一言御礼のご挨拶を述べさせていただきま す。

皆様のご協力のもと、1年間、大過なく 無事に議長職を全うすることができました こと、この場をお借りいたしまして深く感 謝申し上げます。

なども歴任させていただくことができまし た。大変貴重な経験をさせていただくこと もできました。

これよりは、一市議会議員として、市議 会のますますの発展、そして、市民の皆さ んが住んでよかったと思っていただける魅 力的な摂津市の構築を目指して全力で頑張 ってまいりますので、どうぞよろしくお願 い申し上げます。大変ありがとうございま した。(拍手)

○弘豊副議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、 直ちに議題とし、日程を繰り下げることに 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊副議長 異議なしと認め、そのように 決定しました。

日程2、議選第1号、議長の選挙を行い ます。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊副議長 異議なしと認め、そのように 決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊副議長 異議なしと認め、そのように 決定しました。

嶋野議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました嶋野議員を当選人 と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

この間には、大阪府市議会議長会の会長 〇弘豊副議長 異議なしと認め、嶋野議員が

議長に当選されました。

嶋野議員が議場におられますので、当選 の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。嶋野議員。 (嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 ただいま第52代目の議 長を拝命することとなりました嶋野でござ います。

皆様方におかれましては、大変に温かい ご推挙をいただきまして、まことにありが とうございます。心より感謝を申し上げま

さて、我が市議会におきましては、この 間、さまざまな取り組みや改革が実践をさ れてまいりました。先日行われました一般 質問におきましては、質問されました全て の議員の皆さんが一問一答方式で質問をさ れましたし、また、その模様は、インター ネット中継を通じて多くの皆様方にご覧い ただいているところでございます。そし て、その模様は、議会だよりを通じまして も、また市民の皆様方の各ご自宅へと配ら れるわけでございますが、こういったこと をはじめとして、さまざまな改革が断行さ れてきた。それは、何よりも、この議場の 中で、皆様方にわかりやすい議論をしてい こうじゃないか、そして、本当に建設的な 議論をしていこうじゃないか、まさにその 証左であると私は理解をしているところで ございます。その精神をしっかりと引き継 いでいきながら、今後、議長として、皆様 方のご協力をいただきながら、1年間全う していきたいと思っているところでござい

どうか議員の皆様、そしてまた理事者の 皆様方の温かいご理解とご協力を賜ります ように心からお願い申し上げまして、議長 就任に当たりましてのご挨拶とさせていた だきます。1年間、どうかよろしくお願い いたします。(拍手)

○弘豊副議長 挨拶が終わりました。 この場で暫時休憩します。

(午後3時8分 休憩)

(午後3時9分 再開)

○嶋野浩一朗議長 休憩前に引き続き再開し

ただいま、弘副議長から副議長辞職願が 提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追 加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げる ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのよ うに決定しました。

日程3、副議長辞職許可の件を議題とし ます。

お諮りします。

弘副議長の副議長辞職を許可することに 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのよ うに決定しました。

副議長辞職の挨拶を受けます。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 副議長辞職に当たり、一言ご挨 拶を申し上げます。

藤浦議長をはじめ、多くの議員の皆様の ご協力、ご指導のおかげで、1年間無事に 職責を果たすことができましたこと、心よ りお礼を申し上げます。また、支えてくだ さった事務局職員の皆さん、本当にありが とうございました。

私は、この9月で議員になってちょうど 丸10年となりますが、この1年間は、こ

れまでとは違ったさまざまな経験をさせていただくことができました。その中で学んだことを生かし、今後も一議員として、市民の皆さんから寄せられる願いの実現と、そして市の発展のために力を尽くしていきたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○嶋野浩一朗議長 挨拶が終わりました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

福住議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました福住議員を当 選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、福住議員が副議長に当選されました。

福住議員が議場におられますので、当選 の告知をします。

副議長就任の挨拶を受けます。福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 ただいま皆様よりご推挙を いただきました福住礼子でございます。

もとより力不足ではございますが、摂津

市の発展のため、皆様と一緒に一生懸命務めていく決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。

今年の夏に経験をしました災害においては、さまざまな課題も出てまいりました。 微力ではございますが、嶋野議長を支えながら、議員の皆様と一緒に市政運営に取り組んでまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○嶋野浩一朗議長 挨拶が終わりました。 お諮りします。

この際、議案第68号を日程に追加し、 直ちに議題とし、日程を繰り下げることに 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議案第68号を議題とします。 本件の除斥に該当する野口議員の退席を 求めます。

(野口博議員退席)

○嶋野浩一朗議長 提案理由の説明を求めま す。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第68号、監査委員の選任 について同意を求める件につきまして、提 案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、嶋野浩一朗氏の辞職に伴いまして、野口博氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明 とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を 終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を 終わります。

議案第68号を採決します。

本件について、同意することに異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本件は 同意されました。

(野口博議員着席)

○嶋野浩一朗議長 お諮りします。 本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後3時14分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 藤浦雅彦

摂津市議会旧副議長 弘 豊

摂津市議会新議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 福住礼子

摂津市議会議員 安藤 薫

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成30年9月27日

(第5日)

平成30年第3回摂津市議会定例会会議録

平成30年9月27日(木曜日) 会場 午後3時 開 摂 津 市 議 会 議

1 出席議員 (19名)

1 番 福 住 礼 子 番 藤 3 安 薫 上 明 5 番 村 英 7 番 野 南 直 司 9 番 弘 三 11番 好 義 治 13番 渡 辺 慎 吾 Ш 平 15番 香 良 17番 松 本 暁 彦

2 番 藤 浦 雅 彦 4 番 野 П 博

毅 番 谷 6 水

Ш 8 番 中 彦

嘉

永 起 10番 増 和 12番 楢 村 臣

西 14番 森 正

三 16番 好 俊 範

博 18番 光 好 幸

1 欠席議員 (0名)

19番

1 地方自治法第121条による出席者

嶋

野

浩一朗

市 長 正 森山 教 育 長 箸尾谷 知 也 総 務 部 長 井 П 久 和 環 境 部 長 雅 也 Щ 田 保健福祉部理事 井 志 平 貴 上下水道部長 Щ П 猛

教育委員会 林 寿 弘 小

消 防 長 明 原 修 副 市 長 奥 村 夫 良 市長公室長 Щ 本 和 憲 市民生活部長 野 村 眞 保健福祉部長 守 堤 設 長 井 建 部 土. 正 治 育 委 員 会 育 次 長 北 野 人 士 教育総務部長 監查委員 · 選挙管理

委員会 · 公平委員 豊 会・固定資産評価審 查委員会事務局長

田 拓 夫

1 出席した議会事務局職員

次世代育成部長

事 務 長 藤 井 智 哉 局

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎 1 議 事 日 程

1, 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

2, 特別委員会委員選任の件

3, 議 選第 3号 淀川右岸水防事務組合議員補欠選挙の件

4, 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程4まで

(午後3時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議 を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び村上議員を指名します。

日程1、常任委員会委員及び議会運営委 員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告を します。本日、野口議員及び福住議員から 駅前等再開発特別委員会委員を、野口議員 及び水谷議員から総合計画及び総合戦略等 調査特別委員会委員を辞任したい旨の届け 出がございました。これを許可したことを 報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員及び総合計 画及び総合戦略等調査特別委員会委員は、 配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、淀川右岸水防事務組合議会議員 の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議 題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議選第3号、淀川右岸水防事務 組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

香川議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました香川議員を当選人 と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、香川議 員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選 されました。

香川議員が議場におられますので、当選 の告知をします。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査すること に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成 30年第3回摂津市議会定例会を閉会しま す。

(午後3時3分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長	嶋	野	浩一朗

摂津市議会議員 野口 博

摂津市議会議員 村 上 英 明

☆ 添 付 資 料

平成30年第3回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内容	開議時刻
9 / 4	火	本会議(第1日)	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
			(議会議案届出締切 17:15)	
5	水		文教上下水道常任委員会 (第二委員会室)	10:00
			民生常任委員会(301会議室)	10:00
6	木		総務建設常任委員会(301会議室)	10:00
			(常任委員会予備日)	
			(一般質問届出締切 12:00)	
7	金			
8	\oplus			
9				
10	月		(常任委員会予備日)	
11	火			
12	水			
13	木			
14	金			
15	\oplus			
16				
17	月			
18	火			
19	水		議会運営委員会(第一委員会室)	10:00
20	木			
21		本会議(第2日)	一般質問	10:00
22	\oplus			
23				
24				
25	火	本会議(第3日)	一般質問・委員長報告(休会分)・議会議案	10:00
26	水	本会議(第4日)	役員選出	15:00
27	木	本会議(第5日)	役員選出	15:00
			議会運営委員会(第一委員会室)	本会議終了後

議 案 付 託 表

平成30年第3回定例会

〈総務建設常任委員会〉

認定 第 1 号 平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

認定 第 5 号 平成29年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

議案 第 53 号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分

議案 第 61 号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件

議案 第 66 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

認定 第 1 号 平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

認定 第 2 号 平成29年度摂津市水道事業会計決算認定の件

認定 第 3 号 平成29年度摂津市下水道事業会計決算認定の件

議案 第 53 号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分

議案 第 54 号 平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案 第 62 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

認定 第 1 号 平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

認定 第 4 号 平成29年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

認定 第 6 号 平成29年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定

の件

認定 第 7 号 平成29年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

認定 第 8 号 平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

議案 第 53 号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分

議案 第 55 号 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案 第 56 号 平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案 第 60 号 摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件

議案 第 63 号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件

議案 第 64 号 摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制

定の件

議案 第 65 号 摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人

員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

認定 第 1 号 平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

認定 第 1 号 平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

平成30年 第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

	1番	松本暁彦議員	2番	楢村一臣議員	3番	村上英明議員
--	----	--------	----	--------	----	--------

4番 光好博幸議員 5番 水谷毅議員 6番 福住礼子議員

7番 中川嘉彦議員 8番 安藤薫議員 9番 南野直司議員

10番 增永和起議員 11番 森西正議員 12番 渡辺慎吾議員

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 松本暁彦議員

- 1 本市における健都まちづくりの目指す方向性について
- 2 子育て世代を取り込む幼児の健康教育推進について
- 3 広報の健都まちづくり等のシティプロモーションにおける役割について
- 4 少数精鋭体制推進のための市の働き方改革の対応について
- 5 公共施設等総合管理計画における市民の合意形成等の必要性について
- 6 大阪北部地震及び西日本豪雨での教訓について
 - (1) 全部署での詳細な教訓資料収集の重要性について
 - (2) 自助・共助・公助の役割の見直しについて
 - (3) 消防のコストとリスク管理とのバランスについて
 - (4) 災害が頻発する現状とその対策の向上について

2番 楢村一臣議員

- 1 災害対策について
- 2 学童保育の委託について

3番 村上英明議員

- 1 小中学校の体育館へのクーラー設置について
- 2 学童保育の民間委託について
- 3 校区連合自治会等への補助金制度について
- 4 避難所運営の模擬訓練と自主電源確保について

4番 光好博幸議員

- 1 空き家対策について
- 2 豪雨対策について
 - (1)浸水対策について
 - (2) 避難のあり方について
- 3 地域コミュニティ活性化について
- 4 鳥飼地域の魅力化について

5番 水谷毅議員

- 1 災害発生時の対応について
- 2 災害対応における情報伝達について
- 3 高齢者と子どもの自転車事故防止対策と保険について
- 4 せっつ市民ハンドブックの更新について

6番 福住礼子議員

- 1 摂津市の障がい者雇用の実態と自治体として目標値を達成することについて
- 2 スポーツを通して障がい者の社会参加を広げることについて
- 3 肺炎球菌ワクチンの定期接種における救済措置の必要性について
- 4 認知症サポーターが活動できる場づくりについて

7番 中川嘉彦議員

1 正雀地域のまちづくりと活性化について

8番 安藤薫議員

- 1 学童保育の民間委託計画を見直し、直営で延長保育、毎土曜日の開室、高学年受け入れなどの充実を図ることについて
- 2 小学校給食調理業務の民間委託の検証・評価及び、自校調理全員喫食の中学校給食へ改善 を図ることについて
- 3 大阪北部地震の被害に対する公的支援策の運用と充実及び、台風21号被害への対応について
- 4 安威川の堆積土砂、樹木対策について

9番 南野直司議員

- 1 大阪北部地震及び、台風21号に対する被災者支援制度について
 - (1) 災害見舞金の給付について
 - (2) 被災住宅修繕支援金制度について
 - (3) 屋根などへの応急処置に対応するための備蓄品について
- 2 子どもたちの安全対策について
 - (1) 地震や台風など自然災害に対する通学路の安全対策について
 - (2) 子ども安全対策係の設置について

10番 增永和起議員

- 1 国民健康保険の黒字を基金に積むのではなく、保険料引き下げに使うことについて
- 2 介護保険の保険料引き下げと保険料・利用料の減免について
- 3 生活保護基準の改悪と利用者の権利を守ることについて
- 4 災害時の避難所・備蓄品・情報提供・住民周知について

11番 森西正議員

- 1 学童保育室の民間委託について
- 2 空き家対策の進捗状況について
- 3 大阪北部地震、台風21号における対応について

12番 渡辺慎吾議員

- 1 防災対策について
- 2 JR東海との裁判について
- 3 入札について

平成30年第3回定例会

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委 員 会 名	委員長	副委員長	委員
総務建設	渡辺 慎吾	村上英明	野口 博 南野 直司 三好 義治
常任委員会	優也 原音	竹工	香川 良平 松本 暁彦
文教上下水道	安藤 薫	 楢村 一臣	水谷 毅 弘 豊 三好 俊範
常任委員会	安藤 薫	個別 一足 	嶋野浩一朗
民生常任委員会	森西 正	増永和起	福住 礼子 藤浦 雅彦 中川 嘉彦
戊生吊仕安貝云	米 四 正		光好 博幸

《議会運営委員会》

委 員 会 名	委員長	副委員長	委員
議会運営委員会	松本 暁彦	村上英明	増永 和起 楢村 一臣 森西 正

特別委員会委員選任の件

委 員 会 名	委員長	副委員長	委員
駅前等再開発	藤浦 雅彦		 楢村 一臣 森西 正 松本 暁彦
特別委員会	一 旅	五 豆	
総合計画及び			
総合戦略等調査	三好 義治	光好 博幸	安藤 薫 南野 直司 香川 良平
特別委員会			

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成30年第3回定例会)

調査事件	調査期限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議次結果 議案		件名	議決月日	結果
議案	第 57 号	教育長の任命について同意を求める件	9月4日	同意
議案	第 58 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	9月4日	同意
報告	第7号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の件	9月4日	承認
報告	第 8 号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 報告の件	(9月4日	報告)
認定	第1号	平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定	第 2 号	平成29年度摂津市水道事業会計決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定	第 3 号	平成29年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定	第 4 号	平成29年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定	第 5 号	平成29年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の 件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定	第 6 号	平成29年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳 入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定	第 7 号	平成29年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定	第 8 号	平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
議案	第 53 号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)	9月25日	可決
議案	第 54 号	平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)	9月25日	可決
議案	第 55 号	平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	9月25日	可決
議案	第 56 号	平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	9月25日	可決
議案	第 59 号	損害賠償の額を定める件	9月4日	可決
議案	第 60 号	摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件	9月25日	可決
議案	第 61 号	摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件	9月25日	可決
議案	第 62 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例制定の件	9月25日	可決
議案	第 63 号	摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件	9月25日	可決
議案	第 64 号	摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防 サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例制定の件	9月25日	可決
議案	第 65 号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例制定の件	9月25日	可決
議案	第 66 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	9月25日	可決
議案	第 67 号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第4号)	9月25日	可決
議会議案	第 10 号	日米地位協定の抜本的改正を求める意見書の件	9月25日	可決
1			l l	

障がい者雇用の水増し問題に関する意見書の件	9月25日	可決
キャッシュレス社会の実現を求める意見書の件	9月25日	可決
児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の件	9月25日	可決
水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の件	9月25日	可決
地方消費者行政に対する実効性ある財政支援の拡充を求める 意見書の件	9月25日	可決
議長辞職許可の件	9月26日	可決
議長選挙の件	9月26日	決定
副議長辞職許可の件	9月26日	可決
副議長選挙の件	9月26日	決定
監査委員の選任について同意を求める件	9月26日	同意
常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	9月27日	選任
特別委員会委員選任の件	9月27日	選任
淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	9月27日	決定
議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	9月27日	閉会中の 継続調査
	意見書の件 議長辞職許可の件 議長選挙の件 副議長辞職許可の件 副議長選挙の件 監査委員の選任について同意を求める件 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 特別委員会委員選任の件 定川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	キャッシュレス社会の実現を求める意見書の件9月25日児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の件9月25日水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の件9月25日地方消費者行政に対する実効性ある財政支援の拡充を求める 意見書の件9月25日議長辞職許可の件9月26日副議長辞職許可の件9月26日副議長辞職許可の件9月26日副議長選挙の件9月26日監査委員の選任について同意を求める件9月26日常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件9月27日特別委員会委員選任の件9月27日淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件9月27日